

白石町地域防災計画

令和 6 年度



白石町防災会議

目次

第1編 総 則	- 1 -
第1章 総 則	- 1 -
第1節 計画の目的	- 1 -
第2節 計画の性格	- 1 -
第3節 計画の構成	- 1 -
第4節 防災の基本理念	- 2 -
第5節 計画の推進	- 2 -
第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	- 3 -
第1節 実施責任	- 3 -
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	- 4 -
第3章 白石町の概況	- 14 -
第1節 自然的環境	- 14 -
第2節 社会的環境	- 15 -
第2編 風水害対策	- 17 -
第1章 総 則	- 17 -
第1節 計画の目的	- 17 -
第2節 これまでの風水害被害	- 17 -
第3節 計画の前提	- 18 -
第2章 災害予防対策計画	- 19 -
第1節 安全・安心な町土づくり	- 19 -
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	- 29 -
第3節 町民等の防災活動の推進	- 60 -
第4節 防災営農体制の確立	- 68 -
第5節 技術者の育成・確保	- 68 -
第6節 孤立防止対策計画	- 69 -
第3章 災害応急対策計画	- 70 -
第1節 活動体制	- 70 -
第3節 災害情報の収集・連絡、報告	- 89 -
第4節 労務確保計画	- 96 -
第5節 従事命令及び協力命令	- 96 -
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	- 99 -
第7節 応援協力体制	- 105 -
第8節 通信計画	- 112 -
第9節 救助活動計画	- 114 -
第10節 保健医療活動計画	- 117 -
第11節 救急活動計画	- 122 -
第12節 惨事対応対策	- 123 -
第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動	- 124 -
第14節 避難計画	- 125 -
第15節 応急住宅対策計画	- 139 -
第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画	- 142 -
第17節 交通及び輸送対策計画	- 144 -
第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	- 150 -

第19節 広報、被災者相談計画	- 157 -
第20節 文教対策計画	- 160 -
第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	- 163 -
第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画	- 165 -
第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達	- 167 -
第24節 福祉サービスの提供計画	- 167 -
第25節 ボランティアの活動対策計画	- 169 -
第26節 外国人対策	- 171 -
第27節 帰宅困難者対策	- 171 -
第28節 義援物資、義援金対策計画	- 171 -
第29節 災害救助法の適用	- 174 -
第30節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	- 177 -
第31節 廃棄物の処理計画	- 178 -
第32節 防疫計画	- 180 -
第33節 保健衛生計画	- 182 -
第34節 病虫害防除、動物の管理等計画	- 182 -
第35節 危険物等の保安計画	- 183 -
第36節 石油等の大量流出の防除対策計画	- 186 -
第37節 応急金融対策（県計画）	- 187 -
第38節 孤立地域対策活動	- 188 -
第39節 生活再建対策	- 189 -
第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	- 189 -
第4章 災害復旧・復興計画	- 190 -
第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	- 190 -
第2節 被災者の生活再建等への支援	- 192 -
第3節 地域の経済復興の推進（県）	- 196 -
第3編 地震・津波災害対策	- 199 -
第1章 総則	- 199 -
第1節 計画の目的	- 199 -
第2節 これまでの地震・津波被害	- 199 -
第2章 災害予防対策計画	- 200 -
第1節 安全・安心な町土づくり	- 200 -
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	- 212 -
第3節 地震被害の想定	- 241 -
第4節 町民等の防災活動の推進	- 253 -
第5節 技術者の育成・確保	- 260 -
第6節 孤立防止対策計画	- 260 -
第3章 災害応急対策計画	- 261 -
第1節 活動体制	- 261 -
第2節 地震、津波の情報伝達	- 275 -
第3節 災害情報の収集・連絡、報告	- 282 -
第4節 労務確保計画	- 289 -
第5節 従事命令及び協力命令	- 290 -
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	- 293 -
第7節 応援協力体制	- 298 -

第8節 通信計画	- 304 -
第9節 救助活動計画	- 306 -
第10節 保健医療活動計画	- 309 -
第11節 消防活動計画	- 314 -
第12節 惨事ストレス対策	- 316 -
第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動	- 316 -
第14節 避難計画	- 317 -
第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動	- 328 -
第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	- 331 -
第17節 交通及び輸送対策計画	- 334 -
第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	- 339 -
第19節 広報、被災者相談計画	- 346 -
第20節 文教対策計画	- 349 -
第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画	- 352 -
第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画	- 354 -
第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達	- 355 -
第24節 福祉サービスの提供計画	- 356 -
第25節 ボランティアの活動対策計画	- 358 -
第26節 外国人対策	- 360 -
第27節 帰宅困難者対策	- 360 -
第28節 義援物資、義援金対策計画	- 360 -
第29節 災害救助法の適用	- 363 -
第30節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	- 366 -
第31節 廃棄物の処理計画	- 367 -
第32節 防疫計画	- 369 -
第33節 保健衛生計画	- 370 -
第34節 動物の管理、飼料の確保等計画	- 371 -
第35節 危険物等の保安計画	- 371 -
第36節 石油等の大量流出の防除対策計画	- 375 -
第37節 応急金融対策	- 377 -
第38節 孤立地域対策活動	- 378 -
第39節 生活再建計画	- 379 -
第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	- 379 -
第4章 災害復旧・復興計画	- 380 -
第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	- 380 -
第2節 被災者の生活再建等への支援	- 382 -
第3節 地域の経済復興の推進	- 387 -
第5章 津波災害対策	- 388 -
第1節 災害予防対策計画	- 388 -
第2節 災害応急対策計画	- 391 -
第4編 原子力災害対策	- 402 -
第1章 総則	- 402 -
第1節 計画の目的	- 402 -
第2節 計画の性格	- 402 -
第3節 原子力発電所からの距離	- 402 -

第4節 災害想定と所掌事務	- 402 -
第2章 災害予防対策計画	- 404 -
第1節 災害予防対策	- 404 -
第3章 災害応急対策計画	- 407 -
第1節 災害応急対策	- 407 -
第4章 災害復旧対策計画	- 420 -
第1節 災害復旧対策	- 420 -
第5編 その他災害対策	- 424 -
第1章 総則	- 424 -
第2章 航空災害対策	- 424 -
第1節 災害予防対策計画	- 424 -
第2節 災害応急対策計画	- 428 -
第3章 林野火災対策	- 436 -
第1節 災害予防対策計画	- 436 -
第2節 災害応急対策計画	- 439 -
第3節 災害復旧計画	- 449 -
第4章 海上災害対策	- 450 -
第1節 災害予防対策計画	- 450 -
第2節 災害応急対策計画	- 452 -
第3節 災害復旧計画	- 462 -
第5章 大規模火事災害対策	- 463 -
第1節 災害予防対策計画	- 463 -
第2節 災害応急対策計画	- 468 -
第3節 災害復旧・復興計画	- 480 -
第6章 鉄道災害対策	- 481 -
第1節 災害予防対策計画	- 481 -
第2節 災害応急対策計画	- 483 -
第6編 資料	- 493 -
災害危険箇所に関する事項	- 493 -
1. 重要水防区間	- 493 -
2. 地すべり危険箇所	- 493 -
3. 土石流危険流域	- 494 -
4. 急傾斜地崩壊危険箇所 1/2	- 495 -
4. 急傾斜地崩壊危険箇所 2/2	- 496 -
5. 山腹崩壊危険箇所	- 496 -
6. 土砂災害警戒区域 1/2	- 497 -
6. 土砂災害警戒区域 2/2	- 498 -
気象予警報に関する事項	- 499 -
1. 地方気象台が発表する注意報、警報の種類	- 499 -
災害情報の収集・報告に関する事項	- 502 -
1. 被災状況判定基準(被害報告取扱要領)	- 502 -
2. 県への災害報告要領	- 507 -
避難所に関する事項	- 508 -
1. 指定緊急避難場所	- 508 -
2. 指定避難所一覧	- 509 -

3. 各指定緊急避難場所における避難誘導責任者	- 510 -
4. 各指定避難所における避難誘導責任者及び避難所管理者等	- 510 -
5. 避難対象地区及び予想される危険	- 511 -
6. 避難指示等における避難行動の目安	- 512 -
航空輸送に関する事項	- 512 -
1. 緊急ヘリポート	- 512 -
消防団に関する事項	- 513 -
1. 消防団組織図	- 513 -
2. 消防団消防施設整備状況	- 514 -
条例、規則に関する事項	- 515 -
白石町防災会議条例	- 515 -
白石町防災会議委員	- 517 -
災害対策本部等職員配備要綱	- 519 -
避難活動等実施要綱	- 525 -
防災上配慮を要する者の利用する施設(要配慮者関連施設)	- 528 -
白石町防災行政無線施設	- 529 -
各種様式	- 531 -
様式第1号(災害情報)	- 531 -
様式第2号(被害状況報告)	- 532 -
様式第3号(住民避難等報告)	- 533 -
様式第4号(設備、物件事前予告)	- 534 -
様式第5号(報道機関等災害状況発表内容)	- 535 -
様式第6号(義援物資・義援金受付受領書及び控え)	- 536 -
様式第7号-1(義援物資受付整理簿)	- 537 -
様式第7号-2(義援金受付整理簿)	- 538 -
様式第8号(公用交付令書)	- 539 -
様式第9号(公用変更令書)	- 540 -
様式第10号(公用取消令書)	- 541 -
様式第11号(自衛隊派遣要請依頼書)	- 542 -
様式第12号(自衛隊派遣撤収要請依頼書)	- 543 -
様式第13号(罹災世帯名簿)	- 544 -
様式第14号(罹災証明書)	- 545 -
様式第15号(職員参集記録票及び報告書)	- 546 -
様式第16号(避難者カード)	- 547 -
様式第17号(避難者名簿)	- 549 -

総 則

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、白石町防災会議が作成するものであり、本町の地域に係る防災に関し、町（消防機関を含む）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、白石町の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

1. 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成す防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、白石町の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
3. 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧・復興
 を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
4. 今後、防災基本計画若しくは防災業務計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画と整合し、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次のとおり6編をもって構成する。

1. 第1編 総 則
2. 第2編 風水害対策
3. 第3編 地震・津波災害対策
4. 第4編 原子力災害対策
5. 第5編 その他災害対策
6. 第6編 資料・様式編

第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第5編その他災害対策には、航空災害対策、林野火災対策、海上災害対策、大規模火事災害対策及び鉄道災害対策について特記すべき事項を記述している。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

しかしながら、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

1. 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策の改善を図ることとする。また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2. 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3. 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

1. 計画の作成

この計画を作成するにあたっては、平成17年1月に合併した「白石町」に適應する計画づくりを行うため、旧白石町、旧福富町、旧有明町の地域防災計画の内容を総合的に精査、統合し、佐賀県地域防災計画を基盤として作成を行なっている。

2. 計画の推進

町の関係部門はもとより、各防災関係機関及び町民は、できる限り本計画等の趣旨を尊重し、特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層実するため、この計画に定めた各種計画・対策等の推進にあたることとする。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1. 町

町は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

3. 消防署

消防署は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防御、被害の軽減のための防災活動を実施する。

4. 県

県は、災害が市町の区域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町（消防機関を含む。）で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町（消防機関を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

5. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び町（消防機関を含む）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6. 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に基づき、災害派遣を実施する。

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8. 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

白石町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

9. 町民

町民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

10. 町内事業者

町内事業者は、平常時より、従業員に防災意識の啓発を行うとともに防災対策を行い、災害時には従業員及び来訪者の安全確保に努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。また、町民及び町内事業者は、次の項目について措置するものとする。

1. 町

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 防災会議及び町災害対策本部に関すること
(2) 防災に関する調査、研究に関すること
(3) 町土保全事業等に関すること
(4) 防災に関する組織の整備に関すること
(5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
(6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること
(7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること
(8) 町内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること
(9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること
(10) 災害時の広報に関すること
(11) 避難の指示等に関すること
(12) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (13) 災害時における消防団との連絡調整に関する事 (14) 消防活動に関する事 (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援(収容を含む)に関する事 (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事 (17) 被災町有施設及び設備の応急措置に関する事 (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関する事 (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事 (20) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関する事 (21) 他の市町との相互応援に関する事 (22) 災害時の文教対策に関する事 (23) 災害復旧・復興の実施に関する事 (24) その他町の所掌事務についての防災対策に関する事 |
|---|

2. 県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関する事 (2) 警察通信確保に関する事 (3) 関係機関との連絡調整に関する事 (4) 災害装備資機材の確保に関する事 (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 (6) 防災知識の普及に関する事 (7) 災害情報の収集及び伝達に関する事 (8) 被害実態の把握に関する事 (9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 (10) 行方不明者の調査に関する事 (11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 (12) 不法事案等の予防及び取締りに関する事 (13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事 (14) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 (15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 (16) 広報活動に関する事 (17) 死体の見分・検視に関する事

3. 消防署（杵藤地区広域市町村圏組合、白石消防署）

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する設備及び資機材の整備に関すること (3) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (4) 消防活動に関すること (5) 被災者の救助、救急活動に関すること (6) 他の消防機関等との相互応援に関すること (7) 町の防災活動の援助に関すること (8) その他署の所掌事務についての防災対策に関すること

4. 県（佐賀県、土木事務所、農林事務所等）

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること (3) 防災に関する調査、研究に関すること (4) 県土保全事業等に関すること (5) 防災に関する組織の整備に関すること (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること (10) 災害時の広報に関すること (11) 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること (13) 防疫その他保健衛生に関すること (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (16) 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること (17) ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること (18) 自衛隊の災害派遣に関すること (19) 他の都道府県との相互応援に関すること (20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること (21) 災害時の文教対策に関すること (22) 災害復旧・復興の実施に関すること (23) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

5. 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局 (1) 九州管区警察局	① 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ② 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ③ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ④ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ⑤ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ⑥ 災害時における警察通信の運用に関する事 ⑦ 津波予報の伝達に関する事
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	① 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ② 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の、適切な短期貸付の措置に関する事 ③ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ④ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ⑤ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事
(3) 九州厚生局	① 災害状況の情報収集 ② 関係職員の現地派遣 ③ 関係機関との連絡調整
(4) 九州農政局	① 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関する事 ② 農作物、農地農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事 ③ 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関する事 ④ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関する事 ⑤ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事 ⑥ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急付等に関する事 ⑦ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関する事 ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関する事 ⑨ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関する事

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	① 森林治山による災害防止に関すること ② 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ③ 災害対策用木材(国有林)の払下げに関すること ④ 林野火災対策に関すること
(6) 九州経済産業局	① 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ② 災害時の物価安定対策に関すること ③ 被災商工業者への支援に関すること
(7) 九州産業保安監督部	① 鉱山における災害の防止に関すること ② 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること ③ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること
(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局) (佐賀運輸支局唐津庁舎)	① 災害時における輸送用車両のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ② 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ③ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ④ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること
(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所) (佐賀空港出張所)	① 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ② 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ③ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
(10) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部) (三池海上保安部)	① 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること ② 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ③ 海上災害に関する指導啓蒙、訓練に関すること
(11) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	① 気象等(地震及び火山現象を除く)に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること ② 指定河川の洪水予報の発表及び伝達に関すること ③ 津波予報・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること ④ 災害時における気象資料の提供に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(12) 九州総合通信局	① 非常通信体制の整備に関すること ② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ③ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出に関すること ④ 災害時における電気通信の確保に関すること ⑤ 非常通信の統制、管理に関すること ⑥ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
(13) 佐賀労働局	① 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること
(14) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所) (武雄河川事務所) (筑後川河川事務所) (唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ③ 水防警報の発表及び伝達に関すること ④ 水防活動の指導に関すること ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関すること ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関すること ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施

6. 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること (2) 災害救助のため防衛庁の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7. 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	① 電気通信設備及び付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 気象警報、津波警報の伝達に関すること ③ 災害時における通信の確保に関すること
(2) 株式会社NTTコム (佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(5) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	① 通貨の円滑な供給確保に関すること ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること
(6) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	① 災害時における医療救護の実施に関すること ② 災害時における血液製剤の供給に関すること ③ 義援金品の募集、配分に関すること ④ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること
(7) 日本放送協会 (佐賀放送局)	① 県民に対する防災知識の普及に関すること ② 気象(津波)予警報等の周知に関すること ③ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関すること ④ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること
(8) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、 久留米管理事務所、 長崎高速道路事務所)	① 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること
(9) 九州旅客鉄道(株)	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(10) 日本貨物鉄道(株) (九州支社)	① 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(11) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(12) 九州電力株式会社 (佐賀支店)	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における電力供給の確保に関すること
(13) 日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	① 災害時における郵政業務の確保に関すること ② 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること

8. 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 地方独立行政法人 佐賀医療センター好生館	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会	① LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する こと
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	① 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	① 町民に対する防災知識の普及に関すること
(6) 株式会社サッポロテレビ	② 気象(津波)予警報等の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	③ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関する こと
(8) 九州朝日放送株式会社	
(9) 一般社団法人佐賀県医師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(10) 公益社団法人佐賀県栄養士会	① 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(11) 公益社団法人佐賀県看護協会	① 災害時における看護、保健指導に関すること
(12) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 身元確認に対する協力に関すること
(13) 一般社団法人佐賀県薬剤師会	① 災害時における医療救護活動への協力に関すること ② 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(14) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	① 災害ボランティアに関すること ② 生活福祉資金に関すること ③ 町、県が行う被災者状況調査の協力に関すること
(15) 一般社団法人佐賀県建設業協会	① 災害時における公共施設の応急対策の協力に関すること

9. 公共の団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 農業協同組合 農業共済組合 森林組合 漁業協同組合	① 町、県が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(2) 商工会	① 町が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
(3) 佐賀県地域婦人連絡協議会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること(被災者支援及び女性の視 点を生かした災害対策の推進)

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(4) 公益社団法人佐賀県福祉士会及び社団法人佐賀県介護福祉会	② 県域内の災害対策に対する助言に関すること（各会が関わる分野における被災者、要配慮者の支援等の災害対策の推進）
(5) 佐賀県民生委員児童委員協議会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の安全及び要配慮者対策を中心とした地域における災害対策の推進）
(6) 佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県身体障害児者施設協議会、佐賀県知的障害者福祉協会、佐賀県保育会、社団法人佐賀県私立幼稚園連合会及び佐賀県私立中学高等学校協会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（それぞれの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策推進（必要に応じて他の機関団体との協力））
(7) 特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（難病患者等に関する災害対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域における自立的な災害対策の推進）
(9) 佐賀県公民館連合会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（地域の防災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 公益財団法人佐賀県国際交流協会	① 県域内の災害対策に対する助言に関すること（外国人に関する災害対策の推進）
(11) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	① 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設、防災管理、及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における給水の確保に関すること
(12) 電気通信事業者（NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を除く）	① 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時における通信の確保に関すること
(13) 株式会社ケーブルワン	① 気象予報等の周知に関すること ② 災害情報（被害状況・応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(14) 都市ガス事業者、液化ガス(LP)事業者	① ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ② 災害時におけるガス供給の確保に関すること
(15) 佐賀大学医学部付属病院	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(16) 病院等医療施設の 管理者	① 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ② 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(17) 社会福祉施設の管 理者	① 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
(18) 私立学校等の施設 者等	① 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること ② 災害時における文教対策の実施に関すること
(19) 道路・下水道施設・ 河川・砂防施設等・治山 施設等・港湾・漁港・農 業用排水施設の核管 理者、海岸管理者・施行 者	① 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(20) 危険物施設等の管 理者	① 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性 物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること
(21) 鉄道事業者	① 鉄道設備等の整備、防災管理及び災害時の復旧に関すること ② 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ③ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること
(22) 一般社団法人佐賀 災害支援プラットフォ ーム	① 災害支援要請に対するボランティア派遣の総合調整に関すること ② ボランティア団体が行う活動状況・内容等に関する情報の提供 ③ 一般ボランティア派とCSO等ボランティア団体との総合調整に関す ること ④ 避難所等における被災者への支援
(23) その他法令又はこ の計画により防災に関 する責務を有する者	① 法令又はこの計画に定められた防災計画に関すること

10. 町民

と る べ き 措 置
(1) 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保
(2) 地域における相互協力
(3) 要配慮者の安全確認、避難誘導
(4) 平常時における食品、飲料水、生活物資の備蓄
(5) その他、町、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

11. 事業所

と る べ き 措 置
(1) 事業活動における各種防災対策の実施 (2) 災害時における従業員、来訪者の安全確保 (3) 保有能力を活用した町民の安全確保への協力 (4) その他、町、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第3章 白石町の概況

第1節 自然的環境

1. 位置・地勢

白石町は、佐賀県の南西部、佐賀市中心部から25km圏内に位置し、北は六角川を境に大町町、江北町、小城市に、西は武雄市及び嬉野市に、南は塩田川を境に鹿島市に接し、東南部は有明海に面している。

町西方の杵島山系から東方へ広がる広大な白石平野は、古く弥生時代から自然陸化し、中世より現代まで幾多の干拓事業で造成された土地であり、特色としては粘質土壌で、米・麦、野菜、施設園芸等の農業好適地帯となっている。

また、六角川や塩田川をはじめとする川は、地域にうるおいを与えながら、宝の海とも言われる有明海に注いでいる。

このように新町全体をみると、山と平野、川と海といった美しく個性豊かな自然が一体として揃っている。



2. 気象状況

本町の気象は、平均気温16.1℃と比較的温暖である。年平均降水量は約1,822mm程度と、県平均より気温及び降水量ともにやや少なくなっている。

また、本町は台風の常襲地帯であるため、風雨による被害を時々受けている。

3. 気象災害発生の特徴

本町で発生する災害の多くは大雨による低地の浸水である。また、暴風雨による六角川、塩田川及びその支流河川の氾濫、堤防の決壊、高潮、風害が想定される。

これは、感潮河川である六角川及び塩田川は、干満の差が5mに及ぶ有明海に直結しているため、満潮及び台風等による異常高潮時において、河川の排水が不能となることが起因しており、堤防の決壊、堤防からの水のあふれ、氾濫の原因となっている。

また、各河川の排水施設は有明海の潮位の関係上常時開放して自然排水をすることが不可能であるため、平坦部においても、各河川の排水機能不良に起因する洪水や浸水が発生し、常習災害を発生させている。

これらの災害は、その種類毎に発生しやすい時期があり、大雨のように暖候時期に発生しやすいものの、暴風雨のように夏から秋にかけて発生するものなど、気象災害が発生するような陰悪な気象状態が現れるとともに、これらに対応して災害を蒙りやすい環境の存在が条件となることは明らかであるが、近年においては、異常気象の発生や生活様式等の変化により、災害の発生する態様も変化している。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

1. 3町合併による町域の拡大、生活様式の多様化
2. 建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
3. 公園、オープンスペースといった土地利用の状況
4. 高齢化、国際化に伴う高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加
5. ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大

《第 2 編 風水害対策》

第2編 風水害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白石町防災会議が作成する白石町地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、町並びに防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 これまでの風水害被害

本町は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。その主なものの特徴は、次のとおりである。

1. 大 雨

本町で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月～7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の約63%と最も多い。

また、8月～9月は台風や秋雨前線等で年間の約20%を占めている。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の非常に激しい雨は、梅雨期間の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

- (1) 短時間(1～3時間)に集中して降る
- (2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- (3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

2. 台風による暴風雨

本町は、台風が来襲する頻度が高い。

台風は平均(統計期間:1981～2010年)すると1年間に約26個発生しており、その中の約11個が日本の300km以内に接近し、更にその中の約3個が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近し、その中の約1個が九州に上陸している。ただし、9個の台風が九州北部地方に接近した年(2004年)もあれば、1個も接近しなかった年(1988年、2001年)もあるなど、年による変動も大きい。

台風の接近で、大雨や暴風、高波、高潮などの顕著な気象現象が発生し、これまで度々大きな気象災害が発生している。

3. 高潮

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

4. 地すべり等

本町西部には、地形的、地質的に不安定な山地丘陵地帯があり、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の発生する危険性が高い。

5. 竜巻

竜巻は、激しい空気の渦巻で、大きな積乱雲の底から漏斗状に雲が垂れさがり、陸上では巻き上がる砂塵、海上では水柱を伴う。

本県においても、過去に度々竜巻による被害が生じている。

【資料編】

・土石流危険流域、急傾斜地崩壊危険箇所等一覧 (P521～P525)

第3節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1. 豪雨・大雨(洪水)

- (1) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。
- (2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

2. 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

3. 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

4. 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、土砂崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

5. 大雪

昭和38年1月～2月、43年、平成28年のような大雪が今後も発生することを予想する。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

国、県、町及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、計画を上回る災害が発生しても、施設等の効果が粘り強く発揮できるようにするものとする。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

国、県及び町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

また、国、県及び町は令和元年からわずか2年の間に、同じ地域に内水氾濫被害が発生したことを受け、内水氾濫軽減のための対策や、内水状況の把握を進めていく。

国、県及び町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、県及び町は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。県及び町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第1項 町土保全施設の整備

災害を未然に防止するため及び被害を最小限に止めるため、風水害に先行した治山、治水等の防災基盤の抜本的な整備と対策が必要であるため、以下の方針に基づき総合的かつ計画的に事業の推進を図るものとする。

1. 杵島山麓地帯の地すべり、土砂崩れ等の地域については、地すべり防止工事の促進を図る。
2. 六角川、塩田川並びにその支流等の河川を重点とした治水、河川改修等の必要な予防設備の整備促進を図る。
3. 有明海沿岸地域及び六角川、塩田川沿線の高潮危険地域については、海岸堤防等の保全強化の促進を図る。

(1) 地盤災害防止施設等の整備

【資料編】 土砂災害警戒区域の指定状況 (P524～525)

水資源の確保と流域の保全のため、保安林の整備と管理事業を強化し、崩壊地の復旧、崩壊防止、地すべり防止事業を強力に推進し、町土保全の機能を拡大する。

① 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

町は、森林の整備・保全を通じて、豪雨・暴風雨等に起因する山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、

流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた地産対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

イ 山地災害危険箇所の点検

町は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

町は、山地災害危険箇所について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

② 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う土砂の流出による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ 砂防指定地の点検

町は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険流域の周知等

町は、土石流発生の危険性が高い流域について、地域住民に周知の徹底を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

③ 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

町は、県と共同して地すべり災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

町は、地すべり防止区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

町は、豪雨・暴風雨等に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

町は、県と共同して急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域住民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定等

県は、土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から町民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の調査を実施し、町長の意見を聴いて、土砂災害により町民等に危害が生じるおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により町民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、土砂災害特別警戒区域については次の措置を講じるものとする。

- （ア）住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可制）
- （イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制
- （ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- （エ）勧告による移転者への融資及び資金の確保

イ 土砂災害警戒情報の提供

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）などあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

ウ 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

（1）避難指示等の発令基準

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

（2）土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

（3）避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

（4）情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

（5）避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達方法について定める。

（6）要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(7) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

【資料編】

・土砂災害ハザードマップ

エ 緊急調査

町は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

⑥ 開発行為における安全性の確保

町は、各種法令等の規定に基づく宅地造成等の開発行為の許可(届出)にあたって、風水害に対する安全性にも配慮した審査・指導を実施するものとする。

(都市計画法、森林法、採石法、佐賀県土地利用対策指導要綱)

⑦ 災害危険住宅等の移転対策の推進

ア 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(7) 町又は県は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、町民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。(「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)」)

(4) 町は、がけ地の崩壊及び土石流等により町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の移転を促進する。(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(昭和49年条例第4号))

⑧ 地盤沈下防止等対策の推進

町・県・国、は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

(2) 河川、クリ、海岸及びため池施設の整備

① 河川関係施設の整備

ア 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、当面の目標として、中規模の洪水(概ね30年に一度発生する規模の降雨による洪水)に対応できるよう、大河川の整備を推進し、及び時間雨量60mmの降雨による洪水に対応できるよう、中小河川の整備を推進する。

また、堤防、水門、排水施設などの河川関係施設の風水害に対する安全性を確保するため、点検要領等により、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

イ 水門等の管理

河川管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、下流域における溢水等の防止に努める。

② 浸水想定区域内の洪水予報等の伝達方法、要配慮者利用施設等の指定

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設の範囲は次のとおりとする。

- (1) 高齢者施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
- (2) 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）
- (3) 幼稚園

イ 洪水予報等の伝達体制の整備

町は、前記(ア)に規定された要配慮者利用施設に対し、電話、FAX、電子メール等により、次に掲げる情報等を伝達する。

- (1) 大雨警報、洪水警報
- (2) 六角川・塩田川洪水予報
- (3) 水位情報周知河川における特別警戒水位到達情報
- (4) その他、浸水対策上、有効な情報

ウ 洪水ハザードマップの作成・公表

河川管理者が浸水想定区域を指定した場合、町は、当該浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、配慮者利用施設の名称及び所在地について市民等に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップ等の配布その他必要な措置を講じる。

③ クリクの整備

ア クリクの整備の推進

クリクは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進するとともに、クリク管理者は、洪水前にあらかじめクリク水位を下げるなどにより防災機能を発揮させるための対策に努める。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、風水害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

イ 水門等の管理

クリクの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規程に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

④ 海岸施設の整備

ア 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できるよう、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に風水害に対する安全性の確保に努める。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

イ 水門等の管理

海岸管理者は、洪水・高潮等の発生が予想される場合には、管理者の指示に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、後背地における溢水等の防止に努める。

⑤ ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強対策や統廃合を実施するなどその適切な管理に努める。

イ ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域住民に周知するとともに、風水害時の連絡体制の整備に努める。

【資料編】

・災害危険箇所に関する事項 (P520～P525)

第2項 公共施設、交通施設等の整備

1. 公共施設等

町・県・国・消防機関・警察機関は、災害応急対策を実施する上で拠点となるなど防災上重要な施設について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水風水害に対する安全性の確保に努める。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設については、設計時において避難所として位置づけることを考慮するとともに、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施 設 の 分 類	施 設 の 名 称
災害応急対策活動に必要な施設	白石町役場、白石警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健福祉事務所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

2. 交通・通信施設

主要な道路、鉄道、港湾、空港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設について、当該施設の管理者は、代替路を確保するための道路ネットワークの整備海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

(1) 道 路

一般国道、県道、町道の各道路管理者は、風水害時の避難及び緊急物資の輸送に支障を生じないよう、地域情報通信ネットワークシステム、道路防災対策を通じて、風水害に対する安全性、信頼性の高い道路網の整備を推進する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、道路管理者は、落石、斜面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、風水害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

(2) 鉄 道

鉄道事業者は、大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、必要に応じ、線路の盛土、斜面改良等を図る。また、橋梁、その他の構築物等及び電気、建築施設について、保守検査を実施し、必要に応じて改良修繕工事の実施に努める。

(3) 港湾・漁港

港湾及び漁港の管理者は、風水害時に、緊急物資や人員の海上輸送が確保できるよう、港湾及び漁港施設について、高潮や強風による波浪に対する安全性を確保するための整備に努める。港湾管理者は、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。

また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域及び海上施設周辺海域に面する港湾道路において、船舶の走錨等による事故を未然に防止するため、必要に応じて、防波堤及び防衝工の整備を行うものとする。

なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。

(4) 臨時ヘルポート

町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ヘルポートを整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、風水害発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。このため、ライフライン事業者は、浸水防止対策等風水害に対する施設の安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、風水害時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝(C・C・BOX)等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1. 水道施設

(1) 水道施設の安全性の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、水道施設の新設・拡張等の計画に併せて、計画的な施設の安全性の強化に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設(管路)を計画的に更新する。

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資機材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2. 下水道施設

(1) 下水道施設の安全性の強化

下水道管理者は、風水害時においても下水道による浸水防除機能を確保することができるよう、重要幹線管渠、ポンプ場及び処理場等の整備や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

(4) 民間事業者等との連携

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発生後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

3. 電力施設等の整備

(1) 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の災害予防措置を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

- ① 九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を実施する。
- ② 九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- ③ 町、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

4. 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の高信頼化

電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備等の高信頼化のための整備を推進する。

- ① 豪雨又は洪水、高潮等のおそれがある地域においては、耐水構造化を実施する。
- ② 暴風のおそれがある地域においては、耐風構造化を実施する。
- ③ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。
- ④ 県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの高信頼化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。
- ② 基幹的設備を分散設置する。
- ③ 通信ケーブルの地中化を促進する。
- ④ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5. 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割が果たせるような施設整備に努めることとする。

6. バックアップ対策の促進

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の風水害に対する安全性の強化

1. 特定建築物

学校、病院、旅館等多数の者が利用する特定の建築物については、当該建築物の所有者は、浸水経路や浸水形態の把握を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるものとする。

2. 一般建築物

町は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、建築確認申請等を通じ、基準の厳守の指導等に努める。また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水扉及び防水板などの施設の整備を促進するよう努める。

3. 落下物

町は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下物防止対策の取組を指導する。

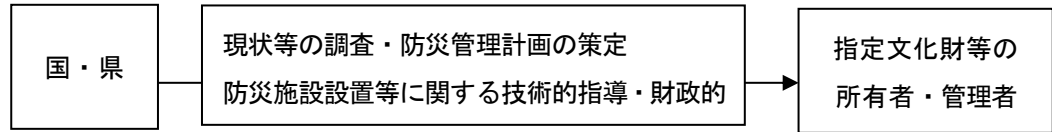
4. 文化財

文化財所有者又は管理責任者は、町・県・国指定の文化財について、町・県・国の指導により、現状の把握、補強修理及び応急防災施設の整備に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理責

任者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。町・県・国は、これらの事業に対し、必要な技術的指導・財政的支援を行うものとする。



第5項 風水害に強い土地利用の推進

町及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

また、町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等

町、県及び各防災関係機関は、風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、町民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、町、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

町は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。なお、町及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

町、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝達システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町、県及び防災関係機関は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、アラート（災害情報共有システム）、ケーブルテレビ等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

町は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、雨量、出水の程度等を観測するための施設・設備の維持及び整備充実にも努めるとともに、防災情報システム等の災害情報を伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 無線従事者等の確保

町は、職員に対して、防災行政無線取扱者（陸上特殊無線技士）等の資格者の増員・確保に努める。

(6) 町における体制の充実・強化

町は、住民等への情報伝達が迅速に行えるよう、施設・設備の管理に万全を期するとともに、風水害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局（以下「災害FM」という。）の活用が有効であるため、町は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(7) SNSを活用した情報収集

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による情報発信に加え、多くの町民がSNSを使用していることを踏

まえ、SNSを使用した情報収集を行うよう努める。

なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

2. 情報の分析整理

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。町及び県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3. 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、風水害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

また、電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定し、災害時の通信の確保をに努める。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町及び県は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町及び県は、平常時から通信各社と連携しサービスの取り組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、町及び県は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

《災害用伝言サービス》

○西日本電信電話株式会社

・ 災害用伝言ダイヤル(171)

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール。

- ・ 災害用ブロードバンド伝言板(Web171)

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト・音声・画像)の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国(海外含む)から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

- ・ 災害用伝言板

携帯電話のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

4. 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

風水害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

町、県及びその他防災関係機関は、風水害が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常通信の活用(目的外使用)を図ることとなっている。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、風水害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

町及び各防災機関は、風水害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1. 非常参集体制の整備

町及び防災機関は、災害発生のおそれ、または発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に遂行するため、あらかじめ体制を定め所属職員に参集方法、配備先、措置内容等を周知徹底し、非常参集の体制整備に努めるものとする。

(1) 職員の参集体制の整備

① 緊急参集職員の確保

町は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定める防災対策要員を緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

《防災対策要員》

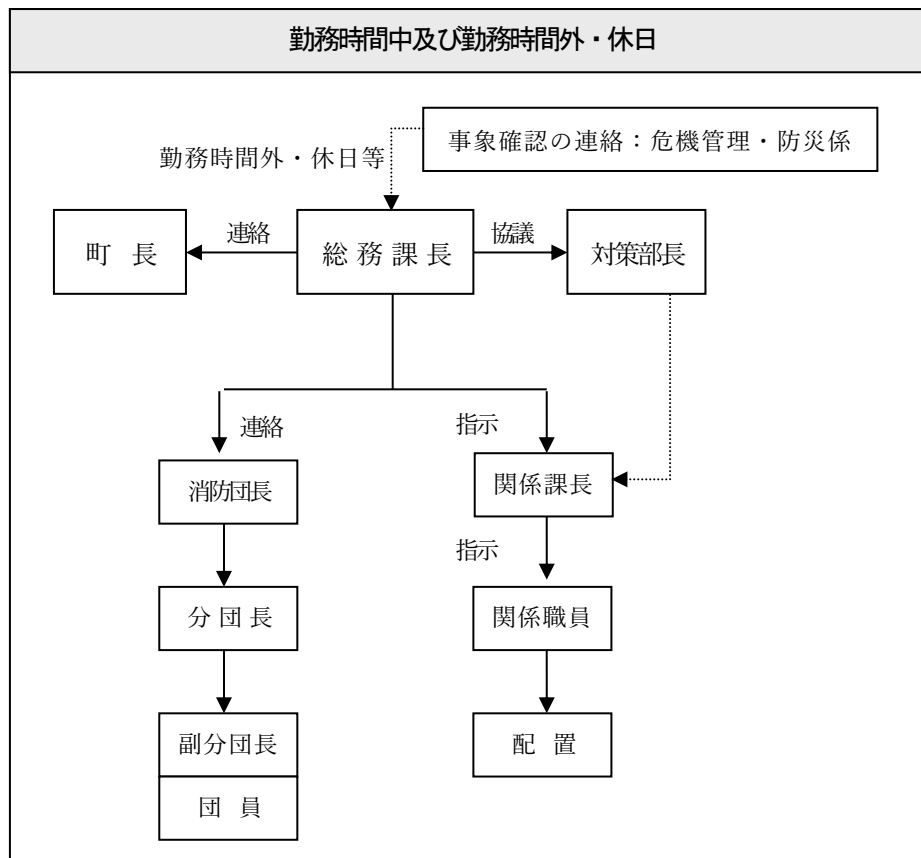
防災対策要員		人 数
課 長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職 員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

② 連絡手段の整備

ア 一般電話、携帯電話、防災行政無線、電報等迅速かつ確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急配置を必要とする時は、公用車等により連絡の措置をとる。

《配置指示の伝達系統》



*総務課長不在時は建設課長又は農村整備課長が代行

③ 災害時の職員の役割の徹底

町災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる課長と、班長となる関係課長、係長等は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、各対策部及び各班が実施すべき業務について、所属職員に周知徹底を図るものとする。

④ 人材の育成・確保

町、及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築すること努めるものとする。

また、町及び県、ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

また、町及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(2) 防災機関の参集体制の整備

町及び防災機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

2. 災害対策本部等の整備

(1) 災害対策本部等

町及び消防機関は、災害時に防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の危険箇所等に配慮しつつ、情報通信機器の整備など必要な機能の充実を図るとともに、風水害に対する安全性の確保を図るための措置を講じる。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(2) 食料等の確保

町は、風水害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

(3) 非常用電源の確保

町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルブ、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(4) 非常用通信手段の確保

町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3. 防災拠点施設の整備

町は、風水害時において、地域内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも1箇所以上の防災拠点の整備を図る。

《主な機能》

- ・緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- ・地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ヘリポート機能
- ・情報通信機能
- ・警察・消防・自衛隊等の活動拠点

《対象施設》

- 道の駅「しろいし」

4. コミュニティ防災拠点の整備

町は、町民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、町民が容易に使用できる防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・避難所、備蓄施設（平時には地区住民のコミュニティの拠点）
- ・避難場所としての広場
- ・情報通信機器

5. 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設の管理者、下水道管理者等は、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6. 道の駅防災拠点の整備

町は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

7. 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

8. 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

9. 救援活動拠点の確保

町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努める。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

町及び各防災機関は、風水害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

1. 市町間の相互応援協定

町は、県内外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

町は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど相互にあらかじめ必要な準備を整えるものとし、県は必要な調整を行う。

2. 保健医療分野の受援体制

保健医療分野においては、保健福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。

3. 町・消防機関と防災関係機関等との応援協定

町、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

《現在締結している市町間での協定》

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
消防相互応援協定	鹿島市・嬉野市	平成18年4月1日
武雄市、白石町間の消防相互応援協定	武雄市	平成19年4月1日
大町町、白石町間の消防相互応援協定	大町町	平成20年2月1日
災害時における相互応援協定	長崎県諫早市・鹿島市・江北町・太良町	平成24年1月18日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県内全市町	平成24年3月30日

《現在締結している災害関係協定》

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
防災映像情報の相互提供に関する基本協定	武雄河川事務所 ケーブルン	平成23年3月28日
白石町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省地方整備局	平成23年6月6日
災害時における相互応援協定	鹿島市、江北町、太良町、諫早市	平成24年1月18日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県及び白石町を除く県内19市町	平成24年3月30日
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	佐賀県、九州救助犬協会及び白石町を除く県内19市町	平成24年4月17日
佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社	平成25年8月26日
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	災害時におけるLPガス協会杵東支部	平成26年4月1日
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社佐賀支店	平成26年6月2日
災害時における水道施設復旧作業の応急対策活動協力に関する協定	白石町管工事組合	令和元年5月16日
災害時における緊急輸送に関する協定	白石町コミュニティタックン協同組合	平成27年6月12日
福祉避難所の指定に関する協定	白石高等学校、佐賀農業高等学校	平成27年6月19日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	佐賀県産業廃棄物協会	平成28年11月21日
災害時における無人航空機による協力に関する協定	有限会社 岩本建設	平成29年11月7日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成30年7月25日
災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和元年7月10日

佐賀県防災航空隊の運営に関する協定	佐賀県及び白石町を除く県内 19市町、佐賀中部広域連合、伊 万里・有田消防組合、鳥栖・三 養基地区消防事務組合、杵藤 地区広域市町村圏組合	令和元年10月31日
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッデイ	令和元年11月22日
災害発生時における佐賀県白石町と白石町 関係郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 有明郵便局長武雄郵便局長	令和元年12月16日
白石町災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 武雄配電事業所	令和元年12月20日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年12月23日
災害時の応急対策活動に関する協定	白石町建設業組合	平成31年4月1日
災害時(異常降雨時)における緊急対応に関 する基本協定	株式会社 西島製作所佐賀営 業所	令和2年5月11日
災害時等におけるCSO等ボランティア団体との支 援協力に関する協定書	佐賀災害支援プラットフォーム	令和2年7月31日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナノ	令和2年12月21日
災害時における物資供給に関する協定	祐徳自動車株式会社	令和3年3月22日
災害時における燃料油の供給に関する協定 書	佐賀県石油商業協同組合 白石支部	令和3年4月26日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	令和3年6月28日
白石町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関 する協定書	社会福祉法人 白石町社会福祉協議会	令和3年8月6日
大規模災害発生時における白石警察署代替 駐車場として福富ゆうあい館駐車場の使用 に関する協定書	白石警察署	令和3年9月16日

4. 消防関係相互の応援要請等

(1) 佐賀県常備消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。大規模災害発生時において、町は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

5. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるも

のとする。

6. 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

7. 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4項 災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動

1. 浸水被害の発生・拡大防止及び水防活動従事者の安全確保

町は、管轄区域内の河川、海岸ごとに、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防計画に定めておくものとする。

また、浸水被害の拡大防止のための移動式ポンプ等の水防用・応急復旧資機材の備蓄を図るとともに、関係業界団体からの協力が得られるよう連携の強化を進める。

なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国（国土交通大臣）及び県知事が組織する「大規模氾濫に関する減災対策協議会」「県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

さらに、町は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

2. 土砂災害の発生、拡大防止

町は、土砂災害の発生、拡大の防止を図るために必要な資機材の備蓄に努めるとともに、防災対策の実施のための体制を整備しておくものとする。

また、町が防災活動や住民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう、支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表するものとし、そのための体制を整備しておくものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する。

(2) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係市町へ通知すると共に一般に周知する。

3. 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対して、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

町、県及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

4. 資機材等の確保

町及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

町及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

5. 町の役割分担

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備

町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、平時から情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、町においては関係者と連携し保健医療福祉活動を効率的に行うため、保健医療福祉活動の総合調整機能の確立に努めることとする。

1. 救助活動体制の整備

町及び消防機関、県警察、自衛隊、海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2. 保健医療福祉活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

町は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の風水害に対する安全性の確保、風水害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム(DMAT)派遣機能の強化、患者搬送車の整備や応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、風水害時の医療体制の整備に努める。災害拠点病院においては、ベッドの整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源用燃料の備蓄等の充実に努める。

① 災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
白石共立病院	杵島郡白石町大字福田1296
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400
佐賀大学医学部附属病院	佐賀市鍋島5-1-1

(2) 災害時医療体制の整備

町は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制についての整備に努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3. 救急活動体制の整備

町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

また、消防機関は、救急搬送能力を高め、搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努めるとともに、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

4. 消防活動体制の整備

町及び消防機関は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第6項 緊急輸送活動

1. 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁、隣接又は近隣県警察と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、民間団体等との協定を締結するなど、災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進めるとともに、協議会の設置等による道路管理者相互の連携のもと、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

(3) 緊急輸送体制の整備

町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送関係団体や物流事業者等と物資の輸送等に関する協定を締結するなど、緊急輸送体制の整備を進める。

2. 海上輸送の確保

港湾管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

町は、関係団体との協定締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、町は、要請手続等について、県及び海上保安部と調整しておくものとする。

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資等

3. 航空防災体制の強化

町は、風水害時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、県及び関係機関等との調整を図り航空防災体制の整備に努める。

第7項 避難及び情報提供活動

1. 町の避難計画

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(1) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン(令和3年5月10日)」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。

また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

ア 洪水等

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、避難指示等の発令対象区域については、受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるよう、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲を適切に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。（「町全域」といった発令は避ける。）

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

イ 土砂災害

町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

ウ 高潮災害

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所にある施設を、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

・ 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行う

ことが可能な管理体制等を有するものを災害種別ごとに指定するものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

・指定避難所

ア 指定基準

(ア) 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定すること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(イ) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(ウ) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(エ) 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(4) 機能の強化

町は、あらかじめ指定避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

また、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・町において整備するものとする。

① 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備

② 非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望ましい)、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備

③ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

④ 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

⑤ 飲料水の給水体制の整備

⑥ 支援者等の駐車スペースの確保

(5) 避難路及び誘導体制

① 町は、住民の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる階段、通路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

② 町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

(7) 避難行動要支援者の実態把握

(イ) 避難路の整備及び選定

(ウ) 避難所の受入環境

(エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

③ 町は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

④ 町は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

⑤ 町は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

(6) 指定避難所の管理運営

町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成マニュアル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(7) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や要配慮者用スペースの確保、必要な育児・介護・医療用品の調達等避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の住所地等の情報を避難元の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

⑧ 車中泊者等への対応

町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する

⑨ ホームレスへの対応

町は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2. 広域避難体制の整備

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在（被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。）に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の

具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3. 保育園、学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 保育園及び学校等

① 避難計画等の整備

保育園及び学校等の管理者は、風水害時における園児、児童及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

② 教育訓練の実施

園長及び学校長は、避難計画等に基づき、職員や園児、児童及び生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

① 避難計画等の整備

病院等の管理者は、風水害時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

② 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

① 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

② 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 指導の充実

町は、各施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

4. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

風水害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5. 被災者支援体制の整備

町及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

風水害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時から地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など防災対策の推進を図る。

1. 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における住民相互の助け合いや、適切なシステムの構築が、風水害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は県等の協力を得て、住民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者で、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難なものとする。

- (a) 要介護認定を受けている者
- (b) 身体障害者手帳(1.2級)を所持する者
- (c) 療育手帳Aを所持する者
- (d) 精神障害者保健福祉手帳(1.2級)を所持する者
- (e) 難病患者
- (f) 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の者
- (g) 上記以外の者で町が避難支援の必要性を認めた者

③ 事前の名簿情報の外部提供

町は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

④ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

⑤ 情報伝達体制の確立

町は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、自主防災組織、駐在員、民生・児童委員等を活用した情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる判りやすい情報伝達体制の整備に努める。

⑥ 地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、駐在員、民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行える

ような体制の整備に努める。

⑦ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町、消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

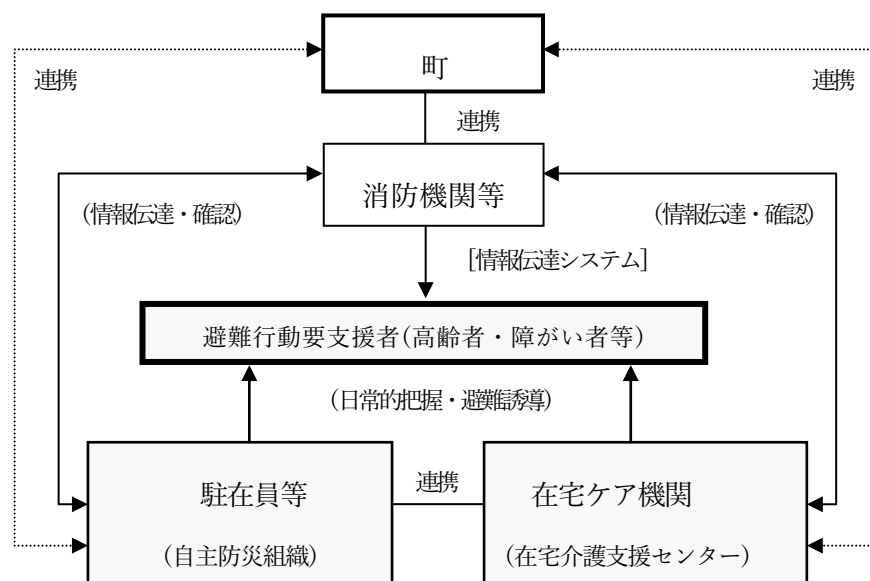
⑧ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害を受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者と連携して、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

【災害時要援護者支援体制イメージ】



2. 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水経路や浸水形態の把握を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

風水害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、風水害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、県内を始めとした同種の施設や庁等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を県に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 町、県の支援

町は、社会福祉施設を指導、支援し、風水害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

県は、あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録の要請、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3. 外国人の安全確保対策

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

また、町は、国・県等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う、災害時外国人支援情報

コーディネーターの育成を図るものとする。

4. 避難所の要配慮者対策

(1) 指定避難所の整備

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第9項 帰宅困難者への対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

風水害時における町民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、町及び県は平常時から、連携して、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、町は、町民及び事業所に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

1. 食料

(1) 食料確保の役割分担

① 県

県は、市町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うものとする。

② 町

町は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより

県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

③ 町民等

町民及び事業所は、災害時に持ち出しできる状態で2日～3日分の食料を備蓄しておくよう努める。なお、家庭においては、高齢者用、乳幼児用等の食料にも考慮するなど、実情に応じた食料備蓄を行うよう努める。

(2) 食料の備蓄、調達体制

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

① 精米、乾パン

県は、風水害時における精米を調達するため、農林水産省生産局を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給のあっせんを要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

② その他の食料

町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、平常時から体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

③ 備蓄方法

町は、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄あるいは流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

2. 飲料水の確保及び資機材の整備等

町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。

(1人1日3リットル)

町及び水道事業者等は、給水車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。また、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間事業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

3. 生活必需品

(1) 備蓄

① 備蓄品目

町は、風水害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

② 備蓄方法

町は、備蓄にあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄を行うものとする。

(2) 調達体制

町は、風水害時に、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

4. 医薬品

町は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

第11項 応急復旧及び二次災害の防止活動

1. 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対して、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。また、ライフライン事業者は、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2. 資機材等の確保

町、県及びライフライン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。町、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取

り組むものとする。

3. 迅速な廃棄物処理体制の構築

町及び県は、迅速な応急復旧の支障となる災害時の廃棄物の処理について、関係団体と連携して、平常時から活動体制や広域応援体制等の確立に努める。

第12項 防災訓練

風水害に対して被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災機関相互間及び防災機関と町民等の間における連絡協調体制の確立や、町民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

1. 県

大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、県警察、消防機関及びその他の防災機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

2. 町

防災訓練については地域防災計画に定め、その実施にあたっては、必要に応じ、県・国・他の市町、消防機関及びその他の防災機関等と連携して行うこととする。

また、自主防災組織及び地域住民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容に努める。

(1) 防災訓練の実施責務と協力

災害対策基本法第48条及び水防法(昭和24年法律第193号)第28条に基づき、災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

① 町は、他の災害予防責任者(災害対策基本法第47条第1項に定める災害予防責任者をいう。)

と共同して必要な防災訓練を行うものとする。

② 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより、参加するものとする。

③ 町民その他関係団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。

(2) 訓練計画

① 災害発生時の広報、情報伝達及び収集

② 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定

③ 避難行動要支援者の安全確保

④ 消防、水防活動

⑤ 救助・救急・医療活動、防疫

- ⑥ ボランティアの活動体制の確立
- ⑦ 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ⑧ 被災者に対する生活情報の提供
- ⑨ 避難所の設置運営

(3) 実施計画

① 防災機関

災害発生時の活動の要となる防災機関については、その処理すべき事務又は業務を的確かつ迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。このため、町をはじめとする防災機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を実施し、災害対応能力の向上に努める。

- ア 参集(非常呼集)訓練
- イ 災害対策本部等設置訓練
- ウ 水防訓練
- エ 消防訓練
- オ 避難(誘導)訓練
- カ 情報収集伝達(通信)訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ その他必要な訓練

② 広域防災訓練

相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

③ 町民、事業所及び自主防災組織

町民の生命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が必要不可欠である。このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

④ 事業所(防火管理者)における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、商業施設及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

⑤ 自主防災組織における訓練

自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上及び防災機関との連携を図るため、町及び消防署により訓練を実施する。

(4) 訓練時期・場所

① 訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等訓練を行なうのに最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

② 訓練の場所

訓練内容、規模により最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

なお、訓練実施に際し、町民の参加を求める場合は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害

弱者に十分な配慮を行なうものとする。

(5) 訓練の検証

訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

《防災訓練計画》

区 分		実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
個 別 訓 練	水防訓練	総務課及び 関係課 消防団	水害時期前	水害危険地	図上又は実地訓練。 必要に応じ県と合同または 他の訓練と併合して実施。
	消防訓練	消防署 総務課 消防団	火災時期前	火災危険地	図上又は実地訓練。 必要により他の訓練と併合 して実施
	災害救助訓練	県 消防関係機関 災害救助機関	適切な時期	適切な場所	災害想定により、救助救援を 円滑に遂行するため、医療救 護、人命救出、炊出し、その他 関連活動を個別又は併合し て実施
	情報伝達訓練	総務課及び関 係課 関係機関	適 宜	適 宜	気象予警報、指示、命令等の 伝達、情報収集、報告等につ いて個別又は併合して実施
	非常招集訓練				応急対策を行なうため必要 な人員の的確かつ迅速な招 集を図るため、個別又は併合 して実施
	避難訓練				被災のおそれがある地域、学 校、病院、育児施設等を中心 として、個別又は併合して実 施
総合訓練		町 県 関係機関	台風時期前	適切な場所	町、県、町民、その他防災機関 が一体となり、総合的な防災 訓練を実施

第13項 災害復旧・復興への備え

1. 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機構の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(1) 町の災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町や民間事業者等との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【風水害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール（分別）、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順（特に最終処分先の確保）
- ⑥ 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画（停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい）
- ⑪ 住民への広報（分別排出、仮置場などについて）

2. 各種データの整備保全

町は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項等について整備しておくものとする。

- (1) 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努めるものとする）
- (2) 不動産登記の保全

3. 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

4. 復興対策の検討

町は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第14項 複合災害対策

国、県、町及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。

また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3節 町民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

1. 職員への防災教育の実施

風水害時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災機関の職員は、風水害に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。このため、防災機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

町及び各防災機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他風水害対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

町及び各防災機関は、風水害に関する科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

町及び各防災機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

町は、災害対応マニュアルを作成し、その内容について他の防災機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 防災と福祉の連携

町及び県は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

2. 町民に対する普及啓発、防災学習の推進

町及び各防災機関は、町民に対して、単独または共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、早期避難、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発等

町は、町民の防災意識の向上及び防災対策に対する地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な行動や各種データをわかりやすく発信するものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- ① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ② 警報等発表時警戒レベル4(避難指示)、警戒レベル3(高齢者等避難)の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動
- ③ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- ④ 「災害時における不要不急の外出は控え、仮に外出した後でも、道路の冠水などで少しでも生命の危険を感じた時には、一度立ち止まり、引き返す勇気も必要」という令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項
- ⑤ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと
- ⑥ 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えること

(3) 風水害対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など風水害の発生危険箇所等について調査するなど地域防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、平常時の心構えや風水害時の行動マニュアル等を作成し、町民に配布するとともに、研修を実施するなど、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動等の防災知識の普及に努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として、明示とともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、

警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(4) 講習会等の開催

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。

なお、町は、各地域における防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

(5) 報道機関の活用及び協力要請

風水害時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から町民の災害に対する意識の高揚を図る。

(6) 防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

町及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材（副教材）の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

町は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(7) 避難所の運営

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

3. 住民への分かりやすい水害リスクの提供

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する等、住民が分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

第2項 水防団及び水防協力団体の育成強化

町及び県は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るものとする。また、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図るものとする。

第3項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

町及び県は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化に努める。

1. 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2. 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3. 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4. 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5. 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第4項 自主防災組織等の育成強化

大規模な風水害が発生した場合、防災機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、町民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

このため、町は、駐在員、行政区などの地域において、町民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1. 地域住民等の自主防災組織

町は、地域防災計画に、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

2. 組織の育成

(1) 地域住民等による自主的な防災組織の育成を図る。

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、事業所等の自衛消防隊、地区自衛消防隊。

(2) 防災意識の高揚を図るため、消防団幹部を中心とした町民の共同作業、リーダーの育成強化等の指導を行う。

3. 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 平常時

- ① 防災組織、知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑤ 地域内の安全点検

(2) 災害時

- ① 初期消火等の災害活動
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 避難誘導（避難行動要支援者の援助）
- ④ 救出救護
- ⑤ 給食給水
- ⑥ 避難所運営への協力

4. 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など地区内の他の防災組織との連携・強化を図る。

5. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

6. 事業所等の自衛防災組織

事業所等は、自主防災体制の整備のため、自衛防災組織の設置、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練等の実施に努める。なお、町は、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

7. 活動拠点及び資機材の充実

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第5項 企業防災の促進

1. 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファインズの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。

また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2. 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

さらに、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、各法令等に基づき、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。

第6項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第7項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における町民等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1. 災害ボランティア活動の環境整備

町は、平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（白石町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。また町は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、ボランティア等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は地域住民やボランティア等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2. ボランティアコーディネーターの養成

日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県（白石町）社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3. ボランティア活動支援機関の体制強化

町は、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県（白石町）社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、ボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4. 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（防災・砂防ボランティア等） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災・砂防ボランティア） (12) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

5. ボランティア受入体制の整備

(1) 専門ボランティアの受入体制

専門ボランティアについては、各活動担当部課（班）が中心となり対応するため、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 一般ボランティア受入体制

災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ佐賀県（白石町）社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

(3) 情報提供窓口の設置

災害発生時、町は、ボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努める。

第8項 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を「アーカイブ」として広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第4節 防災営農体制の確立

1. 農地防災施設等の管理

農地防災施設又は農業水利施設の管理は、その規模、受益形態等に応じて、地方公共団体、土地改良区等の受益団体に区分し、一貫した管理体制がとれるように措置するとともに、町及び県は、各管理主体が防災上考慮すべき事項について指導し、管理の徹底を図るものとする。

2. 営農指導

(1) 指導組織

風水害による農作物等の被害を最小限に止めるため、町及び農業関係団体職員で構成する白石町農業技術連絡協議会が中心となって、必要な技術指導を行う。

(2) 指導対策

町は、県、農業改良普及センター、白石町農業技術連絡協議会との連携のもと、普通作物、野菜、果樹、花木、工芸作物、畜産等の専門的事項について、農家に対する技術対策の周知徹底を図る。

町は、気象庁から出される長期予報、1か月予報、各種気象警報等に基づき、予想される被害に対する技術対策を樹立し、指導を行う。災害が発生した場合には、町は、県及び農業改良普及センターとの協議のもと、必要な技術・対策を早急にとりまとめ、白石町農業技術連絡協議会を指導する。白石町農業技術連絡協議会は、被害状況を速やかに把握するとともに、町がとりまとめた対策を踏まえ、地域の実態に応じた技術対策を樹立し、関係機関の指導と助言のもと、現地での営農指導を行うものとする。

第5節 技術者の育成・確保

町は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

町は、風水害時に土砂災害等により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

1. 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、町との情報伝達が断絶しないよう、無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

2. 町

- (1) 町民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

3. 町民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の全体計画に基づき、避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

町及び防災機関は、町域に風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 町の活動体制

町は、町域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する警報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

《活動体制と配備基準》

組 織	体 制	主な活動	配備基準
災害対策連絡室	注意体制	情報収集・報告	気象業務法に基づく警報が発表され警戒が必要となった時
	警戒体制	警報の伝達、情報収集及び被害報告等。応急対策の準備、実施	気象業務法に基づく災害に関する警報又は水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等が発表された時
災害対策本部	第1配備体制	局地的な応急対策	局地的な災害が発生し又はおそれのあるとき
	第2配備体制	町機能全てによる応急対策	大規模な災害が発生し又はおそれのあるとき

1. 災害対策連絡室

(1) 設置基準

「災害対策本部」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる体制を確立するため災害対策連絡室を設置する。

① 注意体制

ア 町内に気象業務法に基づく暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水の各警報が発表された場合は、総務課長、総務課課長補佐、危機管理・防災係員を配備する。

イ 気象業務法に基づく、災害のおそれがある強風、風雪、大雨、大雪、高潮、洪水の注意報が発表された場合で総務課長が必要と認める場合、総務課及び関係課職員の配置を行い、気象予報伝達計画に基づいた警報・注意報の伝達、災害情報の収集、及び被害報告にあたるものとする。

② 警戒体制

ア 気象業務法に基づく、暴風雪、暴風、大雨、大雪、高潮又は洪水等の警報又は水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等が発表された時又は災害発生のおそれのある場合、若しくは災害が発生した場合、総務課長の指示に基づき、総務課及び関係課職員の配備を行い、必要に応じて他職員の応援を要請し、警報の伝達、災害の情報収集及び被害報告等、災害応急対策の準備及び実施にあたるものとする。

イ 警戒体制による職員配置を実施した場合においては、総務課及び各課において集合するものとする。

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災機関等との相互連絡及び調整

① 通信機材の確保

- ・防災行政無線の点検及び修理
- ・テレビ、ラジオの調達

② 情報の収集

- ・消防機関、町民その他からの情報収集
- ・テレビ、ラジオによる情報収集
- ・職員が登庁時に集めた情報の収集

③ その他緊急に必要な事項

- ・県への連絡
- ・各対策部長及び配備要員の確保
- ・庁舎の電気、電話、給水施設等の点検

(3) 構成

総務課、農村整備課、建設課及び情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害対策連絡室長は、総務課長をもって充てる。総務課長が不在のときは、建設課長又は農村整備課長が代理する。

(4) 防災対策要員の指定

災害発生時等において、災害対策本部等の迅速な設置及び運営が図れるよう、特に必要となる職員を防災対策要員として指定する。

防災対策要員		人数
課長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

(5) 配備要員

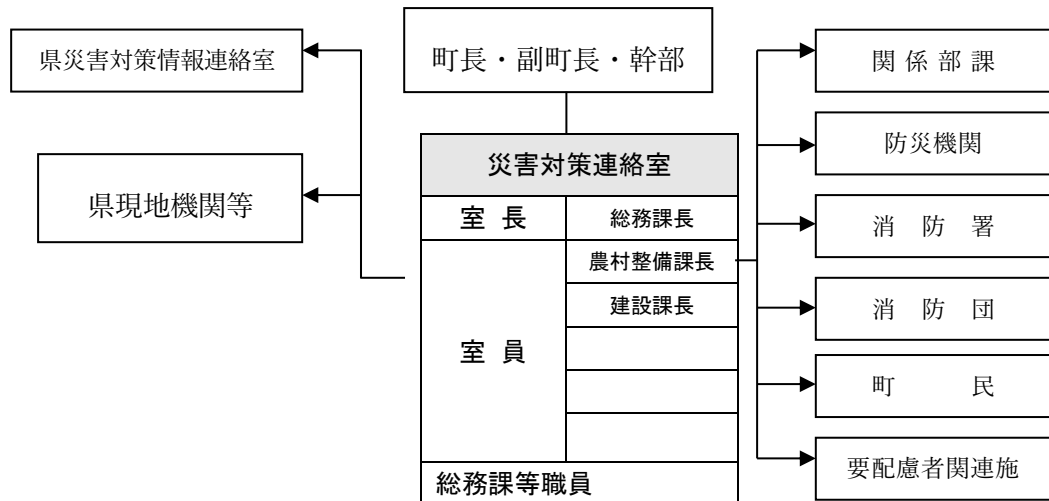
災害対策連絡室の要員として、総務課長、関係課長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

(6) 町長等幹部職員への連絡

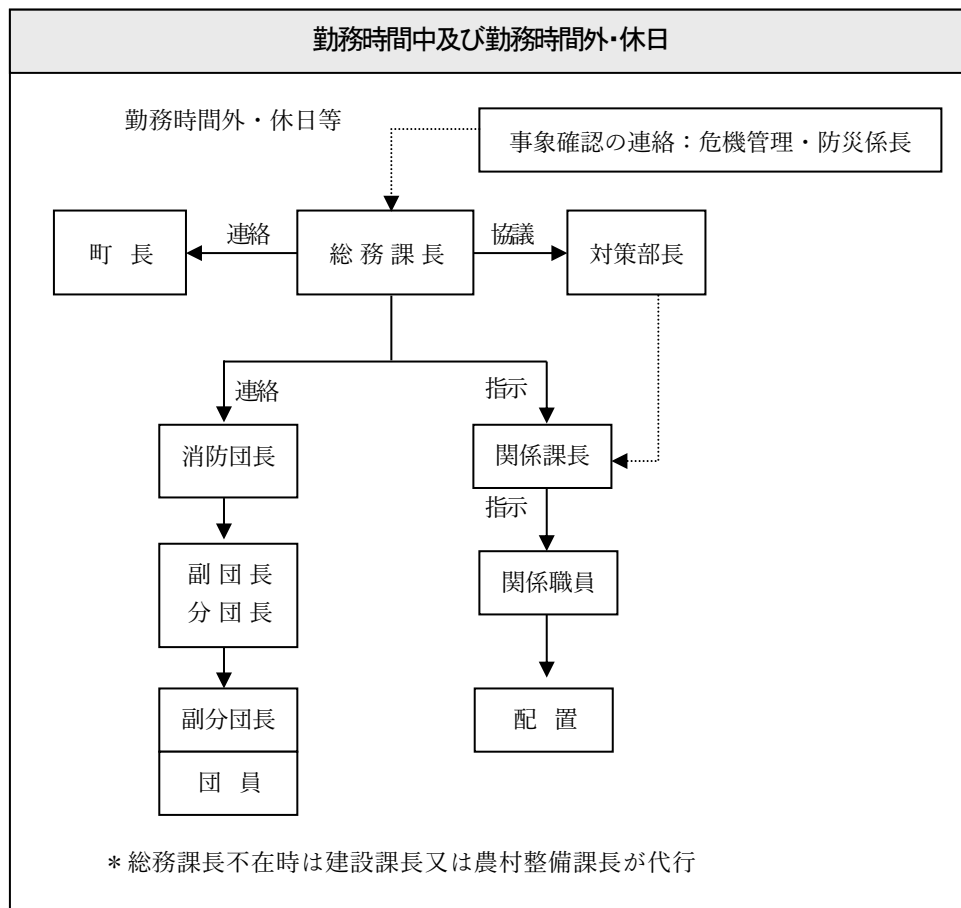
休日・夜間等における町長、副町長、各対策部長等幹部職員等に対する災害対策連絡室設置の連絡は、総務課長から電話で行う。

なお、勤務時間内は、電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

《災害対策連絡室組織》



《災害対策連絡室及び災害対策本部伝達系統》



(7) 災害連絡対策室の廃止

次の基準により、災害対策連絡室を廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害の危険が解消したとき

2. 災害対策本部

(1) 設置基準

町内に、風水害による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、町長（不在の時は副町長、総務課長の順）が必要と認める場合。

《基本的な設置基準》

災害対策本部の基本的な設置基準
① 気象業務法に基づく注意報又は警報が発表され、町長がその必要を認めたとき
② 異常な自然現象又は大規模な災害の発生を伴う火災、爆発その他人為的原因により災害が発生し、町長がその必要を認めたとき

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関との連絡調整

(3) 設置場所

総務課に置く。総務課が使用できない場合は、庁舎内の適当な会議室を選定するか、庁舎自体が使用できない場合は、次の優先順位によりその施設に災害対策本部を設置する。

優先順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1設置場所	白石町総合センター	施設管理者
第2設置場所	自有館、福富ゆうあい館	各施設管理者

(4) 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第23条の規定により本部の組織を編成する。

(6) 配備体制及び配備要員

町は、被害の防除及び軽減、災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため配備体制を整えるものとし、その配備体制は町長が定める。各対策部の配備要員数は、総務対策部長と各対策部長が、上記基準に基づき、協議を行ない定める。

(7) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は次によるものとする。

① 配備の伝達

配備の伝達系統については、災害対策連絡室の伝達系統と同様とする。

ア 勤務時間中は、総務課長（総務対策部）が庁内放送、一般電話、防災無線を通じて伝達を行なう。

イ 勤務時間外（休日等を含む）の場合は、一般電話、防災無線等の他最も迅速な方法により伝達を行なう。

② 非常連絡員の指定

配備要員参集と災害応急措置等の迅速化を図るため、町長は対策部毎に非常連絡員を定める。

《各対策部の非常連絡員》

対策部名	非常連絡員	
	正	副
総務対策部	総務課長	企画財政課長、総合戦略課長、税務課長、会計管理者、総務課課長補佐、企画財政課課長補佐、総合戦略課課長補佐
福祉対策部	長寿社会課長	保健福祉課長、住民課長
環境対策部	生活環境課長	佐賀西部広域水道企業団、生活環境課長補佐
産業対策部	農村整備課長	農業振興課長、商工観光課長、農業委員会局長
建設対策部	建設課長	建設課課長補佐
議会対策部	議会事務局長	議会事務局課長補佐
教育対策部	学校教育課長	生涯学習課長、新しい学校づくり課長
消防対策部	消防団長	消防副団長

③ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、第2配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは町内に風水害が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

④ 参集の報告

参集した職員は、所属課長(班長)に報告を行う。

課長(班長)は、課内の参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告し、各対策部長は、総務課長(総務対策部長)に報告する。

総務課長(総務対策部長)は、町長(本部長)に参集状況を報告する

【様式編】職員参集記録票及び報告書(P573)

(8) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し配備につく。

- ① 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、あるいは風水害により電話連絡がとれない場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

② 参集場所の例外

職員は参集にあたって、交通途絶により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

ア 白石町役場

イ その他の現地機関

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の班員（活動要員）が不足するときは、次の措置を講じる。

- ① 余裕のある他の班から応援を求める。
- ② 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 緊急初動班の設置

① 緊急初動班の設置

勤務時間外において、災害対策本部を設置する規模の風水害が発生した場合、災害対策本部の体制が機能するようになるまでの間、必要に応じ、町長（本部長）又は総務課長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務課長（総務対策部長）をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、町長（本部長）と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

② 緊急初動班要員の確保（電話途絶時）

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な風水害を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動にあたる。

《緊急初動班要員》

課	緊急初動要員
総務課、企画財政課	総務課職員、企画財政課職員

③ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、総務課に置く。

④ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ・防災行政無線の点検及び修理
- ・テレビ、ラジオの調達

イ 情報の収集

- ・消防機関、町民その他からの情報収集
- ・テレビ、ラジオによる情報収集
- ・職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ・県への連絡
- ・各対策部長及び配備要員の確保
- ・庁舎の電気、電話、給水施設等の点検

(11) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、複数の対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努めるものとする。現地対策本部についても、同様に対応するものとする。

(12) 県との連携

県において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(13) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと町長が認めたときに廃止する。

(14) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、県、警察署長、消防機関長、隣接自治体等に通報するものとする。

① 通知・公表の方法

ア 電話及び文書による通知

イ 大規模災害の場合、報道機関への記者発表による通知

ウ 防災行政無線による通知

なお、公表内容については、報道機関等災害状況発表内容に基づき行うものとする。

【様式編】

・報道機関等災害状況発表内容 (P562)

② 通知・公表の責任者

災害対策本部の設置及び廃止における、関係機関への通知、公表は総務課長により行うものとする。

(15) 現地災害対策本部の設置

町長は、局地的な大規模災害が生じた場合、現地災害対策本部を設置することとする。この場合、現地対策本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地本部員は、現地本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

(16) 業務継続性の確保

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食糧等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

3. 水防本部

水防本部に関しては、水防法第32条の規定により定めた、「白石町水防計画書」による。ただし、災害対策本部が設置された場合には、その組織に統合するものとする。

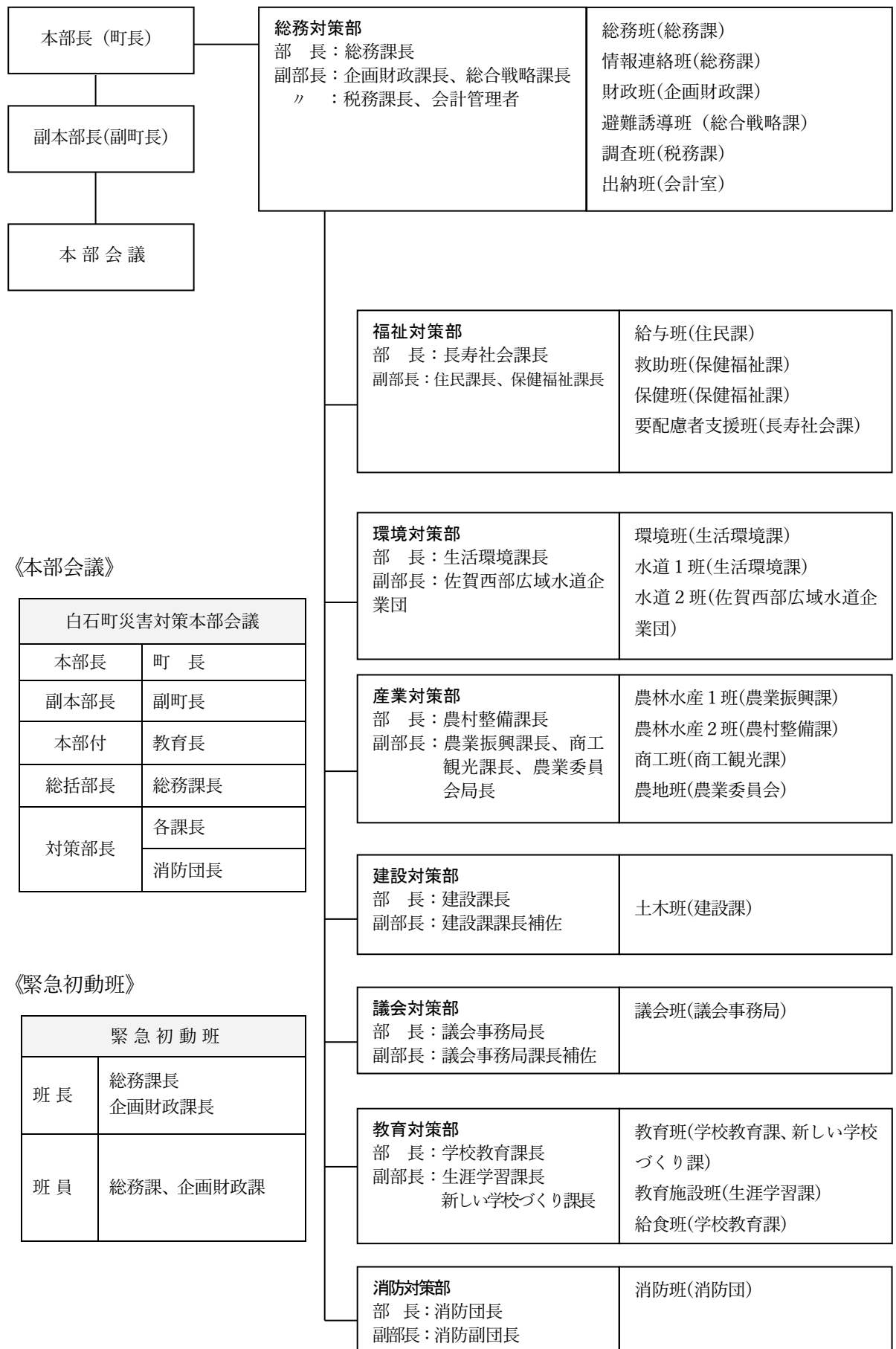
《白石町災害対策本部の所掌事務》

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
総 務 対 策 部	総務課(総務班)	・災害対策全般に関わること ・災害対策本部全般に関わること ・災害対策に関わる連絡調整及び統制 ・災害、気象情報等の収集及び伝達 ・職員の配置及び動員に関すること ・防災機関との連絡調整 ・動員職員の食料の確保配給 ・避難所の確保及び連絡調整 ・駐在員への調査依頼及び情報収集 ・他班に属さない事項
	総務課(情報連絡班)	・本部長の命令伝達に関すること ・本部長等の災害視察に関すること ・国、県等の罹災見舞い及び視察対応 ・陳情書の作成に関すること ・災害情報の収集及び整理 ・災害情報に関する広報全般(住民伝達) ・災害写真等の撮影及び記録の整理
	企画財政課(財政班)	・災害対策に関わる予算、資金措置 ・災害応急物資の調達に関わること ・災害時の配車及び配車計画 ・災害時の庁内電話の確保、整備 ・来庁者及び職員の安全確認 ・避難誘導及び避難所の運営に関わる事項 ・総務班への応援に関わる事項
	総合戦略課(避難誘導班)	
	税務課(調査班)	・土地、家屋等の被害調査及び情報収集 ・被災者の町税に関する措置事項 ・被災に関わる証明に関すること ・避難者の搬送及び収容 ・避難所の設営運営に関すること
	会計室(出納班)	・災害に関する支出事項 ・義援金等の保管に関すること

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
福祉 対策部	住民課(給与班)	・応急物資、食料等の調達確保及び運搬 ・福祉対策部他班の応援に関すること ・避難所の設営運営に関すること
	保健福祉課(救助班)	・災害救助法に基く諸対策全般 ・被服、寝具、生活必要品等の調達配給 ・社会福祉施設の被害状況の収集~報告 ・義援金品の受付配分に関すること ・ボランティアの登録受付に関する事項 ・保育園の被害状況の収集、報告 ・保育園児に対するケア
	保健福祉課(保健班)	・医療、保健機関との連絡調整 ・保健関係施設に関わる被害調査等 ・災害時における衛生管理に関わる事項
	長寿社会課(要配慮者支援班)	・高齢障害関係施設に関わる被害調査等 ・要配慮者関連施設との連絡調整 ・要配慮者の避難誘導・支援に関わる事項
環境 対策部	生活環境課(環境対策班)	・衛生関係機関に関わる被害調査等 ・罹災地区の防疫に関すること ・災害時のごみ処理に関すること ・被災地区のし尿処理に関すること ・被災地区の簡易水道に関すること ・死体の埋葬等に関すること
	生活環境課(水道2班)	・下水道施設に関わる被害調査 ・環境対策部他班の応援に関すること
	佐賀西部広域水道企業団	・飲料水の確保、供給に関すること ・上水道災害対策に関する事項
産業 対策部	商工観光課(商工班)	・商工、観光業者の被害状況の調査 ・商工観光機関との連絡調整 ・災害時の輸送運搬業者等との連絡調整 ・罹災商工業者に対する金融対策
	農業振興課(農林水産1班) 農村整備課(" 2班)	・農林水産関係の被害状況の調査 ・農作物、農業用施設及び林野、林道の災害対策に関わる事項 ・園芸農作物等の災害対策に関わる事項 ・漁港等の災害対策に関わる事項 ・災害時の舟艇の調達に関すること

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
産 業 対策部	農業振興課(農林水産1班) 農村整備課(〃 2班)	・農業災害補償に関すること ・罹災農林水産家畜産業者の金融対策
	農業委員会(農地班)	・農地の災害状況の調査 ・農地の災害対策に関すること ・避難所の設置運営に関すること
建 設 対策部	建設課(土木班)	・土木建築関係の被害状況の調査 ・土木施設災害復旧事業の総括 ・水防法に関わる事項について ・道路及び橋梁、河川堤防等に関する事 ・高潮対策に関すること ・救出、救助機械の調達、労務調達全般 ・建築物の災害予防及び応急修理 ・応急仮設住宅の設置に関する事項
教 育 対策部	学校教育課(教育班) 新しい学校づくり課(教育班)	・文化教育施設の災害状況調査 ・児童生徒等の応急教育対策に関する事 ・学校用教科書、学用品等の斡旋調達 ・児童生徒に対するケア
	生涯学習課(教育施設班)	・教育施設の被害調査 ・社会体育施設の災害状況の調査 ・指定文化財等の災害状況の調査 ・教育対策部他班の応援に関すること
	学校教育課(給食班)	・被災者に対する炊出し及び食品の給与
議 会 対策部	議会事務局(議会班)	・災害に関わる議会事務局事務分掌全般 ・議会関係機関の視察に関すること
消 防 対策部	消防団(消防班)	・消防団の動員及び配置に関すること ・災害情報の収集及び伝達等

《白石町災害対策本部組織図》



《災害対策連絡室の配備体制》

区 分		注意体制	警戒体制
配 備 体 制		防災対策要員を充て、事態の情報収集等を行う体制	事態が悪化するおそれがあり、体制を強化し、町民への情報伝達活動等が実施できる体制。
配 備 基 準		気象業務法に基づく注意報、警報が発表され警戒が必要となった場合	気象業務法に基づく災害に関する警報又は水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等が発表された場合
対策部名	班 名	動員該当職員	動員該当職員
総務対策部	総務班	総務課長、総務課課長補佐 危機管理・防災係長及び担当職員	総務課・企画財政課・総合戦略課・ 税務課・会計室長、課長補佐 総務課係長及び担当職員
	情報連絡班		
	財政班		
	調査班		
	出納班		
福祉対策部	給与班	(長寿社会課長)	長寿社会課・住民課・保健福祉課 課長
	救助班		
	保健班		
	要援護者支援班		
環境対策部	環境対策班	(生活環境課長)	生活環境課長及び課長補佐
	水道対策1班		
	水道対策2班		
産業対策部	農林水産1班	農村整備課長 (農業振興課長) (商工観光課長)	農村整備課・農業振興課・商工観光課・農業委員会局長 農業振興課・商工観光課・農村整備課係長 (水防関係職員)
	農林水産2班		
	商工班		
	農地班		
建設対策部	土木班	建設課長	建設課長・建設課課長補佐 及び係長 (水防関係職員)
議会対策部	議会班	(議会事務局長)	議会事務局長
教育対策部	教育班	(学校教育課長)	学校教育課・新しい学校づくり課 生涯学習課 課長
	教育施設班	(新しい学校づくり課長)	
	給食班		
消防対策部	消防団	(消防団長)	消防団長 (消防副団長)

※()は状況に応じ待機するもの

《白石町災害対策本部の配備体制》

区 分		第1配備	第2配備
配 備 体 制		各課、関係機関の要員を充て、事態の推移により速やかに第2配備体制に切り換えることができる体制	各課、関係機関職員の全員を充て、状況により直ちに活動を開始できる体制
配 備 基 準		全地域若しくは局地的に災害が発生し又は発生するおそれがある場合 (1/2程度の職員)	全地域又は局地的に災害が発生した場合
対策部名	班 名	動員該当職員	全 職 員
総務対策部	総務班	総務課、企画財政課、総合戦略課、 税務課、会計室職員	
	情報連絡班		
	財政班		
	調査班		
	出納班		
福祉対策部	給与班	長寿社会課、住民課、保健福祉課 職員	
	救助班		
	保健班		
	要援護者支援班		
環境対策部	環境対策班	生活環境課職員	
	水道対策1班		
	水道対策2班		
産業対策部	農林水産1班	農村整備課、農業振興課、商工観光課、農業委員会職員	
	農林水産2班		
	商工班		
	農地班		
建設対策部	土木班	建設課職員	
議会対策部	議会班	議会事務局職員	
教育対策部	教育班	学校教育課、新しい学校づくり課、生涯学習課職員	
	教育施設班		
	給食班		
消防対策部	消防団	消防団長 消防副団長及び団員	

4. 標識等

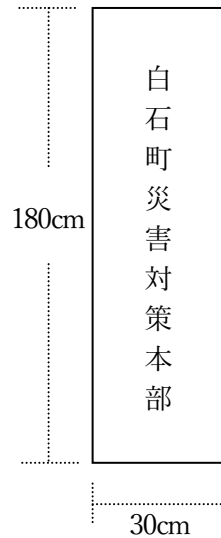
(1) 標示板

災害対策本部を設置した場合、標示板を役場玄関前に掲示するものとする。

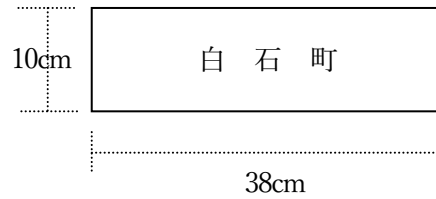
(2) 腕 章

災害対策本部を設置した場合、本部長以下班員が災害活動に従事するときは、法令及び計画等において定めのある場合を除き、次に定める腕章を着用する。

《揭示板》



《腕章》



備考：布地は白色とし字は黒とする。

第2項 防災機関の活動体制

町の防災機関は、町域に風水害が発生した場合、又は風水害に関係する情報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 災害発生直前対策

風水害については、気象・水防情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策を迅速かつ的確に行う必要がある。

第1項 警報等の伝達等

国及び県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警報レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

なお、防災気象情報の提供にあたり、参考となる警戒レベルも併せて提供するものとする。

1. 風水害に関する警報等の種類

(1) 気象関係

ア 特別警報、警報、注意報

特別警報	暴風雪 特別警報	暴風 特別警報	大雨 特別警報	大雪 特別警報	高潮 特別警報	波浪 特別警報	
警 報	暴風雪警報	暴風警報	大雨警報	大雪警報	高潮警報	波浪警報	洪水警報
注意報	風雪注意報	強風注意報	大雨注意報	大雪注意報	高潮注意報	波浪注意報	洪水注意報

イ その他の注意報

雷注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、融雪注意報

ウ その他の情報

土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、警報級の可能性、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布

(2) 水防関係

① 洪水予報

気象庁が発表する洪水予報、国土交通省が指定する河川に対して気象庁及び国土交通省が共同で発表する洪水予報及び、県が指定する河川に対する洪水予報。

② 水防警報等

国土交通省又は県が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮の発生が予想される場合、国土交通省出先機関又は県が、水防上必要と認め、発する予報・警告。

③ 水防情報

水位の昇降、滞水時間及び最高水位とその時刻等水防活動上必要な事項であって、関係機関に発するもの。

《発表基準》

種 別	発表基準及びその内容	
洪水予報	〇〇川はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想されるときに発表。
	〇〇川はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位がさらに上昇することが予測されるとき、はん濫危険水位に到達することが予想されるとき発表する。
	〇〇川はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、はん濫のおそれがあるとき発表。
	〇〇川はん濫発生情報	実施区間内ではん濫が発生したとき発表する。
避難判断水位到達情報	洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生じるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位を定め、河川の水位がこれに到達したとき。	
水防警報	待機警報	指定水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び予報等により洪水、高潮のおそれがあるとき。
	出動準備	指定水位を超え、なお上昇のおそれがあり、警戒水位を突破すると思われるとき及び、予報・警報などにより洪水、高潮の危険を予知したとき。
	出 動	警戒水位に達し、なお水位上昇のおそれがあるとき、及び予報・警報などにより洪水、高潮の危険が切迫したとき。
	解 除	警戒水位を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき、水防活動の終了を通知するもの
水防情報	水防警報の発表前又は発表中	

(3) 土砂災害警戒情報等の周知

町長が防災活動や町民等への避難指示等の対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民自らの避難の判断等にも参考となるよう、国と県は次の情報を発表する。

これらの情報を、県は、一斉指令システム等により市町へ伝達する。

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線や広報車、携帯電話の緊急速報メールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

① 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県は共同して土砂災害警戒情報を発表する

② 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している場合、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、その他の場合は県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を町へ通知すると共に一般に周知する。

(4) 避難情報等

警戒レベル	町民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報
警戒レベル5 (町が発令)	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4 (町が発令)	危険な場所から 全員避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警報情報等
警戒レベル3 (町が発令)	危険な場所から 高齢者等は避難 他の県民は準備・ 自主避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報等
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報	氾濫注意情報 大雨・洪水注意報等
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報	

2. 警報等の伝達

町及び防災機関は、風水害に係る警報等を、次の系統により迅速かつ的確に伝達するものとする。また、県は、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町へ通知するものとし、通知を受けた市町は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。

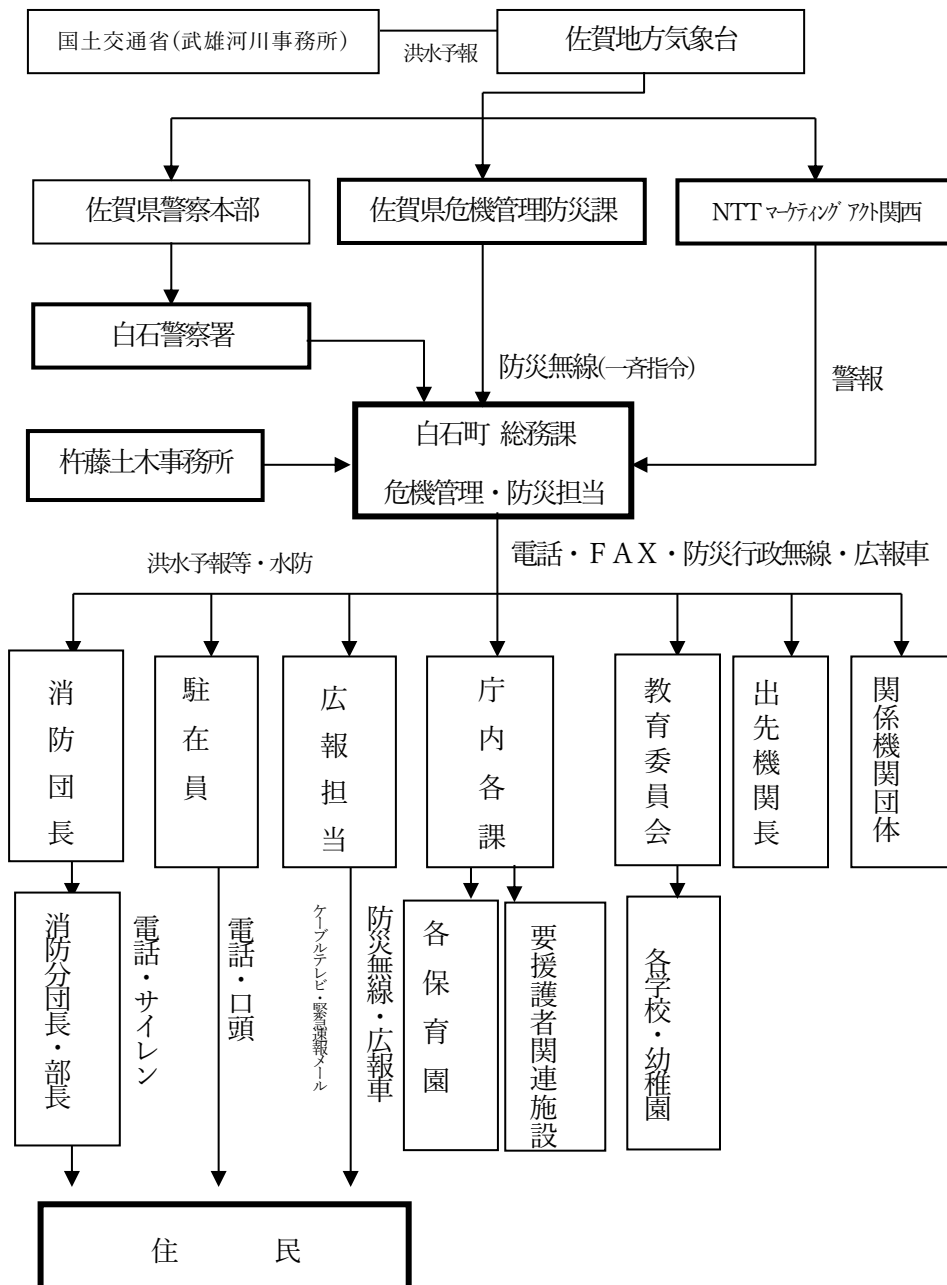
町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く交通規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(1) 警報等の扱い

佐賀地方気象台から警報、注意報等が通知された時、総務課長は、今後の気象状況等を鑑み、災害に結びつく重要な情報等は、決められた伝達系統により各関係機関長に伝達するものとし、この場合、当該警報、注意報等により予測される事態に対し、取るべき措置等を併せて指示するものとする。

(2) 警報等の伝達系統



(3) 警報等の受入れ・伝達

① 勤務時間内の受入れ・伝達

国・県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課（災害対策本部設置時は総務班）が受入れ、

災害に結びつく重要な情報は、関係各課、消防団等に連絡するとともに庁内放送により全職員に周知する。

② 勤務時間外の受入れ・伝達

ア 災害対策本部設置前にあたっては、危機管理・防災係長が受信し、総務課長に連絡する。

総務課長は、配置の基準に該当するときは、農村整備課長、建設課長（防災対策要員）と協議の上、各関係課長に連絡し、配置職員招集の指示を行う。

イ 総務課長は、配置職員招集の指示を関係部課長、消防団並びに関係団体に連絡する。

ウ 災害対策本部設置時にあたっては、総務班が受信し各対策部へ連絡する。

③ 一般町民への通報

町民に対する通報については、必要に応じ消防団（分団）、駐在員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに総務課（災害対策本部設置時には総務班）及び関係課（災害対策本部設置時は情報班）は、広報車、防災行政無線施設等により周知を図る。消防団においては各分団長に連絡し、各部長は町民に周知する。

④ 予警報等受領伝達簿

総務課（災害対策本部設置時には総務班）は、予警報、情報、通報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

【資料編】

・気象予警報に関する事項（P526～P528）

第2項 避難誘導

1. 警戒活動

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、佐賀気象台が発表する警報等又は国土交通省等が発表する洪水予報等に十分注意し、河川管理者、水防団等と連携を図りながら浸水が想定される区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

2. 適切な避難誘導

警戒活動の結果、危険と認められる場合には、避難の指示を実施する者は、躊躇せず、時期を逸することなく、行うものとする。この場合は、避難行動要支援者に十分配慮し、早目に避難指示等の情報伝達、避難誘導、安否確認を実施するなど適切な措置を取るものとする。また、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

さらに、災害対策本部の置かれる庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

また、町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

なお、具体的な避難計画は、本章第14節避難計画に示す。

3. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

町は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放・開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

4 局地的かつ短時間の豪雨の場合

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

5. 住民への避難指示等の伝達

住民への避難指示等の伝達に当たっては、防災行政無線を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワセガ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

6. 住民への周知

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

7. 町に対する助言

防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

第3項 災害未然防止活動

町は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険と思われる箇所について、応急対策として土のう積みなど水防活動を実施する。また、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、高潮、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとし、この際必要と認める場合には、あらかじめ必要な事項を町及び防災機関、警察署に通知するとともに、一般に周知するものとする。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第3節 災害情報の収集・連絡・報告

町及び防災機関は、風水害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う。

また、町は、法令等に基づき、被害状況等を県に報告する。

なお、具体的な報告要綱等については、第3節第4項に示す。

第1項 収集する災害情報の種類

町及び防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

1. 主要緊急被害情報

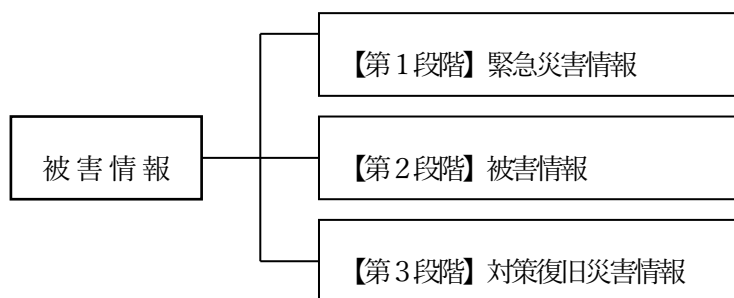
- (1) 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報の状況等

【第2段階】被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

1. 人的被害（行方不明者の数を含む）
2. 住家被害
3. ライフライン被害
4. 公共施設被害
5. 農林水産、商工被害（企業、店舗、観光施設等の被害）等

【第3段階】対策復旧情報（被災者及び防災機関の対応に必要な情報）

1. 応急対策の活動状況
2. 災害対策本部の設置、活動状況等



第2項 災害情報の収集、共有

町及び防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、風水害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1. 緊急災害情報の収集

町及び防災機関の職員は、参集途上中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、県（危機管理

防災課〔総括対策部〕へ、その映像を添え報告するものとする。

(1) 異常現象発見者の通報

災害発生のおそれがある異常現象（竜巻、強いヒョウ、地震、異常潮位、異常津波、山崩れ、崖崩れ等）を発見した者は、直ちにその旨を町長（駐在員、消防団）、警察署又は消防署に通報しなければならない。

(2) 駐在員の通報

- ① 現地における災害の状況等を把握するため、それぞれの地区に駐在員を置く。
- ② 駐在員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下においては地区内の危険箇所の状況把握を行うとともに随時巡回を行うなどして、地区内の災害状況の推移に注意し、消防団等との連絡を密に行い情報を収集する。
- ③ 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、町（総務課）に連絡する。

(3) 消防団関係

- ① 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに町（総務課・総務班）との連絡を密にする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報の収集を行う。
- ③ 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し直ちに所定の方法により町（総務課、総務班）へ通報する。

(4) 民間団体等による調査及び情報の収集

被害状況の調査区分及び調査・報告に関わる責任者は次のとおりとする。

調査・情報収集区分	担当部門	協力団体
人・住家等被害	総務課長	駐在員
社会福祉施設関係被害	保健福祉課長 長寿社会課長	施設の管理者
衛生関係被害	生活環境課長	施設の管理者 駐在員
農林関係被害	農業振興課長 農村整備課長	土地改良区 農業協同組合
水産関係被害	農村整備課長	漁業協同組合
商工関係被害	商工観光課長	商工会
土木関係被害	建設課長	駐在員
教育関係被害	学校教育課長	施設の管理者
重要文化財関係被害又は 指定文化財等関係被害	生涯学習課長	施設の管理者

(5) 調査事項

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況

- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 町民の行動、避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路、橋梁被害による通行不能路線、区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害報告

なお、災害の当初においては、①～⑤項の情報収集に努めるものとする。

(6) 情報のとりまとめ

① 災害情報の連絡責任者

町における災害情報の取りまとめ及び県等への報告は総務課（総務班）により行う。

- ② 各課（班）は、それぞれ所管事項に係る被害状況及び災害応急対策の活動状況を収集、把握するとともに随時町（総務課、総務班）に連絡する。

- ③ 総務課（総務班）は、駐在員、各課（班）、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、災害対策本部長に報告するとともに関係各課、各班長に通報する。

2. その他機関からの情報の活用、職員の派遣等による情報収集

町は、防災機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や町民等から得られる情報も活用するものとする。

3. 情報の共有

国、県、町その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3項 災害情報の連絡方法

町及び防災機関は、収集した災害情報を、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により県（災害対策本部）に報告するとともに、必要に応じ、防災機関に対し、連絡する。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

第4項 被害状況等の報告

町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県に対し、被害状況等を報告する。

また、町は、要救助者の迅速な把握のため、行方不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。

1. 実施責任者

(1) 町

町長は町の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、町防災会議の委員の属する機関に通報、速やかに県等関係各機関に報告を行なうものとする。

また、町長が県(本庁又は土木事務所)に報告できないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、町区域内で震度5以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については、町が直接消防庁に対して報告するものとする。

① 県への報告基準

ア 町において災害対策本部を設置した場合

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれがある災害

(2) 防災機関等

町内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者は、当該所管に関する被害情報等の収集を行なうとともに、町、国、県等に通報又は報告を行なうものとする。なお、関係機関への報告は各対策部の連絡担当班が、必要な事項の報告を行うものとする。

2. 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、被害報告取扱責任者を以下のとおりと定める。

《被害報告責任者》

報 告 責 任 者	総 務 課 長

3. 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	■緊急災害情報 ①画像情報 ②主要緊急被害情報	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	逐次

災害確定報告	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準《参考》

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、 県が内閣総理大臣に報告するもの （ 災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町村が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む ）	ア 県において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は町が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害になるおそれがある災害 カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県（又は町）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 被害状況等の報告

- ① 被害発生通報の報告は、災害の種類に応じてその事務を統括する課の長が総務課長に報告する。総務課長は、県へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。
- ② 被害状況報告（速報、確定）の報告については、各課が災害発生に係る被害状況を調査、把握し判明したものを、総務課により取りまとめ次第、逐次県へ報告する。この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第一報を報告するものとする。
- ③ 災害対策本部が設置されたときは、総務班において災害情報、被害状況報告（速報）を行う。

(4) 県への報告要領

① 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、町は、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）又は県関係現地機関（土木事務所等）に報告する。

また、防災機関及びその他機関は、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（危機管理防災課〔総括対策部〕）は、町、防災機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

② 被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）を経て、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災機関及びその他機関は、県各本部（部）（各対策部）を経由して、県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（部）（各対策部）に報告できない場合は、直接県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（危機管理防災課〔総括対策部〕）は、町、防災機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

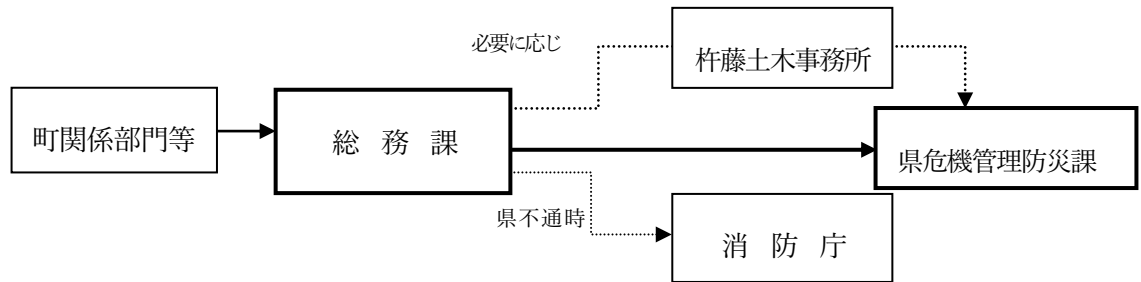
町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（危機管理防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

③ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に

報告する。報告の経路は②のとおりとする。

(5) 県への報告系統



《連絡窓口》

佐賀県 危機管理防災課(総括対策部)	消 防 庁
TEL (0952) 25-7026 (0952) 25-7027 [時間外] 守衛室 (0952) 24-3842 FAX (0952) 25-7262 消防防災無線 721 消防防災無線FAX 728 防災行政無線TEL(衛星回線接続後) 9-733 防災行政無線FAX(衛星回線接続後) 9-7811	TEL応急対策室 (03) 5253-7527 [時間外] 宿直室 (03) 5253-7777 FAX応急対策室 (03) 5253-7537 [時間外] 宿直室 (03) 5253-7553 消防防災無線TEL 90-49012 [時間外] 90-49013 消防防災無線FAX 90-49033
杵藤土木事務所	[時間外] 90-49036 地域通信衛星ネットワークTEL 9-048-500-90-49013 地域通信衛星ネットワークFAX 9-048-500-90-49033 [時間外] TEL 9-048-500-90-49102 FAX 9-048-500-90-49036
TEL (0954) 22-4184~4187 FAX (0954) 23-9763 消防防災無線 57-500 消防防災無線FAX 57-609	

(6) 防災機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災機関は、町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて町及び県に通報又は連絡を行うものとする。

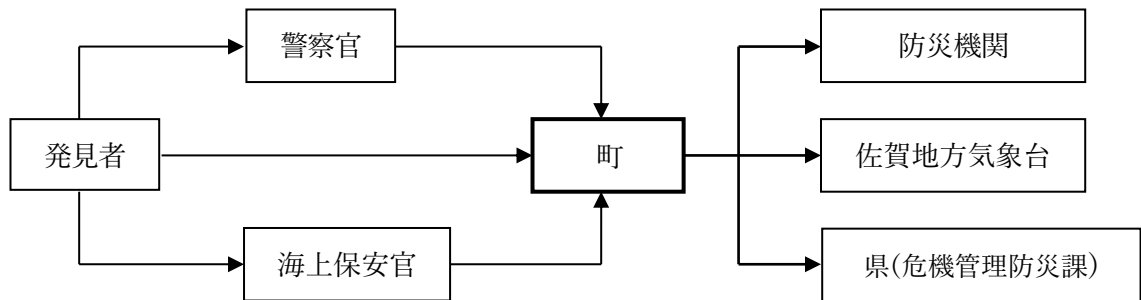
【資料編・様式編】

・被害状況判定基準及び報告様式 (P529~P534)

第5項 異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(危機管理防災課)、防災機関、佐賀地方気象台に通報する。

1. 通報系統図



2. 通報を要する異常現象

- (1) 異常潮位 …… 天文潮(通常の干満潮位)から著しく崩れ、異常に変動した場合
- (2) 異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
- (3) その他 …… 崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等

3. 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するための計画である。

なお、災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれにあてることとするが、特定作業或いは労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

第1項 実施責任

災害応急対策に必要な労務者の雇上げ等については、町長が実施する。

第2項 労働者の確保

風水害の状況等により、防災機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、町は、直接所轄の公共職業安定所に対し、求人の申込みを行う。

第5節 従事命令及び協力命令

町長等(町長の委任を受けてその職権を行う町の職員、町長若しくはこの職員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む)は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1. 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	執行者	根 拠 法 令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事 〔委任された場合は町長〕	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命	警 察	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要があるときの協力	・ 協力命令	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員、消防団	消防法第29条第5項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条

2. 従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者
命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長・警察官・海上保安官の従事命令	町内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 発動方法等

1. 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）

- (1) 町長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。
- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

2. 災害救助法による公用令書の交付（災害救助法第7条第4項（同法第5条の2第2項を準用）、同法施行規則第4条）

- (1) 知事は、従事命令を発する時、又は発した命令を取消す時は、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。
- (2) 公用令書の様式は、災害救助法施行細則第10条に定めるところによる。

3. 従事できない場合の届出(災害救助法施行規則第4条)

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して町長(公用令書を発した機関)に届出るものとする。

- (1) 負傷又は疾病等により、指定の日時に出頭することができない時は、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できない時は、町長、警察官、船長又は駅長の証明書

4. 実費弁償(災害対策基本法第82条第2項、災害救助法第7条第5項)

町長が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第13条に定めるところにより実費を弁償する。

5. 損害補償(災害対策基本法第84条第2項、災害救助法第12条)

町長が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

- (1) 災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年佐賀県条例第7号)
- (2) 災害救助法施行令(第13条~第22条)

【様式編】

・公用令書様式(P566~568)

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害の発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、町民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、町長は、佐賀県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第1項 災害派遣要請基準

風水害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命、身体又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効率的であると認められるときに要請する。

第2項 災害派遣要請の手続**1. 要請者及び要請先**

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請依頼書により知事(県危機管理防災課〔総括対策部〕)に対し、災害派遣の要請をするよう依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等迅速な方法で依頼するものとし、文書は、事後速やかに提出する。

町長は、通信の途絶等によりこの依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を下記の自衛隊指定部隊の長に通知することができる。

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

区分及び部隊の長	住所(担任部署)	電話番号
陸上自衛隊 西部方面混成団長	福岡県久留米市国分町100	0942-43-5391
海上自衛隊 佐世保地方總監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	0956-23-7111
航空自衛隊 西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部防衛課)	092-581-4031

2. 要請の手続

町長は、1の要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって災害派遣の要請を行う。

(1) 災害の状況

- ア 被災(被災予想)地域
- イ 被災(被災予想)状況
- ウ 被害(被害予想)状況(人命、財産等)
- エ 今後の見通し

(2) 要請する理由

- ア 町の措置状況
- イ 自衛隊派遣を必要とする理由

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

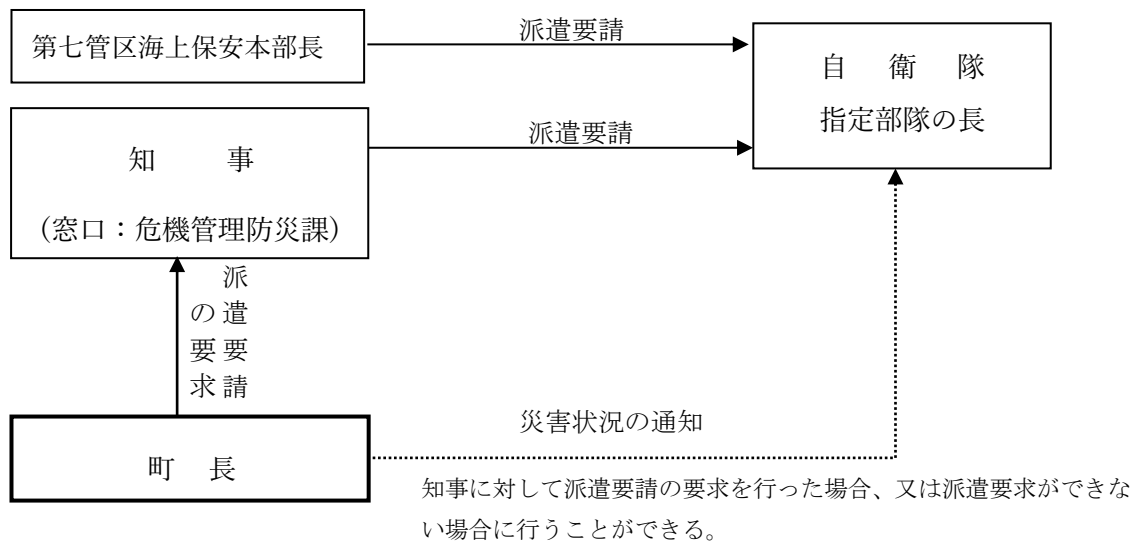
(5) 派遣を希望する区域及び活動内容

(6) その他参考となる事項

この要請は、総務課(総務班)が担当する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



【様式編】

・災害派遣要請依頼書 (P569)

第3項 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため、防災機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

1. 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出、救助
2. 消火活動：林野火災に対しての航空機による消火
3. 水防活動：土のうの作成、運搬、積込
4. 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
5. 道路の応急警戒：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
6. 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
7. 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
8. 給食：炊事車による炊飯
9. 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
10. 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

《自衛隊の主な活動範囲》

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの警戒又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注*）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注）被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤、炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は町長を通じて行う。応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等は無償で貸与することもできる。

第4項 派遣部隊との連絡調整

1. 連絡担当者の設置

- （1）町長は部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- （2）連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

2. 活動記録

町は、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事項について、適時記録するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 派遣部隊名、指揮官階級氏名、部隊人員
- (3) 活動内容
- (4) 主なる使用器材
- (5) 活動日程等(完了又は撤収予定月日)

第5項 派遣部隊への措置(受入れ体制)

1. 町の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

(1) 部隊の受入れ準備

- ① 町の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。
- ② 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。
- ③ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長と②の計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。
- ④ 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との連絡協調に努める。
- ⑤ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。
- ⑥ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課(総括対策部)に報告するものとする。

2. 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入れ措置は、町の場合に準じて行うものとする。

第6項 活動用資機材の準備

1. 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品(増加装備品を含む)及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロケット発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて町又は県が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2. 相互連絡

町及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第7項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1. 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- 3. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4. 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5. その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第8項 撤収手続

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

1. 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があったとき。

2. 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

【様式編】

- ・災害派遣撤収要請依頼書 (P570)

第7節 応援協力体制

風水害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町及びその他防災機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災機関は、風水害の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第1項 相互協力体制

1. 町及び消防機関が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊要綱」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を県に対し、要請する。

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

- ① 町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。
- ② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。
- ③ 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。
- ④ 要請必要事項

要請の必要事項は、別に定めるとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 消防団との協力

消防団は、町や消防機関等との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導活動
- ② 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動
- ③ 被災者の救出・救助活動
- ④ 土のう積みなどの災害防除活動

⑤ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織(事業所等の自衛防災組織を含む)は、町との協力体制の下、風水害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ③ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- ④ その他の災害応急対策業務(地域、町の体制等勘案して)への協力

2. 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱いは、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入に努め、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

3. 関係機関との相互連絡

(1) 県との関係

町は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、或いは佐賀県に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策に万全を期するものとする。なお、当該要請又はあつせんにあたっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣を要請する(あつせんを求める)理由
- ② 派遣を要請する(あつせんを求める)職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 防災会議構成機関

大規模災害発生時には、単一の防災機関のみでは応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

4. 「佐賀県常備消防相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、佐賀県常備消防相互応援に関する協定に基づき、応援を行なうものとする。

(1) 主な応援内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に被災市町から要請のあった事項

5. 消防関係相互の応援要請等

(1) 市町消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、町は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

6. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

《町が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は応急措置の実施要請	(7) 災害の状況 (4) 応援(応急処置の実施)を要請する理由 (9) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (1) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 (6) 応援を必要とする活動内容 (必要とする応急処置) (8) その他必要な事項	災害対策基本法第67条 災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請 (要求)	本章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣の斡旋を求める場合	(7) 派遣のあつせんを求める理由 (4) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 (9) 派遣を必要とする期間 (1) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (6) その他必要な事項	災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	緊急消防援助隊応援要請連絡表に掲げる事項	消防組織法第24条の3

第2項 相互協力の実施

1. 基本的事項

防災機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、防災機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき誠意をもって対処するものとする。

2. 応援及び派遣要請

(1) 他市町に対する応援の要請

町長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行う。(災害対策基本法第67条)

(2) 佐賀県知事に対する応援の要請

町長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事等に対し応援要請を行い、又は応急措置の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

3. 応援要請の手続き

町長は、他の市町の応援を必要とするときは、十分な協議の上、文書をもって要請する。ただし、緊急やむを得ない場合には口頭、電話等によるものとし、事後において文書を提出することとする。

(1) 応援要請を行う場合の事項

- ① 災害状況
- ② 派遣を要請する(あっせんを求める)理由
- ③ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員
- ④ 派遣を必要とする期間
- ⑤ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑥ その他職員の派遣について必要な事項

4. 措置及び指揮

応援隊が到着した後においては、町長はその長に災害の概況等を説明するとともに、応援を受ける程度、方法、期間等を十分協議し、職務の分担を明確に行う。

また、応援要請に応じて応急措置に従事する者は、町長の指揮下により行動するものとする。

5. 応援隊の派遣措置

町長が他の市町長から応援要請を受けた場合は、正当な理由がない限り直ちに応援隊を編成し、人員及び資機材を整備し、指揮者を定めた上、派遣させるものとする。

6. 応援を受けた場合の費用の負担

- (1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ① 派遣職員の旅費相当額
- ② 応急措置に要した資材の経費
- ③ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- ④ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- ⑤ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

町は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

1. 白石町の応援協定

《現在締結している市町間での協定》

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
消防相互応援協定	鹿島市・嬉野市	平成 18 年 4 月 1 日
武雄市、白石町間の消防相互応援協定	武雄市	平成 19 年 4 月 1 日
大町町、白石町間の消防相互応援協定	大町町	平成 20 年 2 月 1 日
災害時における相互応援協定	長崎県諫早市・鹿島市・江北町・太良町	平成 24 年 1 月 18 日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県内全市町	平成 24 年 3 月 30 日

《現在締結している災害関係協定》

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
防災映像情報の相互提供に関する基本協定	武雄河川事務所ケーブルワゴン	平成 23 年 3 月 28 日
白石町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省地方整備局	平成 23 年 6 月 6 日
災害時における相互応援協定	鹿島市、江北町、太良町、諫早市	平成 24 年 1 月 18 日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県及び白石町を除く県内 19 市町	平成 24 年 3 月 30 日
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	佐賀県、九州救助犬協会及び白石町を除く県内 19 市町	平成 24 年 4 月 17 日
佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社	平成 25 年 8 月 26 日
災害時における LP ガス等供給協力に関する協定	災害時における LP ガス協会杵東支部	平成 26 年 4 月 1 日
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社佐賀支店	平成 26 年 6 月 2 日

災害時における水道施設復旧作業の応急対策活動協力に関する協定	白石町管工事組合	令和元年5月16日
災害時における緊急輸送に関する協定	白石町コミュニティセンター協同組合	平成27年6月12日
福祉避難所の指定に関する協定	白石高等学校、佐賀農業高等学校	平成27年6月19日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	佐賀県産業廃棄物協会	平成28年11月21日
災害時における無人航空機による協力に関する協定	有限会社 岩本建設	平成29年11月7日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成30年7月25日
災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和元年7月10日
佐賀県防災航空隊の運営に関する協定	佐賀県及び白石町を除く県内19市町、佐賀中部広域連合、伊万里・有田消防組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合、杵藤地区広域市町村圏組合	令和元年10月31日
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッピー	令和元年11月22日
災害発生時における佐賀県白石町と白石町関係郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 有明郵便局長武雄郵便局長	令和元年12月16日
白石町災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 武雄配電事業所	令和元年12月20日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年12月23日
災害時の応急対策活動に関する協定	白石町建設業組合	毎年締結
災害時(異常降雨時)における緊急対応に関する基本協定	株式会社 西島製作所佐賀営業所	令和2年5月11日
災害時等におけるCSO等ボランティア団体との支援協力に関する協定書	佐賀災害支援プラットフォーム	令和2年7月31日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナコ	令和2年12月21日
災害時における物資供給に関する協定	祐徳自動車株式会社	令和3年3月22日
災害時における燃料油の供給に関する協定書	佐賀県石油商業協同組合 白石支部	令和3年4月26日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	令和3年6月28日
白石町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 白石町社会福祉協議会	令和3年8月6日
大規模災害発生時における白石警察署代替駐車場として福富ゆうあい館駐車場の使用に関する協定書	白石警察署	令和3年9月16日

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

1. 災害派遣職員の手当及び給与**(1) 災害派遣手当**

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

(2) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- ① 国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288条)第18条の規定によるものとする。
- ② 県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第3項の規定によるものとする。

第5項 応援者の受入措置

本節の定めるところにより、防災機関が他の機関に対して応援の要請を行なう場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努めるものとする。

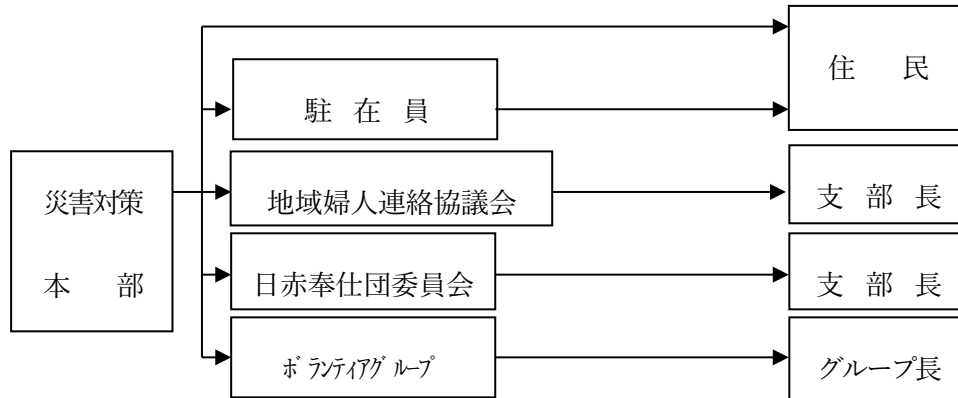
第6項 隣保互助、民間団体の協力**1. 実施責任者**

町長が、町内の民間団体への協力、応援要請を行うこととする。

2. 民間組織の種別と活動内容

団 体 名	活 動 内 容
駐 在 員	① 災害情報の収集、報告 ② 救援物資の配給 ③ 死体の捜索及び救助の協力 ④ その他防災対策に関すること
地域婦人連絡協議会	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕
赤十字奉仕団	① 災害時における看護奉仕、救護班の補助 ② 炊き出し、食料の配給奉仕等、罹災者の世話 ③ 救助救援物資の配給及び整理奉仕
ボランティアグループ (男性)	① 罹災者の救出 ② 災害応急復旧等の応援 *消防団員としての出動は除く
ボランティアグループ (女性)	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕

《民間団体等への要請系統》



3. 協力の要請要領

(1) 実施責任は総務課(総務班)により行う。なお、災害応急活動等において人員が不足する場合等、民間団体の協力が必要な場合は、次の事項を明記し総務課へ提出することとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 従事時間
- ⑤ その他参考事項

第8節 通信計画

風水害の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 町における通信手段

1. 通常の状態における通信

町が行う災害に関する予警報及び情報の伝達、情報収集、指示伝達等は、町防災行政無線(同報系及び移動系)、県防災行政無線、公衆電気通信設備及び各機関が所有する専用の通信設備により行うこととする。このため、各通信施設の保守等については、平常時より万全な整備を行うものとする。

2. 公衆電気通信設備使用不能状態における通信

公衆電気通信設備が使用不能の場合、町長は、知事を通じ、日本放送協会佐賀放送局、NBCラジオ佐賀局、株式会社サガテレビ、株式会社エフエム佐賀、株式会社ケーブルテレビ、藤津ケーブルテレビジョン株式会社に県との協定に基づき、災害に関する予警報の通知又は予想される災害の事態等について放送を依頼する。

なお、この場合、防災行政無線及び各機関が所有する自営通信設備を有効に利用するものとする。

第2項 多様な通信手段の利用

防災機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1. 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系、衛星系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

2. 防災相互通信用無線電話（移動系無線）

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話

【所 有 機 関】 県、県警察、海上保安部、12市町

【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、唐津土木事務所

【使用周波数】 158.35MHZ及び466.775MHZの全国共通波

3. 優先利用ができる一般加入電話

(1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発着信規制の対象とされない電話であり、通信事業者があらかじめ指定し、設置している固定電話及び携帯電話

【白石町における設置場所】

総務課 防災専用回線（電話番号：0952-84-7111）

4. 非常通信

風水害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

(1) 非常通信として、取り扱える通信の内容

- ① 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- ② 風水害の予報等に関するもの。
- ③ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- ④ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- ⑤ 災害対策本部、防災機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ① 県、市町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- ② 新聞社、通信社、放送局
- ③ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

≪非常通信の使用例≫

防災行政無線による通信が不可能となった場合、白石町は最寄りの白石警察署で警察無線を利用して、災害情報を県警察本部に連絡する。県警察本部は受信した情報を県に伝達する。

5. 放送機関の利用

町は、風水害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

6. 被災現場からの通信移動系無線を利用し、被災現場からの通信を行う。

7. インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8. その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第3項 通信施設の応急復旧

町は、風水害が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

第9節 救助活動計画

風水害により救助すべき者が発生した場合には、町は、消防機関、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊等と相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び町民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

風水害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び町民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

1. 自主防衛組織の協力の範囲

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動にあたっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認める場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1. 町及び消防機関

(1) 救助活動

① 現地調整所の設置

町及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・災害派遣医療チーム(DMAT)等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関(医療救護所を含む)に収容する。

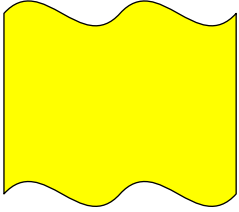
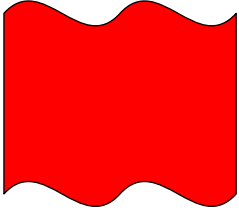
② 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

③ 拠点等の確保

町は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

○規格 概ね2m×2mの布

	避難者がいることをしめす。		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。

2. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 応急措置のため必要がある場合は、他の市町長、県知事、その他関係機関に応援を要請する。

3. 救出対象者

災害により生命、身体が危険な状態にある者で、応急に救出を要する者、又は行方不明者で、諸般の事情により生存していると推定される場合に実施する。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次の場合とする。

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② がけ崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなった場合
- ③ 水害の際に流出家屋とともに流されるとか、孤立した地域に取り残された場合
- ④ 山津波により生埋めになった場合

4. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生した時は、町長は直ちに県等の出先機関と連絡をとるとともに、消防団員、その他奉仕団体等を動員して速やかに救出活動を実施する。

(1) 救出隊の編成

- ① 被救出者があり救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。
- ② 編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて町関係職員、その他増強要員を編成する。

(2) 救出活動

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみでは救出活動が困難な場合は、県又は他の市町の応援を得て実施するものとする。

5. 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、(佐賀県災害救助法施行細則(以下「災害救助法施行細則」という)の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は、災害が発生の日から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は知事に期間の延長を申請するものとする。

6. 応援要請

- (1) 消防機関は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。
- (2) 町又は消防機関は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。
 なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。
- (3) 町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。
- (4) 町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

第3項 関係機関の活動

1. 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

2. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは町から応援を求められた場合は、消防機関及び町、その他防災機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する
- (2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。
- (3) 他の市町に対し、応援を指示する
- (4) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する
- (5) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する
- (6) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る

3. 県警察

県警察は、消防機関及び町、その他の防災機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

4. 海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認にあたり、巡視船艇を出動させ、救助、搜索にあたる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

5. 自衛隊

自衛隊は、町又は県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び町、県警察、その他の防災機関と協力して、救助活動を行う。

第10節 保健医療活動計画

風水害により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、災害拠点病院、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

第1項 保健医療福祉活動

1. 実施責任者

町長は、災害のため町民の医療が困難となった場合における罹災地の町民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町は知事の補助機関としてこれを行う。

2. 実施機関

- (1) 罹災時における医療救護は、町が行なうものとする。
- (2) 町限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

3. 救護体制の整備

- (1) 町長は、武雄杵島地区医師会の協力を得て救護班を編成しておくものとする。
- (2) 武雄杵島地区医師会は医師会員による救護班を編成しておくものとする。

4. 救護所の設置

町は、傷病者等に対して医療福祉活動を行うため、避難場所等の適当な場所に、救護所を設置する

ものとし、必要と認める場合は、県に対し、適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。
 県は、町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、適当な場所に、救護所を設置する。

5. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への搬送
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

分娩の介助
 分娩前、分娩後の処置

6. 医療救護班の編成

災害現地又は救護所で実施する医療福祉活動は、医療機関が行うか、又は各機関からあらかじめ設置している次の医療救護班(医師1名、保健師又は看護師2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成)を編成し必要に応じて出動するものとする。

- (1) 町医療救護班
- (2) 県医療救護班
- (3) 佐賀県医師会医療救護班
- (4) 災害拠点病院医療救護班
- (5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- (6) 国の医療救護班
- (7) 日赤医療救護班
- (8) 赤十字現地医療救護班

構成機関名	所在地	電話番号
杵藤保健福祉事務所	武雄市武雄町 大字昭和265	0954-22-2103
武雄杵島地区医師会	武雄市武雄町 大字昭和300	0954-22-3344

7. 実施の方法

(1) 医療救護班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき町長は、町地域防災計画の定めるところにより現地に医療救護班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関(医療施設)において医療を実施することが適当なときは、町長は医療機関又は町長が収容委託した病院(診療所)に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によって十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、知事から委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について県と協議のうえ行うものとする。

8. 救護所の運営

町は、救護所の運営にあたっては、武雄杵島地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。

9. 災害救助法による実施

災害救助法が適用されたときの基準は、「災害救助法施行細則」により実施する。

10. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担等

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担するものとする。

ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定めるところに準ずる。

(2) 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡又は負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときの災害補償は、「佐賀県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

11. 人工透析対策

町及び県は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、町、県及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

12. 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災町民に適切なメンタルヘルスを提供する必要がある。

13. 広報、報告

町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や町民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

14. 医療機関における医療活動の確保

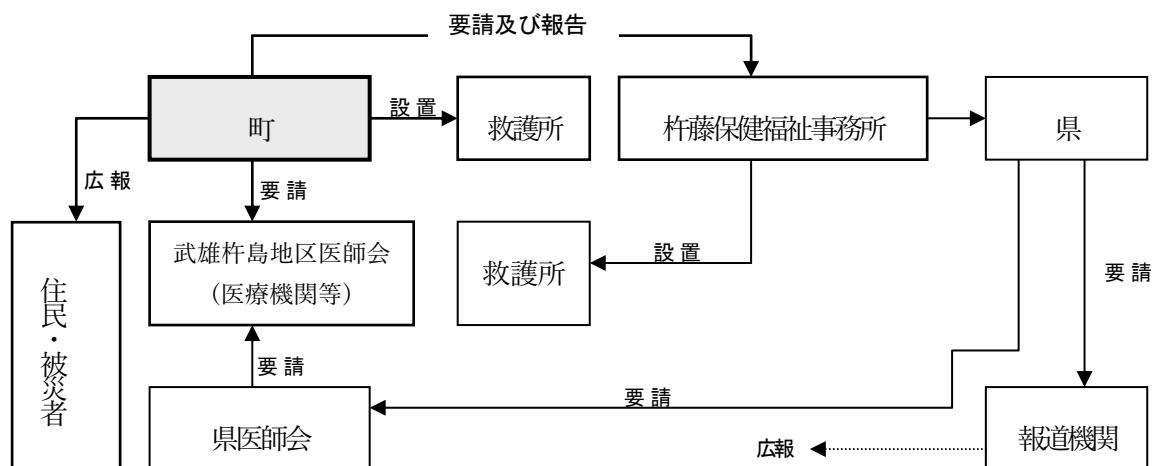
(1) 公的医療機関

風水害時に、独立行政法人国立病院機構、県、町及び日本赤十字社佐賀県支部、日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

(2) 民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、風水害時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

《医療救護における要請及び報告系統》



第2項 医薬品、医療資機材の調達

1. 需給状況の把握

町は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医科器械組合、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2. 実施責任者

(1) 災害救助法を適用するに至らない場合

医薬品、医療資機材等の確保及び給与は町長が行うものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、必要物資等の確保及び輸送は知事及び町長が互いに密接な連携の下に行うものとする。

3. 安定供給の確保

(1) 町

- ① 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

- ① 町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② 医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。
- ③ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。
- ④ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

4. 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、町から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

第3項 医療施設の応急復旧

被災地域内の医療機関は、風水害時には、速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

風水害時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

1. 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

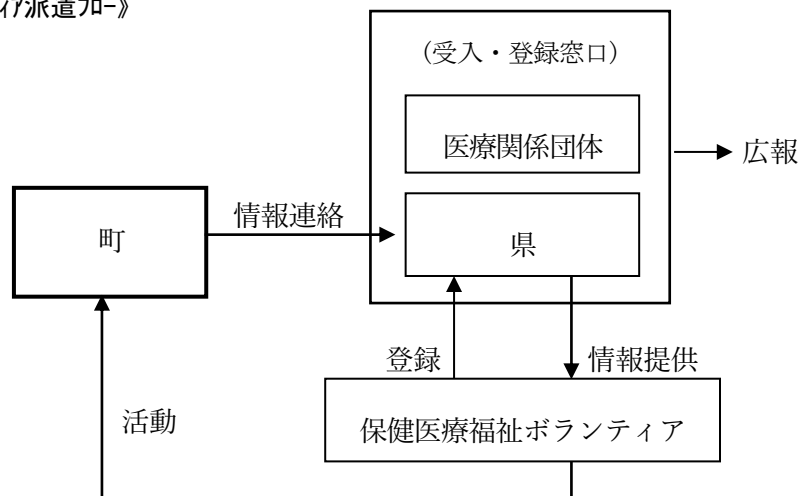
2. 情報提供等

町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、町からの情報の内容について調整を行い、登録している保健医療福祉ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び市町他、関係者の指示に従うこと

《医療ボランティア派遣フロー》



第11節 救急活動計画

消防機関は、風水害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1. 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2. 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を消防署の救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県

常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。

応援の消防力を以ってしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。

さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。

消防機関、町は、風水害により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

3. 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4. 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣の他消防機関に対し、応援を要請する。

要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請

被災地の市町又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第12節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1. 水防活動

風水害に伴い、河川、海岸、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道施設管理者は、風水害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び下水道施設管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、浸水、高潮等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

風水害により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2. 土砂災害の発生、拡大防止

町・県・国は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

町・県・国は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

3. 風倒木対策

町、県及び国は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ、風倒木の除去など応急対策を講じる。

4. 水防計画

水防に関する応急対策等については、別に「白石町水防計画」により定める。

第14節 避難計画

風水害が発生し、浸水、土砂災害及び風倒木等の二次災害から町民の人命、身体を保護するため、町は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難（避難行動要支援者避難）の発令あるいは早目の避難指示を発令し、町民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難・避難指示

1. 実施責任者

災害から町民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は町長とし、災害応急対策の第一次責任者である町長を中心に、相互に連携、協調し避難を迅速かつ安全に行なうものとする。

2. 高齢者等避難・避難指示の発令

町長は、事前に策定した避難指示等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

(1) 避難が夜間になる場合の日没までの避難

町は、避難が夜間になりそうな場合には、日没までに避難が完了できるような避難指示等の発令に努めるものとする。

(2) 屋内での待避等の安全確保措置

町は、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(3) 町に対する助言

町は、避難指示等の発令の判断にあたって、必要に応じ、防災関係機関へ助言を求めるものとする。防災関係機関は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

項 目	状 況	町民に求める行動
高齢者等避難 (避難行動要支援者の避難)	・人的被害の発生する可能性が高まった状態 ※特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階(避難行動要支援者の避難)	・避難行動要支援者等、避難に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始 (避難誘導員は誘導活動を実施) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始

避難指示	・人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態 ※避難行動要支援者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への行動を開始 (避難誘導員は引き続き誘導活動を実施)
	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	・屋内での待避等の安全確保措置の指示
	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・人的被害が発生した場合	・高齢者等避難の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了
緊急安全確保	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	・屋内での待避等の安全確保措置の指示

3. 避難指示の基準

(1) 避難指示の基準

暴風、豪雨、洪水、高潮、土石流、その他災害発生の事象が避難指示の段階より悪化し、災害の発生が切迫し、かつ現実視される場合、又は突然、災害発生の諸現象が現れた時には、直ちに避難の指示の措置をとるものとする。

① 洪水の場合

佐賀地方気象台・県(河川砂防課)・国(武雄河川事務所)から洪水予報等が発表され、若しくは、特別警戒水位を突破又は、突破するおそれがある場合で、上流域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇が予想される場合

また、警戒水位の設定がない中小河川や水位観測施設の無い河川等においては、巡回の強化、町民からの通報体制を確立すること等により状況の把握に努め、上記に準じて避難等の措置をとるものとする。

② 高潮の場合

土地の高さが当日の天文満位(潮汐表)における満潮時の潮位よりも低い地域、或いはそれ以上の地域であっても過去の高潮被害において床上浸水以上の記録のある地域においては、当該地域の地形条件も踏まえ、堤防等が整備されている地域にあっても、次の状況を全て満たす場合、速やかに避難の措置をとるものとする。

ア 当該地域が台風の暴風警戒域の予報円内にある場合。

イ 台風の接近予想時間帯(概ね暴風域圏内に入る時間帯)において、潮位が満潮若しくはその時間帯の前後と重なる場合。

ウ 当該地域が、強風が吹き込む方向に、湾、入江を形成している地形である場合。

なお、上記に関らず潮位観測の数値の把握、巡回の強化、町民からの通報体制を確立すること等により、潮位の把握に努め、異常な潮位の上昇が確認された場合には避難の措置を行なうものとする。

③ 豪雨の場合

土砂災害は、24時間累加雨量が200mmを超えるような場合、或いは時間雨量が30mm程度を超える雨が連続する場合、又は長期間に渡って雨が降り続き、地盤が緩んでいる場合などに発生するおそれがあるが、地域の地形、地質の条件により大きく異なることから、必要に応じ警戒、監視、避難の措置を行なうものとする。

また、急傾斜地において次のような兆候が確認された場合には、上記基準に関らず速やかに避難の措置をとるものとする。

ア 崖等で小石がはらう落ちる。

イ 地面にひび割れができる。

ウ 斜面から濁った水が流れ出る。

エ 地鳴りがする。

オ その他土砂災害の兆候が確認されたとき。

④ 暴風の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害が起こることが予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがあるとき。

⑤ 土砂災害の場合

土砂災害の発生が予想され、生命、身体に危険が及ぶおそれがある時。

4. 高齢者等避難(避難行動要支援者避難)・指示の内容

町長は高齢者等避難(避難行動要支援者避難)・指示を発令するとき、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難(避難行動要支援者避難)・指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

5. 町民への伝達及び関係機関への連絡

避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に町民に周知できる方法により実施するとともに、その内容を速やかに町民及び防災上配慮を要する者の利用施設(以下「避難行動要支援者関連施設」という。)へ伝達するとともに、関係機関に対して連絡する。

(1) 町民への伝達

高齢者等避難(避難行動要支援者避難)の発令又は避難指示を発令したとき、町民への伝達にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、消防機関、駐在員、民生委員・児童委員等を活用し、その周知徹底を図る。

(2) 避難行動要支援者関連施設への伝達

洪水時もしくは高齢者等避難(避難行動要支援者避難)の発令又は避難指示を発令したときは、避難行動要支援者関連施設にその内容を伝達する。

(3) 関係機関への連絡

高齢者等避難の発令又は避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関(県、警察、消防等)と、その内容を相互に連絡する。

(4) 伝達方法

- ① あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、防災行政無線又は電話、口頭等
- ② サイレ(防災行政無線)、警鐘による
- ③ 広報車及び放送設備を装備する車両
- ④ テレビ、ラジオの放送
- ⑤ 携帯電話等のメール
- ⑥ その他実情に即した方法(FAX、インターネット等)

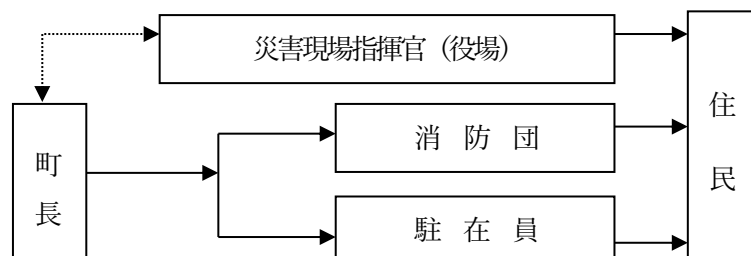
町長は、本防災計画中の「避難計画」について、危険地区毎に避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日常より危険地区の町民に対し周知徹底しておくものとする。

また、電話回線の不通、停電等を想定した上で、防災行政無線の非常用電源の点検整備、戸別受信機の電池交換等を行い、災害時に機能を果すように維持管理しておくものとする。

6. 避難の指示

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、当該地域の居住者に対し避難のため立ち退きを勧告し、なお急を要すると認めるときは立ち退きを指示する。
- (2) 警察官は、町長から要求があったとき、又は町長が立ち退きの指示をすることができないと認めるときは、当該地域の町民に対し避難のための立ち退きを指示しその旨を町長へ速やかに通知する。
- (3) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認めたときは、地域の町民等に立ち退きを指示する。地すべりの場合は白石警察署長にその旨を通知する。

避難の伝達系統図



【資料編】

避難活動等実施要綱(P552~553)

防災上配慮を要する者の利用施設(要配慮者関連施設)(P555)

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
●町長等 (町長から委任を受けた職員を含む。以下同じ) ○警察官又は海上保安官 (町長等が現場にいないとき、又は町長等から要求があったとき) ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (町長等、警察官又は海上保安官がその場にいる場合) ○知事 (災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法 § 63、§ 73)	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、町長に通知すること。 ●知事が行う場合は、その旨公示すること。

第3項 避難誘導等

1. 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

町長は、避難の指示等(警戒区域の設定を含む。以下同じ。)を実施したとき、町民等の人命の安全を第一に避難誘導を迅速かつ的確に行う。

町は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

町は、避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2. 避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件のもとに行なうものであることから、町長は、安全かつ迅速に実施し、以下の点に留意するものとする。

- (1) 避難路等は、平常時からあらかじめ定めておき、町民に周知徹底を行い、避難誘導の万全を図る。
- (2) 避難誘導責任者は、あらかじめ担当地区の町民を昼間、夜間別に把握しておき、時間帯によっては避難行動要支援者のみ在宅する世帯も把握し、避難誘導にあたっては特に留意するものとする。
- (3) 避難責任者は、避難訓練等により担当地区の町民を全員避難させるための必要時間を把握し実施責任者に知らせておくものとする。

3. 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった町民等は、指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、町は、車両・舟等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域避難のための要求を当該市町に代わって行うものとする。

県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等について助言を求めるものとする。また、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊に対し災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

4. 自主避難

町は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等における町民の自主避難について、町民に対し、あらかじめ広報紙を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

町民においては、避難指示等が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

また、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民については、高齢者等避難の段階から自主的に避難を開始するように努める。

なお、町民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

ただし、避難時の周囲の状況等により避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行う。

1. 学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき保護者等へ生徒等を引き渡した場合は、町に対し、さらに町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

他の国立、私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、町及び関係機関とする。

2. 病院等医療機関

病院等医療機関は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導にあたっては、担送患者と独歩患者とに区分し重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。この場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

また、県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、近隣県に対し、受け入れ協力を要請する。

3. 社会福祉施設

社会福祉施設は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

風水害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4. 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校に当たっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに避難所を開放・開設し、適切に運営する。

1. 指定避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

町は、災害時に必要に応じて、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

なお、風水害が激甚であるなどにより被災市町内に避難所を設置することが困難な場合、当該市町は、「第3項 避難誘導等 2 避難 (2) 広域的な避難」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等に係る支援要請等を行うものとする。

2. 避難場所の開設及び収容保護

避難場所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が適用された場合には、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。

(1) 収容対象者

- ① 災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- ② 避難命令がでた場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 収容期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は、逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、期間内に罹災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長はその都度県に開設期間の延長を申請する。

(3) 所要物資の確保

町は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

(4) 町職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所毎に町職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたる。なお、駐在職員は次の各種記録を備付け整備する。

- ① 避難所収容台帳
- ② 避難所収容者名簿
- ③ 避難所物品受払簿
- ④ 避難所設置及び収容状況

(5) 避難所開設状況等の報告

避難所を開設したいときは、速やかに県に報告し、その後の状況を毎日、救助日報等により報告する。なお、報告は次の事項について電話により行う。

- ① 開設状況報告…避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況
- ② 収容状況報告…施設別、収容人員、開設期間の見込み等
- ③ 閉鎖報告…施設別閉鎖日時

3. 指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性NP0・ボランティア等の有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。

また、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を

明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取りに來ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。

特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯カメラの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

4. 避難にあたっての町民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため町民に対し、次の事項を平素から訓練、指導するものとする。

- (1) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 一人あたり2食程度の食料、飲料水、毛布、タオル、ちり紙、最小限の着替え、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオを携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足を避け、必ず帽子又は頭巾等を着用し、雨合羽等雨具や防寒具を携行する。

5. 要配慮者に対する避難措置対策

(1) 要配慮者の事前把握

① 要配慮者

町長は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した要配慮者に関する情報の整理等を行なうことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

② 外国人

町長は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や駐在員を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

(2) 要配慮者に関する対策

① 安否確認、救助活動

町長は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、長寿社会課、民生委員、近隣住民、自主防災組織、社会福祉団体等の協力を得て、要配慮者の安否確認、救助活動を実施するものとする。
なお、消防機関等は、救助にあたって、要配慮者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

町長は、民生委員の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉、保健巡回サービス

町長は、②項の状況調査の結果を踏まえ、民生委員等必要な人材により、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対して巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

④ 通信手段の整備

町長は、災害時における迅速かつ的確な救助活動を行なうため、要配慮者に対する緊急通報装置等の給付の促進等、緊急通報システムの整備促進に努めるものとする。

⑤ 地域との相互協力体制

町長は、民生委員を中心として、近隣住民、駐在員等との連携により、要配慮者安全確保に関する相互協力体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人に関する対策

① 安否確認、救助活動

町長は、警察、自主防災組織及び駐在員等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行なうものとする。

② 情報の提供

町長は、県とともに避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。

避難所にあっては、食料配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行なうものとする。

6. 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し立ち

退きを指示する。

- (2) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため町民の身边に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。
- (3) (2)による避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに町長に対し避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

7. その他施設における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場等、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

(1) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合には速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示等は、町長の指示に行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行なうものとする。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ決めておくものとする。

(3) 留意事項

- ① 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行なわれるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- ② 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行なわれるようにするものとする。

ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

イ 避難場所の指定

ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者

エ 児童生徒の携行品

オ 余裕のある場合の書類、備品等の搬出計画

- ③ 老朽化等による危険な校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。

- ④ 災害が校内又は学区付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - ア 地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区毎に安全な場所まで誘導することとする。
 - イ 地区毎に児童生徒を集団下校させる場合には、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋堤防）の通行は避けるよう配慮するものとする。
- ⑥ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡方法等を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- ⑦ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施するものとする。

(4) 避難場所

- ① 教育長は、地域防災計画を考慮し、災害種別及び程度に応じた学校毎の避難場所を定めるものとする。
- ② 学校が、地域防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難して来た場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すものとする。

【資料編】

・避難場所一覧表 (P535)

第15節 応急住宅対策計画

風水害時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町、県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災住宅の危険度判定

1. 広報活動

町、県は、風水害の影響により被災宅地で二次災害のおそれがあると認める場合は、連携し、住民に対し、二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2. 被災宅地の危険度判定

県は、あらかじめ養成・登録している「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災宅地の危険度判定を行い、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

県は、危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、他都道府県に対し、応援を要請する

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

1. 実施責任者

町は、災害により住宅を失い、又は、破損のため居住することができなくなった世帯に対し、住宅の仮設又は応急修理等を建設業者の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として県が実施する。

2. 応急仮設住宅の提供

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、国の非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(1) 応急仮設住宅の入居基準

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 次に掲げる者で自らの資力では住宅を建築することができない者
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者

- ウ 特定の資産のない寡婦世帯、ひとり親世帯
- エ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障害者
- オ 特定の資産のない勤労者、小企業者
- カ 前各号に準ずる経済的弱者等である者

(2) 建築基準

- ① 規 模:1戸あたり29.7㎡以内
- ② 構 造:軽量鉄骨プレハブ（災害救助法基準内）
- ③ 設置戸数:災害により全焼、全壊又は流失戸数の3割以内
ただし、被害状況の程度等により、止むを得ない場合はこの限りでない。
- ④ 費 用:1戸あたり建設費（災害救助法の限度額以内）
- ⑤ 着 工:災害発生の日から20日以内
- ⑥ そ の 他:水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設場所

原則として町長が選定する場所とするが、建設候補地台帳をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとする。状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

(4) 供与期間

完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項による期間内（最高2年以内）

3. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則に定めるところにより実施する。

4. 県の活動

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

5. 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

6. 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

第3項 被災住宅の応急修理

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

1. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営むことができない状態にある者
- ② 自らの資力で応急修理ができない者
- ③ 修理することにより、とりあえずの日常生活を営むことができる者

(2) 修理基準

① 修理の範囲

ア 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事湯、便所等日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限度とする。

② 修理戸数

半焼、半壊戸数の3割以内とする。(災害救助法の基準内)

ただし、被害の状況や規模により基準を超える必要がある場合、厚生労働大臣の承認を求め実施する。

③ 費用

1戸あたりの応急修理基準(災害救助法の限度額以内)

④ 修理期間

災害発生の日から1箇月以内。

第4項 公的住宅等の提供

1. 公営住宅の提供

町及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

県は、このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県内の公営住宅の提供について要請する。

2. 企業等の施設の供与

町は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、住民等の生命及び身体を保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

第1項 災害警備活動、治安維持活動

1. 県警察

(1) 警備体制

① 職員の招集・参集

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立する。

② 災害警備本部等の設置

県警察は、風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

③ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部員及び警察署員をもって編成する。

なお、他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法（昭和29年法律第162号）の規定に基づき、県公安委員会から要請する。

(2) 情報の収集・連絡

① 被害状況の把握及び連絡

県警察は、風水害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

② 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集にあたらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

① 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、警察災害派遣隊等を迅速に投入する。

② 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動にあたらせる。

また、消防機関等防災機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、地域住民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

① 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

② 高齢者及び障がい者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど、避難行動要支援者に配慮する。

③ 警察署に一時的に受け入れた避難町民については、町の避難場所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、町及び県が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族又は町への遺体又は死体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するための調査班を編成し、災害危険箇所の調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、町に伝達し、避難指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラー施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロール、巡回等を行う。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と連携を密にし、町民等の不安の軽減、被災地における社会秩序の維持に努める。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

① 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員等を活用して、適切に提供するように努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

② 相談活動の実施

県警察は、風水害時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

③ 多様な手段による情報提供

県警察は、町民の避難先、救援物資の配布場所等地域住民の地域安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファクスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

2. 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を地震災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

第17節 交通及び輸送対策計画

風水害時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1. 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV(交通流監視カメラ)、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

① 緊急交通路

県警察は、風水害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必用がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

② 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点への迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

③ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2. 海上交通の確保

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供

3. 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策

1. 陸上交通の措置

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

① 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

② 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

③ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

④ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

⑤ 道路の応急復旧

道路管理者は、風水害により道路に破損、欠損等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

⑥ 交通マネジメント

町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、町から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回路や交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して、居住者等道路利用者に対し、交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、町及び防災関係機関と協力し、風水害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- ③ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- ④ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2. 海上交通

(1) 応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

(2) 航路等危険物除去

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

3. 航空交通

町は、風水害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

4. 町の役割

(1) 交通規制の実施

町長は、災害において町が管理する道路の破損、決壊その他の事由による危険を防止するため、必要と認めたときは、警察と連携し、交通の安全と円滑を図るため道路における交通規制を実施する。

- ① 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合
- ② 緊急通行車両の交通路を確保する場合（災害対策基本法第76条）
- ③ 道路に関する工事のため、止むを得ないと認める場合

なお、町長は、道路の通行を規制する場合、禁止又は制限区間、期間及び理由を記載した道路標識を設け、一般の通行に支障のないよう措置する。

(2) 交通情報の把握

町は、白石警察署、県と相互に連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

第3項 輸送対策

1. 緊急輸送の実施

防災機関は、風水害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は、町長が行う。ただし、町内での車両の確保が困難な場合等は県及び隣接の市町に協力を要請し、車両の確保を行うものとする。

3. 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1) 第1段階（災害発生直後）

- ① 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- ④ 負傷者等の医療機関への搬送

- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階(災害応急対策時)
 - ① 上記(1)の続行
 - ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階(災害復旧対策時)
 - ① 上記(2)の続行
 - ② 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ③ 生活必需品

4. 輸送手段の確保

町及び防災機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又はあっせんを要請する。

(1) 車両

- ① 町有車両の確保
- ② 公益社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請
- ③ 一般社団法人佐賀県バスタクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請(九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請)
- ④ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請(運送命令の措置も含む。)
- ⑤ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- ⑥ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

- ① 九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、協力を要請

(3) 船舶

- ① 県有船舶の提供を要請
- ② 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- ③ 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4) 航空機(ヘリコプター)

- ① ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- ② 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

5. 緊急輸送の優先

防災機関は、緊急輸送にあたっては、風水害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

6. 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

防災機関は、風水害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

7. 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

8. 各輸送関係機関の推薦

トラック、バス輸送業者、海上保安部、漁業協同組合、その他船舶輸送業者、JR等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

9. 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送或いは車両等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。

10. 災害救助法による輸送の基準

(1) 輸送及び移送の範囲

- ① 罹災者を避難させるための移送
- ② 医療及び助産のための移送
- ③ 罹災者救出のための輸送
- ④ 飲料水及び救助用物資の輸送
- ⑤ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、町、県、防災機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

町は、物資の供給を円滑に進めるため、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。その際、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等（ペット飲料を含む）の供給計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等（ペット飲料を含む）の応急供給を行う必要が生じた場合は、町は、迅速かつ的確な食料等の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのペット飲料の供給にあたっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1. 実施責任者

町は炊出し、食料給与を行う。ただし、被災地域のみでは実施できないときは県、隣接市町に応援、協力を要請する。

2. 調達方法

(1) 町

町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

- ① 自ら備蓄している食料等を供給
- ② 供給可能業者等に対し、提供を要請
- ③ 相互応援協定を締結している市町に対し、食料援助を要請
- ④ 県に対し、応援を要請
- ⑤ 県等から食料の供給を受けたときは、それを被災者に適正かつ円滑に配分することができるよう体制を整備

(2) 県

県は、町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、町への供給にあたっては、適正かつ円滑に行うものとする。

- ① 独自で備蓄している食料（乾パン、アルファ米、おかゆ缶等）を供給する。

② 県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。

③ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者等から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

④ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食あたり、精米300グラムの範囲内とする。

3. 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、町は、次のとおり実施する。

(1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。

(2) 県危機管理防災課（総括対策部）に対して連絡がとれないときは、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

4. 国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

(1) パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトルト食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県へのお荷要請を行う。

(2) 関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行う。

5. 供給方法

「第4項 物資配送計画」による。なお、調理が必要な食料については、町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部（地域奉仕団）、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しにあたっては、町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は市町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

6. 食品衛生

町は炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

(1) 炊出し施設は、学校給食センター、学校等の給食施設又は公民館等の既設施設を利用する

ほか、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、汚物処理場等から離れた場所を選定し設ける。

(2) 炊出し場所には、手洗い設備及び消毒ができる機器類の設置を行う。

第2項 飲料水の供給計画

風水害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、町及び水道事業者等、県は相互に連携し、応急給水を行う。なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1. 実施責任者

町は飲料水の給水を実施する。ただし、町において処理できないときは、県又は隣接市町に応援を要請する。

2. 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとする。

3. 応急給水

(1) 町

町は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

① 給水の対象者及び給水量

被災のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、飲料水が得られない者に対して飲料水として1日約3リットルを供給するものとする。

ただし、医療機関又は福祉施設等への応急給水は最優先とする。

② 応急飲料水の供給方法

ア 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地又は上水道から取水し、給水車、舟艇又は貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。また町のみで確保できない場合、自衛隊その他関係機関に依頼し、付近の湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、或いは化学的処理を加えて給水を行う。

③ 被災者への給水

確保した飲料水は、給水車や給水容器積載車により給水所（拠点）へ搬送し、水袋やポリタンク等に入れ被災者に対し、供給するものとする。

④ 応急飲料水以外の生活用水の確保についても、その必要最小限度の確保及び供給に努めるものとする。

⑤ 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線及び広報車により町民に対し広報する。

⑥ 給水確保の要領等

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水にあたっては、迅速かつ的確に町民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、町からの要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、町の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

① 被害の程度や町による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

② 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

③ 必要に応じ、県内の他の市町の応援、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

④ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

風水害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1. 実施責任者

罹災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により施行するが物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割当及び支給は町において行う。

2. 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、半焼及び床上浸水等の被害を受けた者で、次の事項に該当する者。

- (1) 日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を喪失又はき損した者
- (2) その他必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

3. 衣料物資の範囲

次に掲げるもので、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具(就寝に必要なマット、毛布及び布団等)
- (2) 衣類(洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類)
- (3) 身回り品(タオル、靴下、サンダル、傘等)
- (4) 炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- (5) 食器(茶碗、皿、はし等)
- (6) 日用品(オムツ(大人用・子供用)生理用品、ポリ袋、石鹸、歯磨き、(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等)
- (7) 光熱材料(マッチ、カセットこんろ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等)
- (8) 情報機器(ラジオ、乾電池等)

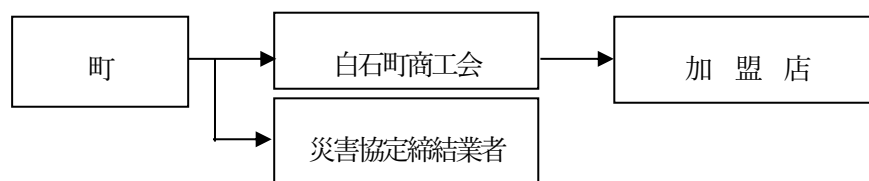
4. 調達方法

(1) 町

町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄品で不足する場合は、災害協定締結業者及び商工会等と緊密な連絡を行い、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

《生活必需品等の調達》



① 衣料品等物資の給与又は貸与の方法

町は世帯別構成員別被害状況を把握し、救助法物資購入及び配分計画を策定し、これにより必要物資を調達し給与又は貸与するものとする。

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者を連絡員として、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、福祉事務所を通じて支給する。

(2) 県

県は、町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、供給品目、数量等を把握したうえで自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出し、又はあらかじめ把握していた調達可能業者から調達し、町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもなお不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

5. 調達した生活必需品等の集積場所

町は、供給作業の効率を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、町内の防災物資拠点施設に一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給するように努める。

県は、同様に、業者又は他の市町あるいは九州・山口の県から調達した生活必需品等を、次のうちから適当な場所に一旦集積し、ここを拠点として町に供給する。

《町内の防災物資拠点施設》

名 称	住 所
有明社会体育館	白石町大字坂田281
道の駅しろいし	白石町大字福富下分306-4

第4項 物資の配送計画

1. 基本方針

災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資（町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）の配送が可能な場合には、町が避難所へ支援物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後、町民、町及び県等の備蓄物資による対応が必要となると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

2. 物資の配布

(1) 町

町は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、風水害が激甚などにより、町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

(2) 県

町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として町に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により町が物資の配送を円滑に行えない場合において町から物資配送に係る要請があった場合(当該要請が必要と見込まれる場合も含む)、県は、支援物資の入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3. 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が供給されるよう努めるものとする。

第19節 広報、被災者相談計画

風水害時に浸水、土砂災害等様々な災害が発生したとき、被災地や隣接地域の県民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、町・消防機関を中心に、町民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町、県、防災機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するように努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、消防機関、自治会、民生委員・児童委員等を活用するように努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 町民への情報提供

町、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるように努める。

被災者への情報提供にあたっては、県及び市町は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務課（災害対策本部設置時には情報班）が担当する。
- (2) 総務課（班）以外の各課（班）は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務課（班）に提出する。
- (3) 情報班は、被災者に十分な配慮を図りつつ、班員を現地に派遣し、広報写真、状況把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 情報班は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2. 広報の方法

(1) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

(2) 広報車、放送施設(防災行政無線)、広報紙による広報

町は、町民に周知徹底を図るため、防災行政無線、広報車、広報紙により迅速かつ的確に広報を行う。

(3) インターネットによる広報

災害状況等を広域的に周知するため、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん・緊急速報メール等)、町ホームページにより災害情報を掲載する。なお、ホームページへの掲載作業は総務課広報情報係において実施する。

(4) 県への要請及び報告等

町は、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県(危機管理防災課[総括対策部])に報告するものとする。

3. 広報事項

(1) 一般広報

① 警戒・避難期の気象等予警報及び気象情報等の広報

ア 雨量、河川水位、潮位等の状況

イ 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生の見込み等

ウ 町民のとるべき措置(周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等)

エ 避難の必要の有無等

② 災害発生直後の広報

ア 災害発生状況(人的被害、住家の被害等の災害発生状況)

イ 災害応急対策の状況(地域・コミュニティごとの取り組み状況等)

ウ 道路交通状況(道路通行規制等の状況、鉄道・バス等の被害、復旧状況等)

エ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)

オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

カ 安否情報の確認方法(関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内)

③ 応急復旧活動段階の広報

ア 町民の安否(避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等)

イ 食料、飲料水、生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報(地域のライフラインの設備の途絶状況、し尿処理・衛生に関する状況、学校の臨時休業の情報等)

④ 外部からの支援の受入れに関する広報

ア ボランティア情報(県外からの支援者の受入れ窓口等に関する情報)

イ 義援金・必要とする救援物資一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

⑤ 被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に被災市町が災害広報を的確に実施することが困難な場合、県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、町の応急対策活動を支援する。

ア 災害時に当たっての心得(周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼びかけ等)

- イ 民心の安定及び社会秩序保持のため町民が取るべき措置等(乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等)
- ウ 防災関係機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望
- エ 被災地への救援物資等の発送に当たっての要望(送り先、内容明示等)
- オ その他町民等(県外の住民含む)に対する要望事項

(2) 報道機関を通じた広報

定期的に記者発表し、広報を実施する。

ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ県による報道機関調整を要請する。

4. 防災機関等による災害広報の実施

防災機関は、町民等への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、町、県及び報道機関に要請して広報を依頼する。

(1) 広報の内容

町及び県の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

防災機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県(危機管理防災課[総括対策部])に報告するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

第2項 被災者相談

町、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を図り、町民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町、県は、必要と認める場合、町民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各関係本部(部)の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第20節 文教対策計画

学校等は、風水害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1. 実施機関

- (1) 町立学校の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。
- (2) 町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施し、その旨を災害対策本部に連絡する。

第1項 生徒等の安全確保措置

1. 臨時休業等の措置

学校等は、風水害の発生時または発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2. 登下校での措置

学校等は、風水害の発生または発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3. 応急救助及び手当

学校等は、風水害の発生により学校内の生徒等が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1. 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、風水害発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ポンティア等による点検を実施する。公立の学校等は、その点検結果を、町に対し連絡する。連絡を受けた町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2. 応急復旧

町及び県は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに町、県及び私立の学校等の設置者等は、風水害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1. 生徒及び学校等の確保

(1) 児童・生徒の安全措置

① 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会はあらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

② 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合には保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制をも考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を速やかに把握し、教育事務所等の関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

① 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童・生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用することとする。

② 火災以外の災害建物で大破以下の被災建物は、応急修理の上使用するが、この場合建築士の指示により水平力及び積載荷重に対し安全の確認を行った後使用することとする。

③ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、最寄の無被災又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公共施設、その他の民間施設等を借上げることとするが、この場合児童・生徒の安全を確保するとともに教育的配慮を行うものとする。

④ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無被災又は被災僅少な学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 教職員の確保

町、県及び私立の学校等の設置者等は、風水害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

2. 応急教育の方法

(1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等及び通学路の被害状況を把握する。

(2) 教職員を動員し、授業再開に努める。

(3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3. 学用品の調達、給与

(1) 教科書

- ① 町は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、町全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを県に対し、報告する。

- ② 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

① 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材(準教科書、ワークブック等)で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

② 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

③ 通学用品

運動靴、体育着、傘、かばん、長靴類

(3) 町における災害に伴う学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対して、町は、教育委員会及び各学校長の協力を得ながら必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

4. 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

5. 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、町、県又は国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6. 保健衛生の確保

学校等は、町、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

県は、非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁困難な者と認めた時は、県立高校の授業料、入学者選抜の手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。（佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条及び第3条）

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、地域住民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、「体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室」の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

風水害により、公共施設等が被害を受けた場合は、町・県・国及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、住民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁

1. 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、風水害により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、警察署及び町、県に対し、この旨連絡する。

2. 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等

1. 被害状況の把握、連絡

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、風水害により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1. 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、風水害により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急措置

町、県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、適切な応急措置（砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1. 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、風水害により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港

1. 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの風水害により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地農業用施設

1. 被害状況の把握、連絡

町、農業用排水施設管理者は、風水害により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

2. 応急措置

町、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

風水害により、住民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

町は、国、県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

1. 町の役割

電気、ガス、交通、上・下水道施設（以下「公共施設」という。）の災害対策については、それぞれの関係防災業務計画によるところとするが、町は災害発生の場合、それぞれの機関と協力してその機能の確保を図るものとする。

- (1) 町長は公共施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。
- (2) 町長は各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとともに、二次災害の未然防止のための広報活動を行う。
- (3) 町長は災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

第1項 水道施設(事業者)

水道事業者等は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部の応援を要請する。

また、町及び町民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するように努める。

第2項 電力施設(九州電力株式会社佐賀支店)

九州電力株式会社は、風水害が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。

第3項 電話施設

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、風水害が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。

第4項 ガス施設

液化石油ガス(LPG)事業者は、風水害による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等)に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

第5項 鉄道施設(九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社)

風水害時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

1. 風水害時の列車の運転規制
2. 風水害時の代替輸送方法
3. 災害対策本部の設置
4. 連絡通報
5. 応急措置(案内広報など)
6. 施設の応急復旧

第6項 放送施設(放送事業者)

風水害により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

1. 放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
2. 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、防災機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1. 災害対策用機材

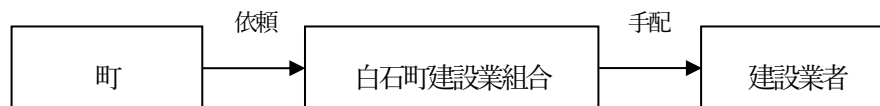
防災機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、あつせんを要請する。

2. 復旧資材

防災機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

《資機材の調達》



第24節 福祉サービスの提供計画

風水害時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、町、県は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1. 高齢者、障がい者

町は、風水害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2. 要保護児童

町は、風水害が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、風水害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び町民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

1. 緊急保護

町及び県は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2. 在宅サービス体制

町及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3. 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

風水害の発生に際しては、この風水害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、町は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

1. 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要援護者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。

2. 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

1. 保護等

町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2. メンタル対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3. 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

風水害時に、多くのボランティアの申出がある場合は、町、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

町及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各都道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2項 ニーズの把握、情報提供

佐賀県（白石町）社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関は県と連携し、被災状況の町は、災害救援ボランティアセンターを設置する佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県（白石町）社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関に対し、情報を提供する。また、県に対し、同様の情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、災害救援ボランティアセンターの開設状況等の情報提供を行う窓口を開設するとともに、町から提供のあった情報に応じて、自ら育成、登録している専門的な知識・技術等を有する技術者又はその団体に対し、情報を提供し、必要に応じて町への派遣を要請する。

《災害救援ボランティアセンターの業務（例示）》

1. 災害及び被災状況の情報収集
2. ボランティアニーズの把握
3. ボランティアの受付、登録
4. ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5. ボランティアの派遣・撤収の指示
6. ボランティア活動の記録
7. 現地本部及び町本部の運営に必要な資機材の調達
8. 関係機関との連絡調整

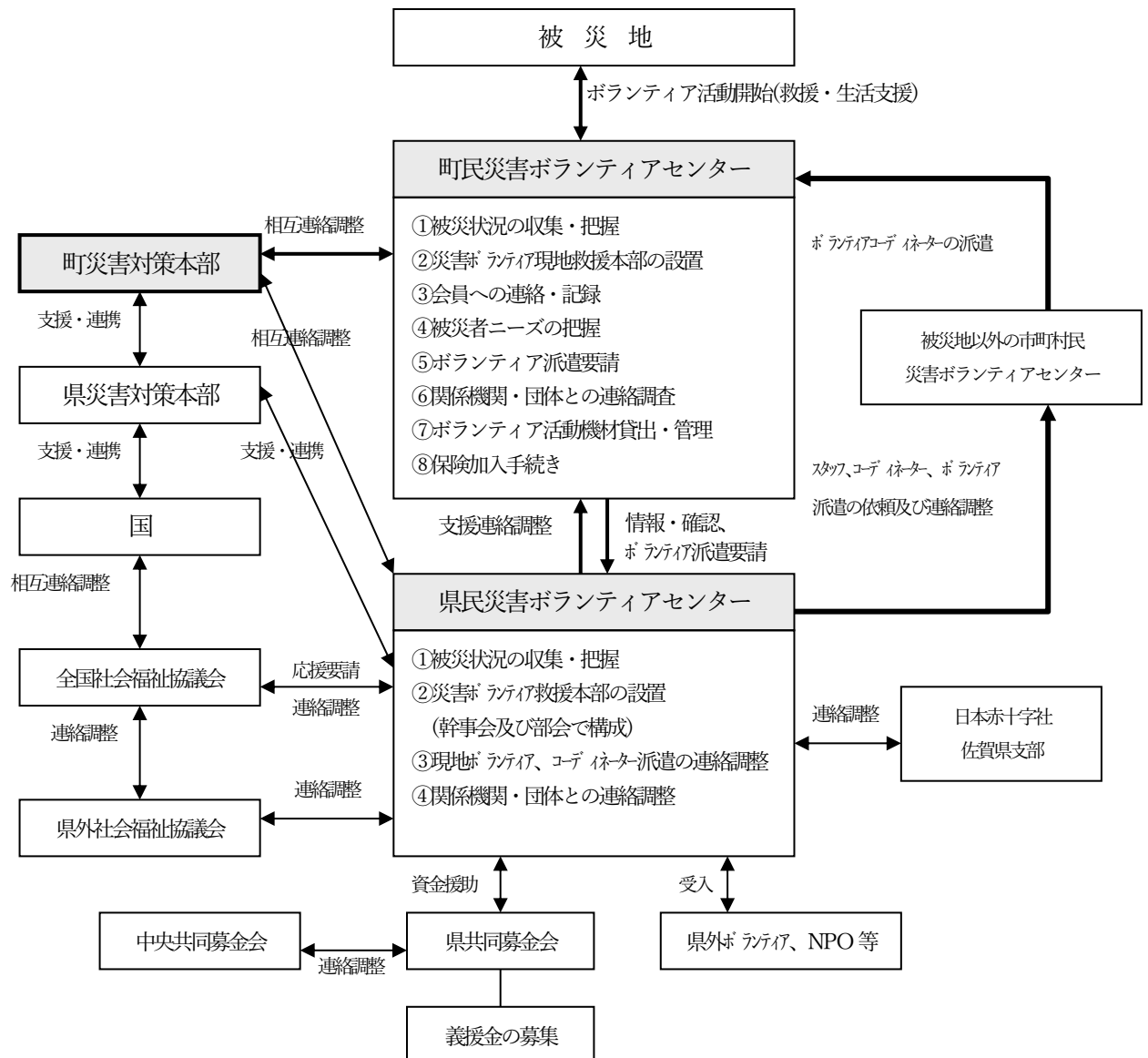
第3項 支援

町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

《ボランティア活動体制》



第26節 外国人対策

1. 町における措置

町は、風水害時に、外国語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。また、避難所等において、災害時外国人支援情報コーディネーターを活用し、効果的な情報収集（外国人被災者の状況、ニーズ把握）、情報提供（災害情報、外国人被災者のニーズとのマッチング）を行うよう努める。

2. 県における措置

県は、風水害時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、災害時外国人支援情報コーディネーター及び多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第27節 帰宅困難者対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28節 義援物資、義援金対策計画

風水害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資及び義援金

1. 実施機関

災害義援金品の募集及びその配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し或いは協力して行う。

町、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員、地域婦人連絡協議会、小・中学校、その他町単位の各種団体

2. 受付

町は、速やかに義援物資の受付に関する窓口を設けるとともに、集積場所を決定する。

日本赤十字社佐賀県（白石）支部は、支部及び地区・分区において、義援物資の受付体制を整備する。

3. 情報提供

町、県及び日本赤十字社佐賀県支部は、必要に応じ、被災地のニーズを的確に把握した上で、円滑な物資受入れのため、次の事項について、ホームページや報道機関等を通じて県内及び全国に情報提供を行う。

この場合、被災地におけるニーズの把握は基本的に町の業務であるが、災害の程度により県に情報が集まらずその実態把握が困難な場合も想定される。そのため、県は必要に応じて職員を町の災害対策本部等へ派遣して、現地の状況把握に努めるものとする。

- (1) 受付窓口
- (2) 受入れを希望する義援物資と、受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)
- (3) 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む)

4. 募集

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行うものとする。なお、募集内容にあたっては被災地の状況等を考慮して行うものとする。

県単位からの通知を受け、又は、町単位機関において関係機関が協議して募集することを決定したとき、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかけるものとする。

5. 集積

募集に基づき或いは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (1) 各家庭から募集するときは、駐在員、地域婦人連絡協議会、民生委員等で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。
- (2) 小・中学校児童・生徒或いは事業所における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で申し出のあったものについては、それぞれ受け付け、その都度又は一定期間にまとめて、それぞれの単位機関別に指定した場所に集積するものとする。
- (4) 義援金及び物資を受け付けたときは、受付整理簿に記載して、受領書を発行する。

6. 引継ぎ

町で受付募集した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法により行う。

(1) 義援物資の引継ぎ

集積した義援物資は町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において一括配分機関に引き継ぐものとする。

(2) 引継ぎの記録

義援金品の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

(3) 引継をする配分機関

義援物資の引継ぎは、概ね次の区分による配分機関へ行うものとする。

① 県外の災害

災害が2市町以上のときは県単位機関に、単独市町のときは市町単位機関に引き継ぐものとする。

② 県内の災害

災害が単独市町のときはその市町単位機関に、又同一郡内で2市町以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは県単位機関に引き継ぐものとする。ただし、郡又は、県単位機関に引き継ぐべき災害であっても募集機関が直接指定市町等に引き継ぐとき、郡、県単位機関が調整して直接引き継ぎ市町を指定したときは、市町単位機関に直接引き継ぐものとする。

③ 引継を受ける配分機関

義援物資の引継ぎは、次の機関とする。

- ・県機関……県知事、日本赤十字社佐賀県支部長
- ・郡機関……郡町村会長

なお、義援金についても本機関に引き継ぐものとする。

7. 配分

引継を受けた義援金品は、次の方法により配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分の基準は、概ね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

① 一般家庭用物資

全失世帯:1

半失世帯:1/2

床上浸水世帯:1/3

② 無指定金銭

死者(行方不明で死亡と認められる者を含む.):1

重傷で障害が相当残る程度の者:1/2

その他の重傷者:1/3

全失世帯:1

半失世帯:1/2

床上浸水世帯:1/3

(2) 町における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。

なお、各世帯配分にあたっては「衣料品等生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とする。

① 義援金の取扱い

会計室においてこれを義援金受付整理簿にて受付け、町歳入歳出外現金として受入れ、会計室は現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録・整理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

② 義援物資の取扱い

会計室においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに義援物資受付整理簿に整備し、計画をたて配分するものとする。

第29節 災害救助法の適用

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に関する救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

第1項 救助の本質

1. 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
2. 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
3. 国の責任において行われ、県・町、日本赤十字社その他の団体及び県民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

1. 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。
救助に関する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。
なお、災害が発生するおそれがある段階での災害救助法の適用の判断は副知事（防災監）が行う。
2. 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準

1. 災害救助法の適用

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。

- ① 町の人口に応じ、下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。
- ② 県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、白石町の人口に応じて滅失住家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上達したとき。

町の区域内人口	A	B
15,000人以上 - 30,000人未満	50世帯	25世帯

- ③ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1. 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2. 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3. 死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4. 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5. 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6. 全焼、全壊、流失

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

7. 半焼、半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（全焼（壊）と同様）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

8. 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9. 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10. 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

(1) 被災世帯の算定基準

① 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

資料編 被害報告取扱要領 (P529~P534) に基づく。

③ 世帯及び住居の単位

資料編 被害報告取扱要領 (P529~P534) に基づく。

(2) 救助法の適用手続

① 災害に際し、町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を、該当土木事務所を経由して知事に報告しなければならない。

第5項 救助の種類

救 助 の 種 類	実 施 主 体
1 避難所及び応急仮設住宅の供与	知事、町長
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
4 医療及び助産	
5 被災者の救出	
6 被災した住宅の応急修理	
7 学用品の給与	
8 埋葬	
9 遺体の搜索及び処理	
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

風水害時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視のほか、町は的確に搜索を行い処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

1. 実施責任者

災害時に死亡した者の遺体搜索、収容、処理及び埋葬等の実施は、町長が行う。

ただし、検視を終えた遺体については死体収容所（安置所）を町内葬儀業者に協力を要請し、斎場を開設し、安置する。

第2項 処理収容

1. 検視、身元確認

町及び消防機関は、被災現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。

海上保安部は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2. 遺体の収容

町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

町は、県警察又は海上保安部から引渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する

3. 遺体の処理

町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4. 遺族等への遺体引渡し

町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、町からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、町及び県は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第31節 廃棄物の処理計画

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第1項 役割

1. 実施責任者

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2. 処理の方法

- (1) 町は、各地区別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を図る。
- (2) 町は、災害状況により、ごみ処理に必要な人員、機材等の確保に努め、迅速に措置を実施するものとする。
 なお、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町に応援を要請する。
- (3) 町民が路上に廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう防災行政無線等において周知を行なうとともに、路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (4) 防疫上、食物の残り等腐敗性のごみを優先して収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら、町の定める場所へ搬入することが望ましいが、これが困難な場合又は、道路等に散在し緊急的に処理が必要な場合は、町が収集処理を行なう。

3. ごみ収集処理の方法

ごみ等の収集は、直営及び委託業者により行う。収集したごみは指定された焼却施設において処理する。

また汚泥等の不燃物は県、保健所その他の関係機関と協議し、近隣の処理場へ応援を依頼して処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

4. 町民、事業者の役割

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理

1. 処理の方法

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況により災害廃棄物処理実行計画を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 水害等により冠水した地区については、便槽が満水している恐れがあるので、優先的に汲み取りを行う。
- (4) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (5) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (6) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

2. 仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

(1) 仮設トイレの調達

町は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

第3項 ごみ処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、風水害時の災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場や最終処分場を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 町は、事前に策定した風水害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

第4項 廃棄物処理施設の応急復旧

町は、風水害が発生した場合は速やかに、さが西部クリーンセンターと連絡・調整を図り、廃棄物処理施設の正常な稼働の確保を図る。

第32節 防疫計画

風水害時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、迅速に防疫活動を行う。

1. 防疫活動

町は、次の防疫活動を行う。

2. 実施機関

災害時における防疫事業は、町が行う。ただし、激甚災害のため町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

3. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、町は保健所と密接な連携のもとに県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

- ① 衛生技術者(班長) 1人
- ② 作業員 5人
- ③ 助手(事務員) 2人

(3) 防疫班の業務及び実施の方法

① 検疫調査及び健康診断

被災地区の自主防災組織を通じ、各戸を調査し、避難場所、避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、適切な予防措置を講じる。

② 避難所の防疫措置

- ア 避難所の清潔、消毒の実施
- イ 避難者に対する検疫調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施
- エ 配膳時の衛生保持、残・廃棄物等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導
- カ 避難所内における衛生に関する自主組織編成の指導

(4) 臨時予防接種及び消毒の実施

(5) 患者の収容

- ① 感染病患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
- ② 感染症指定病院又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

4. 消毒及び鼠族昆虫駆除

(1) 消毒の方法

被災地又は避難所の状況に応じて、鼠族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

① 床上浸水家屋

減水後直ちに床、壁は逆性石鹼液で拭浄し、器物は消毒、床下消毒等の措置は床下乾燥後実施し、トイレの消毒等について衛生上の指導を行う。

(1世帯あたり、逆性石鹼液500ml)

② 床下浸水家屋

減水後、汚物を除去し、清掃、通風を散布を行う。

③ 下水又は避難所の状況に応じて、鼠族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

5. 情報の収集、報告及び広報

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に報告する。

また、県は、町から報告のあった情報を、国に対し報告する。

さらに、町及び県は、各種感染症に関する情報を収集し、町民に対し広報する。

6. 防疫用薬剤の確保

町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

第33節 保健衛生計画

風水害時において、町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、に必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理

町は、被災地域、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づくメンタルヘルスカを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携・協力してメンタルヘルスカを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。

第34節 病虫害防除、動物の管理等計画

第1項 病虫害防除

町は、風水害時における病虫害のまん延を防止するため、農業協同組合等の協力を得て、被災農家に対し、必要な防除対策を講じるよう指導する。

1. 集団防除の実施

広範囲にわたり、かつ突発的に発生する病虫害については、集団等による防除を指導し、防除の徹底を図る。

2. 防除薬剤の確保

防除薬剤は、農業協同組合等が県経済農業協同組合連合会や農薬卸売業者から調達を図るものとするが、不足する場合には、町は、農業協同組合等関係機関と連携のうえ、その調達のあっせんに努める。

第2項 家畜の管理、飼料の確保

1. 避難対策

町は、風水害が発生し、畜舎の倒壊、水害などの発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2. 防疫

町は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両（救急薬品、動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

（1）健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

（2）畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

（3）家畜伝染性疾病的予防注射

風水害により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3. 管理指導

町は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

第3項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類

1. 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、風水害により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2. 施設の応急措置

火薬類事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3. その他の応急措置

県警察及び海上保安部は、市町から要求があったとき、又は必要と認めたときは、警戒区域の設定及び付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。実施した場合は、その旨を町に通知する。

県警察及び海上保安部は、県及び町と連絡をとり、必要と認めたときは、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、必要な限度において、災害を拡大させると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4. 応援要請

火薬類事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス

1. 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

風水害による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2. 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、風水害により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3. その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4. 応援要請

高圧ガス事業者は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

1. 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、風水害により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

風水害による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、県、市町等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2. 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3. その他の応急措置

町又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4. 応援要請

危険物施設の管理者等は、風水害による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

放射線同位元素等の使用者等は、風水害により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等)に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

1. 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
2. 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
3. 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
4. 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
5. 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
6. その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物

毒物・劇物施設が風水害により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1. 毒物・劇物取扱者等は、ただちに町、県、保健福祉事務所、県警察、消防機関に届け出るとともに、回

収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2. 町、県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

- (1) 情報収集、被害区域の拡大防止措置
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 住民に対する周知
- (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
- (5) 原因の特定・原因者に対する指導

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

町は、風水害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1. 通報連絡の内容

- (1) 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- (2) 発生日時及び場所
- (3) 石油等の流出の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 流出石油等の状況
- (6) 今後予想される災害
- (7) その他必要な事項

2. 住民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺住民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺住民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、町、海上保安部等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

3. 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

- (1) 石油等の取扱事業所の応急対策
 - ① 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡

- ② オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ③ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- ④ 事業所の従業員等の救助
- ⑤ 火災等二次災害発生の防止
- (2) 防災関係機関の応急対策
 - ① 災害対策連絡調整本部等の設置
 - ア 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。
 - イ 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
- (3) 主な応急対策
 - ① 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
 - ② 流出石油等の拡散防止
 - ③ 消火対策等
 - ④ 漂着石油等の処理
 - ⑤ 流出石油等の防除資機材の調達

第37節 応急金融対策（県計画）

風水害発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災機関は、万全の措置を講じる。

1. 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2. 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

- ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。
- オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。
- カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

上記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第38節 孤立地域対策活動

風水害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域住民の生活に大きな支障が生じることから、町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1. 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

町等防災機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2. 緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送含めたあらゆる手段による輸送について、町及び県は、防災機関や自衛隊へ協力要請する。

3. 道路の応急復旧による生活の確保

町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交

通を早期に確保する。

第39節 生活再建対策

町は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第1項 被災者生活再建支援金

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

町及びその他の各防災関係機関は、災害応急対策の着手時期について検討するよう努めるものとする。

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、風水害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

風水害発生前から発生時、発生後の各段階において着手すべき県災害対策本部における業務を時系列的に示すと次のとおりである。ただし、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興をはかるものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興にあたっては、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2項 迅速な原状復旧

町が迅速な原状復旧を目指す場合は、町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

1. 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)

(2) 農林水産施設

(3) 上水道

(4) 社会福祉施設

(5) 公立学校

(6) 社会教育施設

(7) 公営住宅

(8) 公立医療施設

(9) ライフライン施設

(10) 交通輸送施設

(11) その他の施設

2. 資金の確保

町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知)
- カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- キ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

3. 激甚災害の指定

発生した風水害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するにあたって国の特別援助を受けるため、町及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4. 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5. 災害廃棄物の処理

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1. 防災まちづくり

町は、次のような災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、町民の理解を求めながら、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 河川等の治水安全度の向上
- (3) 土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等、県は、町が進める復興を支援する。
復興を進めるにあたっては、町民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

2. 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

町(教育委員会)は、風水害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

町は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど埋蔵文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、町は、国、県、隣接市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第1項 被災者相談

町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1. 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、風水害により死亡した町民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2. 災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、風水害により障がい者となった町民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3. 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4. 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第4項 就労支援

佐賀労働局(各公共職業安定所)に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1. 国税

- (1) 国税の期限の延長(国税通則法第11条、同法施行令第3条)

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2か月】

- (2) 法人税の申告期限の延長(法人税法第75条)

- (3) 所得税の減免(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条)

- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条)

2. 県税

- (1) 県税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2) 申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入等の期限延長【2か月】(2) 県税の徴収猶予(地方税法第15条)【1年(やむを得ない場合2年)以内】

- (2) 県税の減免

ア 個人の県民税(地方税法第45条)

イ 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条)

ウ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条)

エ 鉱区税(地方税法第194条、県税条例第126条の2)

オ 軽油引取税(地方税法第144条の42)

カ 狩猟税(地方税法第700条の62、県税条例第170条)

3. 町税

- (1) 町税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、町の税条例)

申告、申請、納付、納入等の期限延長

- (2) 町税の徴収猶予(地方税法第15条)

- (3) 町税の減免

ア 町民税(地方税法第323条、町の税条例)

イ 固定資産税(地方税法第367条、町の税条例)

ウ 軽自動車税(地方税法第454条、町の税条例)

エ 鉱産税(地方税法第532条、町の税条例)

オ 特別土地保有税(地方税法第605条の2、町の税条例)

カ 都市計画税(地方税法第702条の8、町の税条例)

キ 水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税(地方税法第717条、町の税条例)

注) 特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

町、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1. 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予(地方税法第15条)
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長(地方税法第20条の5項の2、町の税条例)
- (3) 減免(地方税法第717条)
- (4) 延滞金の減免(地方税法第723条)

2. 一部負担金の減免等(国民健康保険法第44条)

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1. 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地(町、県、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会)あて救助用郵便物の料金免除

2. 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3. 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

1. 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等

1. 公営住宅の提供

町は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1. 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要、供給の不均衡により生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに状況に応じ必要な指導を行う。

2. 復旧用資機材の確保

町は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第3節 地域の経済復興の推進(県)

第1項 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保

県は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、中小企業者等の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

1. 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。

2. 佐賀県中小企業特別対策資金(経営安定化貸付・災害復旧資金)の貸付を行うとともに、政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。

また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。

3. 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。

4. 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
5. 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林、水産業に対する復旧・復興金融等の確保

町及び県は、風水害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

1. 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
2. 農林漁業金融公庫資金（農林漁業金融公庫法）

《第3編 地震・津波災害対策》

第3編 地震・津波災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、白石町防災会議が作成する白石町地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害又は津波災害に対処するための総合的な計画であり、町、県、消防機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震災害又は津波災害に関わる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害又は津波災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 これまでの地震・津波被害

【地震災害】

日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきた。

2015（平成27）年までに本県において発生した記録に残る地震では、2005（平成17）年3月20日（震央 福岡県北西沖）に発生した地震により、みやき町において、県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3を観測し、県内では、負傷者14名、住家半壊1棟、一部損壊136棟などの被害が生じた。

2006（平成18）年～2015（平成27）年の10年間に於いて県内で震度1以上を観測した地震は平均すると年8回程度で、2014（平成26）年3月14日に伊予灘の地震と、2015年（平成27年）11月14日の薩摩半島西方沖の地震で震度4を観測したが、県内では被害はなかった。

2016（平成28）年4月14日、16日（震央 熊本県熊本地方）に熊本県で2回にわたり震度7を観測する地震が発生した。この地震により町内でも14日に震度4、16日に震度5弱を観測し、町内でも住宅塀が倒壊するなどの物的被害が相次いだ。

【津波災害】

佐賀県において発生した津波災害は、1792（寛政4）年5月21日、島原の眉山崩壊に伴うものだけが記録されている程度であり、少ない。

記録によると、この津波により、死傷者や住家被害が発生したと記されている。

しかし、2010（平成22）年2月27日刊中部沿岸を震源とする地震による津波では、気象庁が量的津波予報による津波予報業務を開始した1999（平成11）年4月以来初めて有明・八代海に津波警報が発表された。幸い、佐賀県沿岸では目立った津波は観測されておらず、被害はなかった。刊近海では50年前にも大きな地震がおり、日本では三陸沖海岸沿岸を中心に大きな被害を受けている。津波は遠方の地震でも日本に影響することも念頭におく必要がある。

また、2011（平成23）年、東北地方太平洋沖地震による津波では、有明・八代海に津波警報が、佐賀県北部に津波注意報が発表され、玄海町仮屋で20cmの津波が観測された。

津波は遠方の地震でも影響することも念頭におく必要がある。

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な町土づくり

町及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1項 町土保全施設の整備

災害を未然に防止するため及び被害を最小限に止めるため、治山等の防災基盤の抜本的な整備と対策を、以下の方針に基づき風水害対策と総合し計画的に事業の推進を図るものとする。

1. 杵島山山麓地帯の地すべり、土砂崩れ等の地域については、地すべり防止工事の促進を図る。
2. 有明海沿岸地域及び六角川、塩田川沿線の高潮危険地域については、海岸堤防等の保全強化の促進を図る。

3. 地盤災害防止施設等の整備

町は、治山、地すべり防止事業等を強力に推進し、国土保全の機能を拡大する。

(1) 地盤災害防止施設等の整備

水資源の確保と流域の保全のため、保安林の整備と管理事業を強化し、崩壊地の復旧、崩壊防止、地すべり防止事業を強力に推進し、国土保全の機能を拡大する。

① 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

町は、森林の維持造成を通じて、地震に伴う山地災害による被害を防止・軽減するため、治山施設の整備を推進する。

イ 山地災害危険箇所の点検

町は、山地災害を未然に防止するため、定期的に危険な地区を中心に点検を行う。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

町は、山地災害危険箇所について、地域の町民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

② 砂防施設の整備

ア 砂防事業の推進

町は、土砂災害による被害を防止するため、砂防施設の整備を推進する。

イ 砂防指定地の点検

町は、県と共同して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

ウ 土石流危険渓流の周知等

町は、土砂災害発生の危険性が高い地域について、地域の町民に周知の徹底を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

③ 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止事業の推進

町は、地すべりによる被害を防止するため、地すべり防止施設の整備に努める。

イ 地すべり防止区域の点検

町は、地すべり災害を未然に防止するため、定期的に地すべり防止区域の点検を実施する。

ウ 地すべり防止区域の周知等

町は、県と共同して地すべり防止区域について、地域の町民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

町は、震災に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

町は、県と共同して急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、定期的に急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の周知等

町は、急傾斜地崩壊危険区域について、地域の町民に周知を図るとともに、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒情報等の提供

町は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話のエリアメールなど保有するあらゆる手段を活用し、住民に対し迅速かつ的確に伝達する。

イ 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域等の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について定めるものとする。

(a) 避難指示等の発令基準

町は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(b) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(c) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難指示等の発令対象区域を設定する。

(d) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(e) 指定避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な指定避難所の一覧表、開設・運営体制、指定避難所開設状況の伝達方法について定める。

(f) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(g) 防災意識の向上

住民説明会、防災訓練、防災教育等の実施により、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

ウ 緊急調査

町は、重大な土砂災害が緊迫している場合は、適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期に関する情報の提供を行う。

(2) 災害危険住宅等の移転対策の推進

① 災害危険区域の指定

町は、災害の危険の著しいと認められる区域について、建築基準法第39条(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準法施行条例(昭和46年佐賀県条例第25号)により、災害危険区域の指定を行うものとする。

② 災害危険区域内の規制

町は、災害危険区域内での住宅の用に供する建築物の建築を原則として禁止するとともに、居室を有する建築物(住宅の用に供するものを除く。)の建築は、原則として鉄筋コンクリート造又はこれに準ずるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止に努めるものとする。

③ 災害危険区域内の危険住宅の移転等

(7) 町は、災害が発生した地域又は建築基準法第39条の災害危険区域のうち、町民の居住に適当でない
と認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。(防災のための集団移転促進事業に係る国の
財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号))

(4) 町は、がけ地の崩壊及び土石流等により町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域から危険住宅の
移転を促進する。(地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(昭和49年佐賀県条例
第4号))

(3) 大規模盛土造成地における宅地対策

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ[※]を作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、滑動崩落への対策を促していくものとする。

(4) 地盤の液状化対策の推進

町の公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。

また、大規模開発に当たっては、十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及をはじめ、住民への適切な情報提供等を図る。

(5) 地盤沈下防止等対策の推進

町は、地盤沈下防止等対策を総合的に推進するため、地下水の採取目標の設定、適切な地下水の採取の指導、代替水源の確保、代替水の供給及び地盤沈下による災害の防止等に関する措置を実施する。

4. 河川、クレー、海岸及びため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備

① 河川関係施設の整備の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点

検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

② 水門等の管理

河川管理者は、津波の発生が予想される場合には、操作規則に従い、速やかに水門・樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、河川情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、被災流域における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

(2) クリークの整備

① クリークの整備の推進

クリークは、農業用水の貯留や送水機能のほか、洪水時には降雨を一時的に貯留し、地域を洪水から守る防災機能などの多面的機能を有しているため、防災機能の強化・保全のために護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を推進する。

また、現地調査を実施するなど施設の危険度を判定し、災害に対する安全性を確保するため、護岸整備・除草等の水路断面の確保対策を実施するなどその適切な管理に努める。

② 水門等の管理

クリークの管理者は、洪水の発生が予想される場合には、操作規定に従い、速やかに水門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで予備排水操作をするものとする。

また、情報の一元化管理と伝達の円滑化を図り、洪水調整に努める。

(3) 海岸施設の整備

① 海岸関係施設の整備の推進

海岸管理者及び施行者は、海岸堤防、水門、排水施設などの海岸関係施設の地震及び津波に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性及び必要に応じて施設操作の自動化や遠隔操作化等による津波に対する安全性の確保に努めるものとする。

また、現存する二線堤には、海水流の流入拡散を阻止し被害を最小限に抑える機能を持たせることが可能なものも存在するため、海岸管理者及び関係者は、その防護機能を把握した上で、適正な維持管理を行うよう努める。

② 水門等の管理

海岸管理者は、津波の発生が予想される場合には、管理者の指示に従い、速やかに水門、樋門等の操作準備を行い、必要があれば、対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで操作するものとする。

また、情報の一元的管理と伝達の円滑化を図り、背後地における地震等に起因する二次災害の防止に努める。

(4) ため池施設の整備

① ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

② ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域の町民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

第2項 公共施設、交通施設等の整備

町及びその他防災機関は、災害対策の中核となる各庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路、港湾、空港等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1. 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

- (1) 供用期間中に1~2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。
- (2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。
- (3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。
 - ① 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの
 - ② 町(県)或いは、国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの
 - ③ 多数の人々を収容する建築物等
- (4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2. 公共施設等の耐震性の確保

町及び機関は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等(特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設)について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に、避難所として必要な防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。

＜防災上重要な施設＞

施設の分類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	白石町役場、警察署
救護活動施設	消防関係施設、保健所、病院
避難所として位置づけられた施設	学校、公民館、集会施設など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

3. 交通・通信施設の耐震性の確保

主要な道路、鉄道、港湾、漁港、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震化を図る。あわせて、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設との連携の強化等により大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

(1) 道路

町道、県道、国道の各道路管理者、県警察（公安委員会）は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

併せて、道路管理者は、落石、斜面崩壊等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止などの危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

＜特に重点とする施設＞

ア 橋梁及び横断歩道橋

イ トンネル

ウ 信号機

エ 落石等通行危険箇所対策

(2) 鉄道

鉄道事業者は、従来、構造物の耐震設計の計算方法として、国土交通省の定める震度法等により、また主要構造物の設計基準については鉄道構造物等設計標準により災害時に備えてきたものであるが、今後、次により耐震性の向上に努めることとする。

(3) 港湾・漁港

町は、災害時における中核的な役割を果たす拠点港を定め、大規模地震災害時にも緊急物資や人員の海上輸送が確保できるような耐震強化岸壁等の整備について検討を行い、必要に応じて耐震強化岸壁等の整備に努める。

(4) 臨時ハブ・ポート

町は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に、災害時に活用できる臨時ハブ・ポート整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設等の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油・石油ガス等のライフライン施設や廃棄物処理施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、液状化対策、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

さらに、地震時におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝(C・C・BOX)等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1. 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という)は、佐賀県内でも震度7の地震により、水道施設に甚大な被害が想定されているため、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき施設の新設・拡張に併せて計画的な整備に努める。

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設(管路)を計画的に更新する。

① 耐震性の高い管材料の採用

② 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、基幹施設の分散、系統の多重化による補完機能の強化を図るとともに、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者等間の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2. 下水道施設

(1) 下水道施設の耐震化

町長は、農業集落施設の耐震対策指針と解説などに基づき農業集落排水施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

下水道管理者は、下水道施設について、巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

下水道管理者は、必要な資機材について、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3. 電力施設等の整備

(1) 電力設備の耐震化

九州電力株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

- ① 九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれ及び類似施設及び類似施設がある場合には特別の巡視）を実施する。
- ② 九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- ③ 町、九州電力送配電株式会社は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

4. 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信設備等の耐震化

電気通信事業者は、（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を含む。以下本編において同じ。被害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及び付帯設備の高信頼化のための整備を推進する。

- ① 津波のおそれがある地域にある電気通信設備等については、耐水構造化を実施する。
- ② 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等については、耐震及び耐火構造化を実施する。
- ③ 基幹的設備設置のため、安全な設置場所を確保する。
- ④ 県、電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、次により通信網の整備を推進する。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。
- ② 基幹的設備を分散設置する。
- ③ 通信ケーブルの地中化を促進する。
- ④ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。
- ⑤ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルートを推進する。

5. 廃棄物処理施設

市町等が設置する焼却施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割が果たせるような施設整備に努めることとする。

6. バックアップ対策の促進

町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるようICT部門の業務継続計画（BCP）の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

第4項 建築物等の耐震性の確保

1. 特定建築物

学校、病院、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物については、当該建築物の所有者は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めるものとし、町、県及び国は、その指導にあたる。

2. 一般建築物

町は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、町民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者を養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3. 落下物、ブロック塀等

町は、建築物の所有者又は管理者に対し、天井材等の非構造部材や看板等の落下防止等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組を指導する。

また、ブロック塀や家具等の転倒を防止するため、施行関係者に対し築造時の建築確認等の機会を捉えて正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導等を徹底するとともに、所有者への耐震改修及び落下物防止に関する広報の強化等、啓発を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4. 文化財

文化財所有者又は管理責任者は、町・県・国指定の文化財及びこれらを収容する博物館・美術館・資料館等の建築物について、町・県・国の指導により、これらの文化財の耐震性の確保に努める。

《実施方法》

指定文化財等については、その文化財的価値の保存を十分図る必要があるので、所有者・管理責任者は、現状等の十分な把握の上、必要なものについては防災管理計画を策定し、これに基づき修理・防災設備の設置等を行うものとする。

第5項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設の管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要があれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

町は、法令等に基づき、危険物施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び保安教育、自衛防災組織の充実強化、防災訓練の積極的な実施など適切な予防措置をとるよう、施設管理者等に対して指導する。

1. 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)消防法(昭和23年法律第186号)別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等)について、その管理者等は、施設の基準や点検 義務の規定を遵守するとともに、耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

① 監督指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

② 消防体制の強化

消防機関は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

③ 防災教育

町は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

① 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規程の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

② 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

③ 保安教育等の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防災組織の充実強化に努める。

2. 高圧ガス、液化石油ガス(LPガス)

(1) 施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者(以下「高圧ガス事業者」という。)は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

高圧ガス事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、町は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

① 情報連絡体制の整備

町は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

② 初動体制の整備

町は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

③ 保安教育等の充実

町は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について事業者等を指導する。

(3) 液化石油ガス消費者対策

① 町は、販売事業者に対し、消費者が地震時にとるべき対応について、パンフレット・リーフレットの配布等による周知を行うよう指導するとともに、消費者は、とるべき対応について習熟に努める。

② 町は、販売事業者に対し、消費先設備の耐震化を指導する。

③ 町は、関係団体に対し、消費先における地震時の情報収集及び二次災害防止のための体制の整備について指導する。

3. 火薬類

(1) 施設の保全及び耐震化

火薬類施設(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設)について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

火薬類事業者は、自己の責任のもとに保安の確保に努めるとともに、町は、監督行政庁の立場から災害の予防に努める。

① 情報連絡体制の整備

町は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、事業者及び関係団体を指導する。

② 初動体制の整備

町は、地震時の初動体制の整備について事業者等を指導する。

③ 保安教育等の充実

町は、従業員に対する保安教育及び防災訓練の実施等について事業者等を指導する。

4. 毒物・劇物

(1) 施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく立入検査を実施するとともに、耐震化の指導に努める。

(2) 保安体制の整備

① 情報連絡体制の整備

町は、毒物・劇物取扱者等に対し、毒物・劇物によって町民の保健衛生上の危害を生じるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出ることを指導するとともに、危険防止のための応急措置を講じるよう平常時から指導する。

② 自主保安の強化

毒物・劇物の多量保有施設について、毒物・劇物取扱者等は、災害予防規程を作成するなど自主保安の強化を図る。

5. 放射性物質

(1) 施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

(2) 保安体制の整備

① 自主保安の強化

放射性同位元素等の使用者等は、放射性物質に係る安全管理に万全を期するものとする。

② 安全の指導の強化

町及び関係機関は、放射性物質に対する防災対策を円滑にするため、次のような安全管理等の指導に努める。

ア 放射線被ばくの予防対策の実施

イ 自衛消防体制の充実

ウ 通報体制の整備

エ 関係者の教育・訓練の実施

6. 危険物積載船舶の保安の確保

(1) 危険物等積載船舶に対する指示等

海上保安部は、港則法（昭和23年法律第174号）及び危険物船舶輸送及び貯蔵規則の定めるところにより、特定港（唐津港、伊万里港）及び特定港以外の港（呼子港、住ノ江港、諸富港）に入港する爆発物、その他の危険物を積載した船舶の停泊、停留、荷役、輸送等について、保安確保に必要な指示又は命令を行うものとする。

(2) 危険物等積載船舶に対する巡視等

海上保安部は、爆発物、その他の危険物を積載した船舶の荷役現場に、随時巡視艇、海上保安官を立ち合わせ、法令の遵守及び荷役状況の確認、監視、指導を実施するものとする。

(3) 安全の指導の強化

① 情報連絡体制の整備

海上保安部は、地震時の被害状況の迅速かつ正確な把握のため、情報収集・連絡体制の整備について、船舶所有者等を指導する。

② 保安教育等の充実

海上保安部は、従業員に対する保安教育及び防災訓練等の実施について船舶所有者等を指導する。

第6項 町の防災構造の強化

地震災害に強い町づくりを進めるため、町公共空間の整備と市街地の整備を推進する。

1. 防災空間、防災拠点の体系的整備

町は、自治区を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災活動の拠点及び町民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

町は、公園等の広域避難地の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 町民の避難路の確保

町は、町民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる町内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防火対策の推進

町は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定の拡大を系統的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2. 都市の再開発の促進**(1) 土地区画整理事業の推進**

町は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

町は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い町づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進**第1項 情報の収集、連絡・伝達び応急体制の整備等**

町、県及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるとともに、町民等に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、関係機関や被災者等にとって必要な情報が変化していくことに鑑み、町、県及び各防災関係機関は、あらかじめ、発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1. 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

予警報の伝達、情報の収集を的確に行い、災害応急対策を円滑に進めるためには、通信の確保が重要であり、その機能が有効かつ適切に発揮できるよう通信連絡体制の強化並びに施設の整備促進を行なう。

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

町、県及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める

なお、町及び県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(2) 多様な情報収集手段の整備等

町、県及び防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、ヘリコプター映像伝送システム、ドローン、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

さらに、県は、被災市町から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどをあらかじめ定めるものとする。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

町、県及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者等に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM)ワセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

町、県及び防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じること等の無いよう、観測施設・設備の維持及び整備充実に努めるとともに、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の災害情報を瞬時に伝達するシステムの維持及び整備に努める。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努める。

(5) 無線従事者等の確保

町は、職員に対して、防災行政無線取扱者(陸上特殊無線技士)等の資格者の増員・確保に努める。

(6) 町における体制の充実・強化

町は、住民等への情報伝達が行えるよう、施設・設備の管理に万全を期するとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

また、大規模災害時において住民にきめ細かな情報発信を行う手段として、コミュニティFMや臨時災害放送局(以下「災害FM」という。)の活用が有効であるため、町は、コミュニティFM局との協定締結や災害FMの活用方法を平常時から認知することなどにより災害時に活用できる体制を構築しておくとともに、県及び防災関係機関と連携して、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

(7) SNSを活用した情報収集

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による情報発信に加え、多くの県民がSNSを使用していることを踏まえ、SNSを使用した情報収集を行うよう努める。

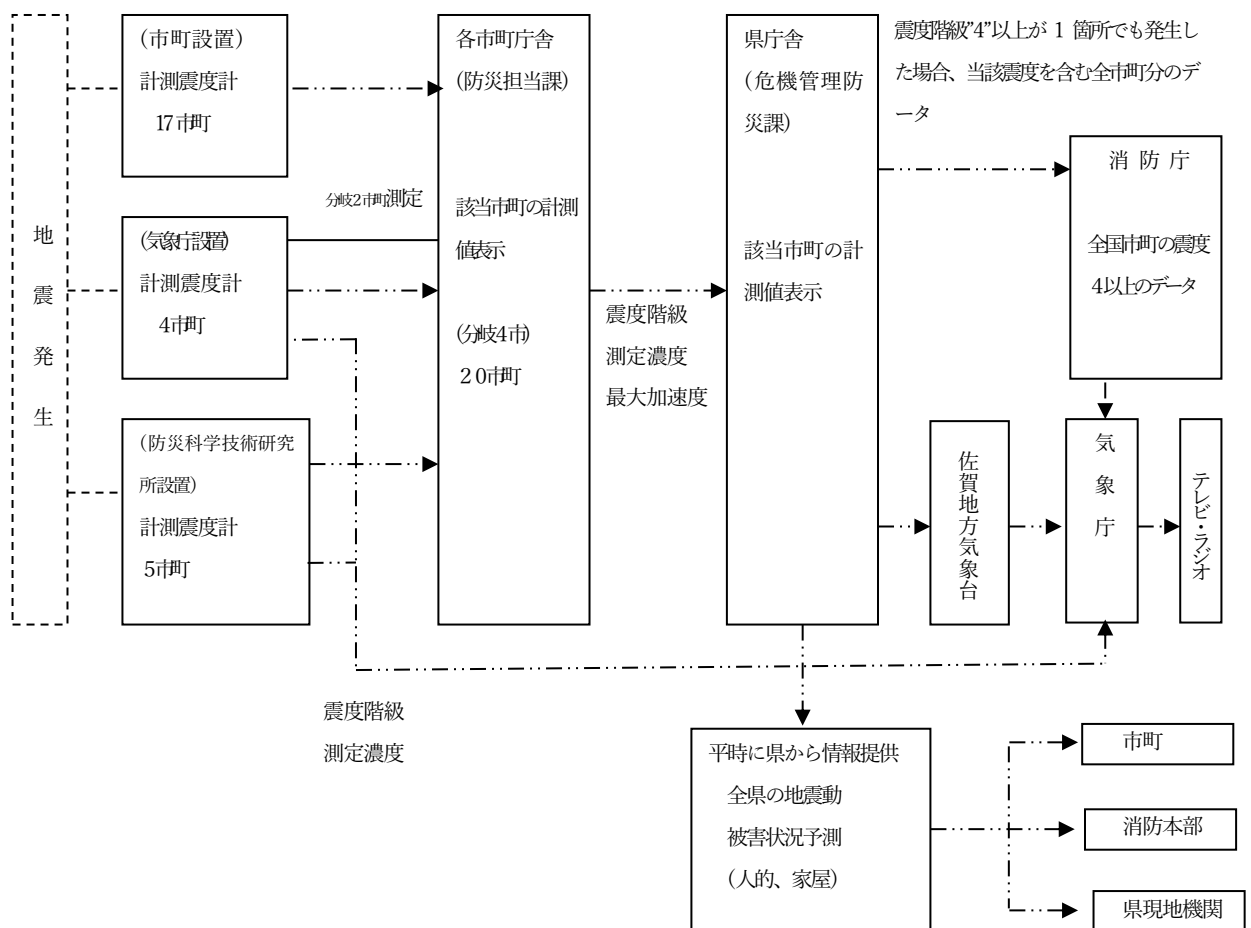
なお、過去の災害では、SNSを使用した流言飛語が出回り、混乱が生じた事例もあることから、情報を活用する際は真偽の確認を行い、十分に留意するように努める。

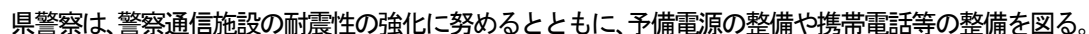
2. 情報収集機能の効果的な活用

(1) 震度情報ネットワークシステムの効果的な活用

災害発生時における、情報収集活動及び初動活動の迅速化かつ円滑化を図るため、「佐賀県震度情報ネットワークシステム」を効果的に活用することとする。

【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】





また、情報の収集手段の多様化を図るため、通信指令システム、ヘリコプターテレビシステム、ITV（交通流監視カメラ）等による画像情報の収集・連絡システムの充実を図るとともに、国土交通省が設置するカメラの画像を受信するシステムの導入を図る。

3. 情報の分析整理

町、県及び防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

また、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。町、県は、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める。

また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

4. 電気通信事業者による体制等

(1) 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、地震災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐震及び耐火構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性の強化に向けた取り組みを推進する。

電気通信事業者は、平常時から、主要な防災関係機関に災害時優先電話を設定しており、災害時の通信の確保に努める。

(2) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

5. 災害用伝言サービスの活用促進

災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」について、県民の認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、県及び市町は、平常時から通信各社と連携しサービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

また、災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、県及び市町は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

〈〈災害用伝言サービス〉〉

○西日本電信電話株式会社

・ 災害用伝言ダイヤル(171)

被災地の電話番号をキーとして安否等の情報を音声情報として蓄積し、録音・再生できるボイスメール

- ・災害用伝言板(Web171)

被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報(テキスト・音声・画像)の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国(海外含む)から電話番号をキーとして閲覧、追加伝言登録ができる。

○携帯電話各社

- ・災害用伝言板

携帯電話のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

6. 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

地震災害時における非常通信の円滑な運用と防災機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

町及びその他防災機関は、地震災害が発生した場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常通信の活用(目的外使用)を図ることとなっている。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災機関に対し、地震災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

町及び防災機関は、地震災害時の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

1. 非常参集体制の整備

町及び防災機関は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に遂行するため、あらかじめ体制を定め所属職員に参集方法、配備先、措置内容等を周知徹底し、非常参集の体制整備に努めるものとする。

(1) 職員の参集体制の整備

- ① 町は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合、あらかじめ定める防災対策要員を緊急に参集し、情報収集等にあたる職員を確保する。

《防災対策要員》

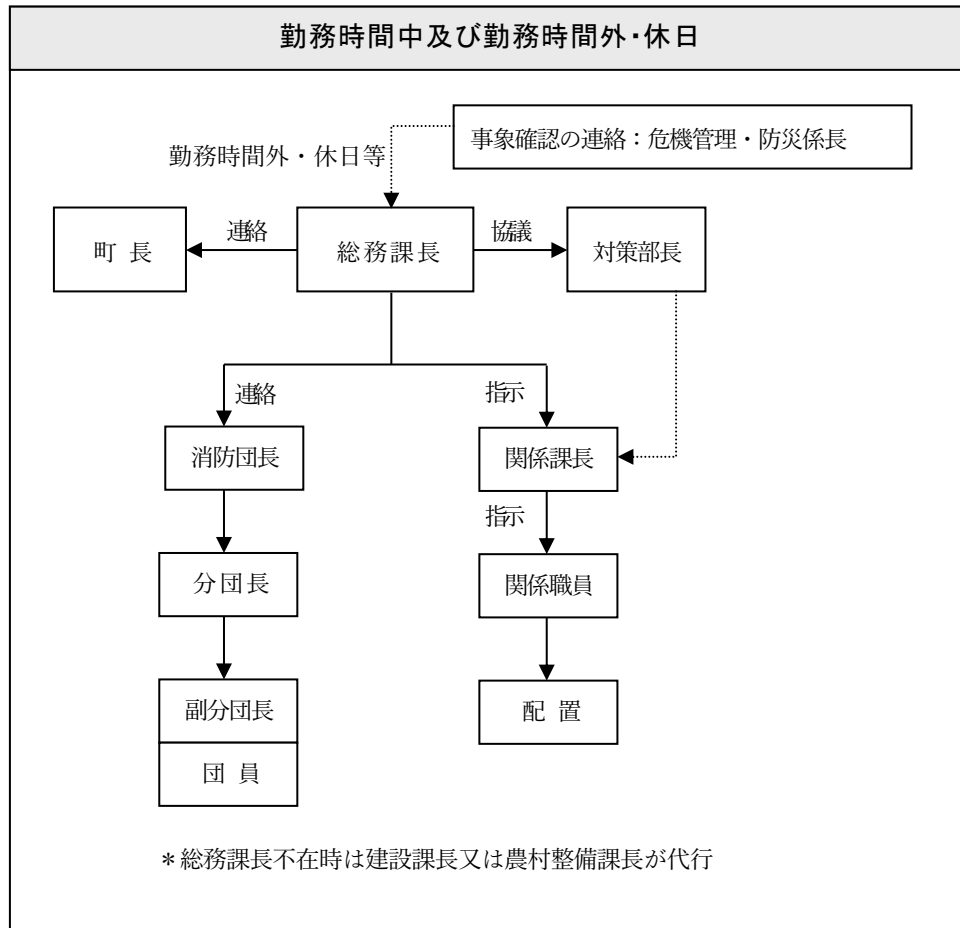
防災対策要員		人数
課長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

② 連絡手段の整備

ア 一般加入電話、携帯電話、防災行政無線等、迅速かつ確実な方法により連絡する。

イ 特に緊急配置を必要とする時は、公用車等により連絡の措置をとる。

《配置指示の伝達系統》



③ 災害時の職員の役割の徹底

町災害対策本部が設置された場合に、対策部長となる課長と、班長となる関係課長、係長等は、各対策部及び各班が実施すべき業務について、あらかじめ要領などを定め、各対策部及び各班が実施すべき業務について、所属職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 防災機関の参集体制の整備

町及び防災機関は、あらかじめ防災対策の推進のための配備体制や職員の参集基準を明確にするなど、初動体制を確立しておくものとする。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

町及び各防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底を図る。

(4) 人材の育成・確保

町、県及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を

活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

また、県及び町、リワい事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

2. 防災中核機能等の確保、充実

(1) 災害対策本部

町は、災害時に、防災活動の中核機関となる災害対策本部を設置する庁舎等について、情報通信機器の整備など、必要な機能の充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図るための措置を講じる。

さらに、地震により庁舎等が使用できない場合に、代わりに災害対策本部等を設置する施設をどこにするかあらかじめ決定しておく。

《災害対策本部設置場所》

代替順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1設置場所	白石町総合センター	施設管理者
第2設置場所	自有館、福富ゆうあい館	各施設管理者

(2) 食料等の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料・飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備を図るものとする。他の防災機関も、これに準じるよう努める。

(3) 非常用電源の確保

町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め非常用電源施設、LPガス災害用バルブ、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

(4) 非常用通信手段の確保

町及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、風水害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より、衛星通信等非常用通信手段の確保を図るものとする。他の防災関係機関も、これに準じるよう努める。

3. 防災拠点施設の整備

町は、大規模地震災害時において、町内での災害応急活動の現地拠点として、少なくとも1箇所以上の防災拠点施設の整備を図る。

《主な機能》

- ・緊急物資、復旧資機材の集積配送拠点
- ・地域の防災活動のためのオープンスペース
- ・ヘルプ機能

- ・情報通信機能
- ・耐震性防火水槽

4. コミュニティ防災拠点の整備

町は、町民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、町民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《主な機能》

- ・避難所、備蓄施設（平時には地区町民のコミュニティの拠点）
- ・避難場所としての広場
- ・情報通信機器
- ・耐震性防火水槽

5. 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6. 道の駅防災拠点の整備

町は、防災機能を有する道の駅を広域的な地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

《主な機能》

- 避難所、備蓄施設
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器

7. 業務継続性の確保

- (1) 防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により業務継続体制の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなるため、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておものとする。

- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

8. 災害対応スタッフのバックアップ体制の構築

町及び防災関係機関は、大規模又は対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

9. 救援活動拠点の確保

町は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化

町及び防災機関は、広範囲にかつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、あらかじめ関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の整備に努める。

1. 市町間の相互応援協定

町単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、市町災害時相互応援に関する協定に基づき、応援を行なうものとする。

《主な応援事項》

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- (6) その他、特に被災市町から要請のあった事項

2. 町・消防機関と防災機関等との相互協力

町、消防機関は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3. 消防関係相互の応援要請等

(1) 佐賀県常備消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、町は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

4. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して広域緊急援助隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

5. 相互協力協定等の締結促進

各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、あらかじめ相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。

町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

6. 受援計画等の策定

町及び防災機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

7 受援計画等の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

また、町は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

第4項 応急復旧及び二次災害の防止活動

1. 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

町及びその他の防災関係機関は、平常時から国、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

町及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、あらかじめ、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要施設に対して、電気、通信等のライフ

ワイン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。

また、ワイン事業者は、ワインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成し、体制を整備するとともに、応急復旧に関して、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2. 資機材等の確保

町、県及びワイン事業者は、風水害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

町、県及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

3. 町と県の役割分担

町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行って行くものとする。

第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備

国、県、町、医療機関及びその他の防災関係機関は、災害時における救助・救急、消防及び保健医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1. 救助活動体制の整備

町及び消防機関、県警察、自衛隊及び海上保安部は、大規模・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに、災害時にその機能が有効適切に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(1) 警察災害派遣隊の充実強化

県警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

(2) 緊急消防援助隊の充実強化

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2. 保健医療活動体制の整備

(1) 災害拠点病院の整備

町は、災害拠点病院について、次のとおり選定するとともに、施設等の耐震化、地震災害時の患者受入機能及び災害派遣医療チーム(DMAT)派遣機能の強化、患者搬送車の整備、応急用医療資機材の貸出などによる地域の医療施設を支援する機能等の強化を促進することにより、地震災害時の医療体制の整備に努める。

① 基幹災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
佐賀県医療センター好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400
佐賀大学医学部附属病院 (研修機能担当)	佐賀市鍋島5-1-1

② 地方災害拠点病院

病 院 名	所 在 地
白石共立病院	杵島郡白石町大字福田1296

(2) 災害時医療体制の整備

町は、消防機関と医療機関、及び医療機関相互の連絡体制の整備に努めるとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 災害時緊急医薬品等の備蓄

町は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

第6項 緊急輸送活動

1. 道路輸送の確保

(1) 道路交通管理体制の整備

道路管理者、県警察は、緊急輸送道路について、道路施設及び交通管制センター、信号機、交通情報板等交通管制施設の震災に対する安全性の確保に努めるとともに、県警察は、警察庁と協議し、広域的な交通管理体制の整備を図る。

また、県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進するものとする。

(2) 関係機関等との協力関係の構築

道路管理者は、建設業者との協定の締結を検討するなど、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

(3) 緊急輸送車両等の確保

町は、関係団体との協定の締結を検討するなど、緊急輸送のための車両の確保体制の整備を進める。

(4) 沿道建築物の耐震化

町は、緊急輸送道路等における沿道の建築物の耐震化を推進するものとする。

特に、建築物が地震によって倒壊した場合において、相当多数の者の円滑な避難を困難とする道路沿いの建築物については、重点的かつ迅速に耐震化が図られるよう取り組むものとする。

2. 海上輸送の確保

港湾管理者は、建設業者と協定を締結するなど、災害発生後の港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保体制の整備を進める。

町は、関係団体との協定締結を検討するなど、緊急輸送のための海上輸送の協力体制の整備を進める。

また、港湾管理者は、港湾広域防災協議会を設置し、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じるものとする。

さらに、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行うものとする。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行うものとする。

海上保安部では、次に掲げるようなものについて巡視船艇による緊急輸送活動が可能であるので、町は、要請手続等について、県及び海上保安部と調整しておくものとする。

- (1) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
- (4) 負傷者等の医療機関への搬送
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資等

3. 航空防災体制の強化

町は、震災時にヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な緊急輸送活動が実施できるよう、県及び関係機関等との調整を図り航空防災体制の整備に努める。

第7項 避難及び情報提供活動

1. 町の避難計画

(1) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン(令和3年5月10日)」に沿って、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、施設の管理者

の同意を得たうえで、あらかじめ次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、町が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

① 指定緊急避難場所

ア 指定基準

町は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定すること。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な家事の輻射熱に対して安全な空間をとることに努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

② 指定避難所

ア 指定基準

- a 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- b 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

c 避難者1人当たり概ね2㎡以上確保できる施設であること。

(4) 機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実

情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

また、指定避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・町において整備するものとする。

- ① 必要に応じ、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備
 - ② 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
 - ③ テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
 - ④ 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
 - ⑤ 飲料水の給水体制の整備
 - ⑥ 支援者等の駐車スペースの確保
- (5) 非構造部材の耐震化

町は、指定避難所のつり天井など非構造部材についても耐震化を確保し、災害時に継続して使用できるよう努める。

(6) 避難経路及び誘導体制

- ① 町は、住民の人命の安全を第一に、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、あらかじめ避難路を指定するとともに、標識等を設置し、住民への周知徹底を図る。

また、指定緊急避難場所に通じる避難階段、通路等を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- ② 町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

- (ア) 避難行動要支援者の実態把握
- (イ) 避難経路の整備及び選定
- (ウ) 避難場所の受入環境
- (エ) 避難誘導責任者及び援助者の選定

- ③ 町は、避難誘導にあたっては、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮するとともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

- ④ 町は、避難時の周囲の状況等により、避難のために移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

- ⑤ 町は、地域防災計画の中に、避難誘導や上記ア～エに関する計画を定めておくものとし、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の指定を受けた場合においても、避難に必要な事項等について地域防災計画に定めておくものとする。

(7) 指定避難所の管理運営

町は、指定避難所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、指定避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、

運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(8) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について十分配慮する必要がある。

⑥ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る必要がある。

⑧ 車中泊者等への対応

町は、大規模な駐車場について調査・把握を行い、被災者が車上生活やテント生活を送るため使用できるよう施設管理者と協定を締結するとともに、指定避難所に準じた運営を行えるよう地域住民や企業等も含め、体制を検討する。

⑨ ホームスへの対応

町は避難所に避難したホームスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

2. 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方公共団体との広域一時滞在（被災住民が、県内又は県外の区域に一時的な滞在を行うことをいう。）に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

3. 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 保育園及び学校等

① 避難計画等の整備

保育園及び学校等の管理者は、地震時における園児、児童及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

② 教育訓練の実施

園長及び学校長は、避難計画等に基づき、職員や園児、児童及び生徒に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

① 避難計画等の整備

病院等の管理者は、震災時に備え、あらかじめ緊急連絡体制、避難場所、避難経路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入院患者の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図る。

② 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設

① 避難計画等の整備

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難経路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

② 教育訓練の実施

社会福祉施設の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、あらかじめ、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡

体制、誘導責任者、避難場所、避難経路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

(5) 指導の充実

町は、各施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう必要な指導・助言等を行うものとする。また、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

4. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

国は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平常時から、二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

町は、公営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。

また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

5. 被災者支援体制の整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第8項 避難行動要支援者対策の強化

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、事前に援助者を決めておくなどの平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等での防災対策の充実など、これら災害時要援護者に配慮した防災対策の推進を図る。

1. 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における町民相互の助け合いや、適切なシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、町は県等の協力を得て、町民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を、体系的に整備するよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

② 事前の名簿情報の外部提供

町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

③ 避難行動要支援者の指定緊急避難場所から指定避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

④ 情報伝達体制の確立

町は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう、駐在員、民生・児童委員等を活用した情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立などによる判りやすい情報伝達体制の整備に努める。

⑤ 地域全体での支援体制づくり

町は、風水害時に、消防機関、県、県警察、家族、自治会、自主防災組織あるいは、駐在員、民生・児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

⑥ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

町、消防機関等は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、風水害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別避難計画については、作成後も登録者及び計画の内容を、適宜、更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

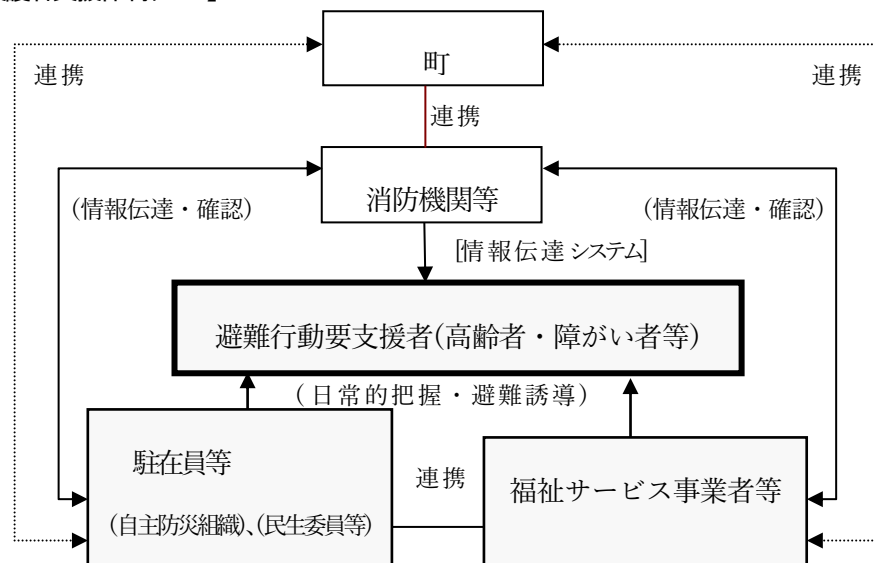
⑦ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者が災害時に出火防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害を受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

さらに、地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

また、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者と連携して、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

【災害時要援護者支援体制イメージ】



2. 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設の管理者は、浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に努めるとともに、施設をあらかじめ災害の危険性の低い場所に立地するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

震災の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ要配慮者に配慮した防災関係施設・設備の整備、資機材の配備等に努めるとともに、緊急連絡体制、職員の役割分担・動員計画、避難誘導等の避難計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域等との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺住民の協力を得られるよう、平常時から連携の強化に努めるものとする。

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ、県内を始めとした同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう努めるとともに、締結した協定の内容を県に連絡するものとする。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱いが円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 町、県の支援

町は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

また、町は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児等に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受入れ等、必要な調整を行うものとする。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、要配慮者に関わる社会福祉施設、病院等の人命に関わる重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3. 外国人の安全確保対策

町は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレットの作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

4. 避難所の要配慮者対策**(1) 指定避難所の整備**

あらかじめ指定避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

町は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入れ体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、町及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、あらかじめその体制の整備を進めておく。

第9項 帰宅困難者への対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど一時滞在施設の確保に努める。

第10項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

地震発生時における町民の生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、各地域の地理的条件等も踏まえながら、平常時から食料、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うなど調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、町は、町民及び事業所に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることは

被災地の負担になることなど、被災地支援に対する知識を整理するとともに、その知識の普及に努めるものとする。

大規模な地震災害では、物資を調達し、配布されるまで日数を要することから、食料や飲料水をはじめ服用薬など日常生活を送るうえで必要な品物について、連携して県民自らが備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

1. 食料

(1) 食料確保の役割分担

① 県

県は、町への支援を目的として、必要な物資の備蓄及び調達体制の整備を行うものとする。

なお、県単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等システムにより国に対して要請を行う。

② 町

町は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資について備蓄を行うとともに、県内外の市町村との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、それら必要な物資等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、町単独での物資の調達が困難と判断した場合、物資調達・輸送調達等支援システムにより県に対して要請を行えるよう体制を整備する。

③ 町民等

町民及び事業所は、災害時に持ち出しできる状態で2日～3日分の食料を備蓄しておくよう努める。

なお、家庭においては、高齢者用、乳幼児用等の食料にも考慮するなど、実情に応じた食料備蓄を行うよう努める。

(2) 食料の備蓄、調達体制

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

① 精米、乾パン

県は、震災時における精米を調達するため、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ちの精米の供給を要請する。

② その他の食料

町は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、平常時から体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

③ 備蓄方法

町は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、指定避難所の位置を勘案した分散備蓄あるいは流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

2. 飲料水の確保及び資機材の整備等

町及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水の確保に努める。(1人1日3リットル)

町及び水道事業者等は、給水タンク車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

また、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても、民間事業者等との協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

3. 生活必需品

(1) 備蓄

① 備蓄品目

町は、地震災害時に被災者に対して供給するため、衣料、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

また、関係団体や民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量(流通在庫、製造能力など)の把握に努める。

町は、平時から訓練等を通じて物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、協定を締結した関係団体や民間企業等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

② 備蓄方法

町は、備蓄にあたって、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄を行うものとする。

(2) 調達体制

町は、震災時に、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量(流通在庫、製造能力など)の把握に努める。

4. 医薬品

町は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

県は、町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

第11項 防災訓練

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災機関相互間及び防災機関と町民等の間における連絡協調体制の確立や、町民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

1. 県

大規模災害の発生を想定し、災害発生直後における県、町及び防災機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて、防災対策の習熟と防災機関相互の協力、連携体制の確立など地域防災計画の検証を行う。

2. 町

防災訓練については地域防災計画に定め、その実施にあたっては、必要に応じ、国、県、他の市町、消防機関及びその他の防災機関等と連携して行うこととする。

また、自主防災組織及び地域の町民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた内容に努める。

(1) 防災訓練の実施責務と協力

災害対策基本法第48条及び水防法(昭和24年法律第193号)第28条に基づき、災害応急対策の完全遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、総合的かつ計画的な訓練を実施する。

- ① 町は、他の災害予防責任者(災害対策基本法第47条第1項に定める災害予防責任者をいう。)と共同して必要な防災訓練を行うものとする。
- ② 災害予防責任者の属する機関の職員等は、防災訓練計画の定めるところにより、参加するものとする。
- ③ 町民その他関係団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加するものとする。

(2) 訓練計画

- ① 災害発生時の広報、情報伝達及び収集
- ② 避難誘導、避難指示及び警戒区域の設定
- ③ 避難行動要支援者の安全確保
- ④ 消防、水防活動
- ⑤ 救助・救急・医療活動、防疫
- ⑥ ボランティアの活動体制の確立
- ⑦ 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- ⑧ 被災者に対する生活情報の提供
- ⑨ 避難所の設置運営

(3) 実施計画

① 防災機関

災害発生時の活動の要となる防災機関については、その処理すべき事務又は業務を的確かつ迅速に処理することが要求されるため、個別に訓練を繰り返し実施する必要がある。このため、町をはじめとする防災機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を実施し、災害対応能力の向上に努める。

- ア 参集(非常呼集)訓練
- イ 災害対策本部等設置訓練
- ウ 水防訓練
- エ 消防訓練
- オ 避難(誘導)訓練
- カ 情報収集伝達(通信)訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 輸送訓練
- ケ その他必要な訓練

② 広域防災訓練

相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

③ 事業所、自主防災組織及び町民

町民の生命・財産の安全を確保するためには、町民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

④ 事業所(防火管理者)における訓練

学校等、病院、社会福祉施設、工場、商業施設及びその他消防法で定められた事業所(施設)の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、町、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

⑤ 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、町民の防災意識の向上及び防災機関との連携を図るため、町及び消防署等により訓練を実施する。

(4) 訓練時期・場所

① 訓練の時期

「防災週間」及び「防災ボランティア週間」等訓練を行なうのに最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

② 訓練の場所

訓練内容、規模により最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。

なお、訓練実施に際し、町民参加を求める場合は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分な配慮を行なうものとする。

(5) 訓練の検証

訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通じて課題を明らかにし、その改善に努めるものとする。

《防災訓練計画》

区 分		実施主体	実施期間	実施場所	実施方法
個 別 訓 練	水防訓練	総務課及び関係課 消防団	水害時期前	水害危険地	図上又は実地訓練 必要に応じ県と合同又は他の訓練と併合して実施
	消防訓練	消防署 総務課 消防団	火災時期前	火災危険地	図上又は実地訓練 必要により他の訓練と併合して実施
	災害救助訓練	県 消防関係機関 災害救助機関	適切な時期	適切な場所	災害想定により、救助救援を円滑に遂行するため、医療救護、人命救出、炊出し、その他関連活動を個別又は併合して実施
	情報伝達訓練	総務課及び関係課 関係機関	適 宜	適 宜	気象予警報、指示、命令等の伝達、情報収集、報告等について個別又は併合して実施
	非常招集訓練				応急対策を行なうため必要な人員の的確かつ迅速な招集を図るため、個別又は併合して実施
	避難訓練				被災のおそれがある地域、学校、病院、育児施設等を中心として、個別又は併合して実施
総合訓練		県 町 関係機関	台風時期前	適切な場所	町、県、町民、その他防災機関が一体となり、総合的な防災訓練を実施

第12項 災害復旧・復興への備え

1. 災害廃棄物の発生への対応

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制等の確立及び十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

(1) 町の災害廃棄物処理計画

町は、災害廃棄物対策指針又は大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針に基づき、円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿など）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町との連携・協力の在り方について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

【地震災害時の廃棄物処理計画に盛り込む内容】

- ① 被災地域の予測
- ② 災害廃棄物発生予測量
- ③ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
- ④ 仮設トイレ調達、設置、運営計画
- ⑤ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順(特に最終処分先の確保)
- ⑥ 町で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
- ⑦ 仮置場での破碎・分別体制
- ⑧ 収集処理過程における粉じん・消臭等の環境対策
- ⑨ 収集運搬車両とルート計画
- ⑩ 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備したほうが望ましい)
- ⑪ 住民への広報(分別排出、仮置場などについて)

(2) 建物の耐震化等

県、市町、防災関係機関及び建築物の所有者は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

(3) 大量に生じた災害廃棄物への備え

県及び市町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

2. 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、あらかじめ、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制を整備しておくものとする。

また、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3. 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、建築士等の専門家との協定締結、罹災証明書の様式、交付申請の受付会場をあらかじめ定めておくこと等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

さらに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

4. 復興対策の検討

町及び防災関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第13項 複合災害対策

町、国、県及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等であらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請するものとする。また、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえてマニュアル等の見直しに努めるとともに、発生の可能性のある複合災害を想定した要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

第3節 地震被害の想定

第1項 基本的考え方

地震・津波災害対策の検討・推進に当たっては、地域特性や科学的知見等を踏まえ、あらゆる可能性を考慮して起こり得る最大クラスの地震・津波を想定するとともに、当該地震・津波による被害の程度を明確化した上で、その軽減に向けて取り組むことが肝要である。

本節においては、下記の調査結果等を基に、本計画に基づく災害対策の基礎となる、地震・津波の被害想定等を設定する。

■ 佐賀県地震被害等予測調査(平成25~26年度 佐賀県危機管理防災課)

■ 佐賀県津波防災対策調査(平成26~27年度 佐賀県農山漁村課)

■ 佐賀県地震・津波減災対策調査(平成27年度 佐賀県危機管理防災課)

※ 被害想定等の取扱いについては、

○震度分布・浸水想定域については、災害対策の基礎資料とするため、全体として被害が最大規模となるように震源等のモデルを設定したものであり、個別地点における最大クラスの地震・津波を想定したものではなく、また将来に起こる地震・津波の予測を目的として作成したものではないこと

○被害想定については、過去の国内で起こった大地震における震度や被害状況の統計データ等を用いて被害量を算定・作成したものであり、実際の個別施設の構造・耐震性能等を評価し反映させたものではないことなどに留意すること。

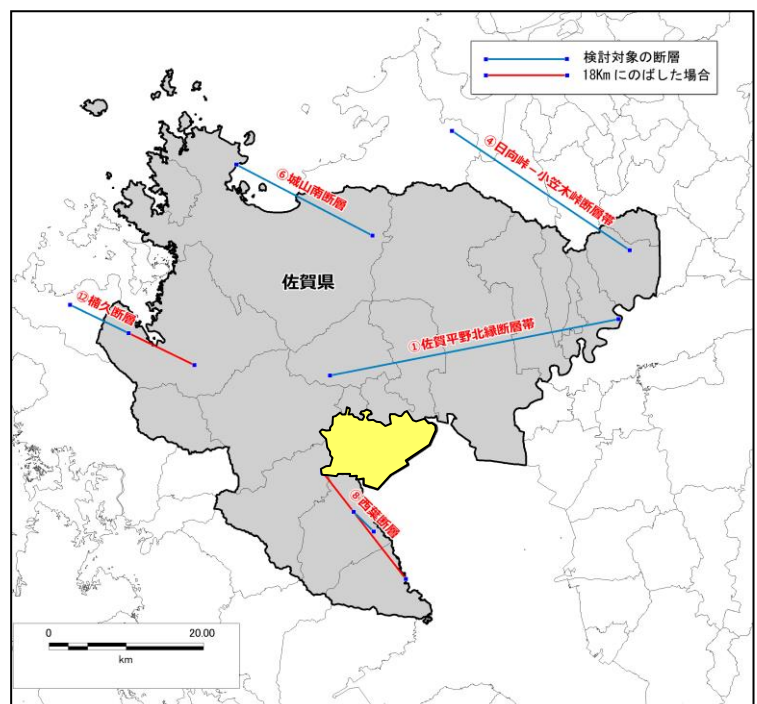
第2項 地震による被害の想定

1. 想定地震の設定

(1) 想定候補となる地震

佐賀県内及び周辺地域の14の活断層のうち、佐賀県地域防災計画では県内への影響が大きい5つの断層(帯)について、詳細検討を行う地震のモデルとして設定している。

- ①佐賀平野北縁断層帯
- ②日向峠-小笠木峠断層帯
- ③城山南断層
- ④西葉断層
- ⑤楠久断層



出典:佐賀県地域防災計画

① 佐賀平野北縁断層帯の特性化震源モデル(*1)

県内への影響が最大になる地震として、強震動生成域(*2)が3つの場合を2ケース、強震動生成域が2つの場合を2ケース及び強震動生成域が1つの場合を1ケース、計5ケースの地震動を予測。

② その他の断層の特性化震源モデル

他の断層についても、県内への影響が大きくなるように、県域に近い位置ないし県内に強震動生成域を配置してパラメータを設定。

・ 日向峠-小笠木峠断層帯

強震動生成域は1つとし、鳥栖市、基山町などへの影響が大きくなるように、断層の南東部に設定。

・ 城山南断層

強震動生成域は1つとし、唐津市付近への影響が大きくなるように断層の北西部に設定。

・ 楠久断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、伊万里市付近への影響が大きくなるように、断層の南東部に設定。

・ 西葉断層

断層の長さは18kmに設定した。強震動生成域の数は1つとし、佐賀県内への影響が大きくなるように、断層の中央付近に設定。

【震源として検討した断層の巨視的パラメータ】

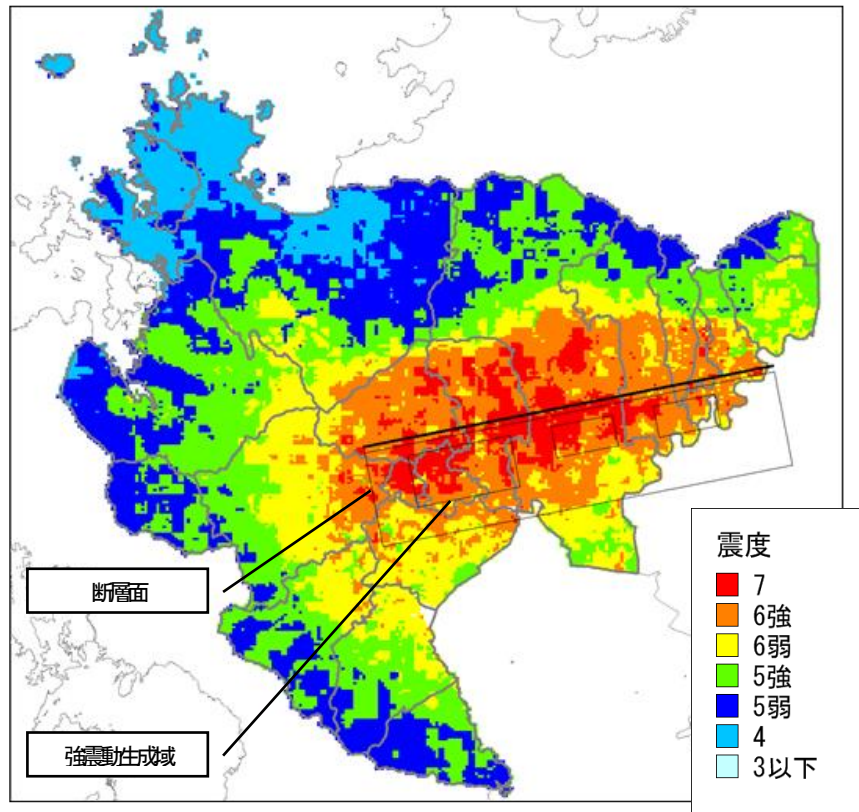
断層(帯)名	断層の長さ(km)		走向(°)	傾斜(°)	上端深さ(km)	幅(km)	マグニチュードM	モーメントマグニチュード ^{※7} M _w	計算用断層モデル(km)	
	既往資料	検討上の長さ							長さ	幅
佐賀平野北縁断層帯	38	38	79	80S→60S	3→2	17	7.5	6.9	40	18
日向峠-小笠木峠断層帯	28	28	305	90	3→1	15	7.2	6.7	28	16
城山南断層	19.5	19.5	118.6	90	3→1	17	7.0	6.5	20	18
西葉断層	3.5	18	143	75SW	3→2	18	6.9	6.5	18	18
楠久断層	8.6	18	116	90	3	18	6.9	6.5	18	18

出典：佐賀県地域防災計画

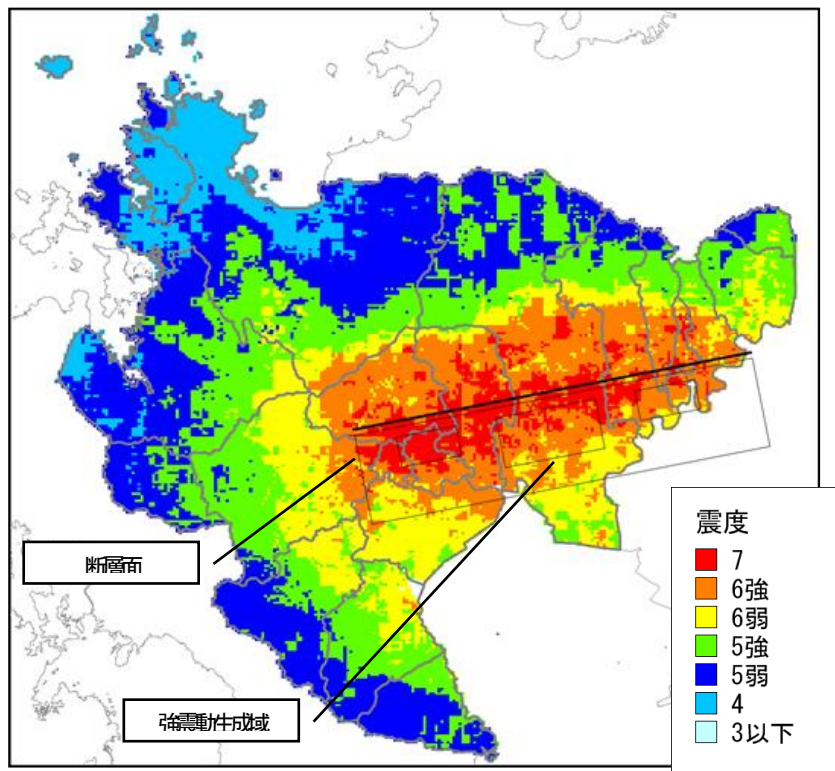
(2) 地震動の想定

詳細法による計算で求めた地震動の予測結果は次のとおりである(佐賀平野北縁断層帯については、5ケース中、最も被害が出ると考えられる2ケースを掲載)。

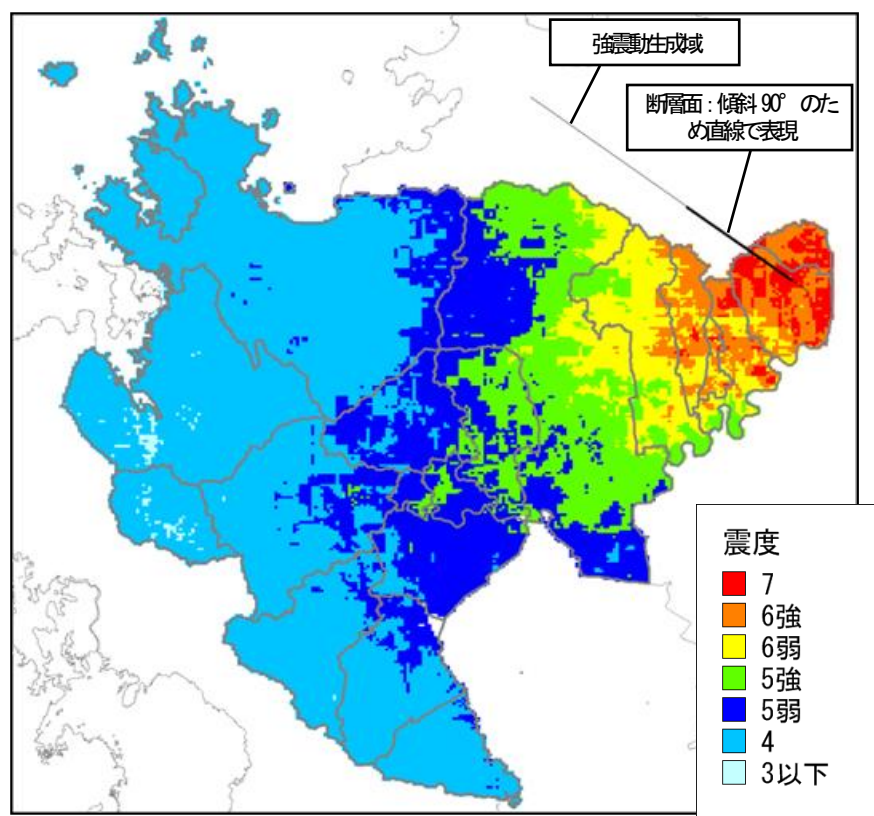
《佐賀平野北縁断層帯(強震動生成域3つ・西側大)による地震》



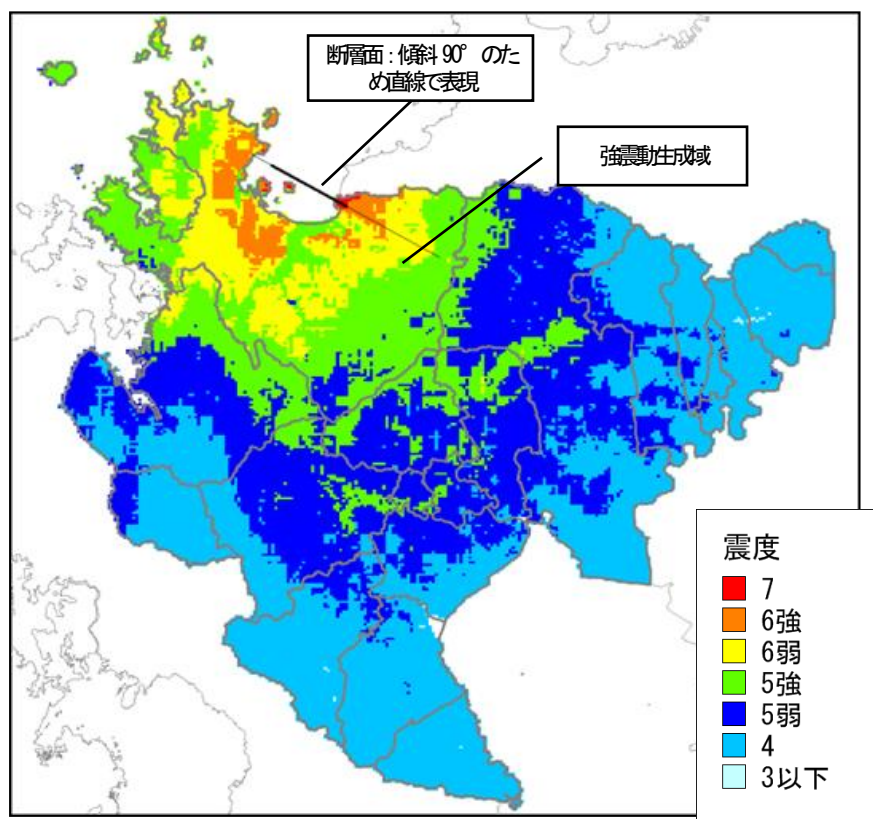
《佐賀平野北縁断層帯(強震動生成域3つ・中央大)による地震》



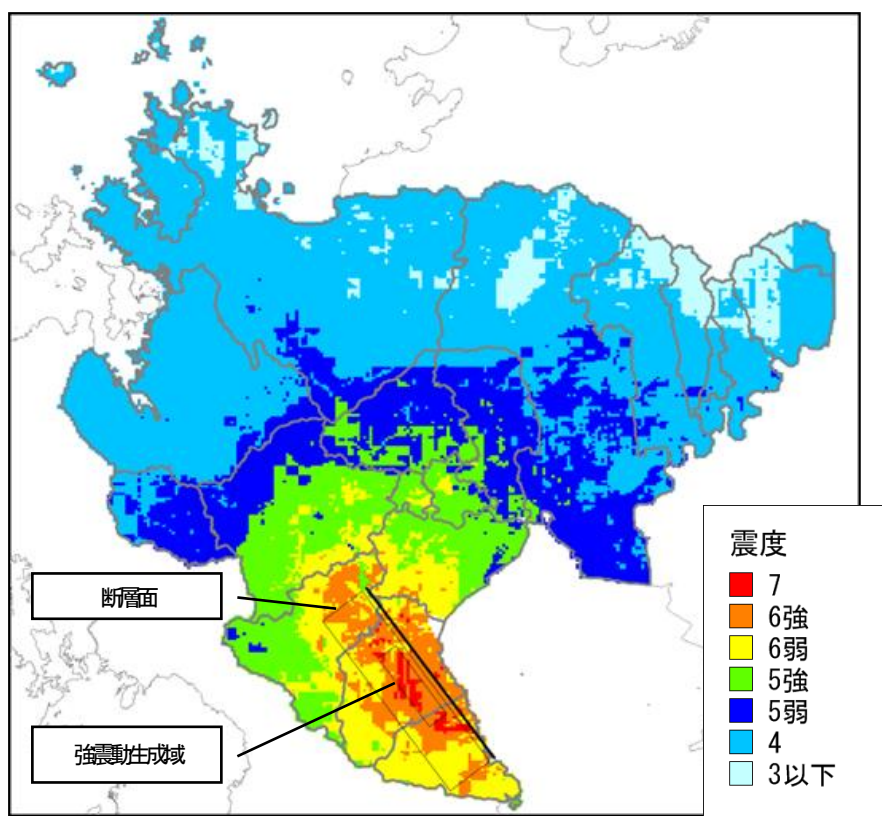
《日向峠-小笠木峠断層帯による地震》



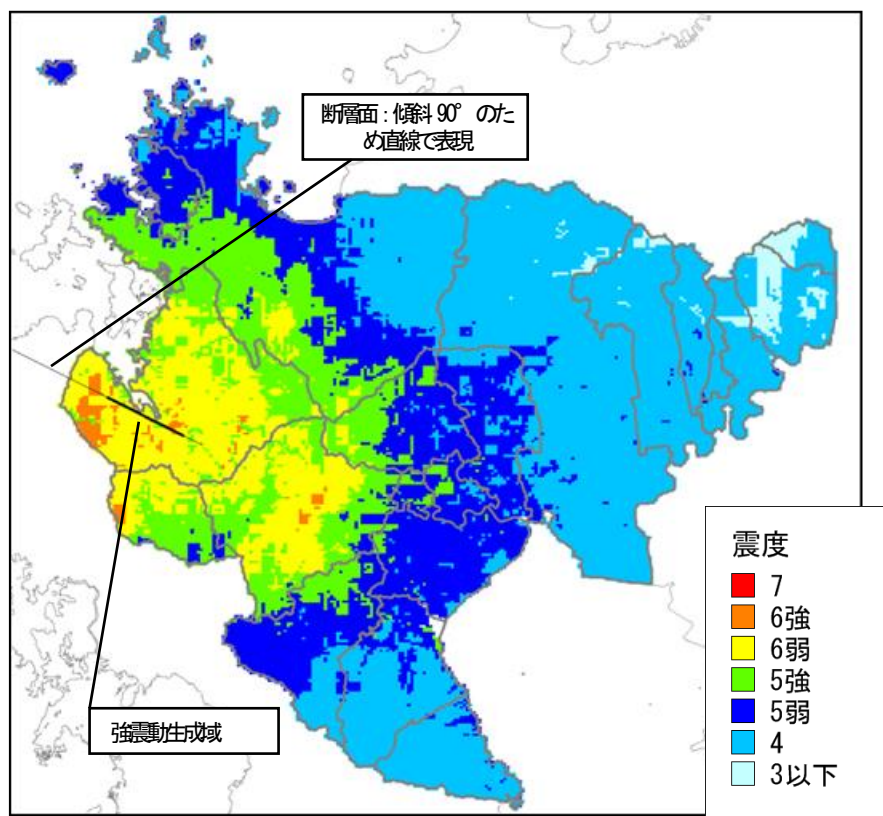
《城山南断層による地震》



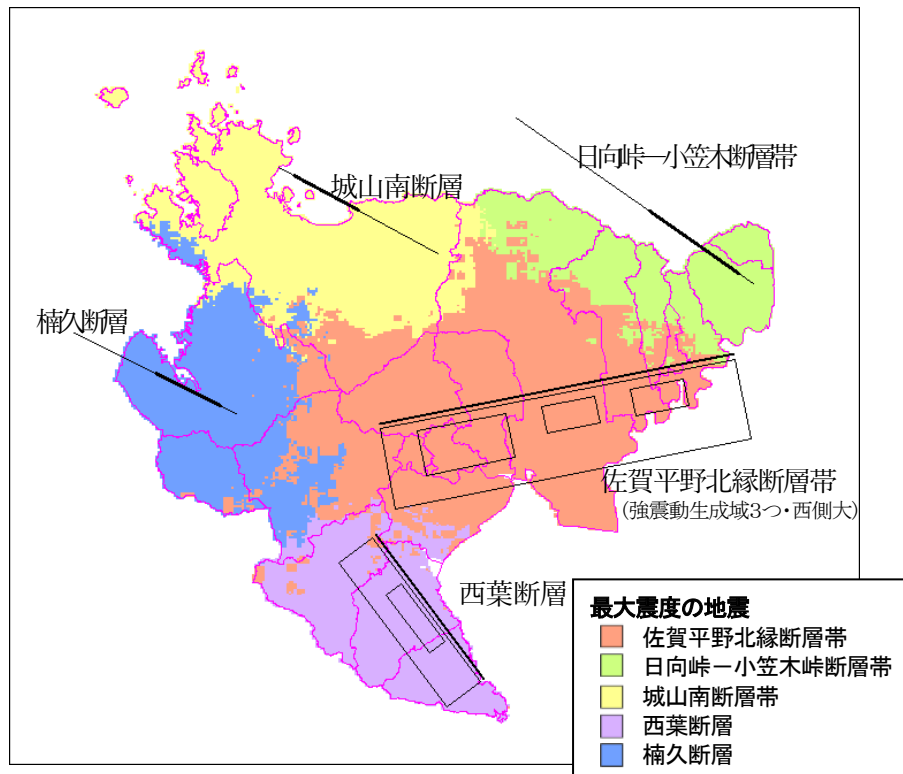
《西葉断層による地震》



《楠久断層による地震》



《各断層(帯)による地震で予測される地表計測震度の最大値による地域区分》



※県内の各地点を各断層による地震の地表計測震度からみた場合に
その地点でどれが優勢かで色分け

出典:佐賀県地域防災計画

【用語の解説】

*1：特性化震源モデル

強震動予測で特に重要と考えられている周波数帯域(周期1秒前後)の地震動を評価可能のように単純化された震源モデル。実際の地震の震源破壊過程は、非常に複雑な現象であるが、目的を絞りモデルを単純化することにより、震源モデルを記述するパラメータ数が減少する。

*2：強震動生成域

断層面のなかで特に強い地震波(強震動)を発生させる領域であり、従前はアスペリティと呼ばれていた。地震は、地下の岩盤が急激にずれることによって生じる。また、その岩盤のずれは決して断層面全体にわたって一様ではなく、大きくずれるところとほとんどずれないところがある。通常は強く固着しているが、地震時に急に大きくずれるところであり、つまり強い地震動を発生する領域となる。なお、アスペリティとは、英語のAsperityのことで、「ざらざらしていること、隆起」という意味である。

2. 想定地震による被害の想定

想定地震による地震被害想定は、揺れによる建物被害想定、液状化による建物被害想定、急傾斜地崩壊による建物被害想定、地震火災による焼失棟数想定、各種地震被害による人的被害想定、ライフラインの被害想定、交通施設の被害想定、生活支障の想定、災害廃棄物の想定、経済被害の想定を、主に中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

被害想定は、建物被害については、火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなる冬の夕方18時のケースを想定し、人的被害については、大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者数が最も多くなる冬の深夜を想定している。

佐賀県地震被害等予測調査結果に基づき、県が示した本町の地震被害の予測結果は次のとおりである。

地震の被害想定結果一覧表：白石町

震源・断層 被害項目		佐賀平野北縁 断層帯 ケース3	佐賀平野北縁 断層帯 ケース4	日向峠- 小笠木峠 断層帯	城山南断層	楠久断層	西葉断層
建物被害	建物棟数(棟)	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	全壊・焼失棟数(棟)	約890	約900	0	0	0	約130
	全壊・焼失率(%)	4.7	4.7	0.0	0.0	0.0	0.7
	半壊棟数(棟)	約2,900	約2800	0	0	約10	約900
	半壊率(%)	15.3	14.7	0.0	0.0	0.1	4.7
人的被害	滞留人口	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
	死亡者(人)	約60	約60	0	0	0	約10
	死者率(%)	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	負傷者数(人)	約510	約490	0	0	0	約120
	負傷者率(%)	2.0	1.9	0.0	0.0	0.0	0.5
	自力脱出困難者数(人)	約100	約100	0	0	0	約10
	自力脱出困難者数率(%)	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1

(注) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。

概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

・1,000未満1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満10の位を四捨五入 ・10,000以上100の位を四捨五入

第3項 津波による被害の想定

1. 想定津波の設定

「津波防災地域づくりに関する法律」(平成23年12月14日 法律第123号)及び「津波浸水想定の設定の手引き Ver. 2. 00」(平成24年10月 国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室)に則して、本町海岸に最大クラスの津波を想定し、その津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を設定する。

(1) 波源の設定

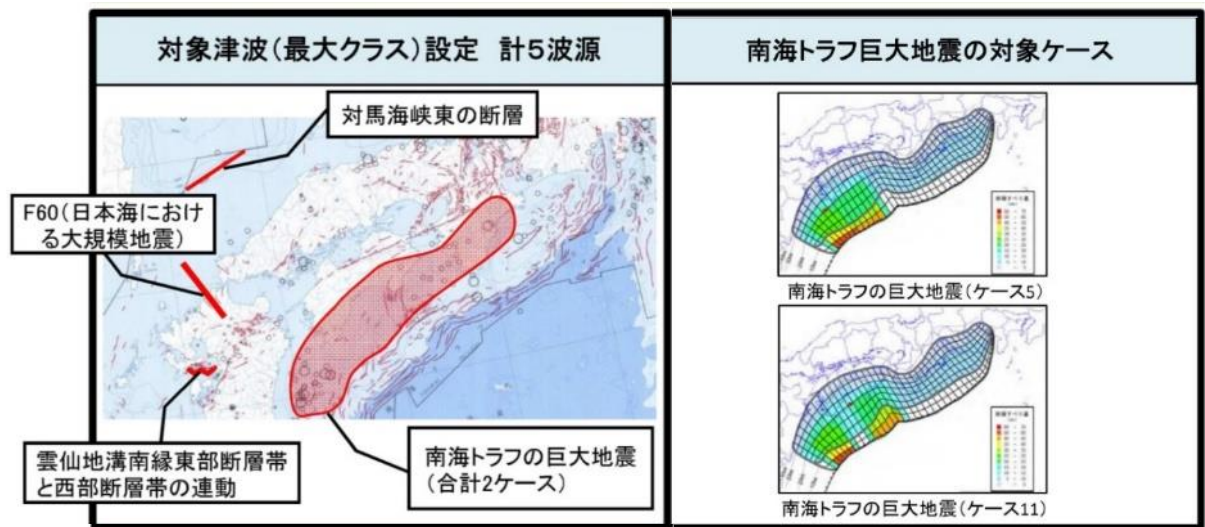
想定する津波の波源については、以下のとおり設定した。

○有明海沿岸

・雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動(Mw=7.1)

・南海トラフ巨大地震(Mw=9.1)

※「南海トラフの巨大地震について」検討会(第2次報告) 津波断層について(内閣府 平成24年8月公表)におけるケース5及びケース11



(2) 津波の概要及び浸水想定

波源による津波の予測結果は次のとおりである。

なお、浸水想定図については、単独波源ではなく、有明海側の各波源の予測結果を重ね合わせ、最大となる浸水域及び浸水深を示している。

潮位: 初期潮位は、有明海沿岸海岸保全基本計画に記載されている朔望平均満潮位を採用し、TP2.72mに設定した。また、河川内の水位については、平水流量又は沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位にした。

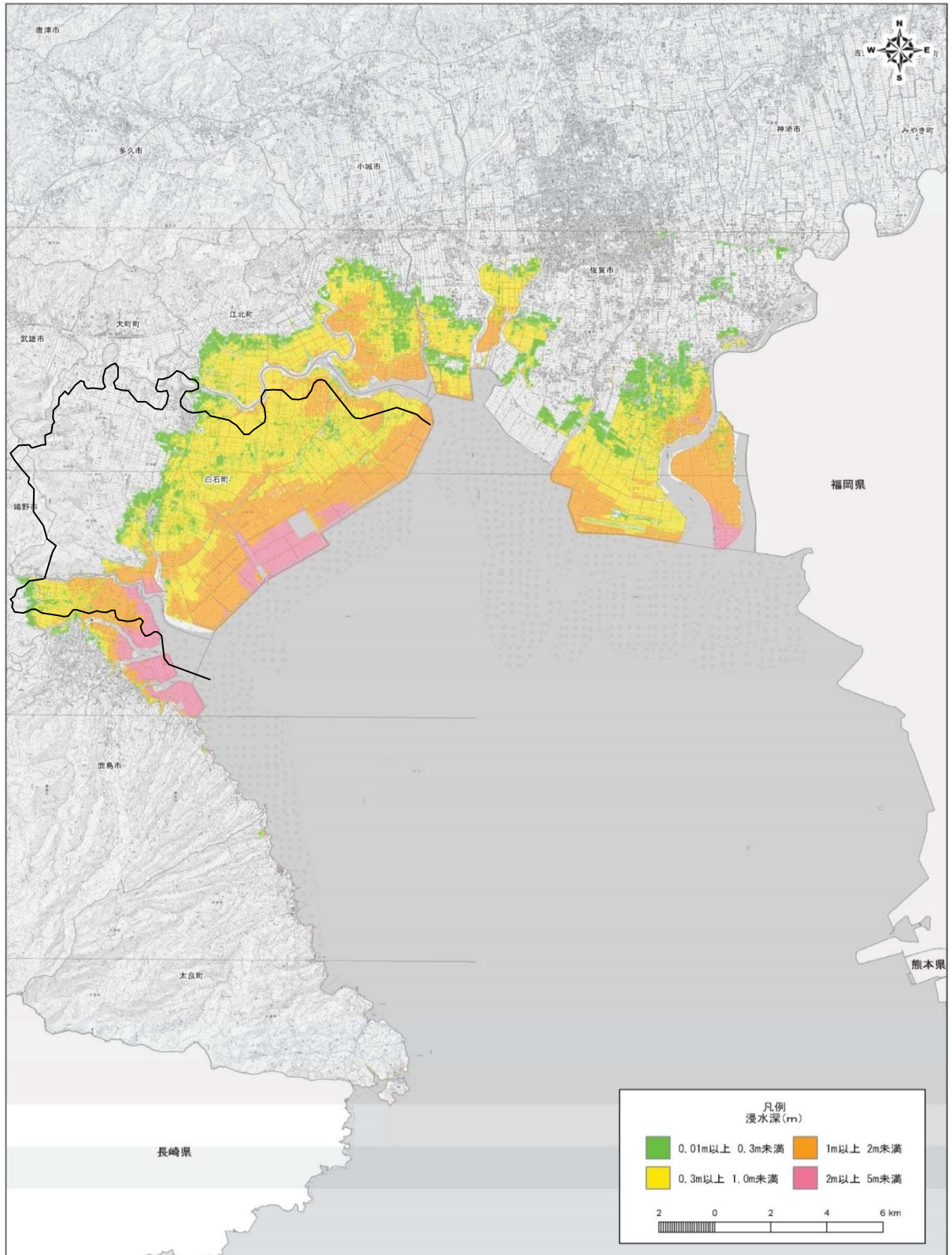
堤防: 耐震性の技術的評価がなされていない堤防については、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下するものとした。

【想定最大津波高等】



有明海沿岸	想定最大津波高			最大津波到達時間 ((3) の到達時間) (4)
	最大津波波高 (1)	潮位 (T P) (2)	最大津波高 (T P) (3) = (1) + (2)	
佐賀市	0.48m	2.72m	3.2m	286分
小城市	0.38m	2.72m	3.1m	290分
白石町	0.48m	2.72m	3.2m	289分
鹿島市	0.48m	2.72m	3.2m	299分
太良町	0.78m	2.72m	3.5m	48分

【浸水想定図(有明海)】



出典:佐賀県地域防災計画

※ 有明海側については、太良町の一部を除いて、海岸堤防からの浸水箇所はほとんどなく、浸水箇所のほとんどは河川堤防からの流入となっている(ほとんどは津波による直接の浸水ではない)。これは、堤防沈下条件(耐震性の技術的評価がなされていなければ、地震発生後すぐに、震度等に関係なく一律に堤防高の75%が沈下する)に起因するものである。

2. 想定津波による被害の想定

有明海における津波の被害想定は、波源位置が佐賀県に距離的に近い雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の運動による地震を波源として設定し、主に中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループによる手法を用いて行っている。

ただし、有明海側の人的被害(死者・負傷者)については、浸水想定における河川堤防の沈下に係る条件設定に起因し、地震発生直後から(津波到達よりも前に)堤内側に浸水する現象が多く発生する一方、津波による直接の浸水ではないことから、内閣府の大規模水害の被害想定等を参考に、手法を一部改良したものである。

被害想定は、時間帯別の滞留人口の違いを考慮し、次の3つの被害シーンで実施した。

- ・ 深夜 人口のほとんどが住宅にいるケース
- ・ 昼12時 人口が事務所・学校に移動しているケース
- ・ 夕18時 上記2つの中間時間帯のケース

夏季の海水浴客については全ての海水浴場の入込客数データが揃っていないため考慮しないこととしたこと、火災の被害(火器の使用)は津波被害には影響しないことなどから、津波の被害想定に当たっては、地震の被害想定とは異なり夏と冬の季節区分は設定していない。

一方で、発災の時間帯に起因する被害の増減の要因として、夜間における避難開始の遅れや避難速度の低下については考慮にされている。

また、人的被害については、避難の開始時期によっても変わってくることから、次の①～④の4ケースを想定して検討した。

【避難の有無、避難開始時期の設定(中央防災会議)】

		避難行動別の比率		
		避難する		切迫避難 あるいは 避難しない
		すぐに避難する (直接避難)	避難するが すぐには避難 しない (用事後避難)	
①	早期避難者比率が低い場合	20%	50%	30%
②	早期避難者比率が高い場合	70%	20%	10%
③	早期避難者比率が高い場合(避難呼びかけ)	70%	30%	0%
④	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	100%	0%	0%

津波の被害想定の結果一覧表

			有明海		
			雲仙地溝帯 南縁東部断層帯と西部断層帯 の連動地震		
			冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害		建物棟数（棟）	226, 000		
		全壊（棟）	約210		
		半壊（棟）	約6, 900		
		計（全半壊）（棟）	約7, 100		
		全半壊率（％）	3. 1		
人的被害	早期避難者比率が低い場合	滞留人口（人）	387, 000	397, 000	393, 000
		死者（人）	約260	約180	約210
		負傷者（人）	約2, 600	約1, 800	約2, 000
		死者率（％）	0. 1	0. 0	0. 1
		負傷者率（％）	0. 7	0. 5	0. 5
	早期避難者比率が高い場合	滞留人口（人）	387, 000	397, 000	393, 000
		死者（人）	約90	約60	約70
		負傷者（人）	約1, 500	約970	約1, 100
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0
		負傷者率（％）	0. 4	0. 2	0. 3
	早期避難者比率が高い場合 ＋避難呼びかけ	滞留人口（人）	387, 000	397, 000	393, 000
		死者（人）	約10	約10	約10
		負傷者（人）	約1, 100	約630	約770
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0
		負傷者率（％）	0. 3	0. 2	0. 2
	全員が発災後すぐに避難を開始した場合	滞留人口（人）	387, 000	397, 000	393, 000
		死者（人）	約10	約10	約10
		負傷者（人）	約980	約560	約690
		死者率（％）	0. 0	0. 0	0. 0
		負傷者率（％）	0. 3	0. 1	0. 2
災害廃棄物等		災害廃棄物（m ³ ）	約16, 000		
		津波堆積物（m ³ ）	約2, 823, 000 ～ 約4, 516, 000		
		計（m ³ ）	約2, 839, 000 ～ 約4, 532, 000		

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しているため、数量はある程度幅をもって見る必要がある。
概ね2桁の有効数字となるよう以下の方法で四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。
 ・1,000未満：1の位を四捨五入 ・1,000以上10,000未満：10の位を四捨五入
 ・10,000以上：100の位を四捨五入

第4節 町民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

1. 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

町及び防災機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、建築、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

町及び防災機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

町及び防災機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

防災機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

(5) 避難所の運営

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

2. 町民に対する普及啓発、防災学習の推進

町及び防災機関は、町民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や、災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。

この際、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制を整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、町及び県は、地震発生後1週間程度は、最初の大地震と同程度の地震の発生に注意し、特に2~3日程度は大地震が引き続き発生しやすいことを踏まえ注意を呼びかける。

(1) 防災知識の普及・啓発等

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

災害による人的被害を軽減する方策は、町民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を町民等に対して行うものとする。

また、町及び防災関係機関は、防災週間及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、地震災害時のシミュレーション結果等などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

- ① 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイパー等 の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - ② 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で地震発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
 - ③ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めておくこと
- (2) 緊急地震速報(警報)の発表等

緊急地震速報(警報)は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震・津波対策パンフレット、チラシ等の作成配布

町は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災アシストを行うとともに、町民の適切な避難や防災活動に資するバザーマップ、防災マップ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、町民に配布するとともに、研修を実施するなど、防災知識の普及に努める。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から町民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等の推進

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて地震防災教育の徹底を図る。

町及び県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災に関する教材(副教本)の充実、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

特に、津波災害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。町は、公民館等社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、一般住民向けの専門的・体系的な防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

町及び県は、住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、家具の転倒防止、非常持出品等の普及に努める。

(7) 地震保険への加入促進

町民は、地震により被災した住家・家財を速やかに再建するための原資とするため、地震保険に加入し、地震に備えるよう努めるものとする。なお、町・県は、国や一般社団法人日本損害保険協会など関係団体と協力し、広く町民に対して、地震保険の重要性を広報していくよう努める。

(8) 避難における互助の促進について

避難を行う際、住民相互に声かけや安否確認を行い、避難を実施する。また、避難生活では、各自が物資を持ち寄り、協力するように努める。

(9) 避難所の運営

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

第2項 消防団の育成強化

消防団は将来にわたり、地域防災力の中核として中核として欠くことのできない代替性のない存在として、救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化等の問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

町は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1. 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2. 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3. 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深いつながりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4. 防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実強化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5. 消防団員の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6. 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから、防災機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、町民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定避難場所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、町は、行政区などの地域において、町民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の育成、強化を図るよう努める。

その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

1. 地域住民等の自主防災組織

町は、地域防災計画に自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、自主防災組織の育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

町は、組織の核となるリーダーを養成するための研修及び情報提供などによる育成強化並びに多様な世代が参加できるような環境の整備に努め、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進する。その際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

2. 組織の育成

(1) 町民等による自主的な防災組織の育成を図る。

婦人防火クラブ、幼年消防クラブ、事業所等の自衛消防隊、地区自衛消防隊

(2) 防災意識の高揚を図るため、消防団幹部を中心とした町民の共同作業、リーダーの育成強化等の指導を行う。

3. 防災組織の活動範囲

自主防災組織の活動範囲は、概ね次のとおりとする。

(1) 平常時

- ① 防災組織、知識の普及
- ② 防災訓練の実施
- ③ 火気使用設備器具等の点検
- ④ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- ⑤ 地域内の安全点検

(2) 災害時

- ① 初期消火等の災害活動
- ② 情報の収集及び伝達
- ③ 避難誘導(避難行動要支援者の援助)
- ④ 救出救護
- ⑤ 給食給水
- ⑥ 避難所運営への協力

4. 防災組織の連携

日常的な通報体制の確立など地区内の他の防災組織との連携・強化を図る。

5. 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

6. 事業所等の自衛防災組織

事業所等は、自主防災体制の整備のため、自衛防災組織の設置、災害時行動マニュアルの作成、防災訓練等の実施に努める。

なお、町は、防災に関するアドバイスをを行うなど、その推進に努める。

7. 活動拠点及び資機材の充実

町は、自主防災組織の活動拠点の整備や、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

1. 企業の事業継続計画等

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイティンの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県及び市町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また、企業は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

町及び各企業の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

町及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

2. 要配慮者利用施設の防災体制

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

3. 緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における町民のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から環境整備に努める。

1. 災害ボランティアの活動の環境整備

町は、平常時から、CSO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、災害時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部（白石分区）、佐賀県（白石町）社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

町は、行政・NPO・ボランティア団体等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティアの活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方針等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、ボランティア団体等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は地域住民やボランティア団体等関係機関への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

2. ボランティア活動支援機関の体制強化

町は、日本赤十字社佐賀県支部（白石分区）、佐賀県（白石町）社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、ボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

3. 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有するもの（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧(建築士、建築技術者等) (2) 建築物危険度判定(建築物応急危険度判定士) (3) 宅地危険度判定(被災宅地危険度判定士) (4) 土砂災害危険箇所の調査(防災・砂防ボランティア協会) (5) 医療看護(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等) (6) 整骨等(柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師) (7) 福祉(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、手話通訳等) (8) 無線(アマチュア無線技士) (9) 特殊車両操作(大型重機等) (10) 通訳(語学) (11) 災害支援(初期消火活動、救助活動、応急手当活動等) (12) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援(防災・砂防ボランティア) (13) その他特長な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

4. ボランティア受入体制の整備

(1) 専門ボランティアの受入体制

専門ボランティアについては、各活動担当部課(班)が中心となり対応するため、あらかじめその把握に努めるとともに、災害発生時の受入体制の整備を図るものとする。

(2) 一般ボランティア受入体制

災害発生時における一般ボランティア活動を支援するため、あらかじめ佐賀県(白石町)社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部(白石分区)等と連携して、リーダー養成等ボランティアの受入体制を整備するものとする。

(3) 情報提供窓口の設置

災害発生時、町は、ボランティアに対する情報提供窓口等の設置を検討し、情報の提供体制の整備に努める。

第7項 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

町民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第5節 技術者の育成・確保

町は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、次のような技術者等の育成を図り、あらかじめ登録しておくものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

町は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努めるものとする。

1. 県

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、町との情報伝達が断絶しないよう、無線機器等の通信連絡手段の活用を図る。
- (2) 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を町と連携し推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。

2. 町

- (1) 町民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る施設の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

3. 町民等

- (1) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

町及び防災機関は、町域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 町の活動体制

町は、町域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波予報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

《活動体制と配備基準》

組 織	体 制	主な活動	配備基準
-	地震注意体制	情報収集・伝達	・町域に震度3の地震が発生し、総務課長が必要と認めるとき
災害対策連絡室	地震警戒体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒	・町域に震度4の地震が発生したとき (自動配備) ・津波注意報が発表されたとき
災害対策本部	地震第1配備体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒 局地的な応急対策 (情報収集・伝達・報告、負傷者等の救出救護、避難所の開設・避難、災害広報)	・町域に震度5弱及び5強の地震が発生したとき(自動配備) ・津波警報が発表されたとき (自動配備) ・比較的軽微な規模の災害が発生したとき ・大津波警報が発表されたとき (自動配備) ・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき
	地震第2配備体制	町機能全てによる応急対策	・町域に震度6弱以上の地震が発生したとき (自動配備) ・大規模な災害が発生し、又はそのおそれあるとき

1. 地震注意体制

「災害対策連絡室」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる業務を確立するため地震注意体制を配備する。

(1) 設置基準

① 町内で震度3以下の地震が発生し、総務課長が必要と認めるとき

(2) 所掌事務

- ア 災害に関する被害情報等の収集、県及び関係機関への連絡
- イ 二次災害防止等に関する町民への情報伝達
- ウ 防災機関等との相互連絡

(3) 構成

総務課(危機管理・防災係)及び情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、総務課長の指揮をもって充てる。総務課長が不在のときは、建設課長又は農村整備課長が代理する。

(4) 配備要員

地震注意体制の要員として、総務課長、総務課課長補佐、危機管理・防災係長、危機管理・防災担当を配備する。

また、総務課長の指示により、関係部課の職員を配備する。

(5) 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長等幹部職員等に対する地震注意体制の配備連絡は、総務課長が電話により行う。

なお、勤務時間内においては、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

2. 災害対策連絡室

(1) 設置基準

「災害対策本部」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる体制を確立するため災害対策連絡室を設置する。

なお、災害対策連絡室の設置にあたっては、「地震警戒体制」とする。

① 地震警戒体制

ア 町域に震度4の地震が発生したとき(自動配備)

イ 津波注意報が発表されたとき(総務課長の判断による)

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災機関等との相互連絡及び調整

① 通信機材の確保

ア 防災行政無線の点検及び修理、移動系無線機の準備

イ テレビ、ラジオの調達

② 情報の収集

ア 消防機関、町民その他からの情報収集

イ テレビ、ラジオによる情報収集

ウ 職員が登庁時に集めた情報の収集

③ 町民への情報伝達

ア 二次災害防止への喚起

④ その他緊急に必要な事項

ア 県への連絡

イ 体制づくりの準備

ウ 各対策部長及び配備要員の確保

エ 庁舎の電気、給水施設等の点検

(3) 構成

総務課、農村整備課、建設課及び情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害対策連絡室長は、総務課長をもって充てる。総務課長が不在のときは、建設課長又は農村整備課長が代理する。

(4) 防災対策要員の指定

災害発生時等において、災害対策本部等の迅速な設置及び運営が図れるよう、特に必要となる職員を防災対策要員として指定する。

防災対策要員		人 数
課 長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職 員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

(5) 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務課長、関係部課長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

(6) 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、各対策部長等幹部職員等に対する災害対策連絡室設置の連絡は、総務課長から電話により行う。

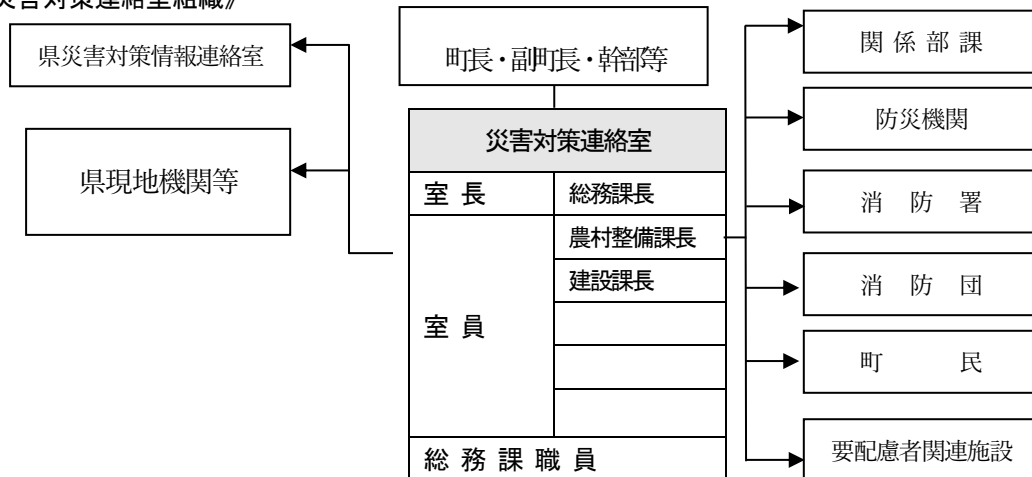
なお、勤務時間内は、電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(7) 災害連絡対策室の廃止

次の基準により、災害対策連絡室を廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害の危険が解消したとき

《災害対策連絡室組織》



3. 災害対策本部

(1) 設置基準

町内に、地震による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の災害対策本部設置基準により、町長（不在の時は、副町長、総務課長、の順）が必要と認める場合。

なお、災害対策本部の設置にあたっては、地震規模や被害の規模により、「地震第1配備体制」と「地震第2配備体制」の2段階により設置を行う。

①「地震第1配備体制」

- ア 町内で震度5の地震が発生した場合（自動配備）
- イ 津波警報が発表されたとき（自動配備）
- ウ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあり町長が必要と認めるとき
- エ 大津波警報が発表されたとき（自動配備）
- オ 災害の規模が相当に拡大するおそれがあり、町長が必要と認めたとき

②「地震第2配備体制」

- ア 町域に震度5弱及び5強の地震が発生したとき（自動配備）
- イ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり町長が必要と認めたとき

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関との連絡調整

(3) 設置場所

総務課に置く。

総務課が使用できない場合は、庁内の適当な会議室を選定するか、庁舎自体が使用できない場合は、次の優先順位によりその施設に災害対策本部を設置する。

優先順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1設置場所	白石町総合センター	施設管理者
第2設置場所	自有館、福富ゆうあい館	各施設管理者

(4) 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長、の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第23条の規定により本部の組織を編成する。

(6) 配備体制及び配備要員

町は、被害の防御及び軽減、災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、配備体制を整えるものとし、その配備体制は町長が定める。

各対策部の配備要員数は、総務対策部長と各対策部長が、上記基準に基づき、協議を行ない定める。

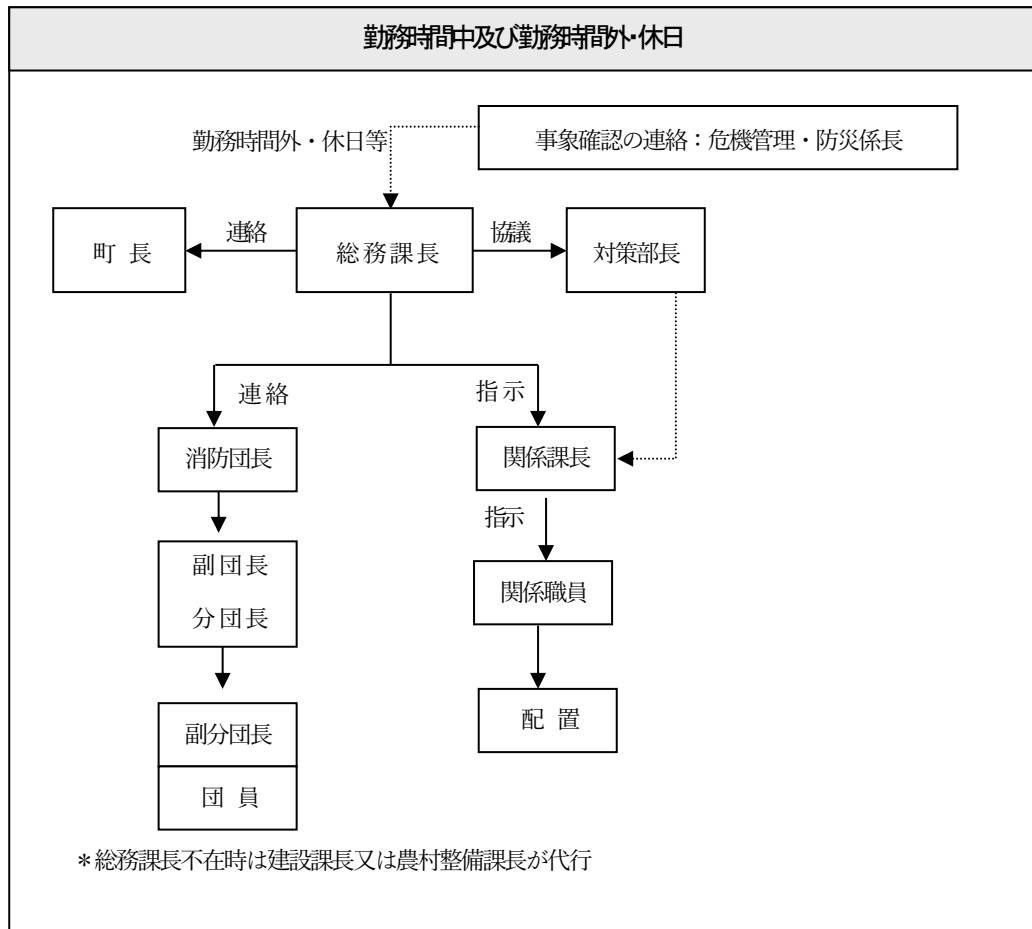
(7) 配備要員の動員

配備体制に基づく配備要員の動員は次によるものとする。

① 配備の伝達

- ア 勤務時間中は、総務課長（総務対策部）が庁内放送、一般電話、防災無線を通じて伝達を行なう。
- イ 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、一般電話、防災無線等の他最も迅速な方法により伝達を行なう。

《災害対策連絡室及び災害対策本部伝達系統》



② 非常連絡員の指定

配備要員参集と災害応急措置等の迅速化を図るため、町長は対策部毎に非常連絡員を定める。

《各対策部の非常連絡員》

対策部名	非常連絡員	
	正	副
総務対策部	総務課長	企画財政課長、総合戦略課長、税務課長、会計管理者、総務課課長補佐、企画財政課課長補佐、総合戦略課課長補佐
福祉対策部	長寿社会課長	保健福祉課長、住民課長
環境対策部	生活環境課長	生活環境課長補佐
産業対策部	農村整備課長	農業振興課長、商工観光課長、農業委員会局長
建設対策部	建設課長	建設課課長補佐
議会対策部	議会事務局長	議会事務局課長補佐
教育対策部	学校教育課長	生涯学習課長、新しい学校づくり課長
消防対策部	消防団長	消防副団長

③ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、地震第2配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは町内に地震が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

④ 参集の報告

参集した職員は、所属課長(班長)に報告を行う。

課長(班長)は、課内の参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告し、各対策部長は、総務課長(総務対策部長)に報告する。

総務課長(総務対策部長)は、町長(本部長)に参集状況を報告する。

【様式編】職員参集記録票及び報告書(P573)

(8) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

① 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、あるいは地震災害により電話連絡がとれない場合は、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

② 救助活動等の優先

次に該当する場合は、救助活動を優先させるものとする。

ア 居住地周辺で大規模な災害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

③ 参集場所の例外

職員は参集にあたって、交通途絶により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

ア 白石町役場

イ その他の現地機関

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の班員(活動要員)が不足するときは、次の措置を講じる。

① 余裕のある他の班から応援を求める。

② 災害対策基本法第67条の規定により他の市町村に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 緊急初動班の設置

① 緊急初動班の設置

勤務時間外において、災害対策本部を設置する規模の震災が発生した場合、災害対策本部の体制が機能するようになるまでの間、必要に応じ、町長(本部長)又は総務課長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務課長(総務対策部長)をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、町長(本部長)と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

② 緊急初動班要員の確保(電話途絶時)

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な震災を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動にあたる。

《緊急初動班要員》

課	緊急初動要員
総務課、企画財政課	総務課職員、企画財政課職員

③ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、総務課に置く。

④ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ・防災行政無線の点検及び修理
- ・テレビ、ラジオの調達

イ 情報の収集

- ・消防機関、町民その他からの情報収集
- ・テレビ、ラジオによる情報収集
- ・職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ・県への連絡・各対策部長及び配備要員の確保
- ・庁舎の電気、電話、給水施設等の点検

(11) 県との連携

県において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(12) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと町長が認めたときに廃止する。

(13) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、県、警察署長、消防機関長、隣接自治体等に通報するものとする。

① 通知・公表の方法

- ア 電話及び文書による通知
- イ 大規模災害の場合、報道機関への記者発表による通知
- ウ 防災行政無線による通知

なお、公表内容については報道機関等災害状況発表内容に基づき行うものとする。

【様式編】

・報道機関等災害状況発表内容 (P562)

② 通知・公表の責任者

災害対策本部の設置及び廃止における、関係機関への通知、公表は総務課長により行うものとする。

(14) 現地災害対策本部の設置

町長は、局地的な大規模災害が生じた場合、現地災害対策本部を設置することとする。この場合、現地対策本部長は、副本部長又は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地本部員は、現地本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

《白石町災害対策本部の所掌事務》

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
総 務 対 策 部	総務課(総務班)	・災害対策全般に関わること ・災害対策本部全般に関わること ・災害対策に関わる連絡調整及び統制 ・災害、気象情報等の収集及び伝達 ・職員の配置及び動員に関すること ・防災機関との連絡調整 ・動員職員の食料の確保配給 ・避難所の確保及び連絡調整 ・駐在員への調査依頼及び情報収集 ・他班に属さない事項
	総務課(情報連絡班)	・本部長の命令伝達に関すること ・本部長等の災害視察に関すること ・国、県等の罹災見舞い及び視察対応 ・陳情書の作成に関すること ・災害情報の収集及び整理 ・災害情報に関する広報全般(住民伝達) ・災害写真等の撮影及び記録の整理
	企画財政課(財政班)	・災害対策に関わる予算、資金措置 ・災害応急物資の調達に関わること ・災害時の配車及び配車計画 ・災害時の庁内電話の確保、整備 ・来庁者及び職員の安全確認 ・避難誘導及び避難所の運営に関わる事項 ・総務班への応援に関わる事項
	税務課(調査班)	・土地、家屋等の被害調査及び情報収集 ・被災者の町税に関する措置事項 ・被災に関わる証明に関すること
	総合戦略課(避難誘導班)	・避難者の搬送及び収容 ・避難所の設置運営に関すること
	会計室(出納班)	・災害に関する支出事項 ・義援金等の保管に関すること

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
福 祉 対 策 部	住民課(給与班)	・応急物資、食料等の調達確保及び運搬 ・福祉対策部他班の応援に関すること ・避難所の設置運営に関すること
	保健福祉課(救助班)	・災害救助法に基く諸対策全般 ・被服、寝具、生活必需品等の調達配給 ・社会福祉施設の被害状況の収集・報告 ・義援金品の受付配分に関すること ・ボランティアの登録受付に関する事項 ・保育園の被害状況の収集、報告 ・保育園児に対するケア
	保健福祉課(保健班)	・医療、保健機関との連絡調整 ・保健関係施設に関わる被害調査等 ・災害時における衛生管理に関わる事項
	長寿社会課(要配慮者支援班)	・高齢障害関係施設に関わる被害調査等 ・要配慮者関連施設との連絡調整 ・要配慮者の避難誘導・支援に関わる事項
環 境 対 策 部	生活環境課(環境対策班)	・衛生関係機関に関わる被害調査等 ・罹災地区の防疫に関すること ・災害時のごみ処理に関すること ・被災地区のし尿処理に関すること ・被災地区の簡易水道に関すること ・死体の埋葬等に関すること
	生活環境課(水道2班)	・下水道施設に関わる被害調査 ・環境対策部他班の応援に関すること
	佐賀西部広域水道企業団	・飲料水の確保、供給に関すること ・上水道災害対策に関する事項
産 業 対 策 部	商工観光課(商工班)	・商工、観光業者の被害状況の調査 ・商工観光機関との連絡調整 ・災害時の輸送運搬業者等との連絡調整 ・罹災商工業者に対する金融対策
	農業振興課(農林水産1班)	・農林水産関係の被害状況の調査 ・農作物、農業用施設及び林野、林道の災害対策に関わる事項
	農村整備課(農林水産2班)	・園芸農作物等の災害対策に関わる事項 ・漁港等の災害対策に関わる事項 ・災害時の舟艇の調達に関すること

対策部名	課名(班名)	所 掌 事 務
産 業 対策部	農業振興課(農林水産1班) 農村整備課(農林水産2班)	・農業災害補償に関すること ・罹災農林水産家畜産業者の金融対策
	農業委員会(農地班)	・農地の災害状況の調査 ・農地の災害対策に関すること ・避難所の設置運営に関すること
建 設 対策部	建設課(土木班)	・土木建築関係の被害状況の調査 ・土木施設災害復旧事業の総括 ・水防法に関わる事項について ・道路及び橋梁、河川堤防等に関する事 ・高潮対策に関すること ・救出、救助機械の調達、労務調達全般 ・建築物の災害予防及び応急修理 ・応急仮設住宅の設置に関する事項
教 育 対策部	学校教育課(教育班)	・文化教育施設の災害状況調査 ・児童生徒等の応急教育対策に関する事 ・学校用教科書、学用品等の斡旋調達 ・児童生徒に対するケア
	新しい学校づくり課(教育施設班) 生涯学習課(教育施設班)	・教育施設の被害調査 ・社会体育施設の災害状況の調査 ・指定文化財等の災害状況の調査 ・教育対策部他班の応援に関すること
	学校教育課(給食班)	・被災者に対する炊出し及び食品の給与
議 会 対策部	議会事務局(議会班)	・災害に関わる議会事務局事務分掌全般 ・議会関係機関の視察に関すること
消 防 対策部	消防団(消防班)	・消防団の動員及び配置に関すること ・災害情報の収集及び伝達等

《白石町災害対策本部組織図》



《災害対策連絡室等の配備体制》

区 分		地震注意体制	地震警戒体制
配 備 体 制		防災対策要員を充て、事態の情報収集等を行う体制	事態が悪化するおそれがあり、体制を強化し、町民への情報伝達活動等が実施できる体制。
配 備 基 準		町域に震度3以下の地震が発生した場合	町域に震度4の地震が発生した場合
対策部名	班 名	動員該当職員	動員該当職員
総務対策部	総務班	総務課長、総務課課長補佐 危機管理・防災係長及び担当職員	総務課・企画財政課・総合戦略課・税務課・会計室課長、課長補佐 総務課係長及び担当職員
	情報連絡班		
	財政班		
	調査班		
	出納班		
福祉対策部	給与班	(長寿社会課長)	長寿社会課・住民課・保健福祉課課長
	救助班		
	保健班		
	要援護者支援班		
環境対策部	環境対策班	(生活環境課長)	生活環境課課長
	水道対策1班		
	水道対策2班		
産業対策部	農林水産1班	農村整備課長、農業振興課長、商工観光課長	農村整備課・農業振興課・商工観光課・農業委員会局長 農業振興課・商工観光課・農村整備課係長 (水防関係職員)
	農林水産2班		
	商工班		
	農地班		
建設対策部	土木班	建設課長	建設課長・建設課課長補佐及び係長 (水防関係職員)
議会对策部	議会班	(議会事務局長)	議会事務局長
教育対策部	教育班	(学校教育課長)	学校教育課・新しい学校づくり課・生涯学習課課長
	教育施設班		
	給食班		
消防対策部	消防団	(消防団長)	消防団長 (消防副団長)

《白石町災害対策本部の配備体制》

区 分		地震第1配備	地震第2配備
配 備 体 制		各課、関係機関の要員を充て、事態の推移により速やかに第2配備体制に切り換えることができる体制	各課、関係機関職員の全員を充て、状況により直ちに活動を開始できる体制
配 備 基 準		町域に震度5弱及び5強の地震が発生した場合又は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合	町域に震度6の地震が発生した場合
対策部名	班 名	動員該当職員	全 職 員
総務対策部	総務班	総務課、企画財政課、総合戦略課、 税務課、会計室職員	
	情報連絡班		
	財政班		
	調査班		
	出納班		
福祉対策部	給与班	長寿社会課、住民課、保健福祉課職員	
	救助班		
	保健班		
	要援護者支援班		
環境対策部	環境対策班	生活環境課、佐賀西部広域水道企業団職員	
	水道対策1班		
	水道対策2班		
産業対策部	農林水産1班	農村整備課、農業振興課、商工観光課、農業委員会職員	
	農林水産2班		
	商工班		
	農地班		
建設対策部	土木班	建設課職員	
議会対策部	議会班	議会事務局職員	
教育対策部	教育班	学校教育課、新しい学校づくり課、生涯学習課職員	
	教育施設班		
	給食班		
消防対策部	消防団	消防団長 消防副団長及び団員	

4. 標識等

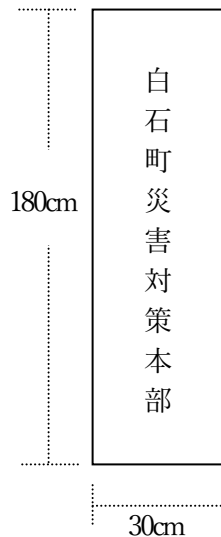
(1) 標示板

災害対策本部を設置した場合、標示板を役場玄関前に掲示するものとする。

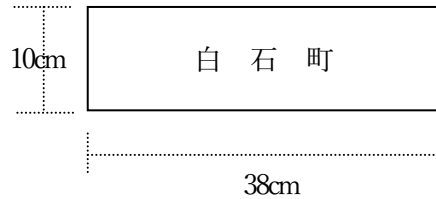
(2) 腕章

災害対策本部を設置した場合、本部長以下班員が災害活動に従事するときは、法令及び計画等において定めのある場合を除き、次に定める腕章を着用する。

《掲示板》



《腕章》



備考：布地は白色とし字は黒とする。

第2項 防災機関の活動体制

町内における防災機関は、町域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は津波情報等の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2節 地震、津波の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 緊急地震速報(警報)、大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報(警報)、地震に関する情報の種類、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

7 緊急地震速報(警報)

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経由により町の防災無線等を通して住民に伝達される。

注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

気象庁震度階級関連解説表(一部)

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
7	

イ 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	内 容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震による揺れの検知時刻を発表。
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

ウ 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料

Ⅰ 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模(モントマグニチュード)をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波 警 報 (津波特 別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。 津波は繰り返し襲ってくるので、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津 波 警 報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。
津 波 注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだや漁船が流失し小型船舶が転覆する。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

オ 津波情報の種類とその内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載)を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

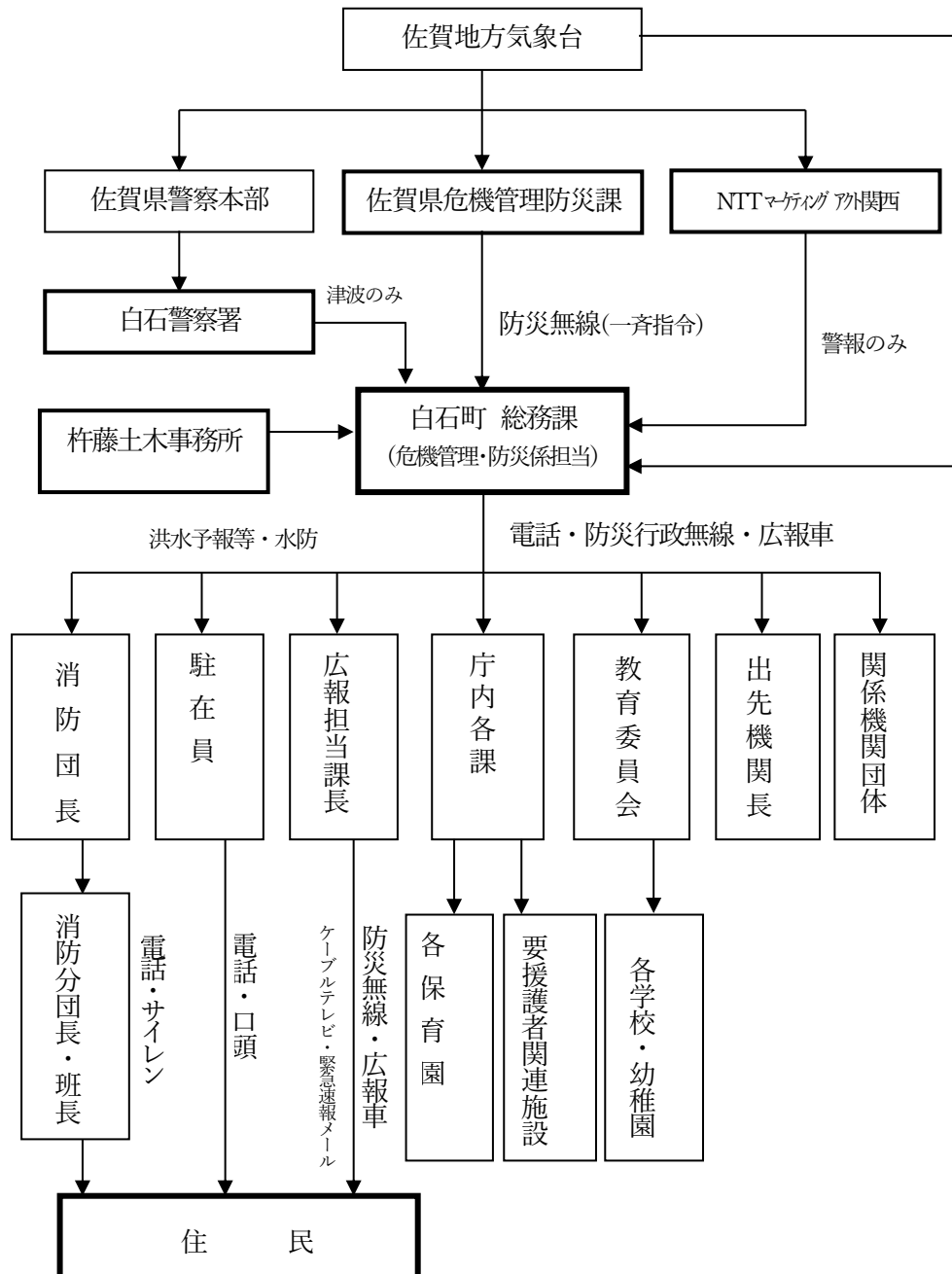
カ 津波予報

発表基準	内 容
津波が予想されないとき	(地震情報に含めて発表) 津波の心配なしの旨を発表
2m未満の海面変動が [※] 予想されたとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	(津波に関するその他の情報に含めて発表) 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

第2項 情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



2. 警報等の伝達及び扱い

佐賀地方気象台から警報、注意報等が通知された時、総務課長は、災害に結びつく重要な情報は、決められた伝達系統により各関係機関長に伝達するものとし、この場合、当該警報、注意報等により予測される事態に対し、取るべき措置等を併せて指示するものとする。

(1) 予警報の受入れ・伝達

① 勤務時間内の受入れ・伝達

国・県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課（災害対策本部設置時は総務班）が受入れ、災害に結びつく重要な情報は、関係各課、消防団等に連絡するとともに庁内放送により全職員に周知する。

② 勤務時間外の受入れ・伝達

ア 災害対策本部設置前にあたっては、危機管理・防災係長が受信し、総務課長に連絡する。

総務課長は、配置の基準に該当するときは、農村整備課長、建設課長（防災対策要員）等と協議の上、各関係課長に連絡し配置職員の招集を行う。

イ 総務課長は、関係課長及び消防団、関係団体に配置職員の招集指示を行う。

ウ 災害対策本部設置時にあたっては、総務班が受信し関係課へ連絡する。

③ 一般町民への通報

町民に対する通報については、必要に応じ消防団（分団）、駐在員、関係団体に連絡し、周知を図るとともに総務課（災害対策本部設置時には総務班）及び関係課（災害対策本部設置時は情報班）広報車、防災行政無線施設等により周知を図る。消防団においては各分団長に連絡し、各部長は町民に周知する。

④ 予警報等受領伝達簿

総務課（災害対策本部設置時には総務班）は、予警報、情報、通報等の受領、伝達、その他の処理に関する取扱いの責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため予警報等受領伝達簿を作成する。

第3項 関係機関による措置事項

1. 町

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

① 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県、警察署、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、駐在員等に対して通報するとともに、直ちに、町民に周知する。なお、連絡、通報の実施責任者は総務課長とする。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。

② 有明海沿岸の町民及び漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣場、海浜の行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等、多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等、伝達先に漏れないよう注意する。

③ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 近地地震津波に対する自衛措置

① 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報発表前であっても津波が来襲するおそれがある。

強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、沿岸部の地域に対して、直ちに、次の措置を講ずる。

ア 海浜、港湾等にある者、海岸付近の町民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示を行う。

イ 港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。

- ② 町に対する津波情報の伝達は、テレビ放送等が早い場合があるため、地震感知後少なくとも県内及び隣県の報道機関の放送を一定時間(1時間以上)聴取する。また、海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。

また、報道機関からの津波警報が放送された場合においても、町は、直ちに、上記による措置をとるものとする。

海面監視責任者	農村整備課長

- ③ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を発表し、適切な措置を講じるものとする。
- ④ 「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等を参考にして、上記(2)項に掲げる措置を速やかに実施するものとする。
- (3) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報
- 地震・津波災害に関する重要な情報(地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など)について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに総務課長に報告し、町民への周知、町内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。
- (4) 県からの津波予報の受信取扱い
- 県からの情報送信は、県防災行政無線による自動一斉指令を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

町及び防災機関は、地震災害時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を県及び他の防災機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う。

また、町は、法令等に基づき、被害状況等を県に報告する。

なお、具体的な報告要綱等については、第3節第4項に示す。

第1項 収集する災害情報の種類

町及び防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

1. 主要緊急被害情報

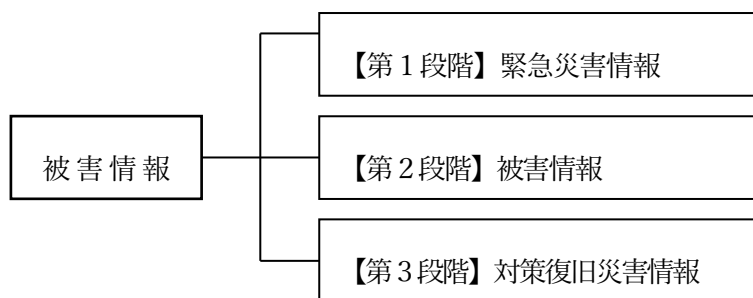
- (1) 概括的被害情報(人的被害、住家・建築物の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等)
- (2) ライフライン被害の範囲
- (3) 医療機関へ来ている負傷者の状況
- (4) 119番通報の状況等

【第2段階】被害情報(対策を機能的・効率的に進めるための情報)

1. 人的被害(行方不明者の数を含む。)
2. 住家被害
3. ライフライン被害
4. 公共施設被害
5. 農林水産、商工被害(企業、店舗、観光施設等の被害)等

【第3段階】対策復旧情報(被災者及び防災機関の対応に必要な情報)

1. 応急対策の活動状況
2. 災害対策本部の設置、活動状況等



第2項 災害情報の収集、共有

町及び防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、地震の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1. 緊急災害情報の収集

町及び防災機関の職員は、参集途中中に、デジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後所属機関の長に報告する。報告を受けた所属機関の長は、県(危機管理防災課〔総括対策部〕)へ、その映像を添え報告するものとする。

(1) 自治区内における情報の収集

- ① 現地における災害の状況等を把握するため、それぞれの地区に複数の駐在員を置く。
- ② 駐在員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは注意体制下においては地区内の状況把握を行うとともに随時巡回を行うなどして、地区内の災害状況の推移に注意し、消防団等との連絡を密に行い情報を収集する。
- ③ 災害が発生した場合又は異常現象発見者からの通報を受けた場合は、直ちにその状況を調査し、町(総務課・総務班)に連絡する。

(2) 消防団関係における情報の収集

- ① 消防団員は、常時地区内の状況を把握するとともに町(総務課・総務班)との連絡を密にする。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき若しくは警戒体制下においては、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報の収集を行う。

- ③ 災害が発生した場合又は通報を受けた場合は、その状況を調査し直ちに所定の方法により町(総務課、総務班)へ通報する。

(3) 民間団体等による調査及び情報の収集

被害状況の調査区分及び調査・報告に関わる責任者は次のとおりとする。

調査・情報収集区分	担当部門	協力団体
人・住家等被害	総務課長	駐在員
社会福祉施設関係被害	保健福祉課長 長寿社会課長	施設の管理者
衛生関係被害	生活環境課長	施設の管理者 駐在員
農林関係被害	農業振興課長 農村整備課長	土地改良区 農業協同組合
水産関係被害	農村整備課長	漁業協同組合
商工関係被害	商工観光課長	商工会
土木関係被害	建設課長	駐在員
教育関係被害	学校教育課長 新しい学校づくり課長	施設の管理者
重要文化財関係被害又は指 定文化財等関係被害	生涯学習課長	施設の管理者

(4) 調査事項

- ① 人的被害
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の被災状況
- ④ 町民の行動、避難状況
- ⑤ 土砂災害等の発生状況
- ⑥ 道路、橋梁被害による通行不能路線、区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害報告

なお、災害の当初においては、①～⑤項の情報収集に努めるものとする。

(5) 情報のとりまとめ

① 災害情報の連絡責任者

町における災害情報の取りまとめ及び県等への報告は総務課(総務班)により行う。

- ② 各課(班)は、それぞれ所管事項に係る被害状況及び災害応急対策の活動状況を収集、把握するとともに随時町(総務課、総務班)に連絡する。

- ③ 総務課(総務班)は、駐在員、各課(班)、消防団、その他からの情報連絡を確実に受領整理し、災害対策本部長に報告するとともに関係各課、各班長に通報する。

2. その他機関からの情報の活用、職員の派遣による情報収集

町は、防災機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や町民等から得られる情報も活用するものとする。

災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

第3項 災害情報の連絡方法

町及び防災機関は、収集した災害情報を、防災行政無線、電話、FAX、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により県（災害対策本部）に報告するとともに、必要に応じ、防災機関に対し連絡する。

さらに、必要に応じ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話及びビデオ等を活用し、画像情報の連絡に努めるものとする。

第4項 被害状況等の報告

町及び消防機関は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に対し、被害状況等を報告する。

1. 実施責任者

(1) 町

町長は町の地域に係る被害報告等の収集を行うとともに、町防災会議の委員の属する機関に通報、速やかに県等関係各機関に報告を行なうものとする。

また、町長が県（本庁又は土木事務所）に報告できないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等速報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され、地震が発生し、町区域内で震度5以上を記録したもの（被害の有無を問わない）については、町が直接消防庁に対して報告するものとする。

① 県への報告基準

ア 町において災害対策本部を設置した場合

イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に報告の必要があると認められる程度の災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれがある災害

(2) 防災機関等

町内における指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者は、当該所管に関する被害情報等の収集を行なうとともに、町、国、県等に通報又は報告を行なうものとする。なお、関係機関への報告は各対策部の連絡担当班が、必要な事項の報告を行うものとする。

2. 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速かつ的確に処理できるよう、被害報告取扱責任者を以下のとおりと定める。

《被害報告責任者》

報 告 責 任 者	総 務 課 長

3. 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	■緊急災害情報 ①画像情報 ②主要緊急被害情報	災害の覚知後直ちに
被害状況即報	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	■被害情報 ①人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 ■対策復旧情報 ①応急対策の活動状況 ②災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準《参考》

災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの （ 災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市町村が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む ）	ア 県内において災害対策本部を設置した災害 イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害 ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害
災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁(長官)に報告するもの	ア 災害救助法の適用基準に合致する災害 イ 県又は市が災害対策本部を設置した災害 ウ 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じている災害 エ 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害 オ 被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害になるおそれがある災害 カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害

災害対策基本法に基づき県(又は市)が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁(長官)への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 被害状況等の報告

- ① 被害発生通報の報告は、災害の種類に応じてその事務を統括する課の長が総務課長に報告する。総務課長は、県へ電話等で迅速に連絡し、事後必要に応じて文書で報告する。
- ② 被害状況報告(速報、確定)の報告については、各課が災害発生に係る被害状況を調査、把握し判明したものを、総務課により取りまとめ次第、逐次県へ報告する。

この場合、少なくとも災害発生通報後2時間以内に被害状況第一報を報告するものとする。

- ③ 災害対策本部が設置されたときは、総務班において災害情報、被害状況報告(速報)を行う。

(4) 県への報告要領

① 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、災害覚知後直ちに、町は、県(危機管理防災課〔総括対策部〕)又は県関係現地機関(土木事務所等)に報告する。

また、防災機関及びその他機関は、県各本部(部)(各対策部)を経由して、県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部(部)(各対策部)に報告できない場合は、直接県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に報告するものとする。

県(危機管理防災課〔総括対策部〕)は、町、防災機関及びその他機関からの報告(緊急災害情報)及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

また、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

② 被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、町は、県関係現地機関、県各本部(部)(各対策部)を経て、県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に報告する。

また、防災機関及びその他機関は、県各本部(部)(各対策部)を経由して、県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部(部)(各対策部)に報告できない場合は、直接県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に報告するものとする。

県(危機管理防災課〔総括対策部〕)は、町、防災機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、町は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について

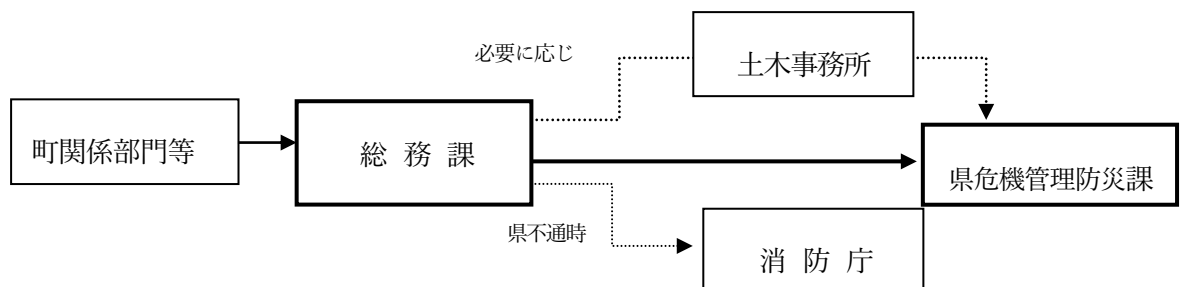
て、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者などは外務省）又は都道府県に連絡する。

町は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県（危機管理防災課〔総務対策部〕）に報告するものとする。

③ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

(5) 県への報告系統



(6) 報告先

佐賀県 危機管理防災課（総括対策部）	消 防 庁
TEL (0952) 25-7026. (0952) 25-7027 [時間外] 守衛室 (0952) 24-3842 FAX (0952) 25-7262 消防防災無線 721 消防防災無線FAX 728 防災行政無線TEL（衛星回線接続後）9-733 防災行政無線FAX（衛星回線接続後）9-7811	TEL応急対策室 (03) 5253-7527 [時間外] 守衛室 (03) 5253-7777 FAX応急対策室 (03) 5253-7537 [時間外] 守衛室 (03) 5253-7553 消防防災無線TEL90-49013 [時間外] 90-49102 消防防災無線FAX90-49033 [時間外] 90-49036
杵藤土木事務所	地域通信衛星ネットワークTEL 9-048-500-90-49013 FAX 9-048-500-90-49033 [時間外] TEL 9-048-500-90-49102 FAX 9-048-500-90-49036
TEL (0954) 22-4184~4187 FAX (0954) 23-9763 消防防災無線 57-500 消防防災無線 57-609	

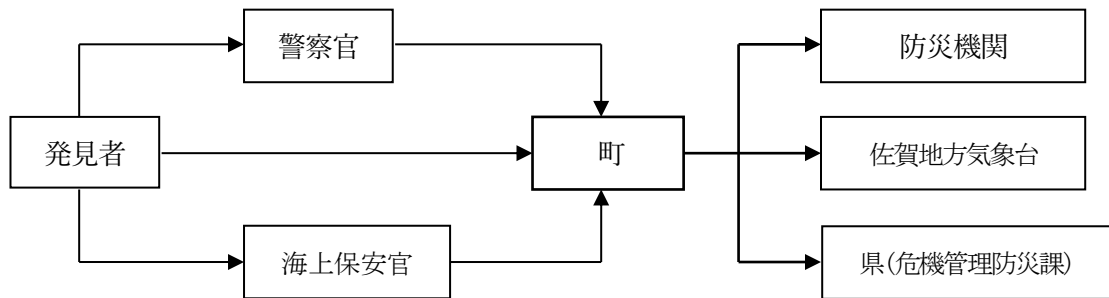
(7) 防災機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災機関は、町が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて県及び町に通報または連絡を行うものとする。

第5項 異常現象発見時の通報

町は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県(危機管理防災課)、防災機関、佐賀地方気象台に通報する。

1. 通報系統図



2. 通報を要する異常現象

- (1) 異常潮位 …… 天文潮(通常の干満潮位)から著しく崩れ、異常に変動した場合
- (2) 異常波浪 …… 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、波浪で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
- (3) 地震動により …… 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等引き起こされる現象
- (4) その他地震に関するもの …… 群発地震、噴火現象

3. 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進するための計画である。

なお、災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれにあてることとするが、特定作業或いは労力に不足を生じる場合の計画は、次により実施する。

第1項 実施責任

災害応急対策に必要な労務者の雇上げ等については、町長が実施する。

第2項 労働者の確保

地震災害又は津波災害の状況等により、防災機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、町は、直接所轄の公共職業安定所に対し、求人の申込みを行う。

第5節 従事命令及び協力命令

町長等(町長の委任を受けてその職権を行う町の吏員、町長若しくはこの吏員が現場にいない時又はこれらの者から要求があった時は警察官又は海上保安官、以上の者がその場にいない時は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む)は、応急措置を実施するため特に必要があると認める時、又は緊急の必要があると認める時は、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1. 従事命令等の種類と執行者

対 象 作 業	種 類	執行者	根 拠 法 令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事 〔 委任された 場合は町 長 〕	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・ 従事命令 ・ 協力命令	知 事	災害救助法第7条、8条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・ 従事命令	町長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・ 措置命	警 察	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要がある ときの協力	・ 協力命令	海上保安官	海上保安庁法第16条
消防作業	・ 従事命令	消防吏員、消防団	消防法第29条第5項
水防作業	・ 従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第17条

2. 従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師・助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工、左官、とび職 (5) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 地方鉄道業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従業者 (8) 自動車運送業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及びその従業者 (10) 港湾運送業者及びその従業者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による町長・警察官・海上保安官の従事命令	町民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場附近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者または水防の現場にある者

第2項 発動方法等

1. 災害対策基本法による公用令書の交付

- (1) 災害対策基本法による公用令書の交付(災害対策基本法第81条、同法施行令第34条)

町長は、従事命令又は協力命令を発した時、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

2. 災害救助法による公用令書の交付(災害救助法第7条第4項(同法第5条の2第2項を準用)、同法施行規則第4条)

- (1) 知事は、従事命令を発する時、又は発した命令を取消す時は、公用令書又は公用取消令書を交付して行なうものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害救助法施行細則第10条に定めるところによる。

3. 従事できない場合の届出(災害救助法施行規則第4条)

公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事情により従事又は協力することができない場合には、次に掲げる書類を付して町長(公用令書を発した機関)に届出るものとする。

- (1) 負傷又は疾病等により、指定の日時に出席することができない時は、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることができない事故により、指定の日時及び場所に出頭できない時は、町長、警察官、船長又は駅長の証明書

4. 実費弁償(災害対策基本法第82条第2項、災害救助法第7条第5項)

町長が災害対策基本法及び災害救助法に基づき発した従事命令により、災害応急対策及び災害救助に従事した者に対しては、災害救助法施行細則第13条に定めるところにより実費を弁償する。

5. 損害補償(災害対策基本法第84条第2項、災害救助法第12条)

町長が発する従事命令・協力命令により、災害応急措置及び災害救助に従事又は協力した者が、これらにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げるところにより、それぞれ損害を補償し、又は扶助金を支給する。

- (1) 災害に伴う応急措置の業務に従事し、又は協力した者に対する損害補償に関する条例(昭和38年佐賀県条例第7号)
- (2) 災害救助法施行令(第13条~第22条)

【様式編】

・公用令書様式(P566~568)

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

地震災害、津波災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、町民の人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、町長は、佐賀県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第1項 災害派遣要請基準

1. 地震災害、津波災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときにおいて、人命、身体又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町だけでは不可能、若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効率的であると認められるときに要請する。

第2項 災害派遣要請の手続

1. 要請者及び要請先

町長は、町域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請依頼書により知事（県危機管理防災課〔総括対策部〕）に対し、災害派遣の要請をするよう依頼するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等迅速な方法で依頼するものとし、文書は、事後速やかに提出する。

町長は、通信の途絶等によりこの依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を下記の自衛隊指定部隊の長に通知することができる。

町長は、これらの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

区分及び部隊の長	住所(担任部署)	電話番号
陸上自衛隊 西部方面混成隊	福岡県久留米市国分町100	0942-43-5391
海上自衛隊 佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	0956-23-7111
航空自衛隊 西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部防衛課)	092-581-4031

2. 要請の手続

町長は、1の要請先に対し、次の事項を明らかにした文書をもって災害派遣の要請を行う。

(1) 災害の状況

- ア 被災(被災予想)地域
- イ 被災(被災予想)状況
- ウ 被害(被害予想)状況(人命、財産等)
- エ 今後の見通し

(2) 要請する理由

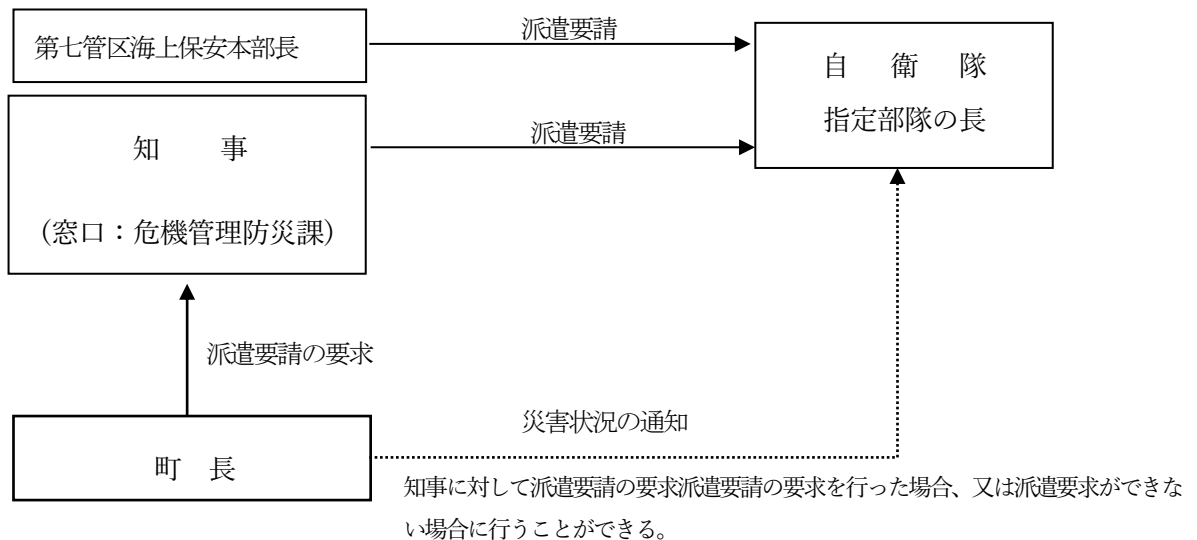
- ア 町の措置状況
- イ 自衛隊派遣を必要とする理由

- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- (5) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (6) その他参考となる事項

この要請は、総務課(総務班)が担当する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



【様式編】

・災害派遣要請依頼書 (P569)

第3項 自衛隊の自主派遣

地震災害、津波災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

自主派遣を行う際の判断の基準とすべき事項は、防衛庁防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

第4項 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命、身体及び財産の保護のため、防災機関と緊密に連絡、協力して次に掲げる活動を行う。

1. 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出、救助
2. 消火活動：林野火災に対しての航空機による消火
3. 水防活動：土のうの作成、運搬、積込
4. 救援物資の輸送：車両及びヘリコプターによる物資の輸送
5. 道路の応急警戒：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
6. 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
7. 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水

8. 給食：炊事車による炊飯
9. 宿泊活動：天幕(テント)を使用した宿泊施設の設置
10. 入浴活動：公園及びグランド等の野外における、応急風呂の開設

《自衛隊の主な活動範囲》

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難者の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関が提供)
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は通常関係機関が提供)
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。(注*)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付(最大限3か月)及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤、炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は町長を通じて行う。応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊との連絡調整

1. 連絡担当者の設置

- (1) 町長は部隊の派遣について通知を受けたときは、関係職員の中から連絡担当者を指名して現地に派遣する。
- (2) 連絡担当者は、部隊の受入れ及び作業について現地における町の責任者として、県、部隊及び町との連絡にあたる。

2. 活動記録

町は、防災活動に従事する自衛隊の活動内容を把握し、下記事項について、適時記録するものとする。

- (1) 要請日時
- (2) 派遣部隊名、指揮官階級氏名、部隊人員
- (3) 活動内容
- (4) 主なる使用器材
- (5) 活動日程等(完了または撤収予定月日)

第6項 派遣部隊への措置(受入れ体制)

1. 町の措置

県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

(1) 部隊の受入れ準備

ア 町の吏員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じるものとする。

エ 部隊と応急措置に従事する消防団、その他地元地区民との連絡協調に努める。

オ 自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

カ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して作業が他の機関の活動と競合重複せず、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員あるいは自主防災組織構成員等をもって、派遣隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

町は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに、従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県危機管理防災課(総括対策部)に報告するものとする。

2. 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の措置

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関における災害派遣部隊の受入れ措置は、町の場合に準じて行うものとする。

第7項 活動用資機材の準備

1. 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品(増加装備品を含む)及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼又は沿海地域等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては、救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品

- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロケット発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので、作業に必要なものは、すべて町又は県が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は町で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2. 相互連絡

町及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所(所管部隊名)等について、あらかじめ相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第8項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列举する経費は、原則として派遣を受けた機関(自治体)が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

1. 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く)等の購入費、借上料及び修繕費
2. 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
3. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
4. 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた(自衛隊装備品を除く)損害の補償
5. その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第9項 撤収手続

町長は、派遣目的を達した場合、又はその必要がなくなった場合は、速やかに派遣要請の要領に準じて撤収要請を行う。

1. 撤収時期

- (1) 災害派遣の目的が達成され、その必要がなくなつたと認めるとき。
- (2) 町長、指定行政機関の長、指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長から、災害派遣部隊の撤収要請の依頼があつたとき。

2. 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

【様式編】

・災害派遣撤収要請依頼書(P570)

第7節 応援協力体制

地震災害、津波災害による被災地域での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町及びその他防災機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災機関は、地震の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。

町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第1項 相互協力体制

1. 町及び消防機関が実施する措置

(1) 他の市町への応援要請

町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊要綱」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又はあっせんの要請

① 町は、災害応急対策を実施するにあたり必要があると認めるときは、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。

② 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣のあっせんを求めるものとする。

③ 派遣要請者は、町長、町の委員会又は委員で、要請先は県危機管理防災課（総括対策部）とする。

④ 要請必要事項

要請の必要事項は、別に定めるとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(5) 消防団との協力

消防団は、町や消防機関等との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活を行うものとする。

- ① 避難誘導活動
- ② 河川やがけ地などの危険個所の警戒巡視活動
- ③ 被災者の救出・救助活動
- ④ 土のう積みなどの災害防除活動
- ⑤ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織(事業所等の自衛防災組織を含む)は、町との協力体制の下、地震時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ① 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- ③ 被災地域内の社会秩序維持への協力
- ④ その他の災害応急対策業務(地域、町の体制等勘案して)への協力

2. 町の体制

災害応急対策又は災害復旧のため、職員の派遣を受けた際の取扱い、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第32条の規定によるが、災害時における派遣職員の円滑な受入に努め、応急措置の実施が促進されるよう体制を整えておくものとする。

3. 関係機関との相互連絡

(1) 県との関係

町は、災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認める場合は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、或いは佐賀県に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求め、災害対策に万全を期するものとする。なお、当該要請又はあつせんにあたっては、次の事項を明示するものとする。

- ① 派遣又は派遣を要請する(あつせんを求める)理由
- ② 派遣又は派遣を要請する(あつせんを求める)職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 防災会議構成機関

大規模災害発生時には、単一の防災機関のみでは応急対策活動に支障をきたすおそれがあることから、各機関は平常時から関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

4. 「佐賀県常備消防相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、佐賀県常備消防相互応援に関する協定に基づき、応援を行なうものとする。

(1) 主な応援内容

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援、救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ⑤ その他、特に被災市町から要請のあった事項

5. 消防関係相互の応援要請等

(1) 市町消防相互応援

各消防機関は、災害が発生した場合、必要があると認めるときは他の消防機関に対して応援要請を行なうものとする。

応援の要請は、「佐賀県常備消防相互応援協定」に基づき行なうものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害等による災害の発生に際し、迅速な人命救助活動等を行なうためには高度な資機材を保有し、訓練を積んだ救助隊の応援体制が必要となる。

このため、全国の消防機関が協力して専任の救助隊をあらかじめ消防庁に登録し、大規模災害発生時の出動体制を整備している。

大規模災害発生時において、町は必要に応じて県に対して、緊急消防援助隊の出動を要請し、救助、救急、消火活動等について応援を求めるものとする。

6. 警察における広域応援要請

大規模災害発生時において、警察は必要に応じて、全国の都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保活動について応援を求めるものとする。

《町が実施する応援要請の必要事項及び根拠》

要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他の市町に対する応援要請	(7) 災害の状況	災害対策基本法第67条
県への応援要請又は応急措置の実施要請	(4) 応援(災害応急対策の実施)を要請する理由 (7) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (8) 応援(災害応急対策の実施)を必要とする場所 (9) 応援を必要とする活動内容 (必要とする災害応急対策) (10) その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第6節自衛隊災害派遣要請計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣のあつせんを求める場合	(7) 派遣又は派遣のあつせんを求める理由 (8) 派遣又は派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 (9) 派遣を必要とする期間 (10) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (11) その他必要な事項	災害対策基本法第29条 同法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	緊急消防援助隊応援要請連絡表に掲げる事項	消防組織法第24条の3

第2項 相互協力の措置

1. 基本的事項

防災機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、防災機関は、あらかじめ定めた協議、協定等に基づき誠意をもって対処するものとする。

2. 応援及び派遣要請

(1) 他市町に対する応援の要請

町長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町長に応援要請を行う。(災害対策基本法第67条)

(2) 佐賀県知事に対する応援の要請

町長は、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事等に対し応援要請を行い、又は応急措置の要請を行う。(災害対策基本法第68条)

3. 応援要請の手続き

町長は、他の市町の応援を必要とするときは、十分な協議の上、文書をもって要請する。ただし、緊急やむを得ない場合には口頭、電話等によるものとし、事後において文書を提出することとする。

(1) 応援要請を行う場合の事項

- ① 災害状況
- ② 派遣又は派遣を要請する(あつせんを求める)理由
- ③ 派遣又は派遣を要請する(あつせんを求める)職員の職種別人員
- ④ 派遣を必要とする期間
- ⑤ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑥ その他職員の派遣について必要な事項

4. 措置及び指揮

応援隊が到着した後においては、町長はその長に災害の概況等を説明するとともに、応援を受ける程度、方法、期間等を十分協議し、職務の分担を明確に行う。

また、応援要請に応じて応急措置に従事する者は、町長の指揮下により行動するものとする。

5. 応援隊の派遣措置

町長が他の市町長から応援要請を受けた場合は、正当な理由がない限り直ちに応援隊を編成し、人員及び資機材を整備し、指揮者を定めた上、派遣させるものとする。

6. 応援を受けた場合の費用の負担

- (1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり、応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

- (2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ① 派遣職員の旅費相当額
- ② 応急措置に要した資材の経費
- ③ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費

- ④ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- ⑤ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

町は、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できない場合には、あらかじめ締結している災害時相互応援協定等に基づき、応援を要請する。

1. 白石町の応援協定

協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
防災映像情報の相互提供に関する基本協定	武雄河川事務所、ケーブルTV	平成23年3月28日
白石町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省地方整備局	平成23年6月6日
災害時における相互応援協定	鹿島市、江北町、太良町、諫早市	平成24年1月30日
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県及び白石町を除く県内19市町	平成24年3月30日
災害時における災害救助犬の出動に関する協定	佐賀県、九州救助犬協会及び白石町を除く県内19市町	平成24年4月17日
佐賀県内住民の安全及び安心に係る原子力防災高度化に関する協定	九州電力株式会社	平成25年8月26日
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	災害時におけるLPガス協会杵東支部	平成26年4月1日
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社佐賀支店	平成26年6月2日
災害時における水道施設復旧作業の応急対策活動協力に関する協定	白石町管工事組合	平成27年5月15日
災害時における緊急輸送に関する協定	白石町コミュニケーション協同組合	平成27年6月12日
福祉避難所の指定に関する協定	白石高等学校、佐賀農業高等学校	平成27年6月19日
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	佐賀県産業廃棄物協会	平成28年11月21日
災害時における無人航空機による協力に関する協定	有限会社 岩本建設	平成29年11月7日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人 コマリ災害対策センター	平成30年7月25日
災害時における協力に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	令和元年7月10日
佐賀県防災航空隊の運営に関する協定	佐賀県及び白石町を除く県内19市町、佐賀中部広域連合、伊万里・有田消防組合、鳥栖・三養基地区消防事務組合、杵藤地区広域市町村圏組合	令和元年10月31日
災害時における物資の調達及び供給に関する協定	株式会社グッピー	令和元年11月22日
災害発生時における佐賀県白石町と白石町関係郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 有明郵便局長武雄郵便局長	令和元年12月16日
白石町災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 武雄配電事業所	令和元年12月20日
災害時の応急対策活動に関する協定	白石町建設業組合	毎年締結
災害時(異常降雨時)における緊急対応に関する基本協定	株式会社 西島製作所佐賀営業所	令和2年5月11日

災害時におけるCSO等ボランティア団体との支援協力に関する協定書	佐賀災害支援プラットフォーム	令和2年7月31日
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナコ	令和2年12月21日
災害時における物資供給に関する協定	祐徳自動車株式会社	令和3年3月22日
災害時における燃料油の供給に関する協定書	佐賀県石油商業協同組合 白石支部	令和3年4月26日
防災パートナーシップに関する協定	九州朝日放送株式会社	令和3年6月28日
白石町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 白石町社会福祉協議会	令和3年8月6日
大規模災害発生時における白石警察署代替駐車場として福富ゆうあい館駐車場の使用に関する協定書	白石警察署	令和3年9月16日

第4項 派遣職員にかかる身分、給与等

応援に派遣された職員の身分取扱いについては、災害対策基本法第32条、同法施行令第17条及び第18条の規定に基づき行う。

1. 災害派遣職員の手当及び給与

(1) 災害派遣手当

災害派遣手当は、災害対策基本法第32条の規定により支給する。

(2) 派遣職員に対する給与及び経費の負担

- ① 国からの派遣職員には、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288条)第18条の規定によるものとする。
- ② 県からの派遣職員には地方自治法第252条の17第3項の規定によるものとする。

第5項 応援者の受入措置

本節の定めるところにより、防災機関が他の機関に対して応援の要請を行なう場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努めるものとする。

第6項 隣保互助、民間団体の協力

1. 実施責任者

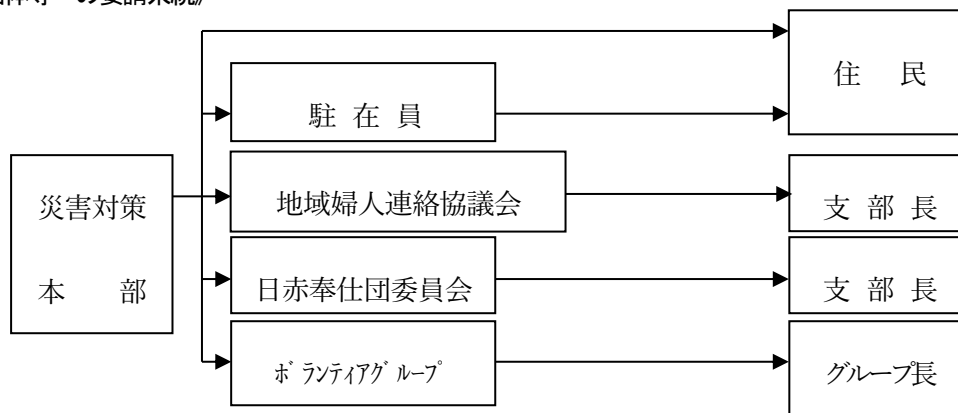
町長が、町内の民間団体への協力、応援要請を行うこととする。

2. 民間組織の種別と活動内容

団 体 名	活 動 内 容
駐 在 員	① 災害情報の収集、報告 ② 救援物資の配給 ③ 死体の捜索及び救助の協力 ④ その他防災対策に関すること
地域婦人連絡協議会	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕
赤十字奉仕団	① 災害時における看護奉仕、救護班の補助

	② 炊き出し、食料の配給奉仕等、罹災者の世話 ③ 救助救援物資の配給及び整理奉仕
ボランティアグループ (男性)	① 罹災者の救出 ② 災害応急復旧等の応援 *消防団員としての出動は除く
ボランティアグループ (女性)	① 炊き出しの応援 ② 清掃作業の応援 ③ 避難所の奉仕

《民間団体等への要請系統》



3. 協力の要請要領

(1) 実施責任は総務課(総務班)により行う。なお、災害応急活動等において人員が不足する場合等、民間団体の協力が必要な場合は、次の事項を明記し総務課へ提出することとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 従事場所
- ③ 作業内容
- ④ 従事時間
- ⑤ その他参考事項

第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 町における通信手段

1. 通常の状態における通信

町が行う災害に関する予警報及び情報の伝達、情報収集、指示伝達等は、町防災行政無線(同報系)、県防災行政無線、公衆電気通信設備及び各機関が所有する専用の通信設備により行うこととする。

このため、各通信施設の保守等については、平常時より万全な整備を行うものとする。

2. 公衆電気通信設備使用不能状態における通信

公衆電気通信設備が使用不能の場合、町長は、知事を通じ、日本放送協会佐賀放送局、NBCラジオ佐賀局、株式会社カテゴリー、株式会社FM佐賀、株式会社ケーブル、藤津ケーブルビジョン株式会社に県との協定に基づき、災害に関する予警報の通知又は予想される災害の事態等について放送を依頼する。

なお、この場合、防災行政無線及び各機関が所有する自営通信設備を有効に利用するものとする。

第2項 多様な通信手段の利用

防災機関は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1. 県防災行政無線

県防災行政無線は、災害時においては防災、平常時においては一般行政に関する情報の通信を行うため、無線回線（地上系、衛星系）及び有線回線（光ケーブル）により、県本庁を中心として県警察、県現地機関、市町、消防機関、ダム管理所、自衛隊及び防災機関との間をネットワーク化した通信網であり、メール、電話、FAX、映像及び防災情報等のデータの送受信ができる。

2. 防災相互通信用無線電話（移動系無線）

防災相互通信用無線電話は、災害現場において、防災機関が、相互に協力し、円滑に防災活動を実施するため、必要な通信を行う場合に使用する無線電話

【所 有 機 関】 県、県警察、海上保安部、12市町

【県における設置場所】 危機管理防災課（総括対策部）、唐津土木事務所

【使用周波数】 158.35MHz及び466.775MHzの全国共通波

3. 非常通信

地震等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶し、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信の取扱いを行う。

（1）非常通信として、取り扱える通信の内容

- ① 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- ② 地震の予報等に関するもの。
- ③ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- ④ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- ⑤ 災害対策本部、防災機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

（2）非常通信の発信資格者又は依頼者

- ① 県、町、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- ② 新聞社、通信社、放送局
- ③ その他人命の緊急救助措置、又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能

（3）非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局

《非常通信の使用例》

防災行政無線による通信が不可能となった場合、町は最寄りの白石警察署(消防署)で警察(消防)無線を利用して、災害情報を県警察本部(広域行政本部)に連絡する。県警察本部(広域行政本部)は受信した情報を県に伝達する。

4. 放送機関の利用

町は、地震時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。ただし、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これを行わなければならない。

5. 被災現場からの通信

防災無線又は携帯電話を利用し、被災現場からの通信を行う。

6. インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

7. その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第3項 通信施設の応急復旧

町は、地震が発生した場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、被害状況・疎通状況及び停電状況等の情報を収集し、応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、町は、消防機関、県警察、海上保安部及び災害派遣された自衛隊等と相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、被災地の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び町民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防機関等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

地震災害が発生した場合、被災地内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び町民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防機関等が実施する救助活動に協力するよう努める。

1. 自主防衛組織の協力の範囲

- (1) 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- (2) 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- (3) 救助活動にあたっては、可能な限り消防機関等と連携をとるものとし、自らの活動では救助が困難と認め

る場合は、消防機関等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1. 町及び消防機関

(1) 救助活動

① 現地調整所の設置

町及び県は、風水害発生後速やかに、災害規模の把握に努め、消防・警察・海上保安庁・自衛隊・DMAT等の部隊が連携して活動を行うため、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等の情報共有など部隊間の調整を行う。

また、救助された負傷者については、医療機関(医療救護所を含む)に収容する。

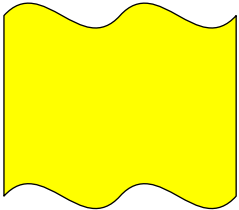
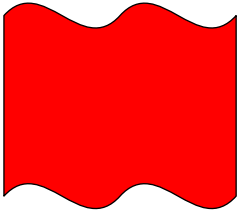
② 避難者情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重症者などがあることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるために、情報伝達用サインを統一する。

③ 拠点等の確保

町は、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等のための拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

○規格 概ね2m×2mの布

	避難者がいることをしめす。		避難者の中に重症者や要配慮者など緊急に救助を要する者がいることをしめす。

2. 実施責任者

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 応急措置のため必要がある場合は、他の市町長、県知事、その他関係機関に応援を要請する。

3. 救出対象者

災害により生命、身体が危険な状態にある者で、応急に救出を要する者、又は行方不明者で、諸般の事情により生存していると推定される場合に実施する。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次の場合とする

- ① 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ② がけ崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなった場合
- ③ 孤立した地域に取り残された場合
- ④ 生埋めになった場合

4. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生した時

は、町長は直ちに県等の出先機関と連絡をとるとともに、消防団員、その他奉仕団体等を動員して速やかに救出活動を実施する。

(1) 救出隊の編成

- ① 被救出者があり救出の必要がある場合、災害対策本部長の命により救出隊を編成する。
- ② 編成は消防団を主体とし、災害の規模、程度に応じて町関係職員、その他増強要員を編成する。

(2) 救出活動

救出隊長は、装備した機器材を活用し、隊員を指揮して救出活動にあたる。町のみでは救出活動が困難な場合は、県又は他の市町の応援を得て実施するものとする。

5. 災害救助法が適用された場合の実施

災害救助法が適用された場合においては、佐賀県災害救助法施行細則（以下「災害救助法施行細則」という。）の定めるところにより実施する。

なお、救出の期間は、災害が発生の目から3日以内であるが、特別の事情がある場合は、町長は知事に期間の延長を申請するものとする。

6. 応援要請

- (1) 消防機関は、町との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。
- (2) 町又は消防機関は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県を通じ、消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。
 なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。
- (3) 町は、消防機関との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。
- (4) 町は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

第3項 関係機関の活動

1. 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行う。

2. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは町から応援を求められた場合は、消防機関及び町、その他防災機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する
- (5) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。

3. 県警察

県警察は、消防機関及び町、その他の防災機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

4. 海上保安部

海上保安部は、船舶海難等により被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集・確認にあたり、巡視船艇を出動させ、救助、搜索にあたる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

5. 自衛隊

自衛隊は、町又は県からの災害派遣要請に基づき、消防機関及び町、県警察、その他の防災機関と協力して救助活動を行う。

第10節 保健医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、町、県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、日本赤十字社佐賀県支部、災害拠点病院、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び地区医師会等は、相互に協力し、迅速かつ的確で効率的な保健医療活動を実施する。その具体的な活動及び手順は、別に定める「佐賀県健康福祉部災害時保健医療活動要領」及び「災害時医療救護マニュアル」を基本とする。

また、県は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 医療活動

1. 実施責任者

町長は、災害のため町民の医療が困難となった場合における罹災地の町民に対する応急的な医療及び助産を実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、町は知事の補助機関としてこれを行う。

2. 実施機関

- (1) 罹災時における医療救護は、町が行なうものとする。
- (2) 町限りで処理できないときは、隣接市町、県、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

3. 救護体制の整備

- (1) 町長は、武雄杵島地区医師会の協力を得て救護班を編成しておくものとする。
- (2) 武雄杵島地区医師会は医師会員による救護班を編成しておくものとする。

4. 救護所の設置、運営

町は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、町保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に、救護所を設置してもらうよう要請する。

県は、町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所又は適当な場所に救護所を設置する。

5. 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置手術、その他治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への搬送
- ⑤ 看護

(2) 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前、分娩後の処置

6. 医療救護班の編成

災害現地又は救護所で実施する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関からあらかじめ設置している次の医療救護班(医師1名、保健師又は看護師2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成)を編成し必要に応じて出動するものとする。

- (1) 町医療救護班
- (2) 県医療救護班
- (3) 佐賀県医師会医療救護班
- (4) 災害拠点病院医療救護班
- (5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- (6) 国の医療救護班
- (7) 日赤医療救護班
- (8) 赤十字現地医療救護班

構成機関名	所在地	電話番号
杵藤保健福祉事務所	武雄市武雄町大字昭和265	0954-22-2103
武雄杵島地区医師会	武雄市武雄町大字昭和300	0954-22-3344

(9) 医療班

医師1人、補助員(看護師を含む)若干名をもって編成する。

7. 実施の方法

(1) 医療救護班の派遣による方法

災害現地において医療の必要があるとき町長は、町地域防災計画の定めるところにより現地に医療救護班を派遣して行う。

(2) 医療機関による方法

医療機関(医療施設)において医療を実施することが適当なときは、町長は医療機関又は町長が収容委託した病院(診療所)に移送して行う。

(3) 県からの応援等

町長は、当該地域の機関によって十分な医療、助産、救助等の活動ができないと認めるときは、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、町から要請があった場合、又は自ら必要と認める場合は、要請を待たずに、あらかじめ設置している次の県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、知事から委託を受けた場合は、医療救護班を派遣する。

(4) 災害救助法が適用されたときの取扱い

町長は、医療救助法等の実施方法について県と協議のうえ行うものとする。

8. 救護所の運営

町は、救護所の運営にあたっては、武雄杵島地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。

県は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関等の協力が得られるよう要請する。

9. 災害救助法による実施

災害救助法が適用されたときの基準は、「災害救助法施行細則」により実施する。

10. 災害救助法が適用されない災害における費用の負担等

災害救助法が適用されない災害における費用は、次により町が負担するものとする。

ただし、他の制度により費用の負担が定められているものについては、この限りでない。

(1) 医療及び助産の費用

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準に定めるところに準ずる。

(2) 救護班又は医療班として救護医療活動に従事した医師、その他の者がそのために死亡又は負傷し、疾病にかかり、又は障害者となったときの災害補償は、「佐賀県消防補償等組合消防団員等公務災害補償条例」の規定による。

11. 人工透析対策

町及び県は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報紙、報道機関を通して患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。町は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、町、県及び各透析医療機関は、一般社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

12. 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災町民に適切なメンタルヘルスカを提供する必要がある。

13. 広報、報告

町は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や町民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し報告する。

県は、報道機関の協力を得て、救護所の設置内容等について広報する。

14. 医療機関における医療活動の確保

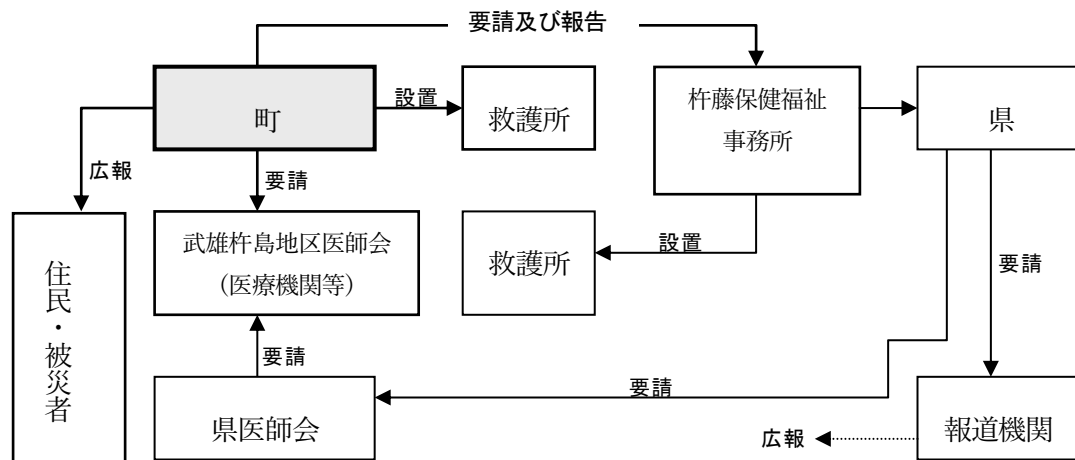
(1) 公的医療機関

地震時に独立行政法人国立病院機構、県、町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

(2) 民間医療機関

県医師会及び県歯科医師会は、地震時に、県から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう、要請し、医療活動の確保を図るものとする。

《医療救護における要請及び報告系統》



第2項 医薬品、医療資機材の調達

1. 需給状況の把握

町は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

県は、町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸業協会、佐賀県医科器械組合、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2. 実施責任者

(1) 災害救助法を適用するに至らない場合

医薬品、医療資機材等の確保及び給与は町長が行うものとする。

(2) 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用されたときは、必要物資等の確保及び輸送は知事及び町長が互いに密接な連携の下に行うものとする。

3. 安定供給の確保

(1) 町

- ① 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要

請する。

(2) 県

- ① 町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- ② 医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。
- ③ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。
- ④ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

4. 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所又は医薬品、医療資機材の臨時保管場所において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、町から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

第3項 医療施設の応急復旧

被災地域内の医療機関は、地震時には、速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 保健医療福祉ボランティアへの対応

県は、保健医療福祉ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

地震時に、保健医療福祉ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

このことから、町において、医療ボランティアを必要とし、その人員が不足するときは、県への情報提供を行い、医療ボランティアの斡旋を受けるものとする。

1. 登録窓口の設置、広報

県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、保健医療福祉ボランティアの受入れ・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

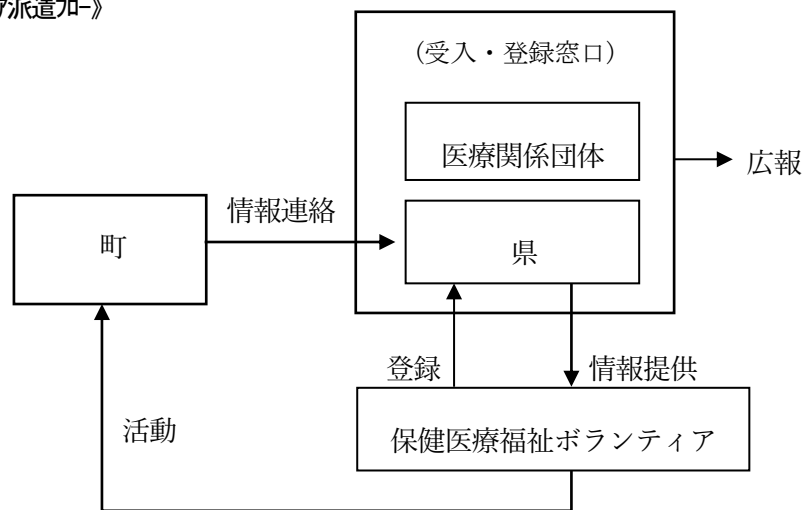
2. 情報提供等

町は、被災地において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入れ日時・場所等の情報を連絡する。

県は、町からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを要請する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること。
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること。
- (3) 被災者のニーズにあった保健医療提供を行うこと
- (4) その他、保健医療福祉ボランティアを行う者は県及び町他、関係者の指示に従うこと

《医療ボランティア派遣フロー》



第11節 消防活動計画

大規模震災発生時には、火源や着火物の転倒等により、広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町及び関係機関は火災予防の徹底に努める。

第1項 出火防止、初期消火

1. 出火防止、初期消火

(1) 一般家庭に対する指導

地震発生後、速やかに出火防止のための処置を行うことにより、出火率は大幅に低減するため、広報活動及び各種会合を通じて、一般家庭の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果があるため、その普及を図る。特に高齢者等の災害時要援護者が居住する家庭に対しては、防災物品のカテン、じゅうたん等の普及促進を図るものとする。

(3) 消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図るものとする。

(4) 初期消火用具の普及

地震後の出火時点においては、初期消火活動が重要であるので、消火器、消火バケツ等の初期消火用具の設置について、普及啓発を図るものとする。

2. 消防力の強化

地震発生時における消火栓等の使用不能に備え、家屋密集地、避難地周辺等、計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

第2項 消火活動

町及び消防機関は、地震により火災が発生した場合は、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動にあたっては、効果的な消火に努め、また、避難の指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第3項 救急活動（消防機関の活動）

消防機関は、地震時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以てしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。

1. 救急活動

消防機関は、傷病者の搬送にあたっては、救命処置を要する又はトリアージによる重症者を優先する。

2. 搬送手段の確保

消防機関は、傷病者を所管する救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援を要請する。応援の消防力を以てしても、不足する場合には、県に対して、緊急消防援助隊の要請を行う。さらに必要な場合には、災害派遣医療チーム(DMAT)等に支援を求める。

消防機関、町は、地震により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、ドクターヘリ運航要領に基づき、ドクターヘリの出動を要請する。

県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。

なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る基本協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。

3. 後方医療機関の情報の把握

消防機関は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受入れの可否等の情報を把握する。

4. 応援要請

(1) 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防機関は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、あらかじめ締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣の他消防機関に対し、応援を要請する。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

町又は消防機関は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

消防機関は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

第12節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関及び保健医療活動チームを派遣する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

保健医療活動チームを派遣する各機関は、必要に応じて、当該機関の産業医を活用又は県に専門家の派遣を要請するものとする。

第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1. 水防活動

地震発生に伴い、河川、海岸、農業用排水施設等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、山腹の崩壊などの被害が生じ、そのため、せきとめ、溢流、氾濫、又は高潮、波浪、潮位の変化による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川・海岸・農業用排水施設等の管理者及び施行者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震災害により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、海岸、農業用排水施設等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により津波及び浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川、海岸等又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、流水又は海水が侵入し、甚大な水害

が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者及び施行者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2. 土砂災害の発生、拡大防止

国、町及び県は、発災後の降雨・地震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施するものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

国、町及び県は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第14節 避難計画

地震発生後、津波、火災、崖くずれ等の二次災害から町民の人命、身体を保護するため、町は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ高齢者等避難の発令あるいは早目の避難指示を発令し、町民及び関係機関等へ伝達する。

第1項 高齢者等避難、避難指示

1. 実施責任者

災害から町民の生命、身体を保護するための避難の指示等の実施責任者は町長とし、災害応急対策の第一次責任者である町長を中心に、相互に連携、協調し避難を迅速かつ安全に行なうものとする。

2. 高齢者等避難・避難指示の発令

町長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

また、町長は避難場所の収容又は移送を必要とする場合で、町のみでは対処できないときは、県に要請し、また事態が切迫しているときは隣接の市町に応援を要請するものとする。

(1) 避難の種類等

項 目	状 況	町民に求める行動
高齢者等避難	・人的被害の発生する可能性が高まった状態 ※特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階。（避難行動要支援者の避難）	・避難行動要支援者等、避難に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始 （避難誘導員は誘導活動を実施） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態 ※避難行動要支援者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階。	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への行動を開始 （避難誘導員は引き続き誘導活動を実施）

		・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・人的被害が発生した場合	・高齢者等避難の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了
	緊急安全確保	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	・屋内での待避等の安全確保措置の指示

3. 高齢者等避難、避難指示の内容

町長は、高齢者等避難、避難指示を発令するとき、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 高齢者等避難、避難指示を発令する理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

4. 町民への伝達及び関係機関への連絡

避難指示等の伝達は、最も迅速かつ確実に町民に周知できる方法により実施するとともに、その内容を速やかに町民及び防災上配慮を要する者の利用施設（以下「避難行動要支援者関連施設」という。）へ伝達するとともに、関係機関に対して連絡する。

(1) 町民への伝達

高齢者等避難の発令若しくは避難指示を発令したとき、町民への伝達にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者に十分配慮し、消防機関、駐在員、民生委員・児童委員等を活用し、その周知徹底を図る。

(2) 要配慮者関連施設への伝達

高齢者等避難の発令若しくは避難指示を発令したときは、要配慮者関連施設（高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に防災上配慮を要する者が利用する施設）にその内容を伝達する。

(3) 関係機関への連絡

高齢者等避難の発令若しくは避難指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（県、警察、消防等）と、その内容を相互に連絡する。

(4) 伝達方法

- ① あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、防災行政無線又は電話、口頭等
- ② サイン（防災行政無線）、警鐘による
- ③ 広報車及び放送設備を装備する車両
- ④ テレビ（ケーブルテレビを含む）、ラジオの放送
- ⑤ 携帯電話等のメール（防災ネットあんあん、緊急速報メール）
- ⑥ その他実情に即した方法（FAX、ホームページ、インターネット等）

町長は、本防災計画中の「避難計画」について、危険地区毎に避難指示等の伝達組織及び伝達方法を

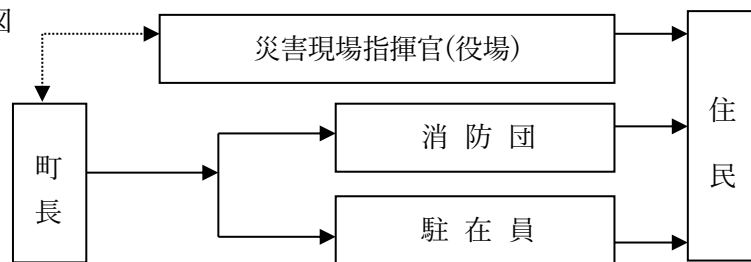
定め、日常より危険地区の町民に対し周知徹底しておくものとする。

また、電話回線の不通、停電等を想定した上で、防災行政無線の非常用電源の点検整備、戸別受信機の電池交換等を行い、災害時に機能を果たすように維持管理しておくものとする。

5. 避難の指示

- (1) 町長は、災害が発生するおそれがある場合において、必要があると認めたときは、当該地域の居住者に対し避難のため立ち退きを勧告し、なお急を要すると認めるときは立ち退きを指示する。
- (2) 警察官は、町長から要求があったとき、又は町長が立ち退きの指示をすることができないと認めるときは、当該地域の町民に対し避難のための立ち退きを指示しその旨を町長へ速やかに通知する。
- (3) 知事又はその命を受けた職員は、地すべりにより著しい危険が切迫していると認めたときは、地域の町民等に立ち退きを指示する。また、白石警察署長にその旨を通知する。

避難の伝達系統図



【資料編】

- ・避難活動等実施要綱(P552~554)
- ・防災上配慮を要する者の利用施設(要配慮者関連施設)(P555)

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
●町長等 (町長から委任を受けた町の職員を含む。以下同じ) ○警察官又は海上保安官 (町長等が現場にいないとき、又は町長等から要求があったとき) ○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 (町長等、警察官又は海上保安官がその場にいない場合) ○知事	●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。 (災害対策基本法 § 63、§ 73)	●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令	災害応急対策に従事する者以外の者	●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は町長に通知すること。 ●知事が行う場合

(災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)				は、その旨公示すること。

第3項 避難誘導等

1. 避難誘導

(1) 地域住民等の避難誘導

町長は、避難の指示等(警戒区域の設定を含む。以下同じ。)を実施したとき、町民等の人命の安全を第一に避難誘導を迅速かつ的確に行う。

町は、避難の指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導にあたる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 要配慮者への配慮

町は、避難誘導にあたっては、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、避難行動要支援者を優先して行うとともに、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や指定緊急避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2. 避難誘導の方法

避難誘導は、災害という特殊条件のもとに行なうものであることから、町長は、安全かつ迅速に実施し、以下の点に留意するものとする。

- (1) 避難経路等は、平常時からあらかじめ定めておき、町民に周知徹底を行い、避難誘導の万全を図る。
- (2) 避難誘導責任者は、あらかじめ担当地区の町民を昼間、夜間別に把握しておき、時間帯によっては避難行動要支援者のみ在宅する世帯も把握し、避難誘導にあたっては特に留意するものとする。
- (3) 避難責任者は、避難訓練等により担当地区の町民を全員避難させるための必要時間を把握し実施責任者に知らせておくものとする。

3. 避難所(場所)の指定

- (1) 町長は、各種災害時における条件等を考慮し、地区毎、災害種別毎の避難予定場所、避難道路及び誘導員

を指定する。

- (2) 町長は、その地域の町民に事前に避難場所等について周知徹底に努め、災害が発生するおそれがある時は、積極的に自主避難をするよう指導する。

4. 避難

(1) 小規模な避難

避難の指示等が実施された場合は、その対象となった町民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、町は、車両・舟等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。なお、県内の他の市町への受入れについては、災害の状況等に応じ、県に協議を求めることを妨げない。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県又は県内の他の市町と協議を行うものとする。

また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域避難のための要求を町に代わって行うものとする。県は、県外避難が必要な場合は、必要に応じ、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等について助言を求めるものとする。

また、県は、町から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

なお、避難にあたっては、自衛隊に対し災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

5. 自主避難

町は、崖くずれなどの前兆現象が出現した場合等における町民の自主避難について、町民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

また、町民においても、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

なお、町民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1. 学校等

公立の学校は、生徒等の在校時に、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定められたルールに基づき保護者等へ生徒等を引き渡す場合は、町に対し、さらに町教育委員会又は県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する、他の私立の学校も、これに準じるものとするが、連絡先は、町及び関係機関とする。

2. 病院等医療機関

病院等医療機関は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたいうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導にあたっては、担送患者と独歩患者とに区分し重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。この場合は、町に対し速やかにその旨連絡する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

県内の病院等医療機関では転院に対処できない場合には、近隣県に対し、受入協力を要請する。

3. 社会福祉施設

社会福祉施設は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたいうえ、県及び町に対し速やかにその旨を連絡する。

地震により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、町は、そのための措置を講じ、必要に応じて、転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防機関等と連絡をとりながら、直ちに救助活動を行う。

4. 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。この場合は、町に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設・運営

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、地域防災計画やあらかじめ作成した避難所運営のマニュアル並びに県立学校に当たっては、「県立学校における福祉避難所の開設・運営マニュアル」に基づき、直ちに開放・開設し、適切に運営する。

1. 指定緊急避難場所及び指定避難所の開放・開設

(1) 指定緊急避難場所

町は、災害時に必要に応じ、指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

町は、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、福祉施設又は旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

町は、指定避難所を開設した場合は、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、開設日時・場所、箇所数及び受入れ人数、設置期間の見込み等の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するように努めるものとする。

必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

町は、災害時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所及び一定期間滞在して避難生活を送る指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより町に避難所を設置することが困難な場合は、次の事項を明らかにして、県に対して支援を要請するものとする。

要請を受けた県は、町を越える避難が必要となった場合は、被災していない市町と調整して避難先を確保し、被災した町に対して避難先の指示を行うものとし、県を越える避難が必要となった場合は、隣県等に要請して避難先を確保し、被災した町に対して避難先の指示を行うものとする。

- (1) 避難希望地域
- (2) 避難を要する人員
- (3) 避難期間
- (4) 輸送手段
- (5) その他必要事項

2. 避難場所の開設及び収容保護

避難場所の開設、収容及び収容者の保護は、災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が適用された場合には、同法に基づき町長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、独自の応急対策として町長が開設し、その旨を公示する。

(1) 収容対象者

- ① 災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

② 避難命令がでた場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(2) 収容期間

避難所の開設、収容保護の期間は、原則として災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなった者は、逐次退所させ、期間内に完了する。ただし、期間内に罹災者が住居又は仮住居を見出すことができず、継続収容を必要とするときは、町長はその都度県に開設期間の延長を申請する。

(3) 所要物資の確保

町は、避難所開設及び収容保護のための所要物資を確保する。ただし、町において確保できないときは、県に確保を依頼する。

(4) 町職員の駐在

避難所を開設したときは、避難所毎に町職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたらせる。なお、駐在職員は次の各種記録を備付け整備する。

- ① 避難所収容台帳
- ② 避難所収容者名簿
- ③ 避難所物品受払簿
- ④ 避難所設置及び収容状況

(5) 避難所開設状況等の報告

避難所を開設したいときは、速やかに県に報告し、その後の状況を毎日、救助日報等により報告する。なお、報告は次の事項について電話により行う。

- ① 開設状況報告・・・避難所開設日時、場所、施設名及び収容状況
- ② 収容状況報告・・・施設別、収容人員、開設期間の見込み等
- ③ 閉鎖報告・・・施設別閉鎖日時

3. 指定避難所の運営管理等

町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。

また、町は、指定避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、町及び県は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等のみ受取にきている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める。

(3) 男女双方の視点等への配慮

町は避難所の運営にいて女性の参画を推進し、男性に偏った運営とならないよう配慮する。また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の原材料表示に努めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供を受けられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に努めること。なお、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター、指定避難所内におけるプライバシーを確保したスペースや空調機器等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、

栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(10) ホームレスへの対応

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

4. 避難にあたっての町民が留意する事項

避難が円滑に実施され、収容施設による生活の安全を図るため町民に対し、次の事項を平素から訓練、指導するものとする。

- (1) 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等）を携行する。
- (2) 一人あたり2食程度の食料、2〜3リットルの飲料水、タオル、ちり紙、最小限の着替え、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ又は戸別受信機を携行する。
- (3) 服装はできるだけ軽装とするが素足を避け、必ず帽子又は頭巾等を着用し、雨合羽等雨具や防寒具を携行する。

5. 要配慮者に対する避難措置対策

(1) 要配慮者の事前把握

① 要配慮者

町長は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した要配慮者に関する情報の整理等を行なうことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の事前把握に努めるものとする。

② 外国人

町長は、災害時における外国人の安否確認を迅速に行い、円滑な支援ができるように、自主防災組織や駐在員を通じて、外国人の事前把握に努めるものとする。

(2) 要配慮者に関する対策

① 安否確認、救助活動

町長は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、長寿社会課、民生委員、近隣町民、自主防災組織、社会福祉団体等の協力を得て、要配慮者の安否確認、救助活動を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助にあたって、要配慮者の救助に配慮するものとする。

② 状況調査及び情報の提供

町長は、民生委員の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

③ 福祉、保健巡回サービス

町長は、②項の状況調査の結果を踏まえ、民生委員等必要な人材により、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対して巡回による福祉、保健サービスを実施するものとする。

④ 通信手段の整備

町長は、災害時における迅速かつ的確な救助活動を行なうため、要配慮者に対する緊急通報装置等

の給付の促進等、緊急通報システムの整備促進に努めるものとする。

⑤ 地域との相互協力体制

町長は、民生委員を中心として、近隣町民、駐在員等との連携により、要配慮者安全確保に関する相互協力体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人に関する対策

① 安否確認、救助活動

町長は、警察、自主防災組織及び駐在員等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行なうものとする。

② 情報の提供

町長は、県とともに避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行なうものとする。

避難所にあつては、食料配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行なうものとする。

6. 災害危険区域における避難対策

- (1) 危険区域の危険が増大したときは、町長は危険区域ごとに居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は特に危険が切迫しているときは、これらの者に対し立ち退きを指示する。
- (2) 情報連絡員又は消防団等応急作業に従事している者は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため町民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに避難のための立ち退きの勧告又は指示について必要な措置を行う。
- (3) (2)による避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったときは、直ちに町長に対し避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

7. その他施設における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場等、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。特に、学校においては、次の応急措置を実施するものとする。

(1) 実施方法

- ① 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。
- ② 学校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合には速やかに児童生徒を安全な場所に避難させるものとする。
- ③ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

(2) 実施要領

- ① 教育長の避難の指示等は、町長の指示に行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。
- ② 教育長の避難の指示等に際しては、災害種別、災害発生の時期及び災害発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するものとする。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行なうものとする。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されたときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すものとする。
- ⑤ 災害の種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 留意事項

- ① 教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行なわれるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。
- ② 学校長は、次の事項について計画し、集団避難が安全かつ迅速に行なわれるようにするものとする。
 - ア 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
 - イ 避難場所の指定
 - ウ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - エ 児童生徒の携行品
 - オ 余裕のある場合の書類、備品等の搬出計画
- ③ 老朽化等による危険な校舎については、特に平素から非常口等を確認するとともに、緊急時に使用できるように整備しておくものとする。
- ④ 災害が校内又は学区付近に発生した場合、学校長は速やかに関係機関に通報するものとする。
- ⑤ 災害の種別、程度により、児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法によるものとする。
 - ア 地区担任教師の誘導を必要とする場合は、地区毎に安全な場所まで誘導することとする。
 - イ 地区毎に児童生徒を集団下校させる場合には、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋堤防）の通行は避けるよう配慮するものとする。
- ⑥ 児童生徒が家庭にある場合の臨時休校の通告及び連絡方法等を、児童生徒に周知徹底しておくものとする。
- ⑦ 学校長は、災害種別に応じた避難訓練を平素から実施するものとする。

(4) 避難場所

- ① 教育長は、地域防災計画を考慮し、災害種別及び程度に応じた学校毎の避難場所を定めるものとする。
- ② 学校が、地域防災計画に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難して来た場合は、児童生徒をその保護者に引き渡すものとする。

【資料編】

・避難場所一覧表 (P537)

第15節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、町、県は、相互に連携し、速やかに応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災住宅の応急危険度判定等

1. 広報活動

町は、地震発生後、被災住宅が地震等により倒壊する等のおそれがあると認める場合は、県等と連携し、町民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

なお、広報活動の方法は、防災行政無線及び広報車により速やかに実施する。

2. 被災建築物等の応急危険度判定

町は、県があらかじめ養成・登録している「(建築物) 応急危険度判定士」又は「被災宅地危険度判定士」の協力を得て、被災建築物又は宅地の危険度判定を速やかに行うとともに、建築技術者等を活用して、応急措置を行い、災

害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する

第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等

1. 実施責任者

町は、災害により住宅を失い、又は、破損のため居住することができなくなった世帯に対し、住宅の仮設或いは応急修理等を建設業者の協力を得て実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則として県が実施する。

2. 応急仮設住宅の提供

町又は県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設に必要な資機材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(1) 応急仮設住宅の入居基準

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 次に掲げる者で自らの資力では住宅を建築することができない者
 - ア 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者
 - ウ 特定の資産のない寡婦世帯、ひとり親世帯
 - エ 特定の資産のない高齢者、病弱者又は身体障害者
 - オ 特定の資産のない勤労者、小企業者
 - カ 前各号に準ずる経済的弱者等である者

(2) 建築基準

- ① 規 模：1戸あたり29.7㎡以内
- ② 構 造：軽量鉄骨構造（災害救助法基準内）
- ③ 設 置 戸 数：災害により全焼、全壊又は流失戸数の3割以内

ただし、被害状況の程度等により、止むを得ない場合はこの限りでない。

- ④ 費 用：1戸あたり建設費（災害救助法の限度額以内）
- ⑤ 着 工：災害発生の日から20日以内
- ⑥ そ の 他：水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障害者に配慮した仕様及び設計に努める。

(3) 建設場所

原則として町長が選定する場所とするが、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとする。状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

(4) 供与期間

完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項による期間内(最高2年以内)

3. 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、災害救助法施行細則に定めるところにより実施する。

4. 県の活動

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人⁷ 建築協会に対し、協力を求めるものとする。

5. 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。

6. 民間賃貸住宅の活用

県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請する。

また、県は、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

第3項 被災住宅の応急修理

町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で町において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

1. 住宅の応急修理

(1) 応急修理を受ける者

- ① 住宅が半焼又は半壊し、当面の日常生活が営むことができない状態にある者
- ② 自らの資力で応急修理ができない者
- ③ 修理することにより、とりあえずの日常生活を営むことができる者

(2) 修理基準

① 修理の範囲

⁷ 世帯単位でなく、戸数単位で実施する。

イ 居室、炊事湯、便所等日常生活に欠くことのできない部分について必要最小限度とする。

② 修理戸数

半焼、半壊戸数の3割以内とする。(災害救助法の基準内)

ただし、被害の状況や規模により基準を超える必要がある場合、厚生労働大臣の承認を求め実施する。

③ 費用

1戸あたりの応急修理基準(災害救助法の限度額以内)

④ 修理期間

災害発生の日から1箇月以内。

第4項 公的住宅等の提供

1. 公営住宅の提供

町及び県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用するものとする。

県は、このための連絡・調整窓口として、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

また、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県内の公営住宅の提供について要請する。

2. 企業等の施設の供与

町は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第5項 被災建築物等の有害物質の漏えい及びアスベスト飛散防止に係る応急措置

町は、被災建築物等からの有害物質の漏えい及びアスベストの飛散防止対策等に係る周知等を行う。

建築物等の所有者等は、その所有している建築物等が被災し、当該建築物等に使用されている有害物質の漏えい及びアスベストが飛散するおそれがある場合は、施設の点検、県及び町への連絡及びビニールシート等による養生や立入禁止等による応急措置を講じる。

その際、県及び町は関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

第16節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、県警察、海上保安部は、町民等の生命及び身体の保護を第一とし、公共の安全と秩序を維持するため、災害警備活動を実施する。

第1項 災害警備活動、治安維持活動

1. 県警察

(1) 警備体制

① 職員の招集・参集

県警察は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに、あらかじめ定められたところにより職員を招集・参集させ、災害警備体制を確立させる。

② 災害警備本部等の設置

県警察は、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置する。

③ 警備部隊の編成

災害警備部隊は、県警察本部員及び警察署員をもって編成する。

なお、他都道府県警察官の応援を必要とする場合は、警察法(昭和29年法律第162号)の規定に基づき、県公安委員会から要請する。

(2) 情報の収集・連絡

① 被害状況の把握及び連絡

県警察は、地震による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁、県等に速やかに報告・連絡する。また、二次災害についても同様とする。

② 多様な手段による情報収集等

県警察は、交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集にあたらせる。

その際、情報収集活動に専従するための私服を着用した部隊の投入等についても配慮する。

また、荒天時等格別の事情のある場合を除き、県警ヘリコプターによる上空からの被害情報収集に努める。

(3) 救出救助活動等

① 機動隊等の出動

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を被災地等に出動させる。とりわけ、高度な救出救助能力が必要な場合は、警察災害派遣隊等を迅速に投入する。

② 警察署における救出救助活動

被災地を管轄する警察署長は、被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等による救助部隊を速やかに編成し、救出救助活動にあたらせる。

また、消防機関等防災機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

(4) 避難誘導等

県警察は、町民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

① 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難路を選定して避難誘導を行う。

② 高齢者及び障がい者については、可能な限り車両等を活用した避難誘導を行うなど、避難行動要支援者に配慮する。

③ 警察署に一時的に受け入れた町民については、町の避難所の整備が整った段階で、当該施設に誘導する。

(5) 死体見分等

県警察は、死体見分要員を確保するとともに、町及び県が県警察と連携・調整のうえ確保した検視・遺体安置場所において、医師、歯科医師等との連携に配慮し、迅速かつ確かな死体見分、身元の確認、遺族又は町への遺体又は死体の引渡し等に努める。必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請する。

(6) 二次災害の防止

県警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、住宅地域を中心に調査を実施する。

また、把握した二次災害危険場所等については、町に伝達し、避難指示等の発令を促す。

(7) 危険箇所等における避難誘導の措置

県警察は、危険物等の施設、ボイラ施設等の管理者等から大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等二次災害の発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等被害防止の措置をとる。

(8) 社会秩序の維持

県警察は、被災地域における窃盗犯や救援物資の輸送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地域、避難所等に対するパトロールの強化、避難所等に対する定期的な巡回等を行う。

さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集、その他少年の問題行動等に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(9) 被災者等への情報提供活動

① 被災者等のニーズに応じた情報提供活動

県警察は、被災者等のニーズを十分把握し、それに見合った災害関連情報、避難措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー勤務員等を活用して、適切に提供するように努める。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては、提供方法に配慮する。

② 相談活動の実施

県警察は、地震時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。

③ 多様な手段による情報提供

県警察は、町民の避難先、救援物資の配布場所等町民の安全情報を、警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、地域安全ニュース、ミニ広報紙、交番・駐在所速報、ファクスネットワーク、インターネット（県警ホームページ）等を活用し、あるいは自主防災組織等を通じるなどして、幅広く提供する。

(10) 関係機関との相互連携

県警察は、指定公共機関、指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努める。

(11) ボランティア活動の支援

県警察は、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災町民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が、円滑に行われるよう必要な支援を行う。

2. 海上保安部

海上保安部は、海上における人の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るため、関係機関と緊密な連携のもと、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 巡視船艇を地震災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防、取締りの実施
- (2) 警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集等

第2項 物価の安定、物資の安定供給対策

県は、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように監視するとともに、状況に応じた必要な指導を行う。

第17節 交通及び輸送対策計画

地震発生時において、救助、救急、医療、水防活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者、県警察及び海上保安部は、交通路の応急復旧等を行い、防災機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 交通規制等による交通の確保対策

1. 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、ITV(交通流監視カメラ)、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

警察本部と県は、相互に連絡を行い、把握している情報を共有する。

(2) 交通規制の実施

① 緊急交通路

県警察は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の指定を行う。

緊急交通路の指定に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、救急搬送、救援物資の迅速な輸送等災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。

また、被災地への流入車両を抑制するため必要があるときは、隣接又は近接の県警察と協議し、周辺地域を含めた広域的な緊急交通路の指定を行う。

さらに、緊急交通路の交通規制を効率的に実施するため必要がある場合は、道路管理者に対しインターチェンジの閉鎖について申し入れを行う。

② 緊急交通路以外の交通規制

県警察は、被災地等の状況に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送、救援物資等の輸送拠点の迅速・円滑な輸送を確保、被災地への流入車両の抑制等を図るため、緊急交通路以外の緊急輸送道路の交通規制及び交通要点における交通整理誘導等を行う。

③ 警備業者等への要請、交通管制施設の活用

県警察は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。また、情報板、信号機等の交通管制施設も活用する。

④ 住民への周知

県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。

⑤ 公安委員会の要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

⑥ 交通規制のための資機材の整備等

緊急交通路の規制に必要な標示板、セーフティーコーン、広報マイク等の資機材について、平素から整備を行う。

2. 海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合の船舶交通の制限、禁止
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供

3. 航空交通の確保

国は、「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」に基づき、航空交通の安全を確保する。

第2項 交通対策

1. 陸上交通

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、一般社団法人佐賀県建設業協会や建設業者との協定等に基づき、被害状況の情報収集障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

① 交通安全施設の機能維持

県警察及び道路管理者は、緊急交通路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機を始めとする交通安全施設等の機能維持に努める。

② 通行禁止区域の指定等

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

③ 障害物の除去等

道路管理者は、県警察、消防機関、自衛隊等と連携し、緊急交通路、緊急輸送路、広域防災拠点、災害拠点病院及びインフラ施設等における道路啓開等を優先的に実施する。

④ 車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

⑤ 道路の応急復旧

道路管理者は、地震により道路に破損、欠壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとするが、この場合は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路を最優先する。

⑥ 交通マネジメント

町は、道路の被災による交通渋滞が復旧活動、経済活動及び日常生活に影響をきたし、渋滞緩和や交通量抑制を行う必要があると認めたときは、県へ交通マネジメントを要請するものとする。

県は、町から交通マネジメントの要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に迂回ルートや交通規制などの検討を行う災害時交通マネジメント検討会の開催を要請するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

県警察は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、道路管理者と協力して居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、徹底した広報を実施する。

(3) 運転者に対する広報

県警察、道路管理者は、県、市町及び防災関係機関と協力し、地震災害時に運転者がとるべき措置について、周知徹底する。

この措置の主な内容は、次のとおりである。

- ① 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難等のためやむを得ない場合を除き、車両を使用しないこと。
- ③ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- ④ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2. 海上交通

(1) 航路等の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、国、県及び町に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。

海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(2) 港湾及び漁港の応急復旧等

海上保安部は、水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

3. 航空交通

町は、地震災害時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行われるよう、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを開設する。

4. 町の役割

(1) 交通規制の実施

町長は、災害において町が管理する道路の破損、決壊その他の事由による危険を防止するため、必要と認めたときは、警察と連携し、交通の安全と円滑を図るため道路における交通規制を実施する。

- ① 道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合

② 緊急通行車両の交通路を確保する場合(災害対策基本法第76条)

③ 道路に関する工事のため、止むを得ないと認める場合

なお、町長は、道路の通行を規制する場合、禁止又は制限区間、期間及び理由を記載した道路標識を設け、一般の通行に支障のないよう措置する。

(2) 交通情報の把握

町は、白石警察署、県と相互に連絡をとりながら、常に管内の交通事情の実態把握に努め、その状況及び必要な措置を関係機関に通知する。

第3項 輸送対策

1. 緊急輸送の実施

防災機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 実施責任者

災害時における緊急輸送の実施は、町長が行う。ただし、町内での車両の確保が困難な場合等は県及び隣接の市町に協力を要請し、車両の確保を行うものとする。

3. 輸送の対象

輸送の対象については、次のとおりとする。

(1) 第1段階(災害発生直後)

- ① 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- ② 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
- ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等
- ④ 負傷者等の医療機関への搬送
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階(災害応急対策時)

- ① 上記(1)の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階(災害復旧対策時)

- ① 上記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

4. 輸送手段の確保

町及び防災機関は、自ら保有するものを使用し、又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

(1) 車両

- ① 町有車両の提供
- ② 各災害時応援協定に基づき関係機関に要請
- ③ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）
- ④ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請
- ⑤ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

- ① 九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社に対し、協力を要請

(3) 船舶

- ① 県有船舶の提供を要請
- ② 輸送対象が一定なものである場合は、海上保安部に対し、協力を要請
- ③ 船舶業者、漁業協同組合等に対し、協力を要請

(4) 航空機（ヘリコプター）

- ① ドクターヘリ基地・連携病院に対し、協力を要請
- ② 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対し、応援を要請
- ③ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

5. 緊急輸送の優先

防災機関は、緊急輸送にあたっては、地震発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

6. 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

防災機関は、地震発生時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書標章の交付を受けて輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

7. 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

8. 各輸送関係機関の推薦

県下のトラック、バス輸送業者、海上保安部、漁業協同組合、その他船舶輸送業者、JR等輸送関係機関は、応急対策実施機関の要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

9. 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送或いは車両等の借り上げ費用は、国土交通省の認可を受けている場合は、その運賃及び料金とするほか、実費の範囲内とする。

なお、官公署及び公共機関保有の車両使用については、燃料費負担程度とし、自家用車両等の借り上げについては、謝金として輸送業者に支払う料金の範囲内で所有者と協議して定めるものとする。

10. 災害救助法による輸送の基準

(1) 輸送及び移送の範囲

- ① 罹災者を避難させるための移送
- ② 医療及び助産のための移送
- ③ 罹災者救出のための輸送
- ④ 飲料水及び救助用物資の輸送
- ⑤ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間中とする。

第18節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画

地震が発生し、又は発生するおそれがあり、被災者に対し救援物資を供給する場合、町、県、防災機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

町は、物資の供給を円滑に進めるため、町は避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県へ速やかに状況を報告する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1項 食料等(ボトル飲料を含む)の供給計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災者等に対し、食料等(ボトル飲料を含む。)の応急供給を行う必要が生じた場合は、町は、迅速かつ的確な食料の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料の供給にあたっては、「第2項 飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1. 実施責任者

町は炊出し、食料給与を行う。ただし、被災地域のみでは実施できないときは県、隣接市町に応援、協力を要請する。

2. 調達方法

(1) 町

町は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料等を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対し配慮する。

- ① 自ら備蓄している食料等を供給
- ② 供給可能業者等に対し、提供を要請
- ③ 相互応援協定を締結している市町に対し、食料等の提供を要請
- ④ 県に対し、支援を要請
- ⑤ 県等から提供を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に供給することができるよう体制を整備

(2) 県

県は、町から要請があった場合、又は自らその必要があると認めた場合は、食料等を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、町への供給にあたっては、適正かつ円滑に行うものとする。

- ① 独自で備蓄している食料等を提供する。
- ② 農林水産政策統括官を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給のあっせんを要請する。
また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、農林水産政策統括官に政府所有米穀の引き渡しに係る要請を行う。
- ③ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品（育児用調製粉乳等）や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通調達する。
- ④ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食あたり、精米300gの範囲内とする。

3. 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の引渡しについては、農林水産省の定める「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、町は、次のとおり実施する。

- (1) 交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、農林水産省の定める「米穀の買入・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接、災害救助用米穀の引渡しの要請を行う。
- (2) 危機管理防災課（総括対策部）に対して連絡がとれないときは、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対し、直接緊急の引渡しを要請する。

4. 国の措置

国は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、レトル食品について、あらかじめ把握していた関係業者に対し、出荷を要請するとともに、近隣県への出荷要請を行う。

- (2) 関係業者・団体等から食料の無償提供があった場合は、そのとりまとめを行い、被災県等との連絡、輸送手段の斡旋・確保等を行う。

5. 供給方法

「第4物資の配送計画」による。なお、調理が必要な食料については、町は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部(地域奉仕団)、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

《炊出し》

(1) 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

(2) 器具

公・私立の学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

(3) 立会

炊出しにあたっては、町職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

(4) その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、県又は市町から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し、被災者の状況に応じた支援活動に努める。

6. 食品衛生

町は炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出し施設は、学校給食センター、学校等の給食施設又は公民館等の既設施設を利用するほか、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、汚物処理場等から離れた場所を選定し設ける。
- (2) 炊出し場所には、手洗い設備及び消毒ができる機器類の設置を行う。

第2項 飲料水の供給計画

地震発生時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、町及び水道事業者等、県は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料については前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食料の供給を行う関係機関と連携をとりながら対応を行うものとする。

1. 実施責任者

町は飲料水の給水を実施する。ただし、町において処理できないときは、県又は隣接市町に応援を要請する。

2. 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとする。

3. 応急給水

(1) 町

町は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。

自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

① 給水の対象者及び給水量

被災のため水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、飲料水が得られない者に対して飲料水として1日約3リットルを供給するものとする。

ただし、医療機関又は福祉施設等への応急給水は最優先とする。

② 応急飲料水の供給方法

ア 応急飲料水の確保

被害を受けていない水源地又は上水道から取水し、給水車、舟艇又は貯水槽、給水容器等を用いて搬送のうえ給水する。また町のみで確保できない場合、自衛隊その他関係機関に依頼し、付近の湖沼水、河川水又は汚染度の少ない井戸水等をろ過し、或いは化学的処理を加えて給水を行う。

③ 被災者への給水

確保した飲料水は、給水車や給水容器積載車により給水所(拠点)へ搬送し、水袋やポリタンク等に入れ被災者に対し、供給するものとする。

④ 応急飲料水以外の生活用水の確保についても、その必要最小限度の確保及び供給に努めるものとする。

⑤ 家庭用水の確保

災害発生が予測される場合は、事前に各家庭において飲料水として必要な程度の貯水をするよう防災行政無線及び広報車により町民に対し広報する。

⑥ 給水確保の要領等

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水(河川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ あらかじめ把握していた所有機関等から調達し、給水車、給水船、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水にあたっては、迅速かつ的確に町民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、町からの要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、町の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や町による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 必要に応じ、県内の他の市町「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援を求めるとともに、国、自衛隊に対し、応援を要請する。

エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

地震発生時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、町は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1. 実施責任者

罹災者に対する衣服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法施行細則」により施行するが物資の確保及び輸送は原則として県が行い、各世帯に対する割当及び支給は町において行う。

2. 衣料等物資の給与又は貸与の対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、半焼及び床上浸水等の被害を受けた者で、次の事項に該当する者。

- (1) 日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他衣料品及び生活必需品を喪失又はき損した者
- (2) その他必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

3. 衣料物資の範囲

次に掲げるもので、必要と認めた最小限度のものとする。

- (1) 寝具(就寝に必要なマット、毛布及び布団等)
- (2) 衣類(洋服・作業衣・子供服等のほか衣類、シャツ、パンツ等の下着類)
- (3) 身回り品(靴、靴下、サンダル、傘等)
- (4) 炊事道具(炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等)
- (5) 食器(茶碗、皿、はし等)
- (6) 日用品(オムツ(大人用・子供用)、生理用品、ポリ袋、石鹸、歯磨き(口腔ケア)用品、給水用ポリタンク、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウェットティッシュ、救急セット、ポータブルトイレ等)
- (7) 光熱材料(マッチ、ガソリン、ガソリンストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)等)
- (8) 情報機器(ラジオ、乾電池)

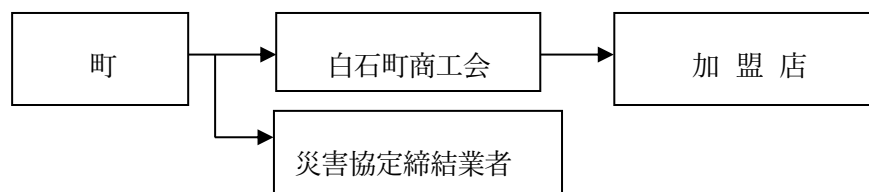
4. 調達方法

(1) 町

町は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、必要な生活必需品等の品目、数量等を把握し、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄品で不足する場合は、災害協定締結業者及び商工会等と緊密な連絡を行い、あらかじめ把握していた調達可能業者から調達する。これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

《生活必需品等の調達》



① 衣料品等物資の給与又は貸与の方法

町は世帯別構成員別被害状況を把握し、救助法物資購入及び配分計画を策定し、これにより必要物資を調達し給与又は貸与するものとする。

物資の給与又は貸与は、各地区の物資支給責任者を連絡員として、その協力を求めて配分計画に基づき、被災者に配分するものとする。生活保護世帯については、福祉事務所を通じて支給する。

(2) 県

県は、町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、町ごとに供給品目、数量等を把握したうえで、自らあらかじめ備蓄していた生活必需品等を放出し、又はあらかじめ把握していた調達可能業者から調達し、町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもおお不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

5. 調達した生活必需品等の集積場所

町は、供給作業の効率を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、町内の防災物資拠点施設に一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給するように努める。

県は、同様に、業者又は他の市町あるいは九州・山口の県から調達した生活必需品等を、次のうちから適当な場所に一旦集積し、ここを拠点として町に供給する。

《町内の防災物資拠点施設》

名 称	住 所
有明社会体育館	白石町大字坂田281
道の駅しろいし	白石町大字福富下分306-4

第4項 物資の配送計画

1. 基本方針

災害の規模が小規模であり、市町で避難所への支援物資（市町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資（以下「調達物資」という。）及び国民、民間事業者、他の防災関係機関等から提供を受ける義援物資をいう。）（以下「緊急物資」という。）の配送が可能な場合には、町が避難所へ支給物資の配送、被災者への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市町による避難所への支援物資の配送ができない場合には、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

(1) 災害の規模が小規模であり、町で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

町で避難所への支援物資の配送が可能な場合においては、町は、調達物資及び義援物資については、可能な限り提供元に避難所までの直接配送を依頼するものとする。

(2) 支援物資の受付・配送体制の整備に関する留意点

発災直後は、町民、町及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、県及び市町は、これに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

なお、大規模な災害の場合、発災当初は、県からの要請を待たずして、国による支援（プッシュ型支援）が中心になることが考えられるが、物流や流通の回復状況に応じ、県・市町が主体的に実施できるよう体制を整備する際は留意するものとする。

2. 物資の配布

(1) 町

町は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要となると考えられる物資を検討するとともに、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関等の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資を被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は、あらかじめ定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、ここを拠点として被災者に配送する。

ただし、地震災害が激甚などにより、市町での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して支援物資の配送について支援を要請する。

なお、国が手配するタブレット端末などを活用し、避難所で必要とされている物資及び数量を適切に把握するように努める。

(2) 県

町からの物資調達に関する要請があった場合、県は、県の支援物資又は調達物資（義援物資）を、あらかじめ指定した輸送拠点に一旦集積し、ここを拠点として市町に供給する。

また、災害の規模が激甚などの理由により市町が物資の配送を円滑に行えない場合において町から物資配送に係る要請があった場合（当該要請が必要と見込まれる場合も含む）、県は、支援物資の受入・配送システムに基づき、支援物資の受入から避難所までの配送を民間の物流事業者と連携して行うものとする。

なお、支援物資の受入・配送システムに基づき支援を行う場合は、被災市町が自ら被災者ニーズの収集等の業務を行うことが困難な状況になっている可能性が高いと考えられるため、県は、物資受入・配送センターや避難所等に職員を派遣し、現地の状況把握に努めるものとする。

3. 在宅等被災者への対応

大規模な災害が発生すると、在宅での避難者や応急仮設住宅等への避難者、所在が把握できる広域避難者などあらかじめ指定された避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により食料や生活必需品等の調達ができない場合がある。

災害時には避難所は地域における防災拠点となるので、これらの在宅等被災者に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給を行うなど物資等が提供されるよう努めるものとする。

第19節 広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地の町民に対し、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、町及び消防機関を中心に、町民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、町、県、防災機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等町民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて、相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に十分配慮し、消防機関、自治会、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 町民への情報提供

町、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を取り、災害状況に関する情報や、生活関連情報等被災者に役立つ情報を多くの媒体を活用し提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想されるため、報道機関の協力を得ながら、正確な情報を迅速に提供するように努めるとともに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、必要に応じて、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努める。

被災者への情報提供にあたっては、町及び県は、被災者向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1. 広報担当

- (1) 災害の総合的な広報は、総務課(災害対策本部設置時には情報班)が担当する。
- (2) 総務課(班)以外の各課(班)は広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、総務課(班)に提出する。
- (3) 情報班は、被災者に十分な配慮を図りつつ、班員を現地に派遣し、広報写真、状況把握等の災害現地の情報収集に努める。
- (4) 情報班は、とりまとめた資料に基づいて正確な情報を広報する。

2. 広報の方法

(1) 報道機関による広報

災害関係の予警報をはじめ、対策活動、被害状況等重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

(2) 広報車、放送施設(防災行政無線)、広報紙による広報

町は、町民に周知徹底を図るため、防災行政無線、広報車、広報紙により迅速かつ的確に広報を行う。

(3) インターネットによる広報

災害状況等を広域的に周知するため、携帯電話等のメール(防災ネットあんあん・緊急速報メール等)、町ホームページにより災害情報を掲載する。なお、ホームページへの掲載作業は総務課において実施する。

(4) 県への要請及び報告等

町は、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。また、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県(危機管理防災課[総括対部])に報告するものとする。

3. 広報の内容

(1) 一般広報

① 地震発生直後の広報

- ア 地震に関する情報(地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震の警戒)
- イ 津波に関する情報(津波発生の有無、規模等、警報発表状況)
- ウ 避難の必要の有無等(津波警報や避難指示発令を察した場合は、即時広報)

② 地震による被害発生時の広報

- ア 災害発生状況(人的被害、住家の被害等の概括的被害状況)
- イ 道路交通状況(道路通行不能等の道路交通情報)
- ウ 公共交通機関の状況(鉄道・バス等の被害、運行状況)
- エ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの被災状況(途絶箇所、復旧状況等)
- オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- カ 安否情報の確認方法(関連サイトのURLや災害用伝言サービス等の案内)

③ 応急復旧活動段階の広報

- ア 被害発生状況(人的被害、住家被害等町から報告等された被害状況の集計値)
- イ 安否情報及びその確認方法(被災者数等、災害用伝言ダイヤル等の案内)
- ウ 食料、飲料水、生活必需品、衣料品等の供給状況
- エ その他生活に密着した情報
- オ 河川・港湾・道路・橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況

④ 外部からの支援の受入れに関する広報

- ア ボランティア情報(県外からの支援者の受入窓口等に関する情報)
- イ 義援金・必要とする救援物資の一覧及びその受入れ方法・窓口等に関する情報

⑤ 被災者及び県民等に対する注意・行動喚起情報

大規模な災害時において、特に被災市町が災害広報を的確に実施することが困難な場合、県は、県民に対する注意・行動喚起に関する広報を実施することにより、市町の応急対策活動を支援する。

- ア 地震時の行動に当たっての心得(出火防止、周辺危険箇所の二次災害への警戒、近隣の被災者救出活動への行動喚起、災害時要援護者に配慮した救援活動の呼びかけ等)
- イ 民心の安定及び社会秩序保持のため県民が取るべき措置等(乗用車の使用自粛、避難時のブレーカー切断、安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけ等)
- ウ 防災関係機関に対する不要不急電話を自粛する旨の要望
- エ 被災地への救援物資等の発送に当たっての要望(送り先、内容明示等)

オ その他県民等(県外の住民含む)に対する要望事項

(2) 報道機関を通じた広報

定期的に記者発表し、広報を実施する。

ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ県による報道機関調整を要請する。

4. 防災機関等による災害広報の実施

防災機関は、町民等への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、町、県及び報道機関に要請して広報を依頼する。

(1) 広報の内容

町及び県の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

防災機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携を取りながら広報活動を実施する。

防災機関は、報道機関を通じて広報を実施する場合は、報道機関への情報提供と同時にその情報を県(危機管理防災課[総括対策部])に報告するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

第2項 被災者相談

町、県及び防災機関は、相互に緊密な連携を図り、町民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

町及び県は、必要と認める場合、町民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、FAX、パソコン等を備え、各関係本部(部)の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第20節 文教対策計画

学校等は、地震災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1. 実施機関

- (1) 町立学校の文教施設の災害応急復旧は町長が行なう。
- (2) 町立学校における応急教育は、町教育委員会が実施し、その旨を災害対策本部に連絡する。

第1項 生徒等の安全確保措置

1. 臨時休業等の措置

学校等は、地震の発生時又は、発生のおそれがあるときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

2. 登下校での措置

学校等は、地震の発生又は、発生のおそれがあるときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3. 応急救助及び手当

学校等は、地震災害の発生により学校内の生徒が負傷したときは、応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1. 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、町に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボラントイ等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、町に対し連絡する。連絡を受けた町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の私立の学校等も同様に、学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

2. 応急復旧

町及び県は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に、被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに県、町及び私立の学校等の設置者等は、地震により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1. 生徒及び学校等の確保

(1) 児童・生徒の安全措置

① 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、学校長は事故を未然に防止するため休校等適切な措置を講ずるものとする。この場合、教育委員会はあらかじめ基準を示し、学校長と協議する。

② 学校長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ設定しておくものとする。

避難予定場所の名称、所在地等については、常に児童・生徒及び保護者に周知徹底させておくとともに、災害発生の場合には保護者に児童・生徒の動向を連絡できる体制をも考慮しておくものとする。

(2) 学校施設の確保

被災施設の状況を連やかに把握し、教育事務所等の関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

① 火災による被災建物であって木造建物で全焼以外の被災建物は、主要構造材の炭化部分を撤去し、残余の部分は床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片付けを行い児童・生徒を収容する。

なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い一時的に使用することとする。

② 火災以外の災害建物で大破以下の被災建物は、応急修理の上使用するが、この場合建築士の指示により水平力及び積載荷重に対し安全の確認を行った後使用することとする。

③ 被災校舎が応急修理によっても使用不可能な場合は、最寄りの無被災又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公共施設、その他の民間施設等を借上げることとするが、この場合児童・生徒の安全を確保するとともに教育的配慮を行うものとする。

④ 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無被災又は被災僅少な学校の設備を一時的に使用するよう手配する。

(3) 教職員の確保

町、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

2. 応急教育の方法

(1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

(2) 教職員を動員し、授業再開に努める。

(3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

(4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

(5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3. 学用品の調達、給与

(1) 教科書

① 町は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、町全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。また、このことを県に対し報告する。

② 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又は、き損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、かばん、長靴類

(3) 町における災害に伴う学用品の支給

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品をそう失又は、き損し、資力の有無にかかわらず物品販売機構の一時的混乱のため、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対して、町は、教育委員会及び各学校長の協力を得ながら必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

4. 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

5. 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は町、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、町、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

県は、非常災害又は特別な事情により、教育委員会で学資の支弁困難な者と認めた時は、県立高校の授業料、入学者選抜の手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。（佐賀県立学校授業料等徴収条例第2条及び第3条）

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、土砂災害等に対する学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、町民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、「体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室」の順序で収容を行う。避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第21節 公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止活動計画

地震により、公共施設等が被害を受けた場合は、町・県・国及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

一般社団法人佐賀県建設業協会や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、町民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁**1. 被害状況等の把握、連絡**

各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び町、県に対し、この旨連絡する。

2. 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川、海岸等**1. 被害状況の把握、連絡**

河川管理者又は海岸管理者並びに下水道管理者及び施行者は、地震により、各施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急復旧

河川管理者又は海岸管理者及び施行者は、各施設が被災した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1. 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急措置

町、県は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に、適切な応急措置（砂防施設等の修復、崩落土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1. 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急措置

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 港湾、漁港

1. 被害状況の把握、連絡

港湾管理者又は漁港管理者は、高潮などの地震により、港湾・漁港施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2. 応急復旧

港湾管理者又は漁港管理者は、港湾施設又は漁港施設が被災していた場合には、二次災害の防止、公共の安全確保及び災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、迅速に応急復旧を実施する。

第6項 農地農業用施設

1. 被害状況の把握、連絡

町、農業用排水施設管理者は、地震により、農地農業用施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、町、県に対し、この結果を連絡する。

2. 応急措置

町、農業用排水施設管理者は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第22節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震により、町民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、町は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

町は、国、県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する行政機関、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

1. 町の役割

電気、ガス、交通、上・下水道施設(以下「公共施設」という。)の災害対策については、それぞれの関係防災業務計画によるところとするが、町は災害発生の場合、それぞれの機関と協力してその機能の確保を図るものとする。

- (1) 町長は公共施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を受けたときは、直ちにそれぞれの機関に通報する。
- (2) 町長は各機関から応急対策上の応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限りにおいて協力するものとともに、二次災害の未然防止のための広報活動を行う。
- (3) 町長は災害応急対策上の協力の範囲及び方法については、あらかじめ各機関と協議して定めるものとする。

第1項 水道施設(事業者)

水道事業者等は、あらかじめ指定工事店等と災害時の復旧作業等についての協定締結を図り、被害状況を迅速に把握し、指定工事店等と連携をとりながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者、日本水道協会佐賀県支部の応援を要請する。

また、町及び町民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第2項 電力施設(九州電力株式会社佐賀支店)

九州電力株式会社は、地震が発生した場合は、あらかじめ作成している防災業務計画に基づき、電力施設に係る災害応急対策を実施する。

第3項 電話施設(西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社NTTドコモ九州)

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、地震が発生した場合、あらかじめ作成している防災業務計画、災害等対策規程等に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。

第4項 ガス施設

液化石油ガス事業者は、地震による被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等）に基づき、災害発生の防止のため応急措置を行う。

第5項 鉄道施設（九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社九州支社）

地震発生時において、鉄道事業者は、被害を最小限に止どめ、輸送の確保を図るため、次の事項について必要な応急措置を、機敏かつ適切に実施する。

1. 地震発生時の列車の運転規制
2. 地震発生時の代替輸送方法
3. 災害対策本部の設置
4. 連絡通報
5. 応急措置（案内広報など）
6. 施設の応急復旧

第6項 放送施設（放送事業者）

地震により放送施設等が被災し、放送が困難となった場合は、放送事業者は、状況に応じて、次のような措置を講じ、放送継続の確保に努める。

1. 放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部中継回線が途絶した場合には、常設以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用する。
2. 放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設する。

第23節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、防災機関は、自ら備蓄しているもの、又はあらかじめ把握していた供給可能業者等からの調達により、確保する。

1. 災害対策用機材

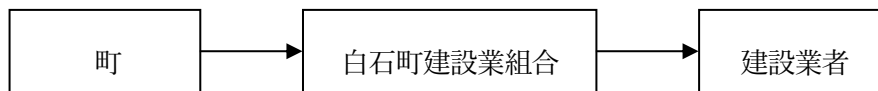
防災機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、あらかじめ把握していた供給可能業者等から調達する。

町は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、斡旋を要請する。

2. 復旧資材

防災機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又はあらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

《資機材の調達》

**第24節 福祉サービスの提供計画**

地震発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、町、県は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握**1. 高齢者、障がい者**

町は、地震が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、介護職員等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等に基づき、高齢者、障がい者の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2. 要保護児童

町は、地震が発生した場合は直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、地震による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び町民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策**1. 緊急保護**

町及び県は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2. 在宅サービス体制

町及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療、福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3. 応援要請

県は、必要に応じ、県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請するとともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

地震の発生に際しては、この地震を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、町は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

1. 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所へ移動すること。
- (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
- (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉サービスの把握を行うこと。

2. 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

1. 保護等

町は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2. メンタル対策

被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3. 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第25節 ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、町、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

町及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。

なお、災害の規模が甚大で本部の運営者等に不足が生じるような場合、県本部は全国社会福祉協議会や各道府県の社会福祉協議会等に対し応援を要請する。

第2項 ニーズの把握、情報提供

佐賀県（白石町）社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関は町及び県と連携し、町におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救護ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努めるものとする。

町は、災害救護ボランティアセンターを設置する佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会等のボランティア活動支援機関に対し、情報を提供する。

また、県に対し、同様の情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、災害救護ボランティアセンターの開設状況等の情報提供を行う窓口を開設するとともに、町から提供のあった情報に応じて、自ら育成、登録している専門的な知識・技術等を有する技術者又はその団体に対し、情報を提供し、必要に応じて町への支援を要請する。

《災害救護ボランティアセンターの業務（例示）》

1. 災害及び被災状況の情報収集
2. ボランティアニーズの把握
3. ボランティアの受付、登録
4. ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
5. ボランティアの派遣・撤回の指示
6. ボランティア活動の記録
7. 現地本部及び町本部の運営に必要な資機材の調達
8. 関係機関との連絡調整

第3項 支援

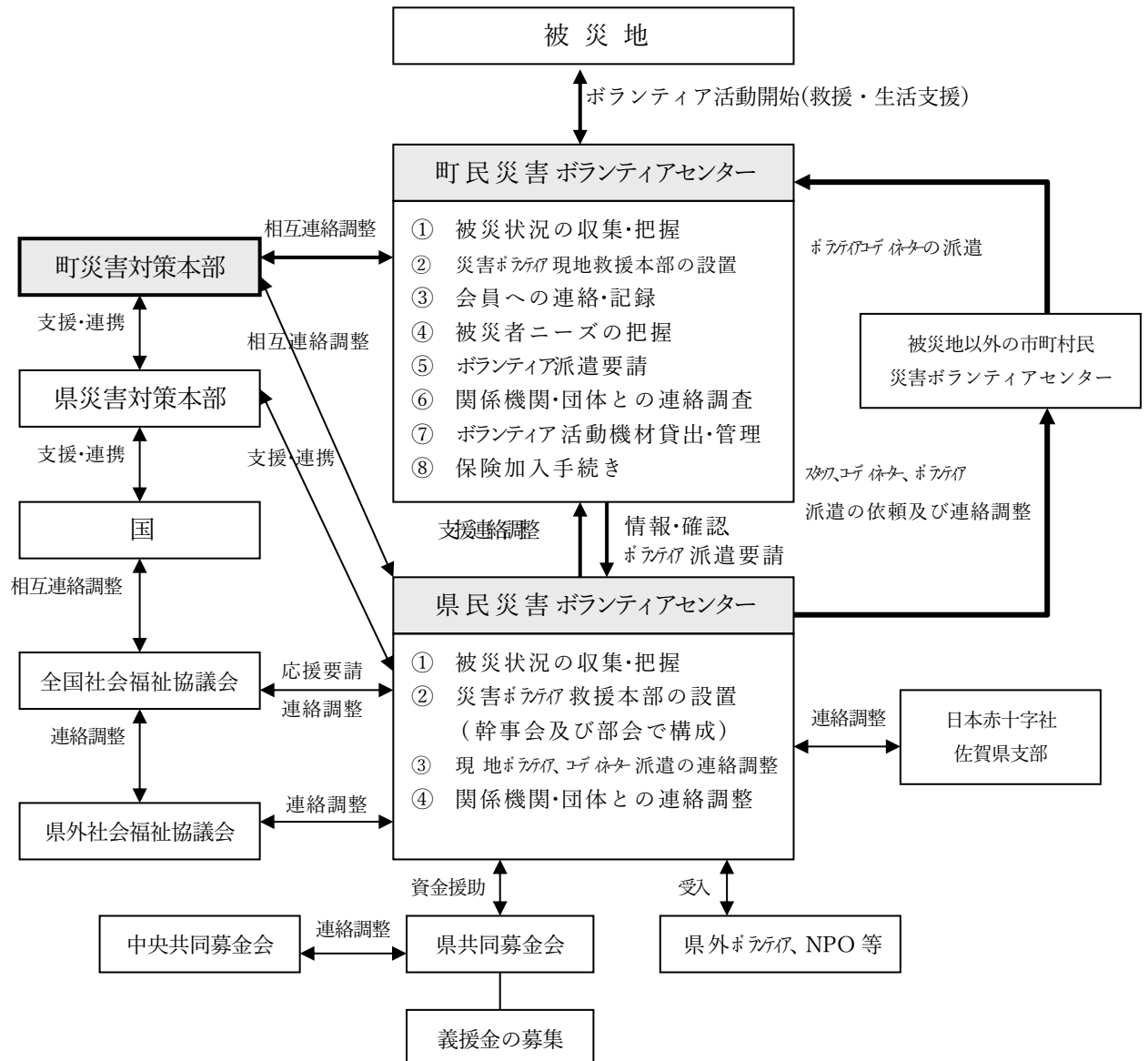
町は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県（白石町）社会福祉協議会等関係機関は、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するように努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

《ボランティア活動体制》



第26節 外国人対策

1. 町における措置

町は、風水害時に、外国語ボランティア等の協力を得ながら、災害情報や支援情報等の情報提供を行うとともに、相談体制を整備する。

2. 県における措置

県は、地震発生時に、佐賀県災害多言語支援センターを設置し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集、多言語による情報提供・相談対応、多言語ボランティアの派遣等必要な支援を行う。

第27節 帰宅困難者対策

町は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生したときは、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時滞在施設、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第28節 義援物資、義援金対策計画

地震発生時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、町、県、日本赤十字社佐賀県支部及び佐賀県共同募金会は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受け付けし、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第1項 義援物資及び義援金

1. 実施機関

災害義援金品の募集及びその配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同し或いは協力して行う。

町、日本赤十字社、町社会福祉協議会、民生委員、地域婦人連絡協議会、小・中学校、その他町単位の各種団体

2. 受付

町は、速やかに義援物資の受付に関する窓口を設けるとともに、集積場所を決定する。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援物資の受付体制を整備する。

3. 情報提供

町、県及び日本赤十字社佐賀県支部は、必要に応じ、被災地のニーズを的確に把握した上で、円滑な物資の受け入れのため、次の事項について、ホームページや報道機関等を通じて県内及び全国に情報提供を行う。

この場合、被災地におけるニーズの把握は基本的に町の業務であるが、災害の程度により県に情報が集まらずその実態把握が困難な場合も想定される。そのため、県は必要に応じて職員を町の災害対策本部等へ派遣して、現地の状況把握に努めるものとする。

- (1) 受付窓口
- (2) 受入れを希望する義援物資と、受入れを希望しない義援物資のリスト
(時間の経過によって変化する被災者のニーズを踏まえ、逐次改める)
- (3) 送付先(集積場所)及び送付方法(梱包方法を含む。)

4. 募集

災害義援金品の募集は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行うものとする。なお、募集内容にあたっては被災地の状況等を考慮して行うものとする。

県単位からの通知を受け、又は、町単位機関において関係機関が協議して募集することを決定したとき、募集の細部について更に協議し、それぞれの組織を通じて義援金品の拠出を呼びかけるものとする。

5. 集積

募集に基づき或いは任意拠出される義援金品の集積は、次の方法によるものとする。

- (1) 各家庭から募集するときは、地域婦人連絡協議会、民生委員等で各家庭を訪問して集積し、又は集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積する。
- (2) 小・中学校児童・生徒又は事業所における職域募集等によって集積されたものは、それぞれの単位機関において一括引継ぎを受けるものとする。
- (3) 個人等で申し出のあったものについては、それぞれ受け付け、その都度又は一定期間にまとめて、それぞれの単位機関別に指定した場所に集積するものとする。
- (4) 義援金及び物資を受け付けたときは、受付整理簿に記載して、受領書を発行する。

6. 引継ぎ

町で受付募集した義援金品の輸送及び引継ぎは、次の方法により行う。

(1) 義援物資の引継ぎ

集積した義援物資は町において荷造りし、被災地を所管する配分機関に送付するものとする。ただし、集積物資が少なく輸送等をまとめて行うことが適当な場合においては、県単位機関において一括配分機関に引き継ぐものとする。

(2) 引継ぎの記録

義援金品の引継ぎにあたっては、義援金品引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておくものとする。

(3) 引継をする配分機関

義援物資の引継ぎは、概ね次の区分による配分機関へ行うものとする。

① 県外の災害

災害が2市町以上のときは県単位機関に、単独市町のときは市町単位機関に引き継ぐものとする。

② 県内の災害

災害が単独市町のときはその市町単位機関に、又同一郡内で2市町以上のときはその郡単位機関に、その他広域のときは県単位機関に引き継ぐものとする。ただし、郡又は、県単位機関に引き継ぐべき災害であっても募集機関が直接指定市町等に引き継ぐとき、又は、郡、県単位機関が調整して直接引き継ぎ市町を指定したときは、市町単位機関に直接引き継ぐものとする。

③ 引継を受ける配分機関

義援物資の引継ぎは、次の機関とする。

- ・県機関……県知事、日本赤十字社佐賀県支部長
- ・郡機関……郡町村会長

なお、義援金についても本機関に引き継ぐものとする。

7. 配分

引継を受けた義援金品は、次の方法により配分するものとする。

(1) 配分の基準

配分の基準は、概ね次のとおりとするが、特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

① 一般家庭用物資

- 全失世帯:1
- 半失世帯:1/2
- 床上浸水世帯:1/3

② 無指定金銭

- 死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）:1
- 重傷で障害が相当残る程度の者:1/2
- その他の重傷者:1/3
- 全失世帯:1
- 半失世帯:1/2
- 床上浸水世帯:1/3

(2) 町における配分

県及び郡単位機関から配分を受け、又は町で受けた義援金品は、(1)に定める基準を参考にして民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分を行うものとする。

なお、各世帯配分にあたっては「衣料品等生活必需物資供給計画」に定める配分手続きに準じて行うことを原則とする。

① 義援金の取扱い

会計室においてこれを義援金受付整理簿にて受付け、町歳入歳出外現金として受入れ、会計室は現金出納簿を備え付け、出納の状況を記録・整理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

② 義援物資の取扱い

会計室においてこれを受領し、厳重な保管をなすとともに義援物資受付整理簿に整備し、計画をたて配分するものとする。

第29節 災害救助法の適用

災害が発生した場合において、一定規模以上の災害に關しての救助については、災害救助法が適用されるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

第1項 救助の本質

1. 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
2. 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
3. 国の責任において行われ、町、県、日本赤十字社その他の団体及び町民の協力の下に行われる。

第2項 実施主体

1. 知事は、災害救助法による救助を実施し、市町長はこれを補助する。
ただし、救助に關する職権の一部を市町長に委任したときは、市町長が救助を実施する。
2. 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第3項 適用基準**1. 災害救助法の適用****(1) 災害救助法の適用基準**

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。

- ① 町の人口に応じ、下表のA欄に定める数以上の世帯数の住家が滅失したとき。
- ② 県の区域内の住家1,500世帯以上滅失した場合であって、白石町の人口に応じて滅失住家の世帯数が下表のB欄の世帯数以上達したとき。

町の区域内人口	A	B
15,000人以上 - 30,000人未満	50世帯	25世帯

- ③ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であること。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、県、町においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

1. 住家

現実にはその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。

2. 世帯

生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。

3. 死者

当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。

4. 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

5. 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

うち、重傷は1か月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1か月未満で治癒できる見込みのものをいう。

6. 全焼、全壊、流失

住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根又は階段をいう）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものをいう。

7. 半焼、半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（全焼（壊）と同様）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものをいう。

8. 床上浸水

上記6及び7に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9. 床下浸水

浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

10. 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものをいう。

(1) 被災世帯の算定基準

① 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれの住家の滅失した1世帯とみなす。

② 住家の滅失等の認定

資料編 被害報告取扱要領 (P529~P534) に基づく。

③ 世帯及び住居の単位

資料編 被害報告取扱要領 (P529~P534) に基づく。

(2) 救助法の適用手続

① 災害に際し、町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を、該当土木事務所を経由して知事に報告しなければならない。

第5項 救助の種類

救 助 の 種 類	実 施 主 体
1 避難所、応急仮設住宅の供与	知事、町長
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
4 医療及び助産	
5 災害にかかった者の救出	
6 災害にかかった住宅の応急修理	
7 学用品の給与	
8 埋葬	
9 遺体の搜索及び処理	
10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去	

第30節 行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬

地震発生時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察及び海上保安部による検視のほか、町は的確に搜索を行い、町は処理収容、火葬を実施する。

第1項 搜索

町及び消防機関は、県、県警察、海上保安部の協力を得て、行方不明者、死亡者の搜索を行う。

1. 実施責任者

災害時に死亡した者の遺体搜索、収容、処理及び埋葬等の実施は、町長が行う。

ただし、検視を終えた遺体については死体収容所(安置所)を町内葬儀業者に協力を要請し、斎場を開設し、安置する。

第2項 処理収容

1. 検視、身元確認

町及び消防機関は、被災現場(海上を含む)において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

県警察は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。

海上保安部は、町及び消防機関から連絡があった場合又は自ら海上において遺体を発見した場合は、必要に応じ、県警察と連携し、速やかに検視を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体又は死体の引渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。

また、県警察又は海上保安部は、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物について漏らさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

2. 遺体の収容

町は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所(寺院、神社、公共施設等)に安置所を設けるものとする。

町は、県警察又は海上保安部から引き渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

町は、あらかじめ把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3. 遺体の処理

町は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は保健医療活動チームによる遺体の検案を実施する。

4. 遺族等への遺体引渡し

市町は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

町は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引渡しが困難な場合など必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。

町は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、町からの要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

また、県及び市町は、広域的な火葬に関する計画を策定するとともに、災害の規模が甚大な場合は、必要に応じて当該計画に基づき広域的な火葬を実施するものとする。

第31節 廃棄物の処理計画

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第1項 役割

1. 実施責任者

- (1) 収集運搬機材、廃棄物処理施設の被災状況を把握し、破損箇所等の措置を行う。
- (2) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (3) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- (4) 災害廃棄物の処理の進捗に応じて、災害廃棄物処理実行計画に必要な見直しを行う。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2. 処理の方法

- (1) 町は、各地区別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を推計するとともに、ごみ処理施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を図る。
- (2) 町は、災害状況により、ごみ処理に必要な人員、機材等の確保に努め、迅速に措置を実施するものとする。
なお、ごみ処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町に応援を要請する。
- (3) 町民が路上に廃棄物を出し、交通の妨げにならないよう防災行政無線等において周知を行なうとともに、路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- (4) 防疫上、食物の残り等腐敗性のごみを優先して収集運搬する。
- (5) 損壊家屋や流失家屋のがれき等については、原則として被災者自ら、町の定める場所へ搬入することが望ましいが、これが困難な場合又は、道路等に散在し緊急的に処理が必要な場合は、町が収集処理を行なう。

3. ごみ収集処理の方法

ごみ等の収集は、委託業者により行う。収集したごみは指定された焼却施設において処理する。

また汚泥等の不燃物は県、保健所その他の関係機関と協議し、近隣の処理場へ応援を依頼して処分を行う。なお、道路、河川上のごみ等は、それぞれの管理者が処理する。

4. 町民、事業者の役割

- (1) 災害廃棄物を適正に分別し、排出する。
- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿の処理

1. 処理の方法

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生見込み量、避難所、仮設トイレの状況によりし尿処理実施方針を立て、収集運搬及び処分する。
- (3) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。
- (5) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

2. 仮設トイレの調達、設置、撤去

町は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

(1) 仮設トイレの調達

町は、あらかじめ、避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。この調達計画に基づき、仮設トイレやマホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

第3項 ごみの処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ハド、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、必要に応じて、風水害時の災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画を見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場や最終処分場を確保する。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 町は、事前に策定した地震災害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法（家電リサイクル法、パソコンリサイクル法、自動車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法）に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを住民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体（被害を受け、建替えが必要な建築物の取壊しのことをいう。）等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。

- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を図る。
- (8) アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬業者や住民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

第4項 廃棄物処理施設の応急復旧

町は、地震が発生した場合は速やかに、さが西部クリーンセンターと連絡調整を図り、廃棄物処理施設の正常な稼働の確保を図る。

第32節 防疫計画

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。)に基づき、県及び町は、相互に連携し、迅速に防疫活動を行う。

また、必要に応じ、他機関へ支援を要請する。

1. 防疫活動

町は、次の防疫活動を行う。

2. 実施機関

災害時における防疫事業は、町が行う。ただし、激甚災害のため町において十分な防疫活動ができない場合は、県に要請する。

3. 防疫活動組織

(1) 防疫体制の強化

防疫活動の徹底を図るため、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、町は保健所と密接な連携のもとに県、日赤、医師会、その他関係機関の協力を求めるものとする。

(2) 防疫班の編成

町は防疫実施のため、次により防疫班を編成する。

- ① 衛生技術者(班長) 1人
- ② 作業員 5人
- ③ 助手(事務員) 2人

(3) 防疫班の業務及び実施の方法

① 検疫調査及び健康診断

被災地区の自主防災組織を通じ、各戸を調査し、避難場所、避難所における感染症患者又は保菌者の早期発見に努め、適切な予防措置を講じる。

② 避難所の防疫措置

- ア 避難所の清潔、消毒の実施
- イ 避難者に対する検疫調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康診断の実施
- エ 配膳時の衛生保持、残・廃棄物等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導
- カ 避難所内における衛生に関する自主組織編成の指導

(4) 臨時予防接種及び消毒の実施

(5) 患者の収容

- ① 感染病患者又は保菌者の隔離収容とともに周囲の消毒
- ② 感染病指定病院又は隔離病舎に収容困難な場合における臨時隔離施設の設置

4. 消毒及び鼠族昆虫駆除

(1) 消毒の方法

被災地又は避難所の状況に応じて、鼠族昆虫等の駆除を地域及び期間を定めて実施する。

5. 情報の収集、報告及び広報

町は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し報告する。また、県は、町から報告のあった情報を、国に対し報告する。

さらに、町及び県は、各種感染症に関する情報を収集し、町民に対し広報する。

6. 防疫用薬剤の確保

町は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、町から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

第33節 保健衛生計画

地震発生時において、町は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

町は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努める。

第1項 被災者等の健康管理

町は、被災地域、特に指定避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分に把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を、医療・福祉関係団体やボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

また、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

なお、県は、「佐賀県災害時のこころのケアマニュアル」に基づくメンタルヘルスカを、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市町、佐賀県精神科病院協会等の関係団体、医療機関及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)と連携・協力してメンタルヘルスカを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災住民に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援や厚生労働省に対する保健師等の派遣を要請する。

第34節 動物の管理、飼料の確保等計画

第1項 家畜の管理、飼料の確保

1. 避難対策

町は、地震発生後、地震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

町は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2. 防疫

町は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により救護班を編成し、次の防疫活動を実施する。家畜保健衛生所に配備している車両(救急薬品、動力噴霧器等を搭載)を活用し、迅速化を図る。

(1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3) 家畜伝染性疾病の予防注射

地震により発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連携のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3. 管理指導

町は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

第2項 家庭動物等の保護・危険動物の逸走対策等

町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

また、危険動物(動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」)の逸走対策について、必要な措置を講じる。

第35節 危険物等の保安計画

第1項 火薬類

1. 被害状況の把握、連絡

火薬類事業者は、地震により施設等(製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所)に被害が発生した

時に、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、町、九州経済産業局、消防機関、県警察、海上保安部、県、防災機関に対し情報の連絡を行う。

2. 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3. その他の応急措置

県警察は、町及び県と連絡をとり、必要と認める場合は、火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

県警察、海上保安部は、町から要求があったときは、火薬類事業者に対し、必要な限度において、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨を町に通知する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

4. 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第2項 高圧ガス

1. 被害状況の把握、連絡

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のためあらかじめ定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州経済産業局、消防機関、県警察、海上保安部、町、県等防災機関に対し、情報の連絡を行う。

2. 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3. その他の応急措置

県警察、海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4. 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

1. 被害状況の把握、連絡

危険物施設の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防機関、県警察、海上保安部、町、県等防災機関に対し、情報の連絡を行う。

2. 応急措置

危険物施設の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置
- (4) 異常が認められた施設の応急措置

3. その他の応急措置

町又は消防機関は、必要に応じ、危険物施設の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察及び海上保安部は、必要に応じ、火薬類に対する応急措置に準じた措置を講じる。

4. 応援要請

危険物施設の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

1. 発見した場合は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報する。
2. 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
3. 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
4. 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
5. 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
6. その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

1. 毒物・劇物取扱者等は、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、県、県警察、消防機関に対し、この旨届け出る。

2. 県、県警察、消防機関は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

- (1) 被災者の避難誘導、救出・救護
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 被害区域の拡大防止措置
- (4) 町民に対する広報
- (5) 毒物・劇物取扱者等に対する指導

第36節 石油等の大量流出の防除対策計画

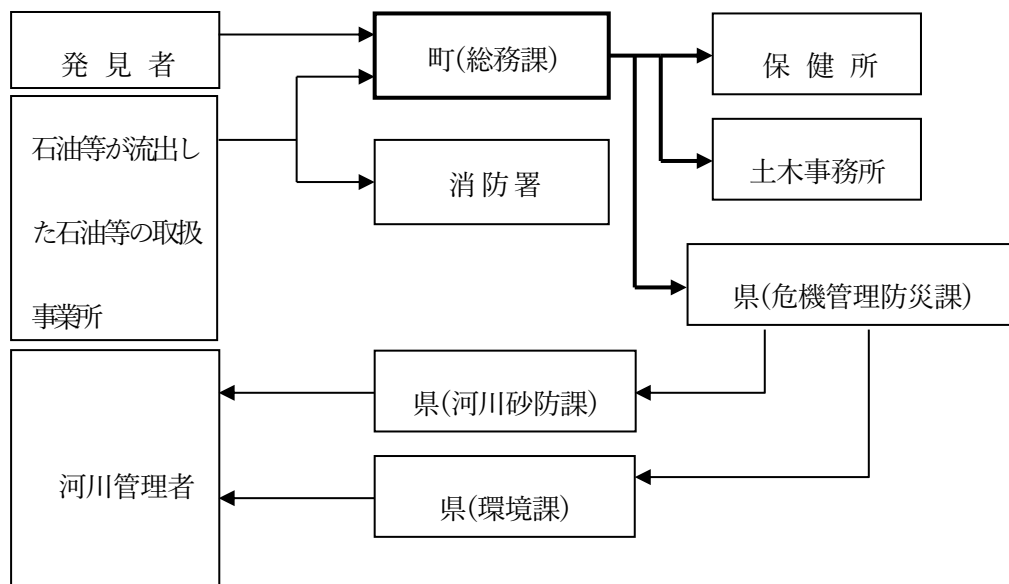
地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川、海域等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1. 通報連絡

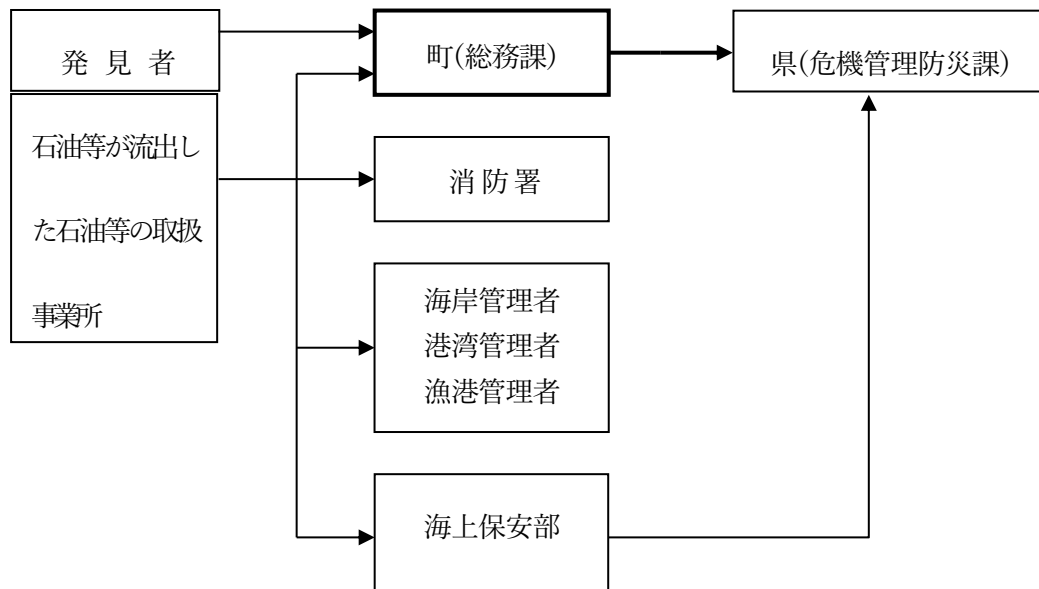
石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統

ア 内水面への流出の場合



イ 海域への流出の場合



(2) 通報連絡の内容

- ① 石油等が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- ② 発生日時及び場所
- ③ 石油等の流出の概要
- ④ 気象、海象の状況
- ⑤ 流出石油等の状況
- ⑥ 今後予想される災害
- ⑦ その他必要な事項

(3) 町民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺町民、船舶・漁船等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺町民、船舶・漁船等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、町、海上保安部等関係する防災機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災機関は、適切な方法により周知を図る。

2. 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者、海上保安部及び関係する防災機関に対し、協力を要請する。

河川管理者、海上保安部及び関係する防災機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ① 河川管理者又は海上保安部に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- ② オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は化学処理
- ③ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- ④ 事業所の従業員等の救助
- ⑤ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災機関の応急対策

① 災害対策連絡調整本部等の設置

- 7 海上保安部は、石油等が海域に大量流出し、関係する防災機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するため、必要と認める場合は、「災害対策連絡調整本部」を設置する。

《構成》

町、海上保安部、県、県警察、沿岸消防機関、自衛隊、港湾・漁港管理者、石油等が流出した石油等の取扱事業所、関係団体等で構成し、これら機関の職員は、設置期間中常駐することとする。

《設置場所》

海上保安部庁舎又は海上災害現場に近い適当な場所

《役割》

- (7) 災害情報の交換、収集及び解析
- (4) 総合的な応急対策の策定及び調整
- (ウ) 関係機関等に対する協力要請
- イ 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、次の水質に関する協議会において定められている要領等により、関係する防災機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
 - (7) 六角川水系等水質保全対策協議会
 - (4) 鹿島・藤津地区水質保全対策協議会
 - (ウ) 伊万里・有田地区環境整備保全対策協議会
 - (エ) 筑後川・矢部川・嘉瀬川水質汚濁対策連絡協議会
 - (オ) 六角川・松浦川水系水質保全対策協議会
- ② 主な応急対策
 - ア 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
 - イ 流出石油等の拡散防止
 - ウ 消火対策等
 - エ 漂着石油等の処理
 - オ 流出石油等の防除資機材の調達

第37節 応急金融対策

地震発生時において、金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給を確保するため、関係する防災機関は、万全の措置を講じる。

1. 通貨供給の確保

佐賀財務事務所、日本銀行福岡支店及び同行佐賀事務所は、相互に連携し、必要に応じ関係行政機関等と協議のうえ、次の措置を講じる。

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講じること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ、日本銀行職員を現地に派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講じるほか、必要に応じ、金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

2. 非常金融措置

佐賀財務事務所及び日本銀行福岡支店は、必要に応じ、金融機関に対し、次の措置を適切に講じるよう要請する。ただし、緊急を要する事態で日本銀行福岡支店との連絡手段の途絶等による場合は、日本銀行佐賀事務所が日本銀行福岡支店に代わり、金融上の措置を講じる。

(1) 非常金融措置の実施に係る要請

被災者の便宜を図るため、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により、次のような非常措置を適切に講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

カ 証券、保険会社においても、銀行等の対応と同様に非常金融措置を適切に講じること。

(2) 各種金融措置等に関する広報

上記1(3)及び2(1)に定める要請や措置を講じたときは、金融機関及び放送事業者等と協力して、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資する。

第38節 孤立地域対策活動

地震発生時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域の町民の生活に大きな支障が生じることから、町は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1. 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

町等防災機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

また、孤立地域に対して、NTT回線及び防災行政無線等を活用し、被災地の状況を把握するとともに、その状況を確認するほか、被害状況の把握に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2. 緊急物資等の輸送

陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県及び町は、防災機関や自衛隊へ協力要請する。

3. 道路の応急復旧による生活の確保

町は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第39節 生活再建計画

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第40節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた前節までにおける災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

町及びその他の各防災関係機関においても災害応急対策の着手時期について検討するように努めるものとする。

第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び市町が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのかについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2項 迅速な原状復旧

町が迅速な原状復旧を目指す場合は、町及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

1. 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園)

(2) 農林水産施設

(3) 上水道

(4) 社会福祉施設

(5) 公立学校

(6) 社会教育施設

(7) 公営住宅

(8) 公立医療施設

(9) ライフライン施設

(10) 交通輸送施設

(11) その他の施設

2. 資金の確保

町及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- ② 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)
- ③ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について(昭和39年8月14日建設省都市局長通達)
- ④ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫補助について(平成2年3月31日厚生省事務次官通知)
- ⑤ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担(補助)の協議について(平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知)
- ⑥ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- ⑦ 公営住宅法(昭和26年法律第193号)

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ① 補助災害復旧事業
- ② 直轄災害復旧事業
- ③ 単独災害復旧事業
- ④ 公営企業災害復旧事業
- ⑤ 歳入欠かん

3. 激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するにあたって国の特別援助を受けるため、町及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4. 復旧・復興事業からの暴力団の排除

町及び県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等と連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5. 災害廃棄物の処理

町は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1. 防災まちづくり

町は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に努めつつ、住民の理解を求めながら、復興計画を作成し計画的に復興を進める。

復興計画の作成に当たっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市町は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんを努めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設(防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など)及び防火安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震化・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置等

復興を進めるにあたっては、町民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及び選択等について、情報の提供を行うものとする。

2. 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

町(教育委員会)は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

町は、復旧・復興を進めるにあたっては、調査を実施するなど埋蔵文化財の保護に配慮して行う。復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、町は、国、県、隣接市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う。

第1項 被災者相談

町及び防災関係機関は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

なお、居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

1. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、町は、住家の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

2. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金等

1. 災害弔慰金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、地震災害により死亡した町民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2. 災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の定めるところにより、地震災害により障がい者となった町民に対し、災害障害見舞金を支給する。

3. 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、あらかじめ定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4. 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市町等と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

さらに、居住する自治体の被害規模が小さいため同法に基づく支援が受けられない被災者についても、県独自制度で支援する。

第4項 就労支援

町は、県及び佐賀労働局(各公共職業安定所)に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓等を要請する。

町及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1. 国税

- (1) 国税の期限の延長(国税通則法第11条、同法施行令第3条)
 国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長
 【理由のやんだ日から2か月】
- (2) 法人税の申告期限の延長(法人税法第75条)
- (3) 所得税の減免(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条)
- (4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条)

2. 県税

- (1) 県税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2)
 申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入等の期限
 延長【2か月】
- (2) 県税の徴収猶予(地方税法第15条)【1年(やむを得ない場合2年)以内】
- (3) 県税の減免
 - ① 個人の県民税(地方税法第45条)
 - ② 個人の事業税(地方税法第72条の62、県税条例第56条)
 - ③ 不動産取得税(地方税法第73条の31、県税条例第69条)
 - ④ 鉱区税(地方税法第194条、県税条例第126条の2)
 - ⑤ 軽油引取税(地方税法第144条の42)
 - ⑥ 狩猟税(地方税法第700条の62、県税条例第170条)

3. 町税

- (1) 町税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、町の税条例)
 申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 町税の徴収猶予(地方税法第15条)
- (3) 町税の減免
 - ① 町民税(地方税法第323条、町の税条例)
 - ② 固定資産税(地方税法第367条、町の税条例)
 - ③ 軽自動車税(地方税法第454条、町の税条例)
 - ④ 鉱産税(地方税法第532条、町の税条例)
 - ⑤ 特別土地保有税(地方税法第605条の2、町の税条例)
 - ⑥ 都市計画税(地方税法第702条の8、町の税条例)
 - ⑦ 水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税(地方税法第717条、町の税条例)
 注) 特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

町、国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1. 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予(地方税法第15条)
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長(地方税法第20条の5項の2、町の税条例)
- (3) 減免(地方税法第717条)
- (4) 延滞金の減免(地方税法第723条)

2. 一部負担金の減免等(国民健康保険法第44条)

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保険医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1. 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地(町、県、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会)あて救助用郵便物の料金免除

2. 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3. 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

1. 災害援護資金

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3. 母子父子寡婦福祉資金貸付金

県は、母子父子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、被災した次の者に対し、母子父子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子
- (2) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子
- (3) 寡婦
- (4) 40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等

1. 公営住宅の提供

町は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

2. 住宅資金の貸付制度

第6項に記載

第10項 生活必需物資供給の調整、災害復旧用資機材の確保

1. 生活必需物資供給の調整

町は、被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要、供給の不均衡による物価の高騰の防止を図るため、状況に応じ、物資供給業者に対し、必需物資の売渡し勧告・価格の引下げ勧告などで供給の調整に努め、民生の安定を図る。

2. 復旧用資機材の確保

町は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第11項 住宅に関する各種調査の違い等についての説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

第3節 地域の経済復興の推進

第1項 中小企業業者に対する復旧・復興資金の確保

町は、中小企業関係の被害状況、激甚災害法の適用、再建のための資金需要等について、速やかに把握し、中小企業者等に対する復興資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

1. 被災中小企業者等に対し、関係団体及び金融機関と協調して、各種金融制度の周知を図るとともに、被害の状況に応じて、現地において融資相談所の設置や経営指導等を行う。
2. 佐賀県中小企業特別対策資金（経営安定化貸付・災害復旧資金）の貸付を行うとともに、政府系金融機関（中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫）、一般金融機関に対し、協力融資の要請を行う。
また、激じん災害の場合、災害融資に係る利子補給を実施する。
3. 県制度金融について、被害の状況に応じて、償還猶予等必要な措置を講じる。
4. 信用力、担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、佐賀県信用保証協会に対し、債務保証の促進を要請する。
5. 被害の状況に応じて、金融機関に対し、貸付手続きの簡便迅速化、貸付条件の緩和等について、特別の取扱いが図られるよう要請する。

第2項 農林・水産業に対する復旧・復興金融等の確保

町及び県は、地震災害により被害を受けた農林水産業者又は農林水産業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済（保険）金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは農林水産業者の経営安定を図る。

1. 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
2. 農林漁業金融公庫資金（農林漁業金融公庫法）

第5章 津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震等により発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災関係機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、「第3編 地震災害対策」によるものとする。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い町土の形成

1. 町土保全施設の整備等

町、海岸管理者及び施行者、港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を図る。とともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

2. 津波に強いまちの形成

町は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

3. 地盤沈下対策

町は、地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制に努める。

第2項 津波避難計画等の策定

1. 津波避難計画の策定

町は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。なお、津波災害を防止するためには、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

【津波避難計画に記述すべき内容例】

- 目的
- 職員の初動体制
- 高齢者等避難・指示
- 水門等の閉鎖措置
- 避難計画
- 避難行動要支援者対策
- 避難対策の留意点
- ハザードマップの作成周知
- 津波対策の教育、啓発
- 訓練の実施

2. 地域住民、民間事業者との協働

町が避難計画を策定するにあたっては、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に地域住民、民間事業者、地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことが望まれる。

3. 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、毎年検討を加え、必要に応じ修正することが重要である。

第3項 避難収容活動**1. 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成等**

町長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報等に関するガイドライン（令和3年5月10日）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2. 指定緊急避難場所及び指定避難所

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底を図るものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して避難誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。あわせて、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

町は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

県は、町が県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所に指定した場合には、当該施設の必要な整備に努める。特に、指定避難所としての指定を受けた県立学校については、要配慮者も利用できるよう多機能トイレや電源喪失に備えた非常用電源の設置等に努める。

(1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地することが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

(2) 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

3. 防災対応職員等の安全確保

町及び防災関係機関は、消防職員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4項 防災知識の普及

1. 防災知識の普及・啓発等

町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(1) 避難行動に関する知識

沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ(震度4以上)を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど

地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生があることなど

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所として指定された施設の孤立や避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど

2. 津波防災教育の推進

学校等は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な津波防災教育に努める。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は、全県的に行うものとする。

また、県及び市町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを開発するなどして、津波災害と防災に関する県民の理解向上に努める。

第2節 災害応急対策計画

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1項 活動体制

町は、町域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

《活動体制と配備基準》

組 織	体 制	主な活動	配備基準
-	地震注意体制	情報収集・伝達	・町域に震度3の地震が発生し、総務課長が必要と認めるとき
災害対策連絡室	地震警戒体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒	・町域に震度4の地震が発生したとき (自動配備) ・津波注意報が発表されたとき
災害対策本部	地震第1配備体制	情報収集・伝達・報告 二次災害の注意、警戒 局地的な応急対策 (情報収集・伝達・報告、負傷者等の救出救護、避難所の開設・避難、災害広報)	・町域に震度5強の地震が発生したとき(自動配備) ・津波警報が発表されたとき (自動配備) ・比較的軽微な規模の災害が発生したとき ・大津波警報が発表されたとき (自動配備) ・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき
	地震第2配備体制	町機能全てによる応急対策	・町域に震度6弱以上の地震が発生したとき(自動配備) ・大規模な災害が発生し、又はそのおそれのあるとき

1. 地震注意体制

「災害対策連絡室」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる業務を確立するため地震注意体制を配備する。

(1) 設置基準

- ① 町内で震度3以下の地震が発生し、総務課長が必要と認めるとき

(2) 所掌事務

- ア 災害に関する被害情報等の収集、県及び関係機関への連絡
イ 二次災害防止等に関する町民への情報伝達
ウ 防災機関等との相互連絡

(3) 構成

総務課(危機管理・防災係)及び情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、総務長の指揮をもって充てる。総務課長が不在のときは、建設課長又は農村整備課長が代理する。

(4) 配備要員

地震警戒体制の要員として、総務課長、総務課課長補佐、危機管理・防災係長、危機管理・防災担当を配備する。

また、総務課長の指示により、関係課の職員を配備する。

(5) 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長等幹部職員等に対する地震注意体制の配備連絡は、総務課長が電話により行う。なお、勤務時間内においては、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

2. 災害対策連絡室

(1) 設置基準

「災害対策本部」を設置するには至らない程度であって、それに対応できる体制を確立するため災害対策連絡室を設置する。

なお、災害対策連絡室の設置にあたっては、「地震警戒体制」とする。

① 地震警戒体制

ア 町域に震度4の地震が発生したとき(自動配備)

イ 津波注意報が発表されたとき(総務課長の判断による)

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災機関等との相互連絡及び調整

① 通信機材の確保

ア 防災行政無線の点検及び修理、移動系無線機の準備

イ テレビ、ラジオの調達

② 情報の収集

ア 消防機関、町民その他のからの情報収集

イ テレビ、ラジオによる情報収集

ウ 職員が登庁時に集めた情報の収集

③ 町民への情報伝達

ア 二次災害防止への喚起

④ その他緊急に必要な事項

ア 県への連絡

イ 各対策部長及び配備要員の確保

ウ 庁舎の電気、給水施設等の点検

(3) 構成

総務課、農村整備課、建設課及び情報収集が必要となる課及び関係現地機関で構成し、災害対策連絡室長は、総務課長をもって充てる。総務課長が不在のときは、建設課長又は農村整備課長が代理する。

(4) 防災対策要員の指定

災害発生時等において、災害対策本部等の迅速な設置及び運営が図れるよう、特に必要となる職員を防災対策要員として指定する。

防災対策要員		人数
課長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

(5) 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務課長、関係部課長及び関係現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

(6) 町長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における町長、副町長、各対策部長等幹部職員等に対する災害対策連絡室設置の連絡は、総務課長から電話により行う。

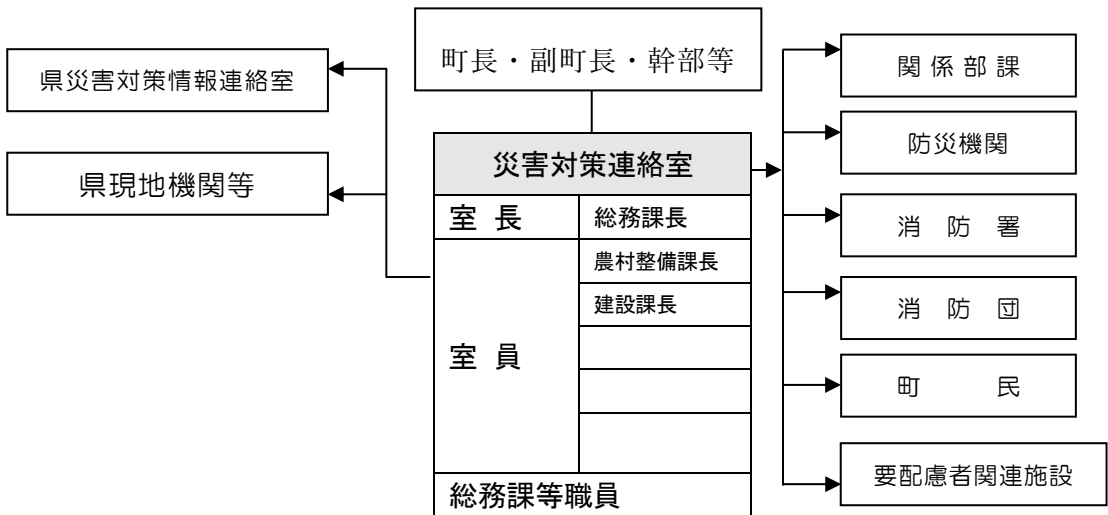
なお、勤務時間内は、電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。

(7) 災害連絡対策室の廃止

次の基準により、災害対策連絡室を廃止する。

- ① 災害対策本部が設置されたとき
- ② 災害の危険が解消したとき

《災害対策連絡室組織》



3. 災害対策本部

(1) 設置基準

町内に、地震による甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の災害対策本部設置基準により、町長（不在の時は、副町長、総務課長、の順）が必要と認める場合。

なお、災害対策本部の設置にあたっては、地震規模や被害の規模により、「地震第1配備体制」と「地震第2配備体制」の2段階により設置を行う。

① 「地震第1配備体制」

- ア 町内で震度5の地震が発生した場合（自動配備）
- イ 津波警報が発表されたとき（自動配備）
- ウ 局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあり町長が必要と認めるとき
- エ 大津波警報が発表されたとき（自動配備）
- オ 災害の規模が相当に拡大するおそれがあり、町長が必要と認めたとき

② 「地震第2配備体制」

- ア 町域に震度6以上の地震が発生したとき（自動配備）
- イ 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり町長が必要と認めたとき

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関との連絡調整

(3) 設置場所

総務課に置く。

総務課が使用できない場合は、庁内の適当な会議室を選定するか、庁舎自体が使用できない場合は、次の優先順位によりその施設に災害対策本部を設置する。

優先順位	設置場所	施設管理者、連絡先
第1設置場所	白石町総合センター	施設管理者
第2設置場所	自有館、福富ゆうあい館	各施設管理者

(4) 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長、の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第23条の規定により本部の組織を編成する。

(6) 配備体制及び配備要員

町は、被害の防御及び軽減、災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、配備体制を整えるものとし、その配備体制は町長が定める。

各対策部の配備要員数は、総務対策部長と各対策部長が、上記基準に基づき、協議を行ない定める。

(7) 配備要員の動員

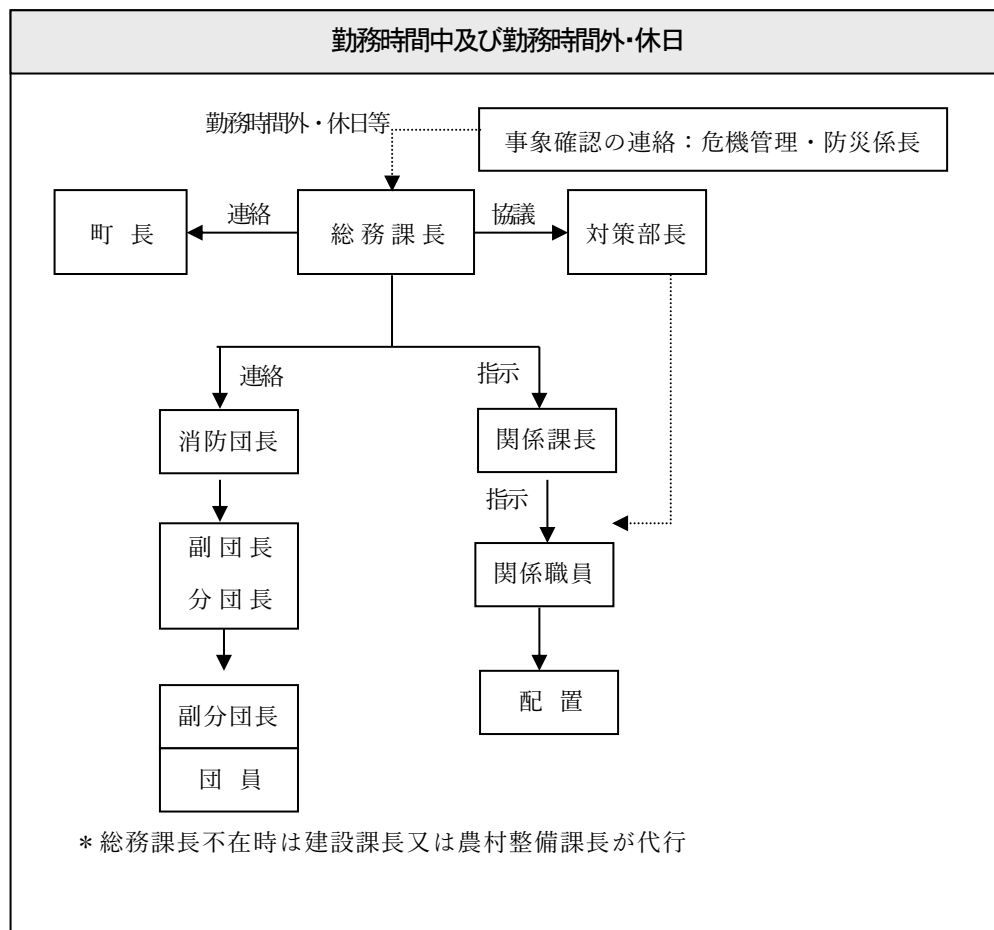
配備体制に基づく配備要員の動員は次によるものとする。

① 配備の伝達

ア 勤務時間中は、総務課長（総務対策部）が庁内放送、携帯電話、一般電話等を通じて伝達を行なう。

イ 勤務時間外（休日等を含む。）の場合は、携帯電話、一般電話、防災無線等の他最も迅速な方法により伝達を行なう。

《災害対策連絡室及び災害対策本部伝達系統》



② 非常連絡員の指定

配備要員参集と災害応急措置等の迅速化を図るため、町長は対策部毎に非常連絡員を定める。

《各対策部の非常連絡員》

対策部名	非常連絡員	
	正	副
総務対策部	総務課長	企画財政課長、総合戦略課長、税務課長、 会計管理者、総務課課長補佐、企画財政課 課長補佐、総合戦略課課長補佐
福祉対策部	長寿社会課長	保健福祉課長、住民課長
環境対策部	生活環境課長	白石営業所長、生活環境課長補佐
産業対策部	農村整備課長	農業振興課長、商工観光課長、農業委員会 局長
建設対策部	建設課長	建設課課長補佐
議会対策部	議会事務局長	議会事務局課長補佐
教育対策部	学校教育課長	生涯学習課長、新しい学校づくり課長
消防対策部	消防団長	消防副団長

③ 非常参集

全職員は、勤務時間外に災害対策本部が設置され、地震第2配備の体制をとる旨伝達を受けた場合、あるいは町内に地震が発生し、電話連絡がとれない場合は、災害対策活動に従事するため、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

④ 参集の報告

参集した職員は、所属課長(班長)に報告を行う。

課長(班長)は、課内の参集状況を取りまとめ、各対策部長に報告し、各対策部長は、総務課長(総務対策部長)に報告する。

総務課長(総務対策部長)は、町長(本部長)に参集状況を報告する。

【様式編】職員参集記録票及び報告書(P573)

(8) 職員の参集配備

職員は、災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

① 職員は災害対策本部の設置の伝達を受けた場合、あるいは地震災害により電話連絡がとれない場合は、直ちに、登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

② 救助活動等の優先

次に該当する場合は、救助活動を優先させるものとする。

ア 居住地周辺で大規模な災害が発生し、救助活動を行うため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

イ 職員の家族が被災し、被災者の避難や病院への収容等の必要な措置をとるため登庁できないときは、必要な措置を講じた後、速やかに登庁するものとする。

③ 参集場所の例外

職員は参集にあたって、交通途絶により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、次の登庁可能な場所に参集するものとする。

ア 白石町役場

イ その他の現地機関

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の班員(活動要員)が不足するときは、次の措置を講じる。

① 余裕のある他の班から応援を求める。

② 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 緊急初動班の設置

① 緊急初動班の設置

勤務時間外において、災害対策本部を設置する規模の震災が発生した場合、災害対策本部の体制が機能するようになるまでの間、必要に応じ、町長(本部長)又は総務課長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、総務課長(総務対策部長)をもってあて、臨機に対応する。

緊急初動班長は、町長(本部長)と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮する。

② 緊急初動班要員の確保(電話途絶時)

あらかじめ指定された緊急初動班の要員は、大規模な震災を感知し、電話が途絶していることを確認した場合には、直ちに登庁し、緊急初動班の活動にあたる。

《緊急初動班要員》

課	緊急初動要員
総務課、企画財政課	総務課職員、企画財政課職員

③ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、総務課に置く。

④ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

ア 通信機材の確保

- ・防災行政無線の点検及び修理
- ・テレビ、ラジオの調達

イ 情報の収集

- ・消防機関、町民その他からの情報収集
- ・テレビ、ラジオによる情報収集
- ・職員が登庁時に集めた情報の収集

ウ その他緊急に必要な事項

- ・県への連絡・各対策部長及び配備要員の確保
- ・庁舎の電気、電話、給水施設等の点検

(11) 県との連携

県において、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。

(12) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消し、又はその災害の応急対策が完了したと町長が認めたときに廃止する。

(13) 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、県、警察署長、消防機関長、隣接自治体等に通報するものとする。

① 通知・公表の方法

ア 電話及び文書による通知

イ 大規模災害の場合、報道機関への記者発表による通知

ウ 防災行政無線による通知

なお、公表内容については報道機関等災害状況発表内容に基づき行うものとする。

【様式編】

- ・報道機関等災害状況発表内容 (P562)

② 通知・公表の責任者

災害対策本部の設置及び廃止における、関係機関への通知、公表は総務課長により行うものとする。

(14) 現地災害対策本部の設置

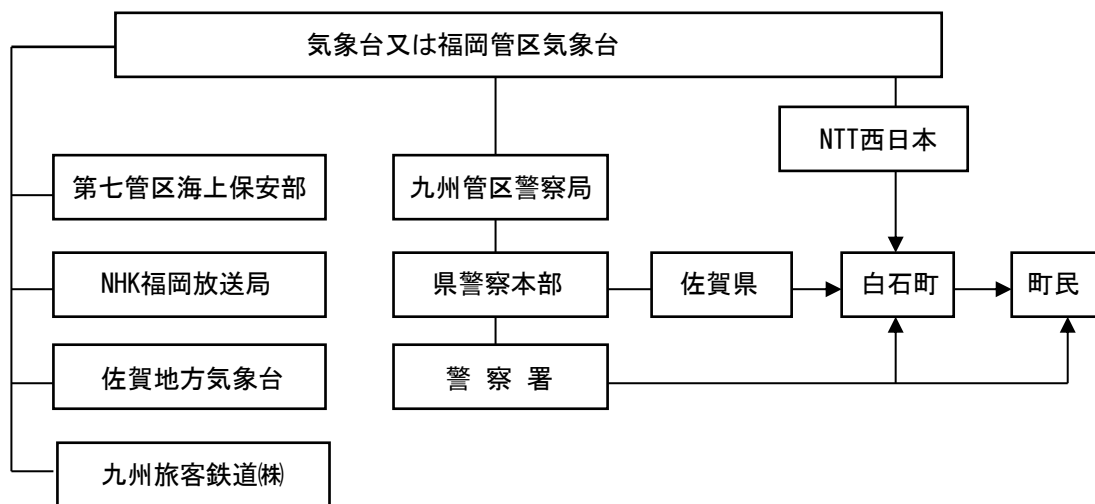
町長は、局地的な大規模災害が生じた場合、現地災害対策本部を設置することとする。

この場合、現地対策本部長は、副本部長又は、本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地本部員は、現地本部長が、各対策部所属の職員のうちから指名する者をもって充てる。

第2項 津波警報等の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、気象庁が発表する津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

【津波予報の伝達】



第3項 避難対策等

町及び消防機関は、強い地震(震度4程度以上)又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに高齢者等避難、避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。

また、津波警報や避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策にあたっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

町、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職員、警察官、市町職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、気象庁が発表する津波到達予想時刻も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の対策を行うものとする。

第4項 水防対策

町は、津波予報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法16条第1項に基づき水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川、海岸において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第5項 津波に対する自衛措置

海岸付近の町民、釣り人、観光客等は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等待たず、直ちに海浜、海岸から退避し、急いで緊急避難場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。

《第4編 原子力災害対策》

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号以下「原災法」という)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体等の防災機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るような体制を整備するものとする。

「白石町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「白石町地域防災計画(第2編風水害対策)(第3編地震対策)」によるものとする。

町は、原子力災害対策編を作成するに当たって、佐賀県地域防災計画と整合性を図るとともに、県は、当町の原子力災害対策編の作成に協力するものとする。

なお、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国・県の計画の見直しにより修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 原子力発電所からの距離

玄海原子力発電所からの距離は、地図上の直線距離で下記のとおりである。

- (1) 最短箇所は、県道武雄福富線、武雄市北方町境 南南東 42.2km
- (2) 白石町役場 南東 46.9km
- (3) 最長箇所は、新明1区 1Aの南 南南東51.7km

なお、鹿児島県川内原子力発電所からの距離は、白石町役場 北 150km

第4節 災害想定と所掌事務

第1項 災害想定

町は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第2項 所掌事務

原子力災害に関し、町の処理すべき所掌事務は以下のとおりとする。

1. 原子力防災に関する知識の普及・啓発
2. 教育及び訓練の実施
3. 災害に関する情報収集、伝達及び広報
4. 緊急時モニタリングへの協力
5. 唐津市鎮西地区・肥前地区・北波多地区(以下「避難計画策定市町」という)の住民等の避難受入れに係る協力

6. 汚染飲食物の摂取制限
7. 汚染農林水産物等の出荷制限等
8. 被ばく者の診断及び措置への協力
9. 放射線物質による汚染の除去
10. 放射線物質の付着した廃棄物の処理
11. 各種制限措置の解除
12. 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
13. 風評被害等の影響の軽減
14. 文教対策

第2章 災害予防対策計画

第1節 災害予防対策

町、県、国及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報収集、及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1項 情報の収集、連絡体制等の整備

1. 関係機関相互の連携体制の確保

町、県、県警察、国、原子力防災専門官、海上保安部、原子力事業者及びその他防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。

また、町、県及び県警察は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、避難計画策定市町内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2. 通信手段の確保

(1) 防災行政無線

町は、町民への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備を推進する。

(2) 緊急速報メールの活用促進

町は、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス(株式会社

社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール)の活用促進を図る。

(3) 災害用伝言サービスの活用

町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第2項 緊急時モニタリング実施体制の整備

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要因及びその役割等を予め定めておくものとする。

町及びその他のモニタリング関係機関は、県が実施する緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備する。また、町内の通常時の値を知るため、簡易測定器により、測定を定期的に実施する。

第3項 広域的な応援協力体制の整備

町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互の応援協定の締結に努める。

第4項 避難収容活動体制の整備

町は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から町民への周知に努める。

唐津市の暫定避難計画では、鎮西・肥前・北波多地区から町内の避難所へ避難される。

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援

を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、少なくとも年1回以上定期的に更新するものとする。

町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

第5項 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。

1. 道路管理

町、県及び国は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

2. 運転者の義務の周知

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第6項 町民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、町民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1. 情報項目の整理

町は、情報収集事態（玄海町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（佐賀県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。）、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。

2. 情報伝達体制の整備

町は、町民等への的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員等にも協力を求める。

3. 町民相談窓口設置体制の整備

町は、町民等からの問い合わせに対応する町民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対策を考慮しつつ、24時間対応を含め、その方法や体制について定めておくものとする。

4. 多様なメディアの活用体制の整備

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、災害FM、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7項 原子力防災に関する町民に対する知識の普及啓発

町は、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
2. 原子力施設の概要に関すること。
3. 原子力災害とその特性に関すること。
4. 放射線による健康への影響及び放射線保護に関すること。
5. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
6. 屋内退避や避難に関すること。
7. 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
8. 放射性物質による汚染の除去に関すること。
9. 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること。

第8項 防災業務関係者の人材育成

町は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

1. 原子力防災体制に関すること。
2. 原子力施設の概要に関すること。
3. 原子力災害とその特性に関すること。
4. 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
5. 緊急時モビリングに関すること。
6. 原子力防災対策上の諸整備に関すること。
7. 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
8. 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
9. 緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること。
10. その他緊急時対応に関すること。

第9項 災害復旧への備え

町は、災害復旧に資するため、県、国及び原子力事業者と協力しながら、放射性物質の除去に関する資料の収集、整備に努める。

第10項 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

町は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

第3章 災害応急対策計画

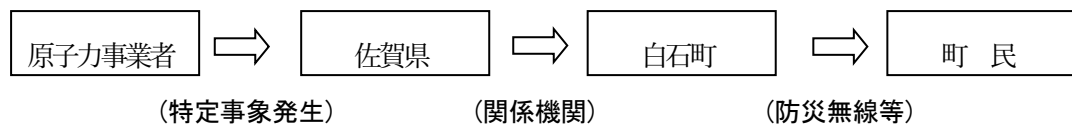
第1節 災害応急対策

原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき、緊急事態宣言が発表された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に準じて対応する

第1項 通報連絡、情報収集活動

町は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより防災対策の確立を図る。

【特定事象発生時の情報伝達経路】



第2項 活動体制の確立

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時ミーティングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた町民への情報伝達体制など必要な体制をとるとともに、国、県、避難計画策定市町及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、避難のため立退きの勧告又は指示が出された場合、当該勧告又は指示の対象となった地域の避難先の市町においては、避難所の設置、避難者の誘導等必要な支援を行う体制をとる。

第3項 緊急時のミーティング活動

町は、県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置し環境センター所長を本部長とする緊急ミーティング本部を設置した場合は、町内の大気中の放射性物質量を把握するため、迅速にミーティングを開始し、活動に協力する。

第4項 緊急時ミーティング結果の報告等

緊急時ミーティングの結果等は、県災害警戒本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他の市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時ミーティング結果の共有を徹底する。

第5項 避難、屋内退避等の防護措置

1. 避難の指示等

(1) 避難の指示

ア 町の役割

(7) 警戒事態発生時及び施設敷地緊急事態発生時

町は、避難を受け入れる場合、避難計画策定市町の避難計画に定める避難所を提供し避難所

において避難計画策定市町の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

(イ) 緊急事態宣言発出時

町は、町民に対し、国もしくは県の指示又は独自の判断により、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

(ウ) OILに基づく避難等

緊急時にトリグ結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難のための立退きの勧告又は指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(エ) その他

町長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

避難指示を行った町は、避難先となる避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

イ その他

住民避難の支援が必要な場合には、町、県は連携して国に要請するものとする。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、町は県、国と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、当該地域に対して避難指示を行うよう連絡又は指示を行うものとし、町は国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難のための立退きの勧告又は指示を行う。

(2) 情報の提供

避難指示を行った町は、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時にトリグ結果や参考となる気象情報及び放射性物質の大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県は、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

(3) 避難状況の確認

避難指示を行った町は、避難所における確認等により住民の避難状況の確認を行うものとする。

避難指示を行った町は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等への報告を行うものとする。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指すものとする。

避難指示を行った町及び県は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図るものとする。

2. 避難の際の住民に対する避難退域時検査の実施

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施す

るよう地方公共団体に指示する。

避難指示を行った町は、県及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染材やシャワーの利用）等を行うものとする。

避難等に関するOIL

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は、迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防

護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 $120\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

（出典：原子力災害対策指針 表3）

3. 避難及びその勧告・指示の実効を上げるための措置

（1）避難方法

避難は原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いによる自家用車避難を行うか、集合場所に参集し町等の保有する車両にて避難を行う。これらの手段でも避難手段が不足する場合には、県が町からの依頼に基づきバス・タクシー協会・自衛隊等に要請し手配した車両にて避難を行うものとする。

避難所の駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースをまずは利用することとし、なお不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用するものとする。

（2）避難誘導等

避難住民の受入を行う町は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

（3）警戒区域設定による立入制限等

避難指示を行った町は、当該勧告又は指示を行った区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立入を制限するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとる。

県警察は、避難指示を行った市町の長等が避難を勧告又は指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制及び交通整理・誘導を実施するとともに、区域外部からの車両等の進入を制限する。

避難指示を行った町の長等が避難を指示した区域に、外部から車両等が進入しないようにするために、県は必要な措置をとるよう関係機関に要請する。

（4）避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

町、県は連携して、避難指示が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施するものとする。

このモニタリングにおいて、 0.1mSv を超える空間放射線率が測定された場合には、町又は県は、あらかじめ確保した移転先とできる施設を当該避難所において指示するものとする。

4. 要配慮者への配慮

避難指示を行った町は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援の実施、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。ま

た、要配慮者に対する情報の提供や生活環境について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用や避難所のバリアフリー化等、十分配慮するものとする。

県は、避難指示を行った町が行う要配慮者に対する措置に協力する。

5. 飲食物、生活必需品等の供給

避難指示を行った町は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

県は、避難指示を行った町から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合、又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

第6項 医療活動等

町及び関係医師会は、避難所等における町民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第7項 学校等、病院等医療機関、社会福祉施設等における避難等

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1. 学校等

学校等は、生徒等の在校時に、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、学校等が所在する市町に対し、さらに、所管する教育委員会又は関係機関に対し、速やかにその旨連絡する。

2. 病院等医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたうえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。

必要に応じて、他の医療機関等に対し、応援を要請する。

県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、県医師会及び関係地区医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。また、県内の医療機関では転院に対処できない場

合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

3. 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させたうえ、県及び所在する市町に対し速やかにその旨連絡する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

4. 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの勧告又は指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

第8項 行政機関、学校等の避難

避難指示を行った町及び県は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先等へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。私立の学校等においても、同様に退避を実施する。

避難指示を行った町及び県は、行政機関や学校等の退避にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎や学校等に置かれている場合は、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を佐賀土木事務所へ搬送するものとする。なお、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

避難指示を行った町及び県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

なお、避難指示を行った町は、区域内の一部が避難指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続する等、当該指示を受けていない地域における行政サービスを維持するものとする。

第9項 治安の確保及び火災の予防

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域について及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努めるものとする。

消防機関は、関係機関と協力のうえ、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域内の海域及び周辺海域における治安の確保について、万全を期すものとする。

第10項 飲料水、飲食物の摂取制限等

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう玄海町、関係周辺市及びその他市町に指示する。

町は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

町、県は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、 その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる0IL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には0IL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG—2Iにおける0IL6の値を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

2. 農林畜水産物等の採取及び出荷・移動制限

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、町に対し、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等により下記の措置をとることを指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

- (1) 農作物の作付け制限
- (2) 農林畜水産物等の採取、漁獲の禁止
- (3) 農林畜水産物等の出荷・移動制限
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- (5) その他必要な措置

町は、農林畜水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの上記指示内容について周知するとともに、措置を講じるよう指示する。

町、県は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、町の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3. 飲料水、飲食物の供給

町は、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて地域防災計画に基づいて、住民への応急給水等の措置を講じる。

県は、飲食物の摂取制限等の措置を町に指示した場合において、町から支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県地域防災計画第2編風水害対策及び第3編震災対策に基づいて、町の措置が円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。

第11項 町民等への的確な情報伝達活動

町、県及びその他防災関係機関は、住民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段でその周知徹底に努めるとともに、住民の問い合わせに対応するため相談窓口を設置する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する的確な情報提供が迅速かつ分かりやすく

正確に行われるよう原子力規制委員会、町との連携を図るとともに、放送事業者等の報道機関への放送要請によるテレビ（ケーブルテレビを含む。）やラジオ（コミュニティFMを含む。）等の有効活用や、緊急速報メール及び防災ネットあんの活用により住民等への情報伝達を図る。

町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等あらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
- エ テレビ、ラジオの放送
- オ 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等）
- カ その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、SNS等）

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図るものとする。

(2) 実施方法

情報提供活動を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- イ 繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。
- オ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3) 広報内容及び要配慮者への配慮

町、県は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路、避難所など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

また、町は、上記のほか、次の事項について情報提供活動を実施する。

- ア 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- イ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
情報提供に当たっては、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用し、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅の避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮する。

(4) 広報内容の確認

町、県、国及び原子力事業者は、合同対策協議会での協議を踏まえ、十分に内容を確認した上で住民に対する情報の公表及び広報活動を行うものとする。

また、発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合うものとする。

(5) 避難状況の把握への協力

県は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。

2. 誤情報の拡散への対処

町、県、国は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3. 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 町、県、国及び原子力事業者は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、町、県、国及び原子力事業者は、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

町、県は、国及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努めるものとする。

(2) 町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第12項 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1. 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2. 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、町、県に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、町に対し連絡する。連絡を受けた町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

町、県は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3. 応急教育の実施

学校等並びに町、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校

第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

町、県及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等

により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

ア 教科書

(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与である与否を問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を市町の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

(イ) 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む)に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

(ア) 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材(準教科書、ワークブック等)で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。

ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

(イ) 文房具

ノット、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

(ウ) 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、町、県、国立、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

(6) 保健衛生の確保

学校等は、町、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

4. 被災生徒等への支援

(1) 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2) 育英資金貸付金

県は原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

5. 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、町とともに、町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧対策計画

第1節 災害復旧対策

原子力災害対策特別措置法15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

第1項 緊急事態解除宣言後の対応

町、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第2項 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

避難指示をを行った町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第3項 放射性物質による環境汚染への対処

町、県、原子力事業者、その他防災関係機関及び県民は連携して、放射性物質に汚染された物質の除去、除染作業等、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、町、県に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、町、県からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

1. 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び住民は、避難指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- (1) 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等の除染等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- (2) 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- (3) 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

- (4) 除染の実施前後においてモニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的なモニタリングを実施する。

除染関係がイ・ライン(平成23年12月 環境省)

第4項 放射性物質の付着した廃棄物の処理

町は、県、国並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

町及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

町及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第5項 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家等の判断国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を町及び防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

町は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第6項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、関係機関及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸与するとともに、原子力防災要員を派遣する。

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第7項 災害地域住民に係る記録等の作成及び窓口の設置

町は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1. 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

町は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

2. 災害対策措置状況の記録

町及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

3. 相談窓口の設置

原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。

第8項 風評被害等の影響の軽減

町、国、県は、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通確保及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するに当たっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第9項 被災中小企業に対する支援

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

町は、県、国と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災農林水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第10項 心身の相談活動

町、県、国、県医師会及び関係地区医師会は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

県は、国、町及び防災関係機関の協力を得て、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ長期間にわたる健康調査を実施する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

《第5編 その他災害対策》

第5編 その他災害対策

第1章 総則

1. 本編においては、風水害対策、震災・津波被害対策及び原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - ・航空災害対策
 - ・林野火災対策
 - ・海上災害対策
 - ・大規模火事災害対策
 - ・鉄道災害対策
2. これまでに記述した災害対策以外のその他の災害対策については、必要に応じ、第2編(風水害対策)、第3編(震災津波被害対策)、第4編(原子力災害対策)及びこの編に記述している各種防災対策に準じて、適切に必要な措置を講じる。

第2章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又は発生しようとしている場合(以下「航空災害時等」という。)における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等

町、県、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災機関は、情報の収集及び連絡手段の確保を図るため、情報の収集機能の充実、情報連絡手段の整備などに努める。

1. 情報収集機能の充実

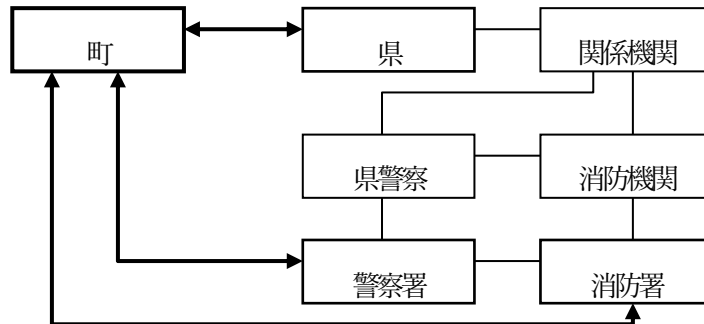
(1) 情報収集体制の整備

町は、事故発生現場での情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、体制の整備を図る。

情報収集連絡責任者	総務課長
情報収集連絡担当者	危機管理・防災係長及び担当者

(2) 防災機関相互の連絡体制の整備

町、県、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災機関は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した事故情報等について、円滑に他の防災機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。



2. 情報連絡手段の整備等

(1) 非常通信体制の整備

町、県及びその他防災機関は、航空災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定に基づく非常手段の活用を図るものとし、佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて、非常通信体制の整備・充実に努める。

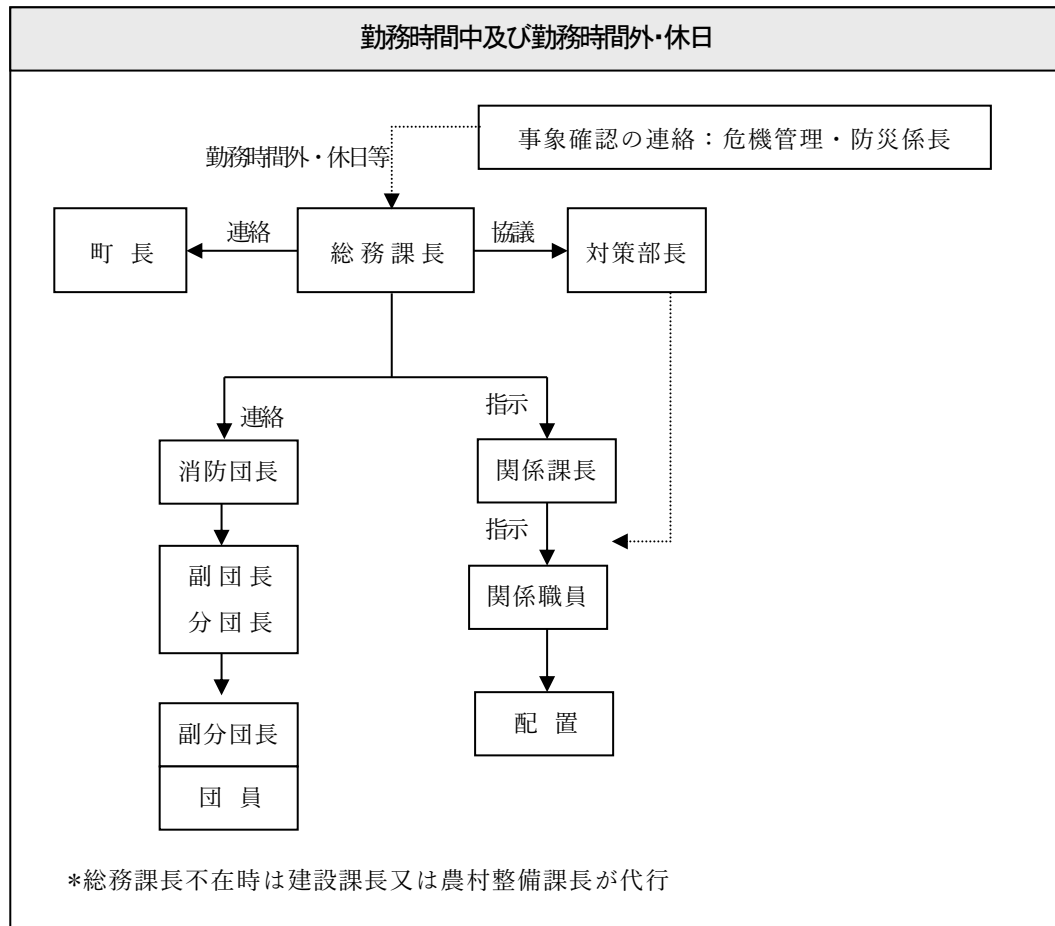
第2項 参集体制の整備

町、県、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災機関は、航空災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。

1. 職員の参集体制

町は、あらかじめ航空災害時等の対策推進のための配備体制や職員の参集基準などを明確にし、職員に周知するなど参集体制の整備を図る。

(1) 職員の参集体制等



(2) 参集基準

災害の規模により、町長及び総務課長等の協議により、参集要員、配備指示を行うものとする。

なお、町内において航空機事故が発生した場合、災害規模に関わらず、総務課長、総務課課長補佐及び総務課危機管理・防災係の職員は、速やかに登庁し、情報の収集並びに災害対策に関わる体制等の設置準備を行うこととする。

第3項 広域防災体制の強化

町、県、県警察、消防機関その他防災機関は、関係機関と十分に協議のうえ、相互応援協定の締結等により連携強化に努める。

その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておくものとする。

1. 町及び消防機関

(1) 市町間の相互応援

町は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

(2) 防災機関等との連携の強化

町及び消防機関は、災害応急活動を円滑に実施するため、必要に応じて、他の防災機関又は民間団体との協定の締結等連携の強化に努める。

2. その他防災機関

防災機関は、円滑な災害応急活動が実施できるよう、相互の連携強化に努めるとともに、必要に応じて、民間団体との協定の締結等を推進する。

3. 「佐賀空港緊急計画」に定められた防災機関等

町、県、県警察、消防機関その他防災機関等は、「佐賀空港緊急計画」に定められた災害応急活動を円滑に実施するため、連携強化を図るものとする。

第4項 搜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備

町、県、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊その他防災機関は、航空災害時等の搜索、救助・救急及び消火活動に必要な資機材等の整備に努めるとともに、医療活動体制の整備に努める。

1. 搜索用資機材等の整備

県警察は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

海上保安部は、搜索活動を行うために必要な装備、資機材、船艇の整備を行う。

2. 救助・救急及び消火用資機材等の整備

町、県及び消防機関は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県は、町、消防機関、海上保安部その他防災機関に係る資機材等の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

県、市町及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第5項 職員への周知及び防災訓練

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

1. 防災担当職員等への周知徹底

町、県、県警察、消防機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関の実情に応じて、応急活動の実施の

ためのマニュアル作成に努め、職員等に周知するものとする。

2. 防災訓練の実施

町、県、県警察、消防機関、航空運送事業者その他防災機関は、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救助・救急訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

また、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

訓練を行うに当たっては、実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町、県、航空運送事業者その他防災機関は、航空災害時等において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1. 町

(1) 災害情報連絡室

① 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生するおそれがある場合、あるいは小型飛行機及び回転翼航空機等の墜落事故・行方不明が発生し、又は発生するおそれがある場合

② 所掌事務

災害に関する情報収集、防災機関等との相互連絡及び調整

③ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもってあて、総務課課長補佐、総務課危機管理・防災係及び総務課の職員で構成する。

なお、必要に応じ、関係課の課長及び職員を構成員とするものとする。

(2) 災害対策本部

① 設置基準

多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、町長（不在の時は、副町長、総務課長の順）が必要と認める場合

② 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

③ 設置場所

総務課に置く。

庁舎が使用できないときは、庁舎付近の公共機関施設又は利便性の良い支所に置く。

④ 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

⑤ 組織

風水害編編第3章第1節第1項《白石町災害対策本部組織》に準ずる。

⑥ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、搜索、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

⑦ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又は航空災害の発生を覚知した場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

⑧ 県との連携

県において、災害情報連絡室又は災害対策本部等が設置された場合には、当該対策本部と連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

被害状況等については、県へ報告を行なうこととする。

なお、報告要領等については、風水害編編第3章第3節第4項に準ずる。

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）

イ 事故発生時刻、発生場所

ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名

エ 搭乗人員及び搭乗者名

[第2段階]

ア 被害情報

(ア) 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）

(イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数

(ウ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）

(エ) 航空事故に伴う周辺の被害状況

イ 応急対策活動情報

(ア) 応急対策の活動状況

(イ) 災害対策本部の設置、活動状況等

(2) 災害情報の収集・連絡

防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

2. 国への被害状況等の報告

町及び消防機関は、航空災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

なお、航空機火災の場合は、町が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

報告要領等については、風水害編編第3章第3節第4項に準ずる。

第3項 自衛隊災害派遣要請

町長は、町の地域に係る航空災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることとする。

また、町長は、通信の途絶等により県へこの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、自衛隊の派遣要請を行うこととする。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

なお、自衛隊への災害派遣要請手続要領については風水害編編第3章第6節第2項に準ずる。

第4項 搜索活動

県、県警察、海上保安部、町、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。

1. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、その他防災機関の搜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (2) 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2. 県警察

県警察は、他の防災機関と協力して、ヘリコプターなどによる搜索活動を実施するとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

3. 海上保安部

海上保安部は、海上において巡視船艇等による搜索活動にあたる。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4. 町及び消防機関

町及び消防機関は、他の防災機関との密接な連携のもとに、搜索活動を行う。

5. 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災機関と協力して、捜索活動を実施する。

6. その他

具体的な捜索活動については、風水害編第3章第30節に準ずる。

第5項 救助・救急及び消火活動

県、県警察、海上保安部、町、消防機関及び自衛隊は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施する。

1. 県

(1) 応援の指示又は出動・派遣の要請

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び町、他の防災機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

ア 他の市町に対し、応援を指示する。

イ 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

ウ 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

(2) 「佐賀空港緊急計画」に基づく活動

佐賀空港管理事務所は、空港内及びその周辺海上において航空機事故が発生した場合には、「佐賀空港緊急計画」に基づき、速やかに被害状況を把握するとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する。

また、佐賀空港周辺陸上での航空機事故については、空港管理上支障がない限り、積極的に支援活動を行なう。

2. 県警察

県警察は、他の防災機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊等の派遣を要請する。

(1) 行方不明者の捜索・救護

(2) 行方不明者の捜索

(3) 救助・救急活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3. 海上保安部

海上保安部は、海上において航空災害が発生した場合は巡視船艇等を出動させ、救助・救急及び消火活動を実施する。

また、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4. 町及び消防機関

(1) 救助・救急活動

町及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災機関との密接

な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

消防機関は、負傷者等の搬送にあたっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

（2）消火活動

町及び消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

5. 自衛隊

自衛隊は、知事等からの災害派遣要請に基づき、他の防災機関と協力して、救助・救急及び消火活動を実施する。

第6項 医療活動

県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び地区医師会は、航空災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

1. 救護所の設置、運営

（1）町

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

2. 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

（1）医療救護班の編成

各医療機関は航空災害が発生した情報を得た場合には、医療救護班（医師1名、看護師2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成）を編成しておくものとする。

- ア 町医療救護班
- イ 県医療救護班
- ウ 佐賀県医師会医療救護班
- エ 災害拠点病院医療救護班
- オ 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- カ 国の医療救護班
- キ 日赤医療救護班
- ク 赤十字現地医療班

3. その他

具体的な医療活動については、風水害編第3章第10節に準ずる。

第7項 警戒区域の設定等

町長は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、町民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第8項 交通規制等による交通対策

県警察、海上保安部及び道路管理者は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を実施し、緊急輸送路の確保に努める。

第9項 輸送対策

町、県、県警察、その他防災機関は、航空災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1. 緊急輸送の実施

町、県、県警察、その他防災機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

輸送を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2. 輸送手段の確保

県、県警察、町その他防災機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段が確保できない場合は、県に対して、その調達またはあっせんを要請する。県は、町から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達または斡旋に努める。

(1) 車両

ア 町有車両の提供

イ 公益社団法人佐賀県トラック協会に対し、「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき要請

ウ 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会に対し、車両の調達又はあっせんを要請（九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

エ 九州運輸局佐賀運輸支局に対し、車両確保を要請（運送命令の措置を含む）

オ 社会福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

カ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 船舶

ア 県有船舶の提供を要請

イ 船舶事業者、漁業協同組合等に対し、協力の要請

ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(3) 航空機(ヘリコプター)

ア 消防庁に対し、広域航空消防応援の要請(県への要請)

イ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

3. 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

町及び防災機関は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている道路を緊急自動車以外の車両で通行する場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県警察が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

第10項 町民等への情報提供活動

町及び県、県警察、航空運送事業者その他防災機関は、航空災害の状況等について正確な情報を適切に提供するものとする。

1. 町民等への情報提供

(1) 町

① 広報資料の収集

町は、県、警察及びその他防災機関から収集した情報を広報資料として整理する。

② 広報活動

防災行政無線により広報活動を行うとともに、県と協力して「災害時における報道要請に関する協定」に基づき各報道機関へ要請して、情報を提供する。

ア 航空機事故の発生状況

イ 人的被害及び救助・救急活動の状況

ウ 火災・消火活動の状況

エ 負傷者等の収容状況

オ その他必要と認められる情報

(2) 防災機関等

防災機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2. 被災者の家族等への情報伝達

町は、県、航空運送事業者その他防災機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

町及び航空運送事業者は、必要と認める場合、専用電話、FAX及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。

第11項 遺体の処理収容

航空災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察、海上保安部による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、町は必要に応じ安置所を設置する。

1. 検視、身元確認等

(1) 県警察

県警察は、町から連絡があった場合又は自ら災害発生現場において遺体を発見した場合は、刑事訴訟法又は死体取扱規則、検視規則等に基づき、速やかに検視等を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(2) 海上保安部

海上保安部は、町から連絡があった場合又は自ら発災現場において遺体を発見した場合は、海上保安庁死体取扱規則等に基づき速やかに検視等を行い、その後、遺族又は町に対し、遺体の引き渡しを行う。

また、遺体が身元不明の場合は、遺体の周辺にある物で身元確認資料となり得る物についてもらさず回収し、これを参考にするとともに、県歯科医師会の協力を得るなどにより身元の確認に努める。

(3) 町及び消防機関

町及び消防機関は、災害発生現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡する。

(4) 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

2. 死体の収容

町は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

第12項 こころのケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障がいや心的外傷後ストレス障がい（PTSD）など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、町、県及び航空運送事業者は、メンタルケアに努めるものとする。

この場合、町は県と連携して、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力してメンタルケアを実施する。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進

町、県、森林管理署、消防機関及び森林所有者は、林野火災の出火原因の多くが不用意な火の取り扱いによるものであることから、林野火災の未然防止を図るため町民等への予防思想の普及啓発及び入山者等に対する失火防止対策の推進に努める。

1. 町民等への予防思想の普及啓発

町、県、森林管理署及び消防機関は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く町民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2. 入山者に対する失火防止対策

町、県、森林管理署及び消防機関は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3. 火入れ対策

町及び消防機関は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず町長の許可を受けること。
- (2) 火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を町長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は町が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うにあたっては、万一の火災の発生に備え町及び消防機関への連絡手段等を確保すること。

4. 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備

町、県、森林管理署、及び森林所有者は、林野火災の拡大を防止するため防火林道、防火線及び防火樹帯の整備に努めるとともに、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を、林野火災特別地域の決定並びに林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進に努める。

1. 防火林道の整備

町、県、森林管理署、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2. 防火線及び防火樹帯の整備

町、県、森林管理署及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3. 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、県と協議して決定する。

4. 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮しつつ、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 消火活動体制の整備

町、県及び消防機関は、消防施設、消火用資機材の整備等に努めるとともに、迅速かつ的確な消火活動に必要な林野火災用防災マップの作成に努める。

また、空中消火が迅速かつ的確に実施できるようその体制の整備に努める。

1. 消防施設の整備

町及び県は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2. 消火用資機材等の整備

町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

県は、空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。

3. 林野火災用防災マップの作成

町、県及び消防機関は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4. 空中消火の実施体制の整備

(1) 町及び消防機関

町及び消防機関は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めておくものとする。

① 現場における統轄的指揮体系

② 空中消火資機材の補給体制

ア 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

イ 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

ウ 必要人員の把握

③ 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

(2) 県

県は、空中消火用資機材の搬送体制及び搬送の指示伝達ルート等について定めておく。

また、臨時ヘリポートの選定及び空中消火資機材の搬送状況について自衛隊との連絡調整が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ連絡窓口、連絡方法等を取り決めておく。

第4項 避難・収容体制の整備

町は、避難所の指定及び町民への周知並びに避難場所の整備に努めるとともに、避難誘導体制の整備に努める。

1. 避難所の指定等

(1) 避難所の指定及び周知

町は、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難場所を指定し、町民への周知徹底に努める。

(2) 避難所の機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

ア 必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備

イ 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ(洋式トイレが望まし

い)、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に

必要な施設・設備の整備

ウ テレビ・ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備

エ 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保。及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

オ 飲料水の給水体制の整備

カ 支援者等の駐車スペースの確保

(3) 避難場所の管理運営体制の整備

町は、避難場所の管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成モデル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等あらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

2. 避難誘導体制の整備

町は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

さらに、避難誘導にあたっては、避難路や避難所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動

県から火災気象通報を受けた場合には、町及び消防機関は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1. 県

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、県防災行政無線の自動一斉指令等により、直ちに市町及び消防機関に通報する。

2. 町

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、火災予防条例で定める火の使用を制限する。

また、防災行政無線、広報車等により、入山者等に周知徹底を図る。

3. 消防機関

消防機関は、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立

町、県、森林管理署、その他防災機関は、林野火災発生時において、その責務と処理すべき業務を遂行するため災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

《活動体制と配備基準》

組 織	配備基準	発令者
災害情報連絡室	(ア) 焼損面積が5ha以上と推定される場合 (イ) 住家等へ延焼するおそれがある場合 (ウ) その他林野火災に関し、必要と認める場合	総務課長
災害警戒本部	(ア) 焼損面積が10ha以上と推定される場合 (イ) 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合 (ウ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合 (エ) 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合 (オ) その他林野火災に関し、必要と認める場合	総務課長
災害対策本部	(ア) 焼損面積が20ha以上に達すると推定される場合 (イ) 多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合 (ウ) その他林野火災に関し、必要と認める場合	町 長

1. 町

(1) 災害情報連絡室

① 設置基準

林野火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長（不在の時は、農村整備課長）が必要と認める場合。

- ア 焼損面積が5ha以上と推定される場合
- イ 住家等へ延焼するおそれがある場合
- ウ その他林野火災に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

③ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課、農村整備課及び情報収集が必要となる課並びに関係現地機関で構成する。

④ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長が定める者。

(2) 災害警戒本部

① 設置基準

林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長が必要と認める場合。

- ア 焼損面積が10ha以上と推定される場合
- イ 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合
- ウ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合

エ 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合

オ その他林野火災に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整に関すること。

③ 構成

災害警戒本部長は、総務課長をもって充て、総務課、農村整備課、各本部連絡員所属部署及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

④ 配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する各課の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

(3) 災害対策本部

① 設置基準

延焼拡大により林野火災が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、町長（不在の時は、副町長、総務課長の順）が必要と認める場合。

ア 焼損面積が20ha以上に達すると推定される場合

イ 多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合

ウ その他林野火災に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

林野火災応急対策の実施

③ 設置場所

総務課に置く。

④ 指揮命令系統

町長が不在または事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

⑤ 組織

風水害編編第3章第1節第1項《白石町災害対策本部組織図》に準ずる。

⑥ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

⑦ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

⑧ 県との連携

県において、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

2. その他防災機関

その他防災機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

3. 森林所有者

森林所有者は、県、県警察、町及び消防機関との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

第3項 災害情報の収集・連絡、報告

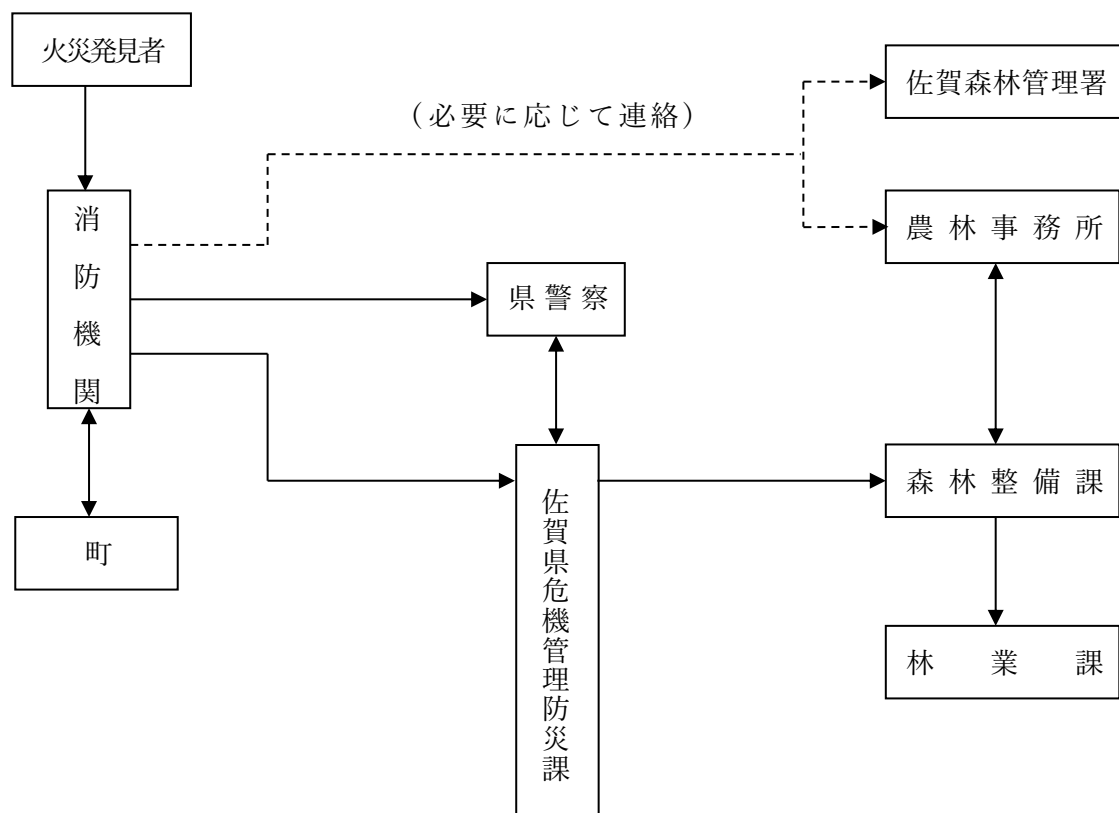
町、県、県警察、森林管理署、消防機関、自衛隊その他防災機関は、林野火災が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

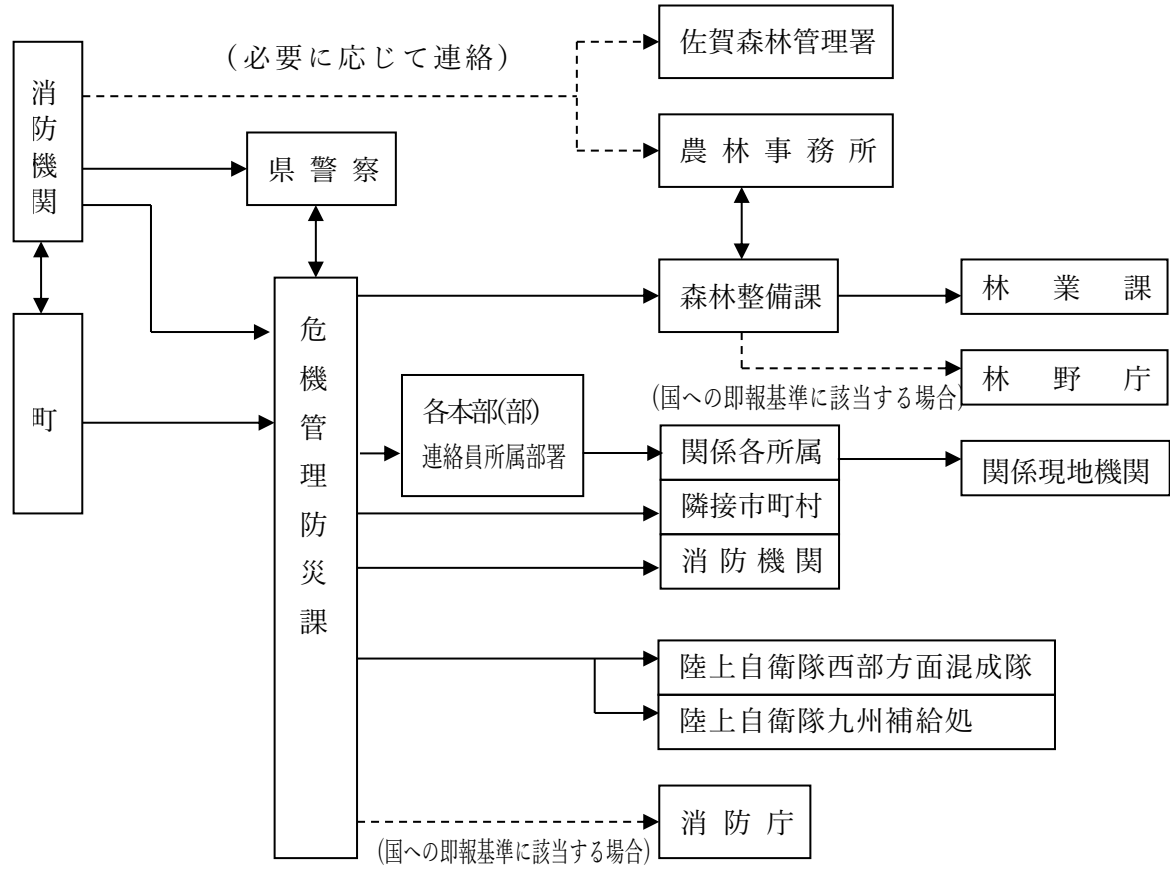
町及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

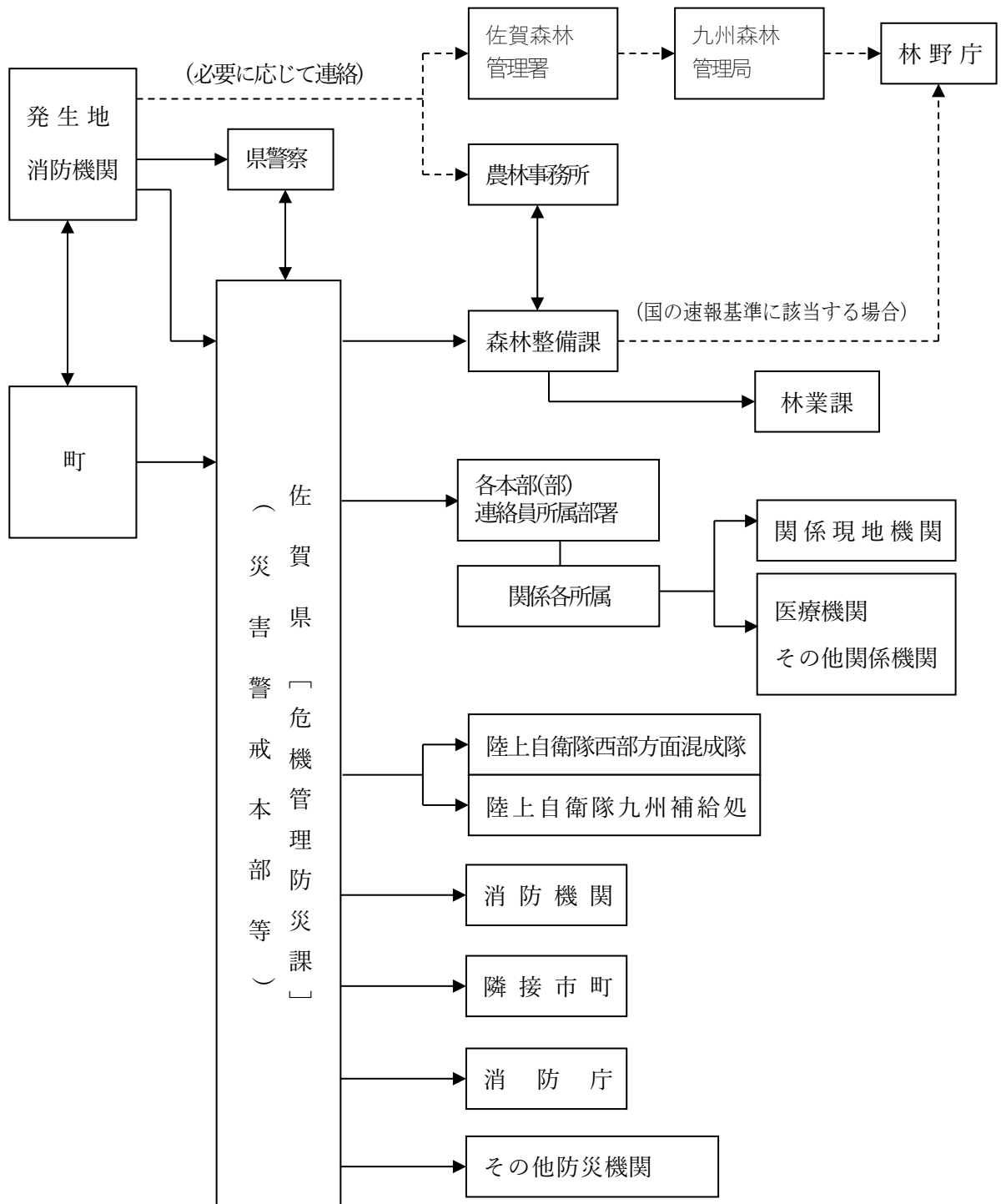
(1) 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降(焼損面積が概ね5ha以上)



(3) 林野火災拡大時(災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合)



2. 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階]緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

- ア 火災発生時刻、発生場所(地図上に明記)
- イ 概括的被害情報(火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等)
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

[第2段階]災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎょ活動に必要な事項
 - (イ) 人的被害状況(火災発生地での死傷者数)
 - (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (エ) 医療機関からの情報(負傷者等の氏名及びその症状)
 - (オ) 町民等の避難状況及び避難場所
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

① 町及び消防機関の情報収集と連絡

町及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

② 防災機関等の情報収集と連絡

防災機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、県(災害対策本部等)に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災機関等に連絡するものとする。

3. 県、国への被害状況等の報告

(1) 県への報告

町は、林野火災が発生した場合、災害対策基本法、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号)及び林野火災時における対応について(平成8年4月25日付け消第158号)に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合又は町が必要と認めるときは、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

[即報基準]

- ア 焼損面積が1ha以上と推定される場合
- イ 火災による死者又は負傷者が生じた場合
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある場合

(2) 県から国への報告

県は、林野火災が発生した場合は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号)及び林野火災速報について(平成3年3月29日付け3-9)に基づき、国に対し被害状況等の報告を行う。

[国への即報(速報)基準]

ア 消防庁への即報基準

(ア) 一般基準

- a 死者3人以上生じたもの
- b 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(イ) 個別基準(林野火災)

- a 焼損面積10ha以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請したもの
- c 住家へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

イ 林野庁への速報基準

- a 焼損面積(10ha以上のもの)
- b 人身事故を伴ったもの
- c 住家等施設焼失を伴ったもの
- d 重要な森林(保安林、自然公園等)で、県が特に必要と認めたもの

第4項 消火活動

林野火災が発生した場合は、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

1. 現場指揮本部の設置

町及び消防機関は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2. 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

町及び消防機関は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2) 安全管理

町及び消防機関は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

町及び消防機関は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3. 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

町及び消防機関は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

- ① 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合
- ② 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 応援要請

① 町及び消防機関

町及び消防機関は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

ア 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

イ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

② 県

県は、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。

(3) 空中消火の実施

① 町及び消防機関

町及び消防機関は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

ア 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議の上で決定する。

イ 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

ウ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

エ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

② 県

県は、町及び消防機関から空中消火用資機材の調達の要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、他の消防機関に対し、保管している空中消火用資機材を空中消火活動の拠点となる補給基地へ輸送するよう要請する。

また、火勢等の状況から、空中消火用資機材が不足又は不足するおそれがある場合は、隣県等に資機材の提供及び輸送を要請する。

③ ヘリコプター運用機関

ヘリコプター運用機関は、県、市町及び消防機関と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する町長は、林野火災により被害が周辺町民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺町民や入山者の安全確保を図る。

第6項 避難・収容対策

町長は、避難の指示を実施した者又はその者が属する機関は、林野火災が拡大し、町民等に被害を及ぼすおそれがある場合において、町民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置をとるものとする。

避難措置にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者等に十分配慮し、必要に応じ早目の避難指示を実施する。

また、避難の指示を受けた町民等は、勧告・指示の内容に従って避難するものとする。

1. 避難の指示の内容

避難の指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難の指示をする理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

2. 関係機関への連絡及び町民への伝達

(1) 関係機関への連絡

町長は、避難指示を実施した内容を関係機関（消防機関、県、県警察、自衛隊）に対して連絡する。

(2) 町民への伝達

町及び避難の指示を実施した者又はその者が属する機関は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の町民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ サイン
- ④ テレビ、ラジオの放送
- ⑤ 携帯電話等のメール（緊急速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等をいう。以下同じ。）、防災ネットあんあん等）
- ⑥ その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ、SNS等）

3. 避難誘導

町は避難の指示を発令した場合、迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

4. 町民等の避難

避難の指示が実施された場合は、その対象となった町民等は、勧告・指示の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、町が事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、関係機関と協力して車両等を準備し、援助するものとする。

5. 自主避難への対応

避難の指示が実施される以前に、町民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

6. 避難所の開設

町は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の消失等により必要があると認めた場合は、防災計画に基づき、避難所を開設する。

7. 避難所の運営

町は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

運営にあたっては、食料、飲料水及び寝具等の配布、情報提供、避難者のプライバシーの確保等を図るとともに、町民による自主運営組織の結成を支援し、ボランティアや防災関係機関等の協力も得て、良好な生活環境の維持に努める。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

第7項 二次災害の防止

町、県、森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

町及び県は、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺町民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

町、県、森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 海上災害対策

この海上災害対策計画は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災機関及び海上運送事業者等（海上運送事業者、石油事業団体及びその他の民間事業者をいう。以下同じ。）が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 海上災害防止活動の推進

県、三池海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎及び九州地方整備局唐津港湾事務所は、海上における災害の防止を図るため、海上事故防止活動の推進に努める。

1. 海上災害防止思想の普及

三池海上保安部は、海上災害防止に関する知識・技能の習得を図るための訪船指導や海難防止講習会等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

2. 船舶の安全な運航の確保

九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎は、海上運送事業者等に対し、発航前検査の励行、航海当直体制の確保及び船内巡視制度の確立等の運航管理について指導を行い、船舶の安全な運航の確保に努める。

3. 船舶の安全性の確保

九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎は、危険物運搬船等の構造及び設備等の検査の実施に際し、必要な指導等を行うことにより船舶の安全性の確保に努める。

海上保安部は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。

4. 海上交通環境の整備

県及び九州地方整備局唐津港湾事務所は、海上交通の安全性の向上のため港湾の整備に努める。

第2項 消火活動体制の整備

町、三池海上保安部及び消防機関は、海上火災の発生に備えた消火用資機材等の整備等による消火活動体制の整備に努める。

1. 消火用資機材等の整備

三池海上保安部は、消防設備を有する船艇及び資機材の整備に努める。

町及び消防機関は、消火用資機材等の整備に努める。

2. 消火活動にかかる連携の強化

三池海上保安部及び消防機関は、船舶火災に関し協定等の締結を推進し、必要に応じて入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況など必要な資料及び情報を常時相互に交換するなど連携の強

化に努める。

第3項 油の大量流出時における防除資機材等の整備

町、県、三池海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、消防機関、海上運送事業者等その他防災機関は、各々必要に応じて、油が大量に流出した場合に備えて、船艇、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤及び油吸着マットなどの資機材等の整備に努める。

また、町、県、三池海上保安部等は、防災機関等の資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行う。

第4項 流出油の防除に関する協議会の会員の連携強化

有明海排出油防除協議会は、大量の流出油事故に迅速な対応ができるよう、会員が有する資機材等についての情報交換、流出油防除に関する調査研究及び訓練の実施等により会員の連携強化に努める。

第5項 二次災害の防止活動体制の整備

三池海上保安部は、海上災害が発生した場合、現場付近の船舶による新たな事故等の二次災害の発生を防止するため、船舶の航行制限・禁止、避難誘導等の措置及び航行中の船舶に対し迅速な周知活動を行う体制の整備に努める。

町、県警察及び消防機関は、係留中の船舶等に火災、爆発、油流出等の海上災害が発生した場合、二次災害の発生を防止するため、付近町民への迅速な周知活動並びに避難誘導を行う体制の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町、県、三池海上保安部、事故の原因者その他防災機関は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

《活動体制と配備基準》

組 織	配備基準	発令者
災害情報連絡室	(7) 町海域を航行中又は係留中の客船等において火災、爆発等の事故が発生した場合 (4) 町又は近隣の海域で、大量の油流出事故が発生した場合 (ウ) その他海上災害に関し、必要と認める場合	総務課長
災害警戒本部	(7) 救助を要する者が多数発生した場合 (4) 大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から県沿岸に流出油が漂着し又はそのおそれがあるなど、相当な被害が予想される場合 (ウ) その他海上災害に関し、必要と認める場合	総務課長
災害対策本部	(7) 客船の事故等により多数の死傷者が発生し、又はそのおそれがある場合 (4) タカ-の事故等により大量の流出油が県沿岸の広範囲に漂着するなどその防除に相当な期間を要すると認められ、県が総合的な対策を講じる必要がある場合 (ウ) その他海上災害に関し、必要と認める場合	町 長

1. 町

(1) 災害情報連絡室

① 設置基準

海上災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長（不在の時は、農村整備課長）が必要と認める場合。

- ア 町海域を航行中又は係留中の客船等において火災、爆発等の事故が発生した場合
- イ 町又は近隣の海域で、大量の油流出事故が発生した場合
- ウ その他海上災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

③ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課、農村整備課及び情報収集が必要となる課で構成する。

④ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長及び関係課長が定める者。

(2) 災害警戒本部

① 設置基準

海上災害の発生又はその拡大により、次のいずれかに該当する場合で、総務課長（不在の時は、農村整備課長）が必要と認める場合。

ア 救助を要する者が多数発生した場合

イ 大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から町沿岸に流出油が漂着し
又はそのおそれがあるなど、相当な被害が予想される場合

ウ その他海上災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

③ 構成

災害警戒本部長は、総務課長をもって充て、総務課、農村整備課及び各本部連絡員所属部署及び情報収集・災害応急対策が必要となる課並で構成する。

総務課長が不在のときは、農村整備課長が代理する。

④ 配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する各課の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。

(3) 災害対策本部

① 設置基準

次のいずれかに該当する海上災害が発生した場合で、町長（不在の時は、副町長、総務課長の順）が必要と認める場合。

ア 客船の事故等により多数の死傷者が発生し、又はそのおそれがある場合

イ タンカーの事故等により大量の流出油が町沿岸の広範囲に漂着するなどその防除に相当な期間を要すると認められ、町が総合的な対策を講じる必要がある場合

ウ その他海上災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

海上災害応急対策の実施

③ 設置場所

総務課に置く。

④ 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

⑤ 組織

風水害編編第3章第1節第1項《白石町災害対策本部組織図》に準ずる。

⑥ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

⑦ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

⑧ 県との連携

県において、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

2. 海上保安部

海上保安部は、事故発生後速やかに、防災業務計画及び排出油防除計画等に基づき災害対策本部等の体制を確立し、災害の拡大防止のための必要な措置を講じる。

3. 事故の原因者

事故の原因者は、事故発生後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

4. その他防災機関

その他防災機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町、県、県警察、海上保安部、消防機関、事故の原因者その他防災機関は、海上災害発生時において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。

町及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階]緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

ア 事故発生時刻、発生場所

イ 概括的被害情報(船舶の規模、種類、破損状況等)

ウ 事故に遭った船舶名及び船舶会社

エ 乗客人員数及び乗組員数

オ 油の流出状況等

(ア) 船体破損部等の油流出箇所の状況

(イ) 流出油の種類及び性状並びに積載量及び積載状況

- (ウ) 流出油の推定量
- (エ) 流出油の漂流状況
- (オ) 付近海域における気象・海流等の状況

[第2段階]災害情報

7 応急対策に必要な情報

- (ア) 人的被害状況(死傷者数、行方不明者数)
- (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- (ウ) 医療機関からの情報(負傷者等の氏名及びその症状)
- (エ) 油の流出、漂流及び漂着状況
 - a 流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無
 - b 流出油の漂流予測
 - c 流出油の海岸等への漂着のおそれの有無及び予測時間
- (オ) 流出油による水産資源及び環境への影響

イ 応急対策活動情報

- (ア) 災害対策本部等の設置状況
- (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

① ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター(県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請)等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を海上保安部に派遣し被害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県(危機管理防災課「総括対策部総括班」)へ報告するものとする。

② 事故の原因者の情報収集と連絡

事故の原因者は、速やかに被害状況を把握し、海上保安部及びその他関係機関に対し連絡する。

③ 防災機関等の情報収集と連絡

防災機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県(災害対策本部等)に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災機関等に連絡するものとする。県は、防災機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災機関等に連絡する。

2. 県、国への被害状況等の報告

町及び消防機関は、海上災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防防第267号)に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

第3項 救助・救急活動

町、県、県警察、海上保安部、消防機関及び自衛隊は、海上災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

1. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は海上保安部、消防機関若しくは町から応援を求められた場合は、救助・救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 県の所有する船舶による救助を行う。
- (2) 他の市村に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。

2. 県警察

県警察は、他の防災機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助・救急活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3. 海上保安部

海上保安部は、海上災害が発生した場合は、巡視船艇等を出動させ、救助・救急活動を実施する。また、必要に応じ、佐賀県水難救済会に対し、出動を要請するほか、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇の増援を要請する。

4. 町及び消防機関

町及び消防機関は、海上保安部からの通報を受けた場合、救助者の引渡し場所等を確認し、負傷者等について、引渡し場所から医療機関(救護所を含む)への搬送活動を実施する。

消防機関は、負傷者等の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防機関は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

5. 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長からの災害派遣要請に基づき、他の防災機関と協力して、救助・救急活動を実施する。

第4項 消火活動

町、県、海上保安部、消防機関、事故の原因者及び海上災害防止センターは、海上火災が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

1. 県

県は、海上保安部からの通報を受けて必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。

2. 海上保安部

海上保安部は、船舶において火災等による海上災害が発生した場合には、巡視船艇等の出動による消火活動を実施し、必要な場合は、第七管区海上保安本部に対し、航空機の出動、巡視船艇等の増援を要請する。

また、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、消防機関と協力して、消火活動を実施する。

3. 町及び消防機関

町及び消防機関は、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、海上保安部と協力し、迅速に消火活動を実施する。

また、海上航行又は沖合停泊中の船舶において火災等の海上災害が発生した場合は、可能な限り海上保安部と協力して消火活動の実施に努める。

4. 事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、海上火災が発生した場合は、直ちに消火及び延焼防止のための応急措置を講じるとともに、海上火災の現場付近にある船舶に対し注意を喚起するための措置を講じる。

海上災害防止センターは、船舶所有者等からの委託に基づいて、消火活動を実施する。

第5項 二次災害の危険防止活動

海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、事故の原因者に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

県警察及び消防機関は、係留中の船舶に火災、爆発等の海上災害が発生した場合には、速やかに付近の危険物施設への引火防止措置、火気の使用禁止措置及びその周知、立入禁止区域の設定並びに町民等への避難の周知及び誘導などの二次災害の防止活動を実施する。

第6項 大量の流出油等に対する防除・回収活動

県、県警察、海上保安部、町、消防機関、自衛隊、事故の原因者、流出油の防除に関する協議会、海上災害防止センター、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者その他防災機関は、大量の流出油に対し、迅速かつ的確な防除・回収活動を実施する。

1. 海上における防除活動

(1) 県

県は、海上保安部から要請を受けた場合又は自ら必要と認めた場合は、保有しているオイルフェンス、油吸着マット等の資機材の提供又は調達、あつせんを行うとともに、県所有の船舶による防除活動を実施する。

また、必要に応じ、次の措置を講ずる。

- ① 他の防災機関への協力要請
- ② 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく資機材等の応援の要請

(2) 海上保安部

① 事故の調査及び分析・評価

海上保安部は、排出油事故の状況等を迅速に調査し、その調査結果に基づき、次の事項について分析・評価を行う。

- ア 流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無
- イ 流出油の漂流予測（拡散方向及び拡散速度）
- ウ 流出油による被害及び影響の程度
- エ 調達可能な流出油防除資機材等及び要員の動員可能数
- オ その他の流出油防除活動に必要な諸要件

② 防除活動の実施

海上保安部は、事故の原因者に対し、流出油の除去その他必要な措置を指示するとともに、流出油の防除に関する協議会等に対し、防除活動のための出動を要請し、巡視船艇等による防除活動を実施する。

また、必要に応じて、第七管区海上保安本部に対し、次のことを要請する。

- ア 流出油防除資機材の供給及び油回収船等の出動
- イ 海上災害防止センターへの防除活動の指示
- ウ 自衛隊に対する災害派遣の要請

また、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し流出した油の除去その他必要な措置を講ずることを要請する。

(3) 町及び消防機関

町及び消防機関は、必要に応じ保有している油吸着マット、油処理剤等の資機材を提供するなど防除活動に努める。

(4) 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災機関と協力して、防除活動を実施する。

(5) 事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、直ちに流出した油の拡大防止及び油の流出の防止並びに流出した油の除去のための応急措置を講ずるものとする。

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等からの委託に基づいて、流出油の防除措置を実施する。

(6) 流出油の防除に関する協議会

流出油の防除に関する協議会会長から出動の要請を受けた協議会会員は、流出油の防除活動に協力するものとする。

(7) その他防災機関

その他防災機関は、油防除資機材等の提供など防除活動に協力する。

2. 沿岸における防除活動

(1) 県

① 回収用資機材の支援

県は、町から応援を求められた場合又は自ら必要と認めた場合は、県所有のもの及び調達により資機材を提供するとともに、他の市町村に対する協力要請、九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく応援の要請及びその他防災機関への要請等による支援を行う。

② 漂着油回収作業の支援

県は、町の回収作業のみでは対処できないと認めた場合は、防災機関などに応援の要請を行うとともに、必要に応じ自ら回収作業を実施する。

(2) 県警察

県警察は、漂着油の回収作業の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、次の措置を実施する。

- ① ヘリコプター、警備艇による沿岸線付近の漂着油の状況、防除・回収活動等の状況についての情報収集
- ② 回収作業現場周辺等における立入禁止区域の設定
- ③ 災害に対応する要員の集結、資機材の搬入に伴う交通規制の実施及び交通整理
- ④ 現場周辺等における警戒活動
- ⑤ 雑踏警備活動

(3) 海上保安部

海上保安部は、随時、漂着する可能性のある油に関する情報を関係機関へ提供するとともに、防除活動を実施する。

(4) 町

町は、町内の自然環境及び社会環境の保全を図る観点から、必要と認めた場合は、漁業協同組合、町民及びボランティア等の協力を得ながら、次の防除活動を実施する。

- ① 地図上に明示した漂着マップの作成
- ② 回収用資機材の試算及びその調達
- ③ 作業地区の分担表の作成
- ④ その他必要な防除活動

また、自らの防除活動のみでは対処できないと認める場合は、県及びその他防災機関に応援を要請する。

(5) 消防機関

消防機関は、町と連携し漂着油の回収作業を実施する。

(6) 自衛隊

自衛隊は、知事又は第七管区海上保安本部長から災害派遣の要請を受けた場合は、他の防災機関と

協力して、漂着する可能性のある油及び漂着油の回収作業を実施する。

(7) 事故の原因者、海上災害防止センター

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、速やかに、県、市町及び防災機関の協力を得ながら、必要な資機材の調達、回収油の一時集積場所の選定、漂着油の回収作業を実施する。

(8) 海岸、港湾及び漁港管理者

海岸、港湾及び漁港管理者は、管理する施設の漂着油に対する防除活動を実施する。

(9) 河川管理者

河川管理者は、流出油により河川が汚濁し、河川の管理に重大な支障を生じるおそれがある場合は、その他防災機関と連携して必要な防除活動を実施する。

(10) その他防災機関

その他防災機関は、漂着油の防除に関し、各々の機関に応じて必要な措置を講じるとともに、他の機関に対する協力を努める。

第7項 回収油の処理活動

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、回収油の収集、運搬、処分を行う。

県は、事故の原因者及び海上災害防止センターが行う回収油の処理活動について、廃棄物処理基準に従い適正に行われるよう指導する。

第8項 環境影響調査

町は、県が行う流出油による汚染の状況及び環境生態系への環境影響調査に協力する。

第9項 回収作業従事者の健康対策

町及び県は、必要に応じ相談所及び救護所を設置するなど、健康対策活動を実施する。

1. 県

県は、町が行う健康相談活動について指導するとともに、町から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、保健師等を派遣する。

また、他の市町に対し、保健師等の派遣を要請する。

2. 町

町は、漂着油の回収作業従事者の回収作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、必要に応じ医師、保健師等による健康相談チームを編成し、相談所の設置又は巡回相談を実施する。

また、相談所及び救護所の運営にあたっては、地区医師会及び医療機関等に協力を要請し、十分に対処できない場合は、県に対し、医師、保健師の派遣を要請する。

第10項 ボランティアの活動対策

町及び県は、佐賀県（白石町）社会福祉協議会及び日本赤十字社佐賀県支部が行なうボランティア受入活動調整等するなど環境整備を行う。

1. 県

県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、県・白石町社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

2. 町

町は、求められるボランティアの内容、必要人員及び活動場所等被災地のニーズを把握し、県・佐賀県（白石町）社会福祉協議会、日本赤十字社佐賀県支部等に対し、情報を提供する。
また、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努める。

3. 県社会福祉協議会

県社会福祉協議会は、救援ボランティア本部を設置し、次の業務を実施する。

- (1) 県災害対策本部との連絡・調整
- (2) 全国社会福祉協議会との連絡・調整
- (3) 町の救援ボランティア事務所との連絡・調整・物資の調達
- (4) 救援ボランティアの募集・受入れ・調整
 - ① 救援ボランティアの募集・受付・登録
 - ② ボランティア保険加入の手続き
- (5) その他ボランティア活動に必要な業務

4. 佐賀県（白石町）社会福祉協議会

佐賀県（白石町）社会福祉協議会は、救援ボランティア事務所を設置し、次の業務を実施する。

- (1) 町災害対策本部との連絡・調整
- (2) 救援ボランティア本部との連絡・調整
- (3) 救援ボランティアの募集・受入れ・調整
 - ア 救援ボランティアの募集・受付・登録
 - イ ボランティア保険加入の手続き
- (4) その他ボランティア活動に必要な業務

5. 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに救援ボランティア本部及び救援ボランティア事務所の活動に協力するとともに、赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行う。

第11項 油流出事故が発生した場合の補償対策

町、県及び油流出事故による被害を受けた者は、補償請求に備え、それぞれ自らが実施した流出油の防除及び清掃等に要した経費の把握並びに写真等の証拠書類の整理を行う。

また、町及び県は、漁業協同組合、観光業者等が行う補償請求について助言を行う。

第3節 災害復旧計画

第1項 漁業・水産関係の復旧

町及び県は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第2項 事後の監視等の実施

町及び県は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第5章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 火災予防思想の普及等

町及び消防機関は、広報活動、住宅防火対策の推進及び自主防災組織等の育成・充実により町民等への火災予防思想の普及に努めるとともに、消火訓練の実施促進に努める。

県は自主防火組織等に対する研修の充実により町民等への火災予防思想の普及に努める。

1. 広報活動

町及び消防機関は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段等により、広く町民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 広報パレードの実施
- (5) その他情報提供手段の利用

2. 宅防火対策の推進

町及び消防機関は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防災製品等の普及の推進

3. 自主防災組織等の育成・充実

(1) 町、消防機関

町及び消防機関は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ、婦人防火クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

(2) 県

県は、消防学校において次に掲げる研修を充実させ、防火意識の高揚と防火に関する知識・技術の向上を図る。

- ① 自衛消防指導員研修、自衛消防員防災研修
- ② 婦人防火クラブ員防災研修
- ③ 幼年消防クラブ員防災研修

4. 初期消火の充実

町及び消防機関は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び防火クラブの消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

第2項 火災に強い街づくりの推進

町及び県は、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1. 防災空間、防災拠点の整備

町及び県は、市街地における緊急避難場所や避難路の整備等を推進する。

(1) 緊急避難場所、緑地の整備

町及び県は、都市公園等の緊急避難場所を計画的に整備し、町民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 町民の避難等に配慮した道路の整備

町及び県は、町民が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう町内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

町及び県は、建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2. 都市の再開発の推進

町及び県は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集地域の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第3項 火災に対する建築物の安全性の確保

町、県及び消防機関は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1. 建築基準法に基づく防火指導

町は、建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築確認に際して、建築物の防火規制の徹底とその指導に努める。

特に、不特定多数の人が利用する既存の建築物については、適正維持管理のもとに、防火性能を確保するため、その建築物の所有者等に対する定期的な調査の実施及び保守状況の報告を求め、安全性の確保を図る。

2. 消防法に基づく防火指導

消防機関は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3. 防火管理者の設置

消防機関は、学校、病院、工場、事業場及び百貨店等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

第4項 消火活動体制の整備

町及び消防機関は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火活動体制の整備に努める。

県は、消防職員及び消防団員の教養訓練の充実等に努める。

1. 消防計画の作成

町は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、消防計画の作成に努める。

2. 消防水利の確保

町及び消防機関は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努める。

3. 消火用資機材等の整備

町及び消防機関は、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

4. 教養訓練の充実

県は、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。

第5項 避難・収容体制の整備

町は、避難場所の指定及び避難誘導体制の整備等に努めるとともに、県、森林管理署と協力し、応急住宅の整備に努める。

1. 避難場所及び避難所の指定等

(1) 避難場所及び避難所の指定及び周知

町は、都市公園、河川敷、公民館、学校、港湾緑地等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 避難所の機能の強化

町は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。

対策に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。

- ① 必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- ② 非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ（洋式トイレが望ましい）、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備
- ③ テレビ・ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- ④ 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保。及び食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立
- ⑤ 飲料水の給水体制の整備
- ⑥ 支援者等の駐車スペースの確保

(3) 避難場所の管理運営体制の整備

町は、避難場所管理運営を円滑に実施するため、県が策定した「避難所マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル作成マニュアル」等に基づき、避難所の開設手順や避難者の受入方法、運営組織等の必要な事項について、運営マニュアル等をあらかじめ定め、訓練を実施するものとする。

(4) 避難所生活上必要となる基本的事項

① 情報の提供

避難所生活で必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。

なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、外に情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

② 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については、避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

③ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

④ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

⑤ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦、子ども等に配慮した対応

町が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供や避難所生活について配慮する必要がある。

⑥ 車上生活者等に配慮した対応

車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により情報や物資等が届かない場合があるため、これらの車上生活者等に対しても、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給や情報の提供等を行うよう配慮する必要がある。

また、こうした者のほか、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても情報を提供できる体制の整備に努めるものとする。

⑦ 居住地以外の市町に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る必要がある。

2. 避難誘導体制の整備

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、緊急避難場所に通じる避難路（避難階段・通路等）を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

さらに、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることに配慮する必要がある。

3. 応急住宅

(1) 建設資材の調達

町及び県は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

森林管理署は、要請に応じ速やかに国有林材の供給に努める。

(2) 応急仮設住宅の建設場所

大規模火事災害が発生し、応急仮設住宅の建設が必要な場合に備えて、町は、平常時から二次災害の危険のない適地を選定し、応急仮設住宅の建設候補地台帳を作成しておくものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 公営住宅等への収容

町及び県は、公営住宅等の空き家状況を平常時から把握しておき、迅速に被災者へ提供できるよう入居選考基準、手続き等について定めておく。

(4) 民間賃貸住宅の活用

町及び県は、民間賃貸住宅を災害時に迅速にあっせんできるよう、体制の整備に努めるものとする。また、借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

4. 被災者支援体制の整備

町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町、県、その他防災機関は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

《活動体制と配備基準》

組 織	配備基準	発令者
災害情報連絡室	(7) 隣接の消防本部に応援要請が行われた場合 (4) 火災気象通報が発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が3,000平方メートル以上に及ぶと推定される場合 (ウ) その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合	総務課長
災害警戒本部	(7) 隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合 (4) 延焼拡大により、多数の町民の避難・収容が必要な場合 (ウ) その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合	総務課長
災害対策本部	(7) 町内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合 (4) 災害救助法の適用を受ける被害が発生又はそのおそれがある場合 (ウ) その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合	町 長

1. 町

(1) 災害情報連絡室

① 設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長が必要と認める場合

ア 隣接の消防本部に応援要請が行われた場合

イ 火災気象通報が発令されている状況下で、市街地での建物焼損面積が3,000平方メートル以上に及ぶと推定される場合

ウ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

③ 構成

災害情報連絡室長は、総務課長をもって充て、総務課及び情報収集が必要となる課で構成する。

④ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長及び関係課長が定める者

(2) 災害警戒本部

① 設置基準

火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長が必要と認める場合。

ア 隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合

イ 延焼拡大により、多数の町民の避難・収容が必要な場合

ウ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

③ 構成

災害警戒本部長は、総務課長をもって充て、総務課、各課連絡員所属部署及び情報収集・災害応急対策が必要となる課並びに関係現地機関で構成する。

④ 配備要員

災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する各課及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者

(3) 災害対策本部

① 設置基準

火災の延焼が広範囲にわたり、次のいずれかに該当し、町長（不在の時は、副町長、総務課長の順）が必要と認める場合。

ア 町内の消防力のみでは対応できず、緊急消防援助隊の派遣要請が必要な場合

イ 災害救助法の適用を受ける被害が発生又はそのおそれがある場合

ウ その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

大規模な火事災害応急対策の実施

③ 設置場所

総務課に置く。

④ 指揮命令系統

町長が不在または事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

⑤ 組織

風水害編編第3章第1節第1項《白石町災害対策本部組織図》に準ずる。

⑥ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

⑦ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

⑧ 県との連携

県において、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

2. その他防災機関

その他防災機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

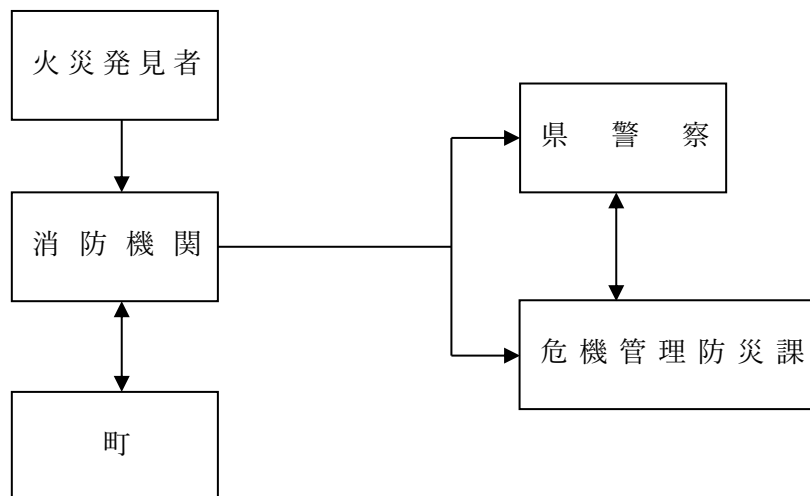
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町、県、県警察、消防機関、自衛隊及びその他防災機関は、大規模火事災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

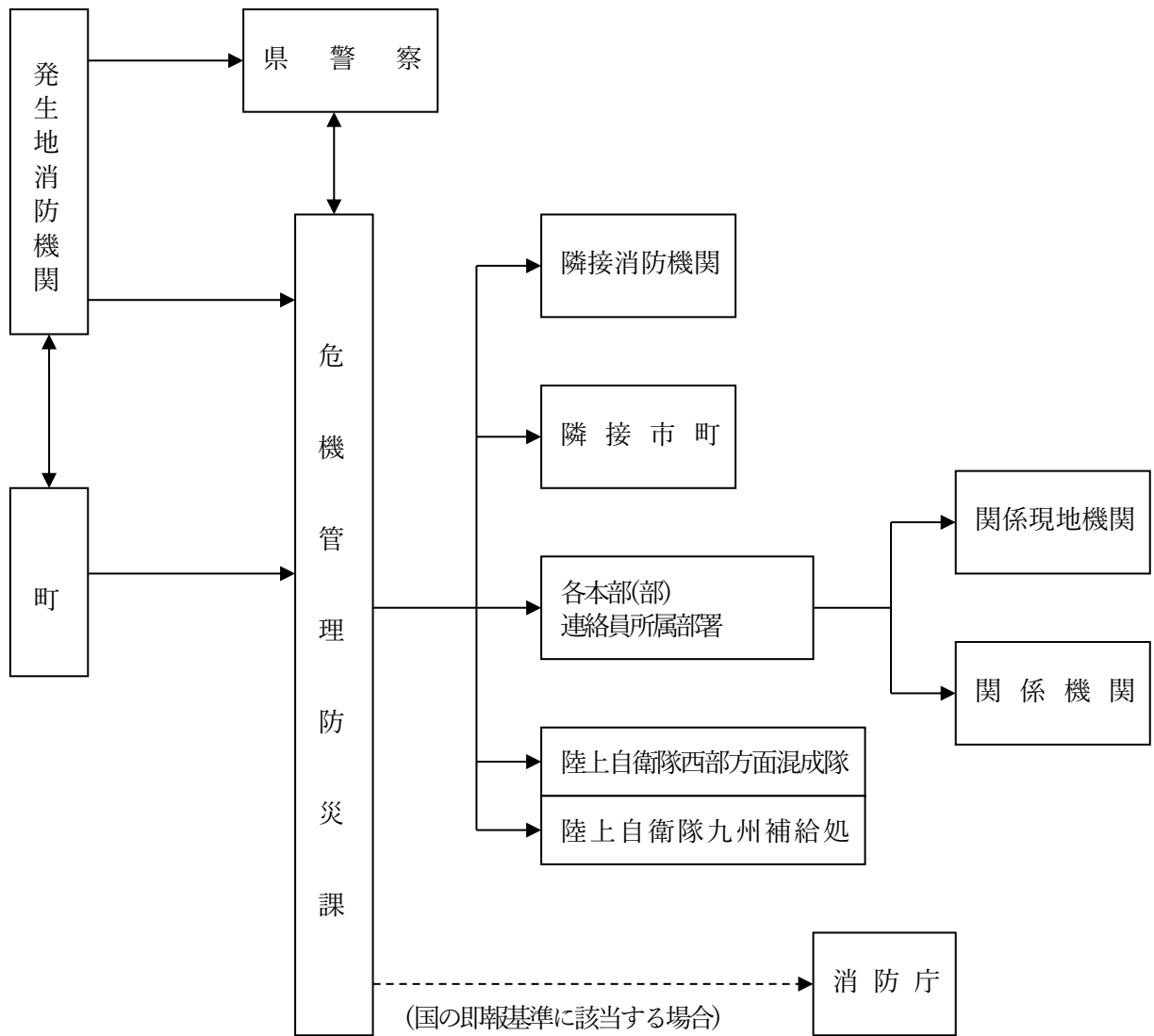
なお、県及び市町は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1. 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

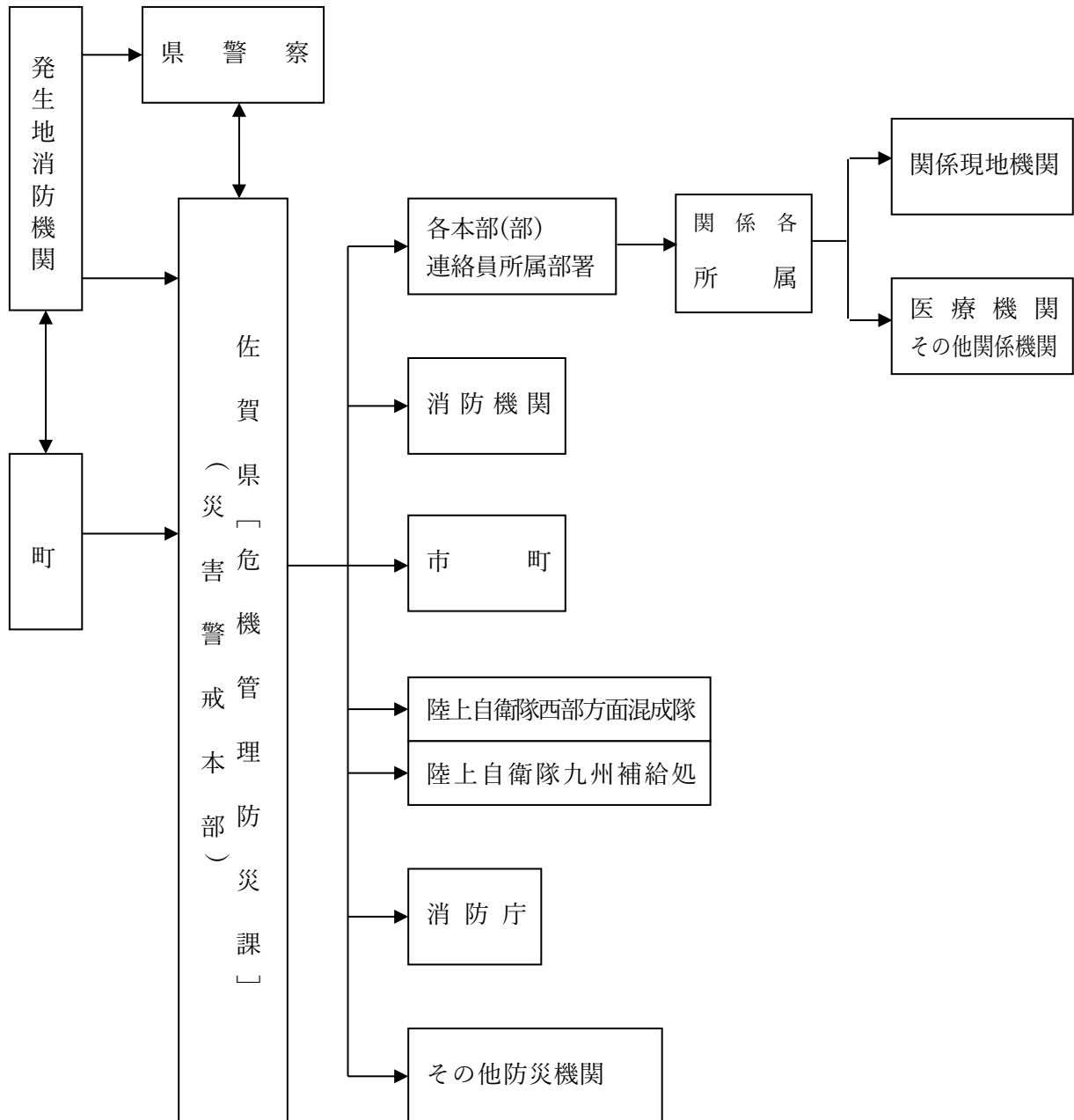
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降



(3) 大規模火災拡大時(災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合)



2. 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階]緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

- ア 火災発生時刻、発生場所(住所、地番等)
- イ 概括的被害情報(火災の延焼棟数、火勢等の状況)
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向

[第2段階]災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況
 - (イ) 人的被害状況(火災発生地での死傷者数)
 - (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (エ) 医療機関からの情報(負傷者等の氏名及びその症状)
 - (オ) 町民等の避難状況及び避難場所
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

① ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター(県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請)等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県(危機管理防災課[総括対策部総括班])へ報告するものとする。

② 町及び消防機関の情報収集と連絡

町及び消防機関は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

③ 防災機関等の情報収集と連絡

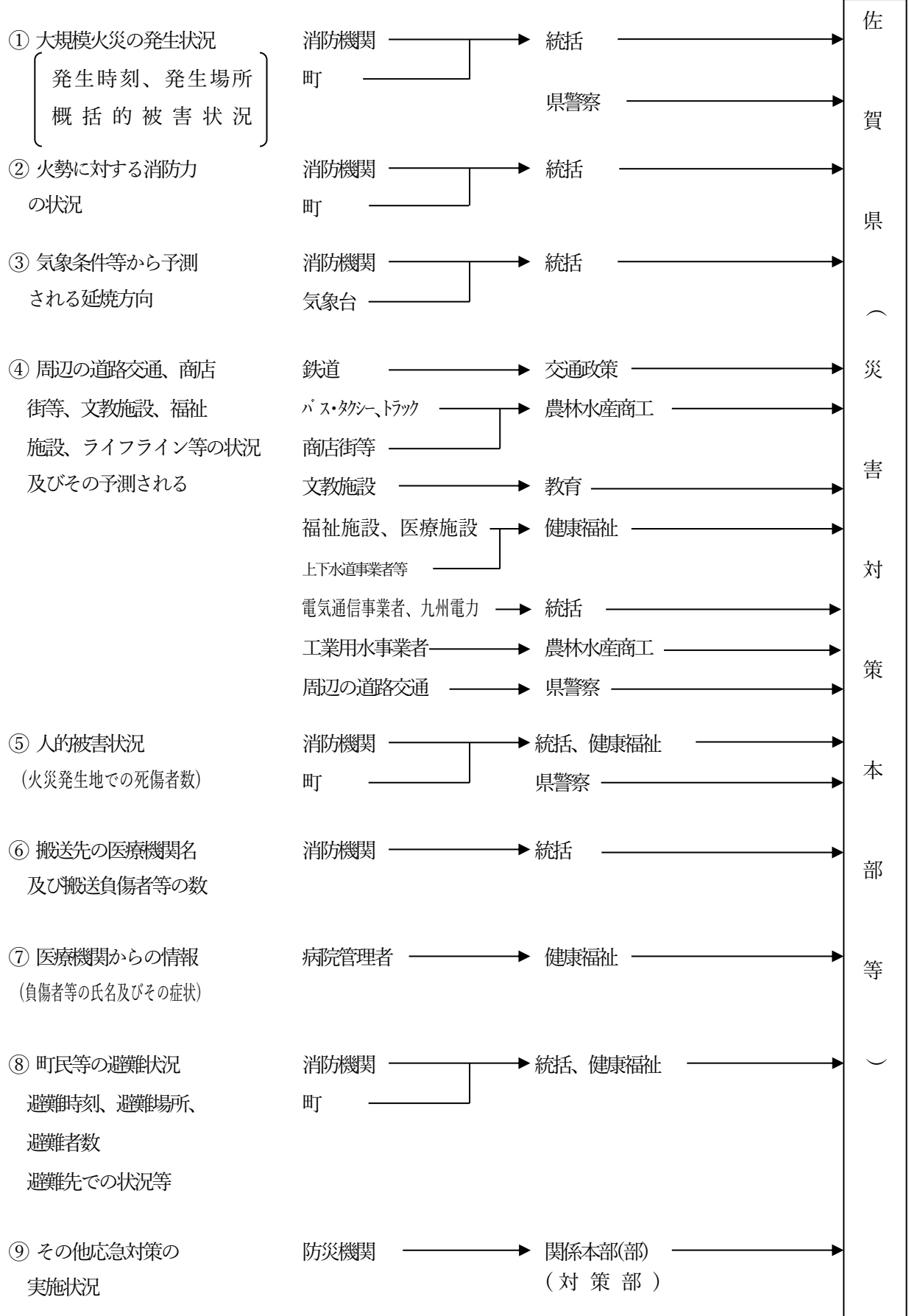
防災機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県(災害対策本部等)に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災機関に連絡するものとする。

県は、防災機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災機関等に連絡する。

【情報収集・連絡系統図】

〈被害・対策の状況〉



3. 県、国への被害状況等の報告

町及び消防機関は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

(1) 一般基準

- ① 死者3人以上生じたもの
- ② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 建物火災

- ① 特定防火対象物の火災で死者が発生した場合
- ② 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難した場合
- ③ 「適マーク」を交付した防火対象物の火災の場合(複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む)
- ④ 建物焼損延べ3,000平方メートル以上と推定される場合
- ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災の場合

第3項 消火活動

町、県及び消防機関は、大規模火事災害が発生した場合には、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

なお、危険物火災の消火活動に関して、特段の定めがない事項については、第2編第3章(災害応急対策計画)第35節(危険物等の保安計画)及び第3編第2章(地震災害対策)第35項(危険物等の保安計画)に従うものとする。

1. 県

県は、町及び消防機関から要請を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

2. 町及び消防機関

町及び消防機関は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

町及び消防機関は、大規模火事災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

- ① 消火活動に関する指揮
- ② 他の消防機関など関係機関との連絡調整
- ③ 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- ④ その他消防活動に必要な措置

(2) 火災現場での消火活動

町及び消防機関は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

- ① 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。
- ② 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

7 危険物貯蔵施設等

イ 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

ウ 住宅等の密集地域に面する場所

③ 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。

④ 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

(3) 他の消防機関への応援要請

町及び消防機関は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

(4) 緊急消防援助隊の出動要請

町及び消防機関は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

3. 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動を実施する。

第4項 消防警戒区域の設定

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第5項 警戒区域の設定

町長又は警戒区域の設定を実施した者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、当該地域の町民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第6項 避難・収容対策

町長又は、避難の指示を実施する者は、大規模な火事災害により、町民等に危険を及ぼすおそれがある場合において、町民等の人命、身体を災害から保護するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法等に基づき、避難のための措置をとるものとする。

避難措置にあたっては、高齢者、障がい者等避難行動要支援者等に十分配慮し、必要に応じ早めの避難指示を実施する。

また、避難の指示を受けた町民等は、勧告・指示の内容に従って避難するものとする。

1. 避難の指示の内容

避難の指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難の指示をする理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

2. 関係機関への連絡及び町民への伝達

(1) 関係機関への連絡

避難の指示を実施した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を関係機関(県、県警察、自衛隊等)に対して連絡する。

(2) 町民への伝達

避難の指示を実施した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた場合は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の町民等に対して伝達し、その周知徹底を行う。

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ サイン
- ④ テレビ、ラジオの放送
- ⑤ 携帯電話等のメール
- ⑥ その他実情に即した方法(FAX、町ホームページ、SNS等)

3. 避難誘導

町及び避難の指示を実施した者又はその者が属する機関は、延焼の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよう迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

4. 町民等の避難

避難の指示が実施された場合は、その対象となった町民等は、勧告・指示の内容に従い、自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、避難行動要支援者名簿等を有効に活用するなどして、町が事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難の指示を実施した者又はその者が属する機関又は、車両等を準備し、援助するものとする。

5. 自主避難への対応

避難の指示が実施される以前に、町民が自主的に避難を行う場合には、町は、求めに応じ、避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに必要に応じ関係機関に対し、このことを連絡する。

6. 避難所の開設

町は、避難場に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の焼失等により必要があると認めた場合は、避難所を開設する。

7. 避難所の運営管理等

町は、避難所の適切な管理運営を行うものとする。

この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求める。

また、町は、避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受取に來ている在宅等被災者に係る情報についても早期把握するよう努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

町は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師や看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努める

(3) 男女双方の視点等への配慮

町は、指定避難所の運営において女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、LGBTなど多様な性のあり方等に配慮する。特に女性専用の物干し場、個室更衣室、授乳室の設置や男女別トイレの確保、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安

全に遊べる空間の確保、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

なお、避難者が避難所運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識によることなく、避難者の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症（通称「エコミークラス症候群」）を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることなどを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル（厚生労働省通知）」等を活用してその予防に努めるものとする。

(6) 避難の長期化対策

避難生活が長期化する場合、市町は、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出する等、長期化に伴うリスク対策に努めるものとする。

8. 公営住宅等の提供及び応急仮設住宅の建設

町又は県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。

また、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき速やかに計画を作成の上、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、建設候補地台帳等をもとに二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設や簡易トイレの設置にあたっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人フイフ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資材は、あらかじめ把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常本部等を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

さらに、県は、応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供について、「災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部に対し協力を要請するとともに、必要に応じて民間住宅の借上げ等により、応急住宅を確保する。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当に配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

第3節 災害復旧・復興計画

第1項 災害復旧・復興活動

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、第3編「地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

第6章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道の安全運行の確保

県、道路管理者及び鉄道事業者は、鉄道災害を防止するため、鉄道の安全な運行体制の整備を図る。

九州運輸局は、鉄道事業者に対して安全対策の指導を行う。

1. 鉄道事故防止に関する知識の普及啓発

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の鉄道事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を通じて、ポスターの掲示、チラシの配布等を行い、事故の防止に関する知識の普及啓発に努める。

2. 鉄道施設の安全対策の推進

(1) 安全指導

九州運輸局は、鉄道事業者に対し、法令等に基づいて定期的又は必要に応じて立入検査を実施し、安全対策について指導を行う。

(2) 踏切道における安全対策

県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道における鉄道事故の防止を図るため、踏切の立体交差化、舗装改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等の推進に努める。

(3) 車両及び安全運行施設の整備

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策並びに信号や警報器等の踏切保安設備、CTC（列車集中制御装置）及びATS（自動列車停止装置）等の設備の整備・改良に努める。

(4) 保守点検による事故防止

鉄道事業者は、法令及び各事業者の保安規定等に基づき、車両、線路、橋梁、トンネル及び信号保安設備等の保守点検を定期的実施し、鉄道事故の防止に努める。

(5) 検査技術の向上による安全対策

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入による検査精度の向上を図るとともに、検査データを分析し、車両等の保守管理に反映させるよう努める。

3. 土砂災害等に対する安全対策

鉄道事業者は、土砂災害等から鉄道の保全を図るため、落石覆その他線路防護施設の定期的な点検を行うよう努める。

また、関係機関は、鉄道事業者の土砂災害等に対する安全対策について、相互に協力し、その整備に努める。

4. 安全教育・訓練

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員等に対し、列車の安全運行のための教育を徹底するとともに、鉄道災害の発生を想定した防災訓練を定期的実施し、防災対策の習熟に努める。

第2項 鉄道事業者の防災体制の整備

鉄道事業者は鉄道災害時における応急対策活動が円滑に実施されるよう防災体制の整備に努める。

1. 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災業務計画を作成し、鉄道災害発生時における指揮系統、対応の手順、社員の参集基準と動員計画及び旅客の避難計画等をあらかじめ定めておく。

2. 応急対策資機材の整備

鉄道事業者は、各事業者の保安規定に基づき、鉄道災害発生時の応急対策に必要なジャッキ、角材及び溶接用品などの資機材を整備しておく。

第3項 防災機関との連絡体制の整備

町、県、県警察、消防機関、鉄道事業者その他防災機関は、相互に平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に、迅速に防災機関への連絡が行えるよう災害優先電話や無線設備の整備に努める。

第4項 輸送手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合に応急活動のための人員又は応急資機材等を迅速に輸送するための緊急自動車を確保しておく。

また、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努めておく。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立

町、県、鉄道事業者その他防災機関は、鉄道災害において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

《活動体制と配備基準》

組 織	配 備 基 準	発 令 者
災 害 警 戒 本 部	(ア) 列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生したと予想される場合 (イ) その他鉄道災害に関し、必要と認める場合	総務課長
災 害 対 策 本 部	(ア) 多数の死傷者が発生した場合 (イ) その他鉄道災害に関し、必要と認める場合	町 長

1. 町

(1) 災害警戒本部

① 設置基準

鉄道事故が発生し、次のいずれかに該当する場合で、総務課長が必要と認める場合

ア 列車の脱線、衝突、火災等で多数の死傷者が発生したと予想される場合

イ その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関等との連絡調整

③ 構成

災害警戒本部長は、総務課長をもって充て、総務課、各本部連絡員所属部署及び情報収集・災害応急対策が必要となる課で構成する。

④ 配備要員

災害情報連絡室の要員として、総務課長及び関係課長が定める者。

(2) 災害対策本部

① 設置基準

大規模な鉄道災害が発生し、次のいずれかに該当する場合で、町長（不在の時は、副町長、総務課長の順）が必要と認める場合

ア 多数の死傷者が発生した場合

イ その他鉄道災害に関し、必要と認める場合

② 所掌事務

鉄道災害応急対策の実施

③ 設置場所

総務課に置く。

④ 指揮命令系統

町長が不在又は事故にあった場合には、副町長、総務課長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

⑤ 組織

風水害編編第3章第1節第1項《白石町災害対策本部組織図》に準ずる。

⑥ 配備要員

災害対策本部において情報収集、連絡、救助・救急、医療、消防、広報その他応急対策等に関する業務に必要な配備要員は、各対策部長が対策部の職員のうちから、別に定める。

⑦ 配備要員の参集

配備要員は、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合又はこれを知った場合は、災害応急対策活動に従事するため、直ちに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

⑧ 県との連携

県において、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図る。

2. 鉄道事業者

鉄道事業者は、災害対策本部等を設置し、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

3. その他防災機関

その他防災機関は、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を確立する。

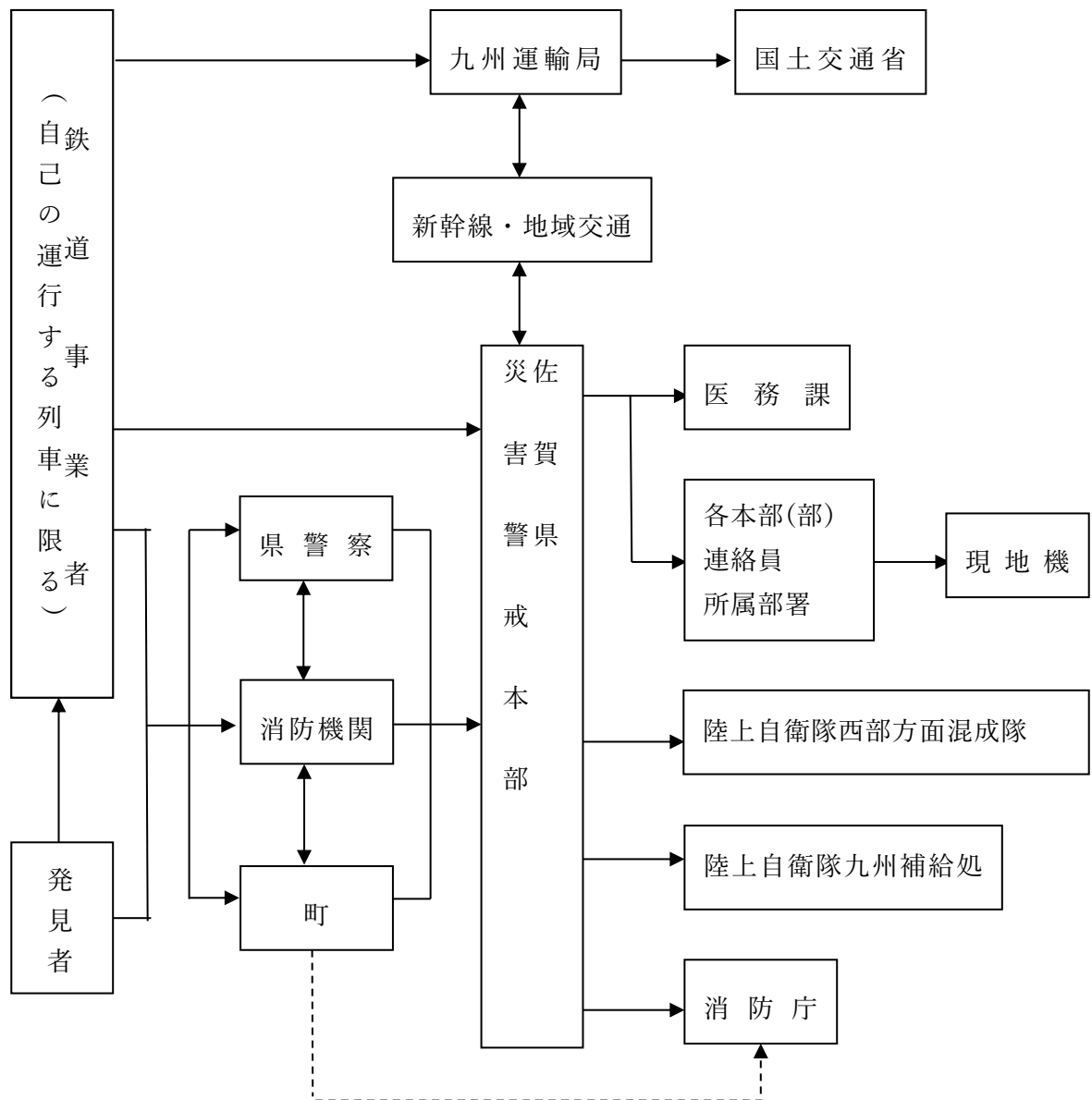
第2項 災害情報の収集・連絡、報告

町、県、県警察、九州運輸局、消防機関、自衛隊、鉄道事業者その他防災機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、町及び県は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する

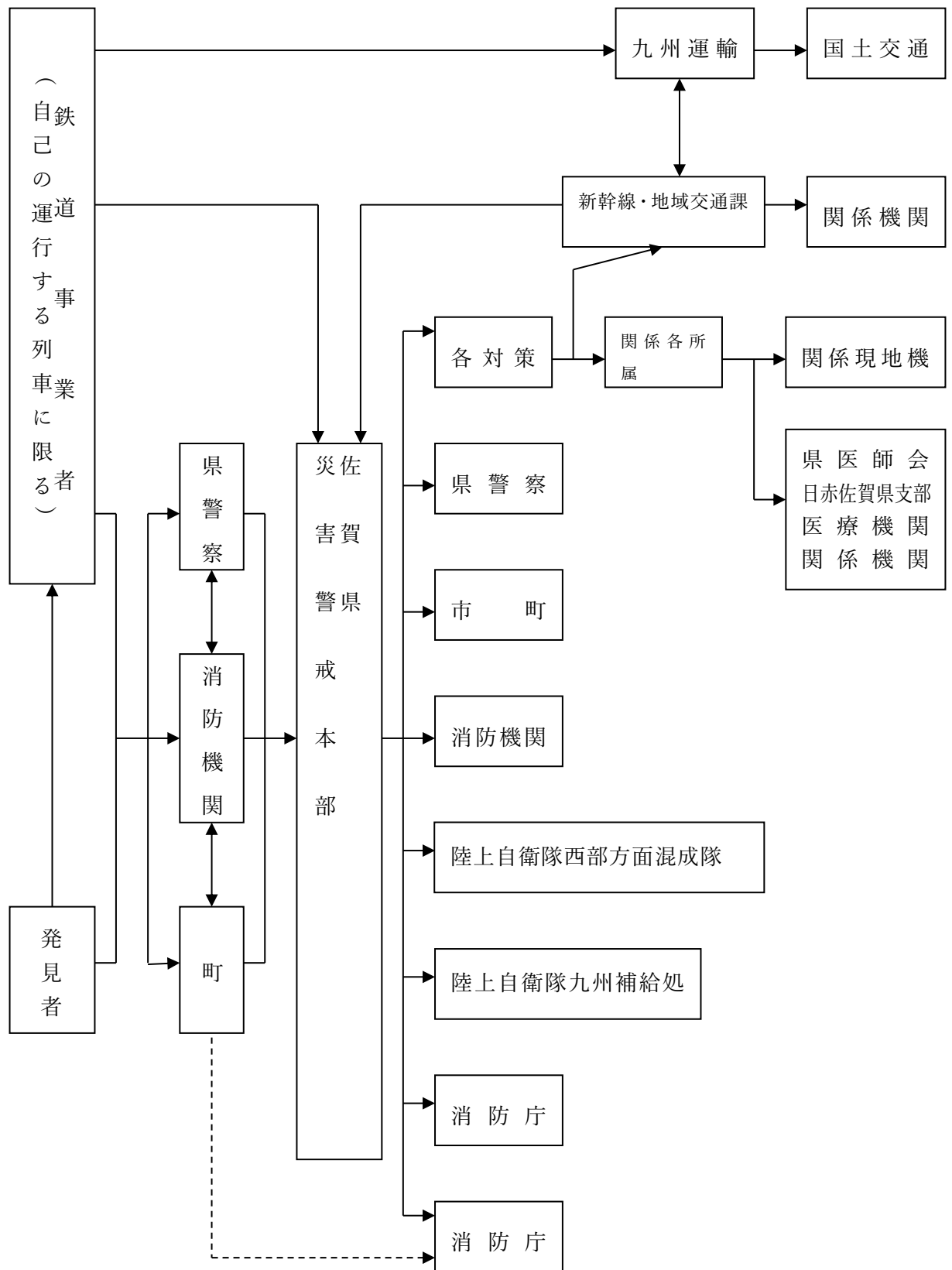
1. 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1) 災害警戒本部設置の場合



※ ----- は、必要に応じて連絡

(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）



※ ----- は、必要に応じて連絡

2. 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

〔第1段階〕緊急災害情報(被害規模を推定するための情報)

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報(列車の破損状況等)
- ウ 事故に遭った列車名等
- エ 乗客人員数及び乗員数(概数)

〔第2段階〕災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 人的被害状況(事故発生地での死傷者数)
 - (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (ウ) 医療機関からの情報(負傷者等の氏名及びその症状)
 - (エ) 鉄道災害に伴う周辺の被害状況
 - (オ) 他の列車の運行状況
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

防災機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

① 鉄道事業者の情報収集と連絡

鉄道事業者は、収集した災害情報を速やかに県(危機管理防災課〔総括対策部〕)に連絡する。

② ヘリコプター等による緊急災害情報の収集

県は、早期に災害の概要を把握するため、ヘリコプター(県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請)等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに県(危機管理防災課〔総括対策部〕)へ報告するものとする。

③ 防災機関等の情報収集と連絡

防災機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県(災害対策本部等)に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災機関等に連絡するものとする。

県は、防災機関等から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、他の防災機関等に連絡する。

3. 県、国への被害状況等の報告

町及び消防機関は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号）に基づき、県に被害状況等を報告し、県は国に対して報告を行う。

第3項 二次災害の防止

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、速やかに災害の拡大防止のため、他の列車の非常停止の手配の措置を講じる。

第4項 救助活動

町、県、県警察、消防機関、自衛隊及び鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を実施する。

1. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは町から応援を求められた場合は、消防機関、市町及びその他の防災機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 他の市町に対し、応援の指示をする。
- (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2. 県警察

県警察は、他の防災機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に行う。また、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。。

- (1) 被災者の救助
- (2) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

3. 町及び消防機関

町及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

4. 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災機関と協力して、救助活動を実施する。

5. 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

第5項 救急活動

町、県、消防機関及び自衛隊は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ確な救急活動を実施する。

1. 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (2) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

2. 町及び消防機関

町及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。

消防機関は、負傷者を搬送するにあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

3. 自衛隊

自衛隊は、知事からの災害派遣要請に基づき、他の防災機関と協力して、救急活動を実施する。

第6項 医療活動

県、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国、市町、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県医師会、佐賀県歯科医師会及び地区医師会は、鉄道災害が発生した場合には、相互に協力し、迅速かつ確な医療活動を実施する。

1. 救護所の設置、運営

(1) 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町から要請があった場合は、県医師会等に対し、地区医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

(2) 町

町は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、地区医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、事故発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

2. 医療救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。以下同じ。）の編成、派遣

(1) 医療救護班の編成

各医療機関は、鉄道災害が発生した情報を得た場合には、医療救護班（医師1名、看護師2名、

事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成)を編成しておくものとする。

- ① 町医療救護班
- ② 県医療救護班
- ③ 佐賀県医師会医療救護班
- ④ 災害拠点病院医療救護班
- ⑤ 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- ⑥ 国の医療救護班
- ⑦ 日赤医療救護班
- ⑧ 赤十字現地医療班

(2) 医療救護班の派遣

① 県

県は、自ら必要と認めた場合又は市町からの要請があった場合は、あらかじめ編成している県医療救護班の中から必要と判断した班数を派遣する。

・県医療救護班(県病院好生館 5班、保健所 各1班)

県医療救護班のみでは、十分に対処できない場合は、県医師会、災害拠点病院に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国(九州厚生局)に対し、医療救護班の派遣を要請する。

さらに、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

② 佐賀県医師会

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

③ 災害拠点病院

災害拠点病院は、県の要請に基づき、医療救護班を派遣する。

④ 国等

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

⑤ 町

町は、救護所の運営にあたって、十分に対処できないと認めるときは、県に対し医療救護班の派遣を要請する。

⑥ 日本赤十字社

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、知事から委託を受けた場合は、医療救護班(医師1名、看護師3名、事務職員1名及び運転手1名の計6名で構成)を派遣する。

3. 医療機関における医療活動

(1) 公的医療機関等

災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、県、市町及び日本赤十字社佐賀県支部は、自らの医療機関において、鉄道事故による負傷者等に対する医療活動を実施する。

(2) 民間医療機関

県医師会は地区医師会及び会員に対し、また、県歯科医師会は会員に対し、鉄道事故による負傷者等に対する医療活動を実施するよう要請し、医療活動の確保を図る。

4. 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市町から要請があった場合は、佐賀県薬剤師会の協力を得て、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

第7項 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合には、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

第8項 こころのケア対策

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス(PTSD)など精神的に不安な状況になるなど、こころの健康に大きな影響を及ぼす。

このため、町、県及び鉄道運送事業者は、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、町は、県と連携して、精神保健福祉センターが中心となり、公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会との協力により実施する。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

《第 6 編 資料・様式》

第6編 資料

災害危険箇所に関する事項

1. 重要水防区間

(1) 河川

河川名	地先名	延長(m)	備 考
六角川	福富十三	210	堤防断面不足 B
〃	東郷	50	堤防高不足 B
〃	馬田	675	〃
〃	馬田	464	〃
〃	馬田	691	〃
〃	福吉	100	要注意区間
〃	東郷	20	〃
〃	今泉	15	〃
〃	馬田	20	〃
廻里江川	無名橋(JR 鉄橋直上流)～海	2500	右岸、左岸
塩田川	牛間田地区～海	5,500	

(2) 海岸

海岸名	地先名	延長(m)	予想被害	耐水加工法
福富・白石(福富)	八平・代行干拓	7,569	〃	－
有明(廻里江)	新開	2,487	〃	－

2. 地すべり危険箇所

箇 所	所在地	地形・地質		保全対象		備考
		種類	保全面積	戸 数	公共施設等	
鳥ノ巣	鳥ノ巣	他	39.3k m ²	19	町道 1,350m	
川 津	川 津	他	27.2 k m ²	37	町道 500m その他の道路 700m	
辺 田	稲 佐	第三紀層 地すべり	33.3 k m ²	45	町道 1,000m 県道 650m その他の道路	

3. 土石流危険流域

溪流名	所在地	溪流概要		保全対象			備 考
		長さ	面積	人口	戸数	公共施設等	
鳥ノ巣川 1	鳥ノ巣	0.22km	0.16 k m ²	20	5	町道 130m	
嘉瀬川 1	嘉瀬川	0.92km	0.66 k m ²	94	24	町道 180m	治山設備有
嘉瀬川 2	嘉瀬川	0.71km	0.85 k m ²	86	22	町道 90m	治山設備有
川津川	川津	0.21km	0.19 k m ²	67	17	公民館 県道 220m 町道 170m	砂防指定地
泉川	泉	0.54km	0.27 k m ²	0	0	寺	
坂田横山川 1	坂田横山	0.14km	0.03 k m ²	32	8	町道 220m	
坂田横山川 2	坂田横山	0.23km	0.09 k m ²	20	5	町道 170m	
坊々谷川	坊々谷	0.56km	0.38 k m ²	20	5	－	治山設備有
阿弥陀川	阿弥陀	0.76km	0.36 k m ²	72	18	公民館 寺 主要地方道路 130m 町道 60m	治山設備有
大谷川	大谷	0.38km	0.23 k m ²	24	6	公民館 主要地方道路 50m 町道 40m	治山設備有
渡平川 1	渡平	0.19km	0.11 k m ²	16	4	公民館 主要地方道路 50m 町道 50m	治山設備有
清水川	清水	0.27km	0.10 k m ²	36	9	主要地方道路 80m 町道 70m	治山設備有

4. 急傾斜地崩壊危険箇所 1/2

箇所	所在地	地形			災害履歴	対策工事 の有無	世帯数	地域 指定
		傾斜度	長さ	高さ				
喜佐木	喜佐木	40 度	280m	30m	H2. 7	有	12	○
馬洗	馬洗	35 度	329m	35m	S54. 7 H2. 7	有	16	○
馬洗 2	馬洗	40 度	300m	30m		有	8	
船野 1	船野	35 度	250m	30m		有	8	
船野 2	船野	35 度	200m	30m		有	6	
船野 4	船野	50 度	120m	10m		無	5	
湯崎	湯崎	40 度	569m	25m	S46. 7 H2. 7	有	25	○
川津 2	川津	35 度	200m	12m		有	10	
宮の下 2	上黒木	55 度	70m	18m		無	2	
法蔵寺 1	上黒木	70 度	50m	10m		有	1	
嘉瀬川 2	嘉瀬川	70 度	30m	10m		有	2	
下田野上	田野上一本松	35 度	200m	20m		有	11	○
田野上	田野上一本杉	35 度	500m	20m	S43. 7	有	16	○
高原	上田野上	35 度	300m	20m		無	7	
坂田	坂田三本柳	35 度	300m	30m		有	10	○
坂田 2	坂田	40 度	250m	30m		有	8	
室島 1	室島	30 度	180m	8m		有	11	
室島 2	室島	30 度	100m	10m		無	6	
竜王第 2	東山南平	35 度	300m	25m		有	20	○
竜王	平山南	35 度	250m	15m	S30. 8 S53. 6 H2. 7	有	10	○
平の前	平ノ前	35 度	400m	20m		有	14	○
笹山添 2	深浦東分	40 度	250m	10m		有	7	
笹山添	笹山添	45 度	270m	10m		有	17	○
東古賀 2	深浦西分	35 度	300m	20m		有	11	

4. 急傾斜地崩壊危険箇所 2/2

箇所	所在地	地形			災害履歴	対策工事 の有無	世帯数	地域 指定
		傾斜度	長さ	高さ				
山/根	深浦西分	40 度	160m	40m		有	10	
深浦	渡平	30 度	450m	30m		有	52	○
深浦 3	百貫	30 度	100m	30m		有	5	
深浦 4	百貫	40 度	100m	30m		有	11	
深浦第 2	渡平	40 度	250m	30m		有	12	○
深浦 5	古渡	35 度	250m	30m		有	10	
大谷 1	大谷	30 度	200m	10m		有	7	
大谷 3	大谷	30 度	200m	15m		無	11	
大谷 2	大谷	30 度	300m	15m		有	7	
牛間田第 1	道祖、阿弥陀	60 度	400m	15m	S37.7 S46.7 S53.6	有	15	○
牛間田第 2	深浦五本松	70 度	400m	10m	S42.7 S46.7 S53.6	有	33	○
牛間田 3	牛間田	40 度	260m	20m		有	6	
辺田 5	辺田	60 度	40m	30m		有	2	
辺田 8	辺田	50 度	40m	15m		無	4	
辺田 7	辺田	50 度	110m	15m		無	2	
上田野上	上田野上	50 度	70m	18m		無	2	
室島 3	室島	80 度	90m	10m		有	6	
川津	川津					有	5	○

5. 山腹崩壊危険箇所

箇所	所在地	面積	戸数	備考
辺田横山	辺田横山	7ha	3	国有林

6. 土砂災害警戒区域の指定状況 1/2

番号	町名	大字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	該当区分		公示番号	公示日
						特別警戒区域	警戒区域		
1	白石町	辺田	K-427 I-026	辺田5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
2	白石町	辺田	K-427 I-027.1	辺田8-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
3	白石町	辺田	K-427 I-027.2	辺田8-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
4	白石町	辺田	K-427 I-028	辺田7	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
5	白石町	辺田	K-427 II-001	辺田2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
6	白石町	辺田	K-427 II-004	辺田6	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
7	白石町	辺田	K-427 II-005	辺田9	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
8	白石町	堤	K-425 I-004.1	船野1-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
9	白石町	堤	K-425 I-004.2	船野1-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
10	白石町	堤	K-425 I-005.1	船野2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
11	白石町	堤	K-425 I-005.2	船野2-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
12	白石町	堤	K-425 I-005.3	船野2-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
13	白石町	堤	K-425 I-006	船野4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
14	白石町	湯崎	K-425 I-007.1	湯崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
15	白石町	湯崎	K-425 I-007.2	湯崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
16	白石町	湯崎	K-425 I-007.3	湯崎-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
17	白石町	湯崎	K-425 I-007.4	湯崎-4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
18	白石町	湯崎	K-425 I-008.1	川津2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
19	白石町	湯崎	K-425 I-008.2	川津2-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
20	白石町	堤	K-425 I-011	嘉瀬川2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
21	白石町	堤	K-425 II-007	堤1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
22	白石町	堤	K-425 II-009	船野5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
23	白石町	堤	K-425 II-010	船野6	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
24	白石町	堤	K-425 II-014	嘉瀬川5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
25	白石町	堤	D-425 I-002	嘉瀬川川1	土石流	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
26	白石町	堤	D-425 I-003	嘉瀬川川2	土石流	○	○	佐賀県告示第555号	H29.9.29
27	白石町	湯崎	D-425 I-004	川津川	土石流		○	佐賀県告示第556号	H29.9.29
28	白石町	堤	D-425 II-002	船野川	土石流		○	佐賀県告示第556号	H29.9.29
29	白石町	堤	D-425 II-003	嘉瀬川川3	土石流		○	佐賀県告示第556号	H29.9.29
30	白石町	辺田	J-427-001	辺田	地滑り		○	佐賀県告示第556号	H29.9.29
31	白石町	湯崎	J-425-002	川津	地滑り		○	佐賀県告示第556号	H29.9.29
32	白石町	田野上	K-427 I-001	下田野上	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
33	白石町	田野上	K-427 I-002.1	田野上-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
34	白石町	田野上	K-427 I-002.2	田野上-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
35	白石町	田野上	K-427 I-003	高原	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
36	白石町	田野上	K-427 I-029.1	上田野上2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
37	白石町	田野上	K-427 I-029.2	上田野上2-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
38	白石町	田野上	K-427 II-006	上田野上1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
39	白石町	田野上	K-427 II-007	上田野上3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
40	白石町	田野上	K-427 II-008	上田野上2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
41	白石町	大渡	K-425 I-001	喜佐木	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
42	白石町	馬洗	K-425 I-002	馬洗	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
43	白石町	馬洗	K-425 I-009	宮の下2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
44	白石町	馬洗	K-425 I-010	法蔵寺1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
45	白石町	大渡	K-425 II-001	喜佐木1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
46	白石町	大渡	K-425 II-004	鳥の巣3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
47	白石町	馬洗	D-425 I-001.1	鳥ノ巣川1-1	土石流	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
48	白石町	大渡	D-425 I-001.2	鳥ノ巣川1-2	土石流	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
49	白石町	大渡	D-425 II-001	鳥ノ巣川2	土石流	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
50	白石町	田野上	D-427 I-001	泉川	土石流	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
51	白石町	田野上	D-427 II-001	矢川川	土石流	○	○	佐賀県告示第291号	H30.7.24
52	白石町	大渡	J-425-001	鳥ノ巣	地滑り		○	佐賀県告示第292号	H30.7.24
53	白石町	坂田	K-427 I-004	坂田	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
54	白石町	坂田	K-427 I-005	坂田2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
55	白石町	坂田	K-427 II-009	坂田4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
56	白石町	坂田	K-427 II-010	坂田12	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
57	白石町	坂田	K-427 II-011	坂田5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
58	白石町	坂田	K-427 II-013	坂田7	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
59	白石町	坂田	K-427 II-014	坂田8	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
60	白石町	坂田	K-427 II-015	坂田9	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
61	白石町	坂田	K-427 II-018	白岩1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
62	白石町	坂田	K-427 II-019	白岩2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
63	白石町	坂田	K-427 II-020	白岩3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
64	白石町	坂田	K-427B II-001	坂田13	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19

6. 土砂災害警戒区域 2/2

番号	町名	大字	箇所番号	区域名	自然現象の種類	該 当 区 分		公示番号	公示日
						特別警戒区域	警戒区域		
65	白石町	坂田	D-427 I -002	坂田横山川1	土石流		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
66	白石町	坂田	D-427 I -003	坂田横山川	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
67	白石町	深浦	D-427 I -004	坊ヶ谷川	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
68	白石町	深浦	D-427 I -005	阿弥陀川	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
69	白石町	深浦	D-427 I -006	大谷川	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
70	白石町	深浦	D-427 I -007	渡平川1	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
71	白石町	深浦	D-427 I -008	清水川	土石流		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
72	白石町	坂田	D-427 II -002	二本松川	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
73	白石町	深浦	D-427 II -003	渡平川2	土石流	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
74	白石町	深浦	K-427 I -006.1	室島1-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
75	白石町	深浦	K-427 I -006.2	室島1-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
76	白石町	深浦	K-427 I -007	室島2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
77	白石町	深浦	K-427 I -008.1	竜王第2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
78	白石町	深浦	K-427 I -008.2	竜王第2-2	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
79	白石町	深浦	K-427 I -008.3	竜王第2-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
80	白石町	深浦	K-427 I -008.4	竜王第2-4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
81	白石町	深浦	K-427 I -009	竜王	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
82	白石町	深浦	K-427 I -010.1	平の前-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
83	白石町	深浦	K-427 I -010.2	平の前-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
84	白石町	深浦	K-427 I -010.3	平の前-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
85	白石町	深浦	K-427 I -011	笹山添2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
86	白石町	深浦	K-427 I -012.1	笹山添-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
87	白石町	深浦	K-427 I -012.2	笹山添-2	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
88	白石町	深浦	K-427 I -012.3	笹山添-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
89	白石町	深浦	K-427 I -012.4	笹山添-4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
90	白石町	深浦	K-427 I -013	東古賀2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
91	白石町	深浦	K-427 I -014	山ノ根2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
92	白石町	深浦	K-427 I -015	深浦	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
93	白石町	深浦	K-427 I -016	深浦3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
94	白石町	深浦	K-427 I -017.1	深浦4-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
95	白石町	深浦	K-427 I -017.2	深浦4-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
96	白石町	深浦	K-427 I -018.1	深浦第2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
97	白石町	深浦	K-427 I -018.2	深浦第2-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
98	白石町	深浦	K-427 I -019.1	深浦5-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
99	白石町	深浦	K-427 I -019.2	深浦5-2	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
100	白石町	深浦	K-427 I -020	大谷1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
101	白石町	深浦	K-427 I -021	大谷3	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
102	白石町	深浦	K-427 I -022.1	大谷2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
103	白石町	深浦	K-427 I -022.2	大谷2-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
104	白石町	深浦	K-427 I -023	牛間田第1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
105	白石町	深浦	K-427 I -024.1	牛間田第2-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
106	白石町	深浦	K-427 I -024.2	牛間田第2-2	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
107	白石町	深浦	K-427 I -024.3	牛間田第2-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
108	白石町	深浦	K-427 I -024.4	牛間田第2-4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
109	白石町	深浦	K-427 I -025	牛間田3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
110	白石町	深浦	K-427 I -030	室島3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
111	白石町	深浦	K-427 II -022	室島5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
112	白石町	深浦	K-427 II -023.1	室島6-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
113	白石町	深浦	K-427 II -023.2	室島6-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
114	白石町	深浦	K-427 II -024	室島7	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
115	白石町	深浦	K-427 II -025	深浦東分1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
116	白石町	深浦	K-427 II -026	深浦東分2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
117	白石町	深浦	K-427 II -027	深浦東分3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
118	白石町	深浦	K-427 II -028	深浦東分4	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
119	白石町	深浦	K-427 II -029.1	牛間田4-1	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
120	白石町	深浦	K-427 II -029.2	牛間田4-2	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
121	白石町	深浦	K-427 II -029.3	牛間田4-3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
122	白石町	深浦	K-427 II -030	牛間田5	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
123	白石町	深浦	K-427 II -031	牛間田6	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
124	白石町	深浦	K-427 II -032	牛間田7	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
125	白石町	深浦	K-427B II -002	竜王3	急傾斜地の崩壊	○	○	佐賀県告示第50号	H31.2.19
126	白石町	深浦	K-427B II -003	深浦東分5	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
127	白石町	深浦	K-427B II -004	深浦西分1	急傾斜地の崩壊		○	佐賀県告示第51号	H31.2.19
128	白石町	深浦	JR-427-001	大谷	地すべり		○	佐賀県告示第107号	R3.3.30

気象台は、気象現象により災害の発生するおそれがあると予想されるとき、警報や注意報を発表して災害に対する注意を呼びかけます。警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合には、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

種 類		予想される重大な被害	解説
注 意 報	大雨注意報	がけ崩れ、陸上交通の運休、低地にある家屋の浸水等	大雨によって災害のおこるおそれがあると予想されるときに発表します。
	洪水注意報	中小河川の氾濫、低地にある家屋の浸水等	大雨、長雨などの気象によって河川の水位が増加し、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	強風注意報	陸上・海上・航空交通の運休や欠航、簡易建物の破損等	台風や低気圧等で、やや強い風や強い風が吹き、災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	波浪注意報	小型船舶などの被害、海上交通等の欠航等	風浪やうねりなどによって沿岸や沿岸の海域（海岸線からおおよそ 20 海里）で災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	高潮注意報	低地にある家屋の浸水等	台風等による海面の上昇によって、沿岸で災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	大雪注意報	陸上交通の運休や一時不通等	大雪によって災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	風雪注意報	陸上・海上・航空交通の運休や欠航等、簡易建物などの破損等	冬型の気圧配置等の時に、雪による視程障害等を伴いやや強い風や強い風が吹き災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	雷注意報	停電、火災、ひょう、突風害等	落雷やひょう、激しい突風によって被害が予想されるときに発表します。
	乾燥注意報	山林や家屋の火災等	空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態が予想されるときに発表します。
	農務注意報	陸上・海上・航空交通の運休や欠航等	濃霧のため、交通機関等に著しい支障をおよぼすおそれのあるときに発表します。
	霜注意報	農作物の損傷等	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想されるときに発表します。
	なだれ注意報	人の遭難等	なだれによって災害のおこるおそれがあると予想されるときに発表します。
	低温注意報	農作物の損傷、水道管の凍結や破損等	低温のため農作物等に著しい被害が予想されるときに発表します。夏期は平均気温の低い日が続いたときに発表され、冬季は最低気温が低い日に発表します。
着氷・着雪注意報	通信線や送電線の破損、停電、通信の途絶等	着氷・着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されるときに発表します。	

(2) 警 報

種 類		予想される重大な被害	発 表 基 準
警 報	大雨警報	山がけ崩れ、土石流、地滑り、家屋の流失や浸水、道路や耕地の浸水や冠水、陸上交通の障害等	発達した低気圧や台風等による大雨によって、重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表します。
	洪水警報	家屋の流失や浸水、道路や耕地の冠水、陸上交通の障害等	大雨や長雨等の気象現象によって河川が増水し重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表します。
	暴風警報	家屋の損壊、農作物の損傷や果実の落果、停電、陸上・海上・空の交通障害等	発達した低気圧や台風等の接近時に、非常に強い風や猛烈な風によって、重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表します。
	波浪警報	船舶の被害、漁業施設や海岸施設の破損、海上交通の障害等	風浪、うねりなどによって沿岸や沿岸の海域(海岸線からおおよそ 20 海里)で重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
	高潮警報	家屋の流失や浸水、船舶被害、漁業施設や海岸施設の破損	台風等によって、海水面が上昇し、沿岸で重大な災害の起こるおそれがあると予想される時に発表します。
	大雪警報	陸上・空の交通障害、農作物の損傷等	強い冬型の気圧配置等の時に、大雪によって重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。
報	暴風雪警報	家屋の損壊、農作物の損傷や落果、停電、陸上・海上・空の交通障害等	強い冬型の気圧配置等の時に、大雪による視程障害を伴い非常に強い風や猛烈な風によって、重大な災害の起こるおそれがあると予想されるときに発表します。

(3) 特別警報

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表します。

(4) 警報・注意報の内容

警報や注意報では、気象台が最も伝えたい重要な事項を「注意警戒文」として本文の前に記述します。注意警戒文は二重括弧で囲み 100 文字以内で記述します。本文には、細分区域ごとに警報や注意報の発表状況、警戒鉈は注意すべき事項や時間帯、現象のピークの時間、量的予想を記述します。また、特記事項には、注意報発表の際に警報に切り替わる可能性について記述することがあります。

(5) 警報・注意報の地域細分発表

警報又は注意を要する区域を指定して、警報、注意報を発表する場合、本町は以下の細分区域に該当する。

	一次細分区域	市町をまとめた区域名	市町別
佐 賀 県	南 部	武雄地区	白 石 町

災害情報の収集・報告に関する事項

1. 被災状況判定基準(被害報告取扱要領)

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、且つ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住家全壊	住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補充すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊、或いは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、床下浸水に該当しないもので、建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

区 分		判 定 基 準
非 住 居 の 被 害	公共の建物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で、全壊又は半壊したものとする。
被 災 者 等	被災世帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	被災者	被災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公共文教施設	地方公共団体の設置する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行なう施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第 2 条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群とする。
農 林 水 産 業 施 設	田の流失埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設 2. 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他農林水産業の共同利用に供する施設とする。

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設(立木を除く)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み立木を除く)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第2条2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第2条1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁港	漁業漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁業の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下水道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
衛 生 施 設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であり、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28号第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。

区 分		判 定 基 準
社会福祉施設	老人福祉施設	老人の心身の健康の保持及び生活の安定を図るための施設であて、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び福祉センター、高齢者生活福祉センターとする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	肢体不自由者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者援産施設、重度身体障害者更生施設、重度身体障害者援産施設、身体障害者福祉工場、補装具製作所、点字図書館、盲人ホーム、身体障害者福祉センター、身体障害者体育館、知的障害者更生施設、知的障害者援産施設及び知的障害者通勤寮とする。
	介護保険施設	介護保険法第 48 条第 1 項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設
都市施設	公園等	都市計画法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものであるものとする。
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑穀類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩壊又は地すべりにより山地が崩壊したものであるものとする。
	造林地等	人口造林地における造林木及び天然木（利用伐期齢級未満のもの）とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその付属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものであるものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木、製材業者の所有又は管理するもの（木材、薪炭、特殊林産物）とする。

区 分		判 定 基 準
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、取締、若しくは練習に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、杢貝、はまち、たい等の魚介類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。
商工業関係被害	商業	商品売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して利用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘及びこれに付随する選鉱、精錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその付属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船舶（漁船を除く）	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めになった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害に掲げたものを除いたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	崩壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

2. 県への災害報告要領

佐賀県防災 GIS システムによる県への報告

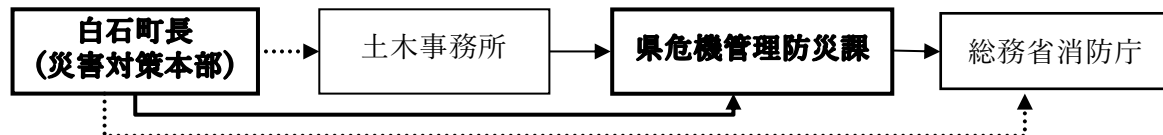
警報発表時：1 時間ごと・随時

① 報告等の種類

報 告 区 分	報告責任者	報告様式	摘 要
災害情報	町 長	様式第 1 号	災害を覚知した時、災害の状況及び措置等について その都度報告 する。
被害状況報告(速報)	町 長	様式第 2 号	災害により発生した被害状況及び応急措置状況を 一定時間を置き報告 する。
被害状況報告(確定)	町 長	様式第 2 号	同一の災害に対する被害調査終了した時、又は、応急対策が終了した時点で報告する。
住民避難等報告	町 長	様式第 4 号	住民の避難状況を 一定時間置いて報告 する。
災害年報	町 長	県指定様式	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの被害状況について 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告する。

※一定時間：特に指定のない場合は毎日 10 時及び 15 時の 2 回とする。

② 報告の系統



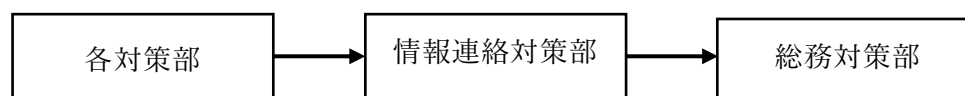
◆杵藤土木事務所：TEL:0954-22-4184 FAX:0954-23-9763

◆県危機管理防災課：TEL:0952-25-7026 FAX:0952-25-7262

◆総務省消防庁：TEL:03-5253-7525 FAX:03-5253-7535

3 町災害対策本部内の報告要領

① 各対策部において収集した情報は「様式第 3 号」に取りまとめ、総務対策部へ報告する。



報告の時間等については、特に指定しない場合、毎日 9 時 30 分及び 14 時 30 分の 2 回とする。

避難所に関する事項

1. 指定緊急避難場所

施設の名称	施設の住所	対象とする異常な現象の種類						指定避難所との重複
		洪水 (内水氾濫含)	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	
白石町総合センター	白石町大字福田 1312-1	○	○	○	○	○	○	○
白石町健康センター	白石町大字福田 1312-1	○	○	○	○	○	○	○
白石社会体育館	白石町大字遠江 75-1	○	○	○	○	○	○	○
白石高等学校 (普通科キャンパス)	白石町大字今泉 138	○	○	○	○	○	○	○
佐賀農業高等学校	白石町大字福田 1660	○	○	○	○	○	○	○
白石中学校	白石町大字遠江 143-1	○	○	○	○	○	○	○
白石小学校	白石町大字福田 2371	○	○	-	○	-	○	○
六角小学校	白石町大字東郷 2231	○	○	○	○	○	○	○
須古小学校	白石町大字堤 1463	○	-	○	○	○	○	○
北明小学校	白石町大字築切 205	○	○	-	○	○	○	○
三近堂コミュニティセンター	白石町大字堤 1461	○	-	○	○	○	○	○
福富ゆうあい館	白石町大字福富 3535-1	○	○	-	○	-	○	○
道の駅しろいし	白石町大字福富下分 306-4	○	○	-	○	-	○	○
福富社会体育館	白石町大字福富 3508-2	○	○	-	○	-	○	○
旧福富中学校	白石町大字福富 3499	○	○	-	○	-	○	○
福富小学校	白石町大字福富 3410-2	○	○	-	○	-	○	○
有明スカイパークふれあい郷	白石町大字戸ヶ里 3211	○	○	-	○	-	○	○
有明公民館	白石町大字坂田 275-1	○	○	-	○	-	○	○
旧有明中学校	白石町大字坂田 290-1	○	○	○	○	○	○	○
有明東小学校	白石町大字牛屋 6833-2	○	○	-	○	-	○	○
有明西小学校	白石町大字戸ヶ里 1493-1	○	○	○	○	○	○	○
有明南小学校	白石町大字深浦 5581-1	○	-	○	○	○	○	○
白石町総合運動場	白石町大字福田 1420	-	○	-	○	-	○	-

2. 指定避難所一覧

名 称	住 所	電話番号	避難地域
白石町総合センター ※	白石町大字福田 1312-1	0952-84-3921	白石地域全域
白石町健康センター ※	白石町大字福田 1312-1		〃
白石社会体育館	白石町大字遠江 75-1	0952-84-6432	〃
白石高等学校 ※ (普通科キャンパス)	白石町大字今泉 138	0952-84-2131	〃
佐賀農業高等学校 ※	白石町大字福田 1660	0952-84-2611	〃
白石中学校	白石町大字遠江 143-1	0952-84-2411	〃
白石小学校	白石町大字福田 2371	0952-84-2006	〃
六角小学校	白石町大字東郷 2231	0952-84-2009	〃
須古小学校	白石町大字堤 1463	0952-84-2219	〃
北明小学校	白石町大字築切 205	0952-84-2240	〃
三近堂コミュニティセンター	白石町大字堤 1461	0952-84-3445	〃
福富ゆうあい館 ※	白石町大字福富 3535-1	0952-87-2171	福富地域全域
道の駅しろいし	白石町大字福富下分 306-4	0952-87-2116	〃
福富社会体育館	白石町大字福富 3508-2	0952-87-2931	〃
旧福富中学校体育館	白石町大字福富 3499	0952-87-3531	〃
福富小学校	白石町大字福富 3410	0952-87-3126	〃
有明ｽﾎﾟｰﾂﾊﾟｰｸふれあい郷 ※	白石町大字戸ヶ里 3211	0954-65-3366	有明地域全域
有明公民館 ※	白石町大字坂田 275-1	0954-65-3135	〃
旧有明中学校	白石町大字坂田 290-1	0954-65-2127	〃
有明東小学校	白石町大字牛屋 6833-2	0954-65-4038	〃
有明西小学校	白石町大字戸ヶ里 1493-1	0954-65-4137	〃
有明南小学校	白石町大字深浦 5581-1	0954-65-4169	〃

※印は、自主避難及び避難行動要支援者(高齢者、子ども、障がい等)優先の避難所とする。

3. 各指定緊急避難場所における避難誘導責任者

避難所	避難誘導責任者	避難誘導員
白石町総合運動場	住民課長	

4. 各指定避難所における避難誘導責任者及び避難所管理者等

● 白石地域

避難所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難所管理者	駐在責任者
白石町総合センター※	長寿社会課長		長寿社会課長	
白石町健康センター※	長寿社会課長		長寿社会課長	
白石社会体育館	税務課長		住民課長	
白石高等学校 ※（普通科キャンパス）	長寿社会課長		長寿社会課長	
佐賀農業高等学校※	長寿社会課長		長寿社会課長	
白石中学校	税務課長		住民課長	
白石小学校	税務課長		住民課長	
六角小学校	税務課長		税務課長	
須古小学校	税務課長		税務課長	
北明小学校	税務課長		税務課長	
三近堂コミュニティセンター	税務課長		税務課長	

● 福富地域

避難所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難場所管理者	駐在責任者
福富ゆうあい館※	長寿社会課長		長寿社会課長	
旧福富中学校	税務課長		農業委員会局長	
福富小学校	税務課長		農業委員会局長	
福富社会体育館	税務課長		農業委員会局長	
道の駅しろいし	税務課長		農業委員会局長	

● 有明地域

避難所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難場所管理者	駐在責任者
有明公民館※	長寿社会課長		長寿社会課長	
有明スカパー ふれあい郷※	税務課長		企画財政課長	
旧有明中学校	税務課長		企画財政課長	
有明東小学校	税務課長		企画財政課長	
有明西小学校	税務課長		企画財政課長	
有明南小学校	税務課長		企画財政課長	

※印は、自主避難及び避難行動要支援者（高齢者、子ども、障害等）優先の避難所とする。

また、災害規模等により、地区公民館を避難所にする場合がある。

5. 避難対象地区及び予想される危険

地 区	避難対象地区名	予想される危険	避 難 所	収容人員
白石	白石地域	水のあふれ	白石町総合センター	437 人
			白石町健康センター	79 人
			白石社会体育館	640 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			白石中学校	638 人
			白石小学校	347 人
	六角地域	水のあふれ	白石町総合センター	437 人
			白石町健康センター	79 人
			白石社会体育館	640 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			白石中学校	638 人
			六角小学校	318 人
	須古地域	水のあふれ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊	白石町総合センター	437 人
			白石町健康センター	79 人
			白石社会体育館	640 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			白石中学校	638 人
			須古小学校	255 人
			三近堂コミュニティセンター	99 人
	北明地域	水のあふれ	白石町総合センター	437 人
			白石町健康センター	79 人
			白石社会体育館	640 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			白石中学校	638 人
			北明小学校	345 人
福富	福富全地域	水のあふれ	福富ゆうあい館	346 人
			道の駅しろいし	68 人
			福富社会体育館	493 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			旧福富中学校	504 人
			福富小学校	441 人
有明	牛屋東分・牛屋西分・新明地域	水のあふれ	有明ｽﾏｲﾎﾟｰｸふれあい郷	548 人
			有明公民館	274 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			旧有明中学校	792 人
			有明東小学校	357 人
	戸ヶ里・廻里津・廻里高町・大字辺田・大字田野上地域	水のあふれ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊	有明ｽﾏｲﾎﾟｰｸふれあい郷	548 人
			有明公民館	274 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			旧有明中学校	792 人
			有明西小学校	364 人
	大字坂田・室島竜王・深浦・長浜・牛間田	水のあふれ、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊	有明ｽﾏｲﾎﾟｰｸふれあい郷	548 人
			有明公民館	274 人
			白石高等学校	575 人
			佐賀農業高等学校	523 人
			旧有明中学校	792 人
			有明南小学校	271 人

6. 避難指示等における避難行動の目安

項 目	状 況	町民に求める行動
高齢者等避難 (レベル3)	・人的被害の発生する可能性が高まった状態 ※特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階(避難行動要支援者の避難)	・避難行動要支援者等、避難に時間を要する者は、計画された避難場所への避難を開始 (避難誘導員は誘導活動を実施) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示 (レベル4)	・人的被害の発生する可能性が明らかに高くなった状態 ※避難行動要支援者の避難確認を終え、通常の避難行動ができる者が避難行動を開始する段階	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所への行動を開始 (避難誘導員は引続き誘導活動を実施)
	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状態 ・人的被害が発生した場合	・高齢者等避難の発令後で避難中の町民は、確実な避難行動を直ちに完了
緊急安全確保 (レベル5)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき	・屋内での待避等の安全確保措置の指示

航空輸送に関する事項

1. 緊急ヘリポート

発着予定地名称	所在地	面 積
福富多目的運動広場 (福富マイランド公園内)	白石町大字八平 434	20,000 m ²
新明グラウンド	白石町大字新明 2812	14,000 m ²
有明ふれあい運動公園	白石町大字坂田 327	11,000 m ²
有明南小学校グラウンド	白石町大字深浦 5469	13,000 m ²
白石町総合運動場	白石町大字福田 1420	25,000 m ²

消防団に関する事項

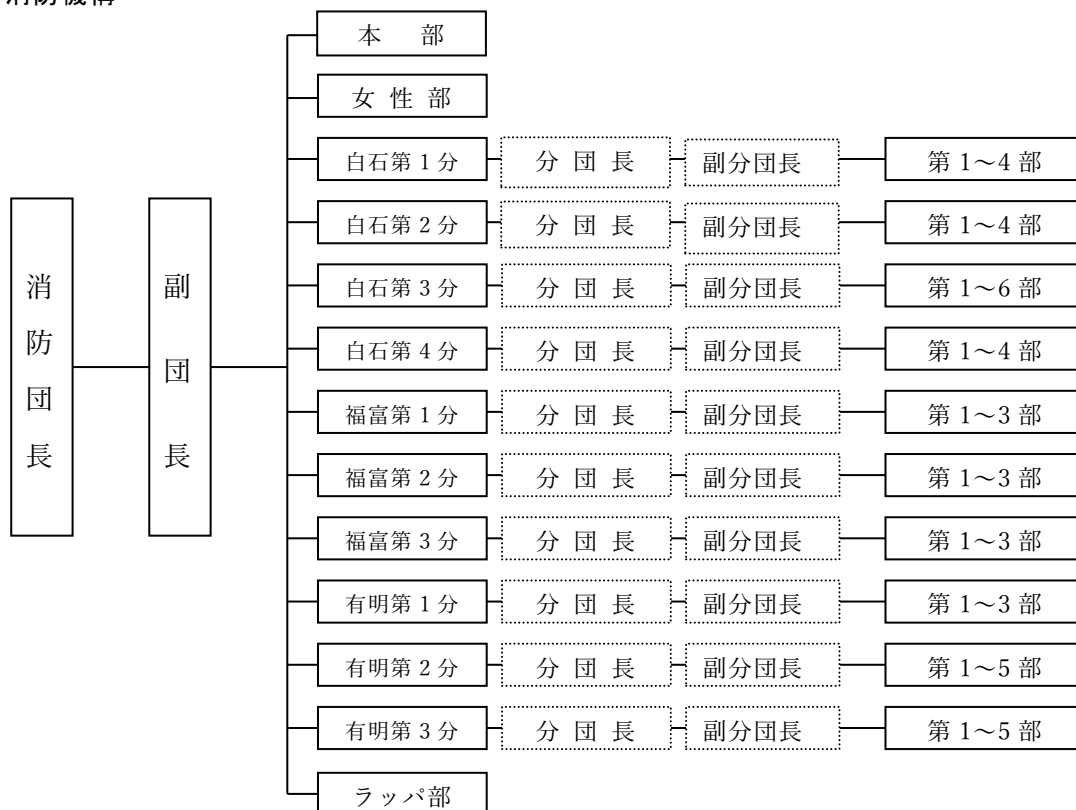
1. 消防団組織図

(1) 消防組織 (R6. 4. 2現在)

	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	団 員	計
本 部	1	3	-	-	1	33	38
女 性 部	-	-	-	-	1	20	21
ラッパ部					(1)	(20)	(21)
白石第1分団	-	-	1	1	4	79	85
白石第2分団	-	-	1	1	4	73	79
白石第3分団	-	-	1	1	6	108	116
白石第4分団	-	-	1	1	4	117	123
福富第1分団	-	-	1	1	3	72	77
福富第2分団	-	-	1	1	3	67	72
福富第3分団	-	-	1	1	3	64	69
有明第1分団	-	-	1	1	3	75	80
有明第2分団	-	-	1	1	5	105	112
有明第3分団	-	-	1	1	5	96	103
計	1	3	10	10	43	908	975

() は内数

(2) 消防機構



2. 消防団消防施設整備状況

(1) 消防機械器具 (R6. 4. 2)

分団名	部名	団員数	消防ポンプ車	積載車	小型動力ポンプ
本部		38	1		
女性部		21			1
白石第1分団	第1部 第2部 第3部 第4部	85		4	4
白石第2分団	第1部 第2部 第3部 第4部	79		4	4
白石第3分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部	116		6	6
白石第4分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	123		6	6
福富第1分団	第1部 第2部 第3部	77		3	3
福富第2分団	第1部 第2部 第3部	72		3	3
福富第3分団	第1部 第2部 第3部	69		3	3
有明第1分団	第1部 第2部 第3部	80		4	4
有明第2分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	112		5	5
有明第3分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	103		6	6
計		975	1	44	45

条例、規則に関する事項

白石町防災会議条例

平成 17 年 1 月 1 日

条 例 第 16 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、白石町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白石町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 佐賀県の知事の内部職員のうちから町長が任命する者
- (3) 佐賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長が町職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 白石町内にある公共機関及び公共的団体の役員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織(災害対策基本法第5条第2項に規定するものをいう。)を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、防災行政を推進する上で、町長が必要と認める者

6 前項の委員の定数は、24人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、佐賀県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任するものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項

は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に委嘱される第3条第5項第7号及び第8号の委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成 17 年 12 月 26 日条例第 182 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 11 日条例第 5 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

白石町防災会議委員

(令和6年6月17日現在)

会 長		白石町長
委 員		白石町副町長
委 員		白石町教育長
委 員		白石町議会議長
委 員		白石町駐在員代表
委 員		国土交通省武雄河川事務所牛津出張所長
委 員		国土交通省武雄河川事務所朝日出出張所長
委 員		杵藤土木事務所長
委 員		杵藤農林事務所長
委 員		白石警察署長
委 員		白石消防署長
委 員		白石町消防団長
委 員		佐賀県農協白石地区中央支所常務理事
委 員		佐賀県有明海漁協代表
委 員		土地改良区理事代表
委 員		町内建設業者代表
委 員		白石町地域婦人連絡協議会代表
委 員		白石町婦人防火クラブ代表
委 員		白石町民生児童委員協議会代表
委 員		白石町女性団体連絡会代表
委 員		町内自主防災会代表
委 員		白石町役場 長寿社会課長
委 員		白石町役場 農村整備課長
委 員		白石町役場 建設課長

白石町災害対策本部条例

平成17年1月1日
条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、白石町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

災害対策本部等職員配備要綱

1. 職員配備の形態と基準

(1) 風水害

配備形態	体制名	配 備 基 準
災害対策連絡室	注 意 体 制	気象業務法に基づく警報が発表され警戒が必要なとき
	警 戒 体 制	気象業務法に基づく災害に関する警報又は水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等が発表されたとき
災 害 対 策 本 部	第 1 配備体制	局地的な災害が発生し又は恐れのあるとき
	第 2 配備体制	大規模な災害が発生し又は恐れのあるとき

(2) 震災

配備形態	体制名	配 備 基 準
-	地震注意体制	町域に震度 3 の地震が発生し、必要と認めるとき
災害対策連絡室	地震警戒体制	町域に震度 4 の地震が発生したとき(自動配備) 津波注意報が発表されたとき
災 害 対 策 本 部	地震第 1 配備体制	町域に震度 5 の地震が発生したとき(自動配備) 津波警報が発表されたとき(自動配備) 大津波警報が発表されたとき(自動配備) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき 災害の規模が相当に拡大する恐れがあるとき
	地震第 2 配備体制	町域に震度 6 以上の地震が発生したとき(自動配備) 大規模な災害が発生し、又はその恐れのあるとき

2. 各配備形態の指揮者

災害種別	配備形態	体 制	指 揮 者
風水害	災害対策連絡室	注 意 体 制	①総務課長→②建設課長→③農村整備課長
		警 戒 体 制	
	災 害 対 策 本 部	第 1 配備体制	①町長→②副町長→③総務課長
		第 2 配備体制	
震災	-	地震注意体制	①総務課長→②総務課課長補佐→③危機管理・防災係長
	災害対策連絡室	地震警戒体制	①総務課長→②建設課長→③農村整備課長
	災 害 対 策 本 部	地震第 1 配備体制	①町長→②副町長→③総務課長
		地震第 2 配備体制	

3. 防災対策要員

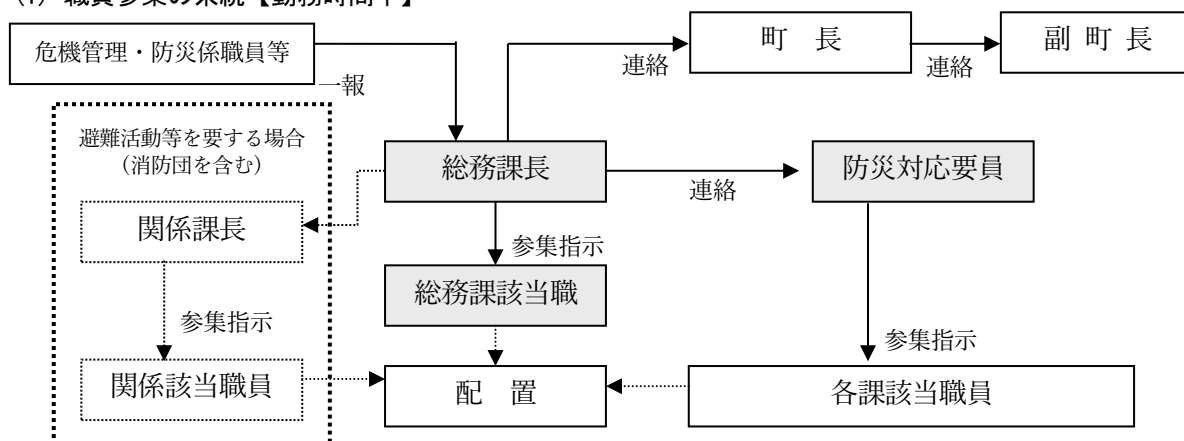
(1) 定義

災害対策本部等の迅速な設置及び運営を図れるよう、特に必要となる職員を防災対策要員として指定する。

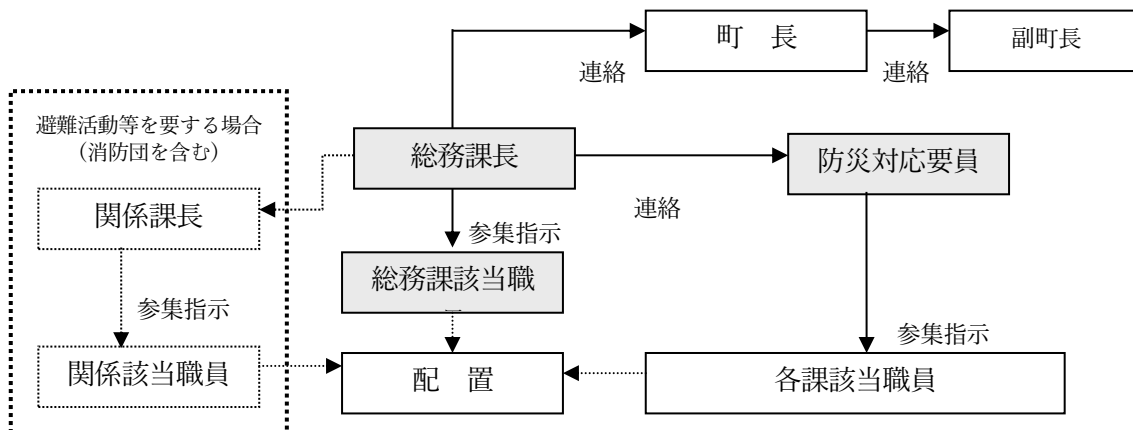
防災対策要員		人 数
課長	総務課長、農村整備課長、建設課長	3
職員	総務課課長補佐、危機管理・防災係長及び係員、農村整備課長補佐、農村管理係長、農村整備係長、水産林務係長、建設課課長補佐、建設係長2、維持管理係長2、施設営繕係長、建築住宅係長	15

4. 体制及び配備

(1) 職員参集の系統【勤務時間中】



(2) 職員参集の系統【勤務時間外・休日】



(3) 防災対策要員不在(不通)時の措置

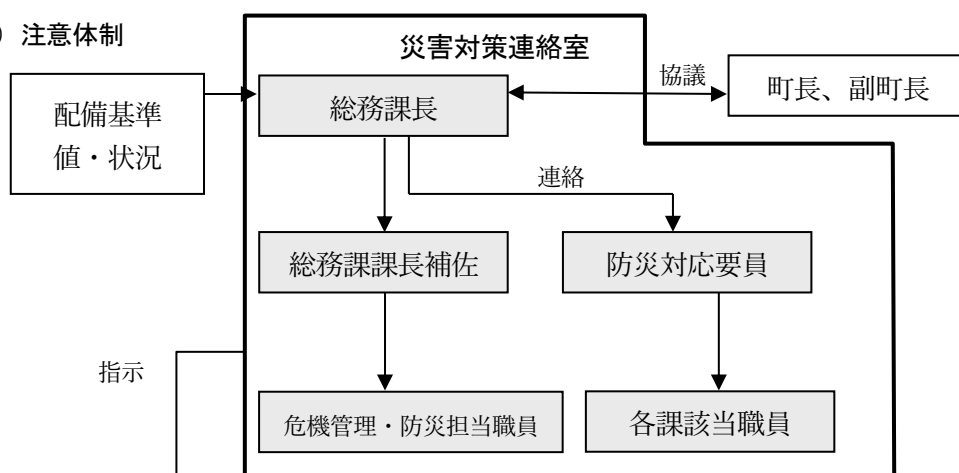
伝達者	伝達者不在時における代役者
総務課長不在の場合	①総務課課長補佐→②建設課長→③農村整備課長

(4) 非常参集要員

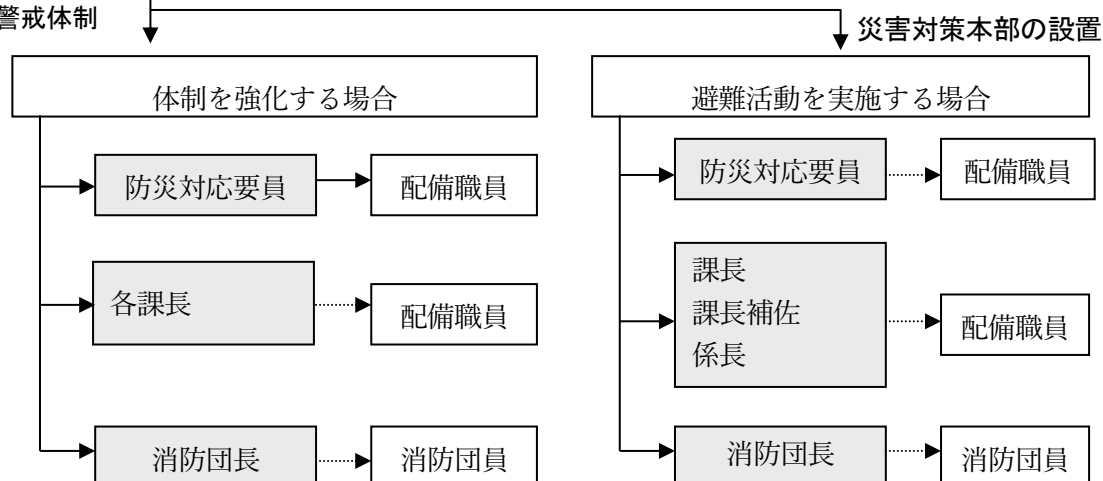
災害発生のおそれ、又は発生した場合において、伝達を受け配備体制を取る場合、あるいは電話連絡が取れない場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につく。

5. 職員配備要綱

(1) 注意体制



(2) 警戒体制



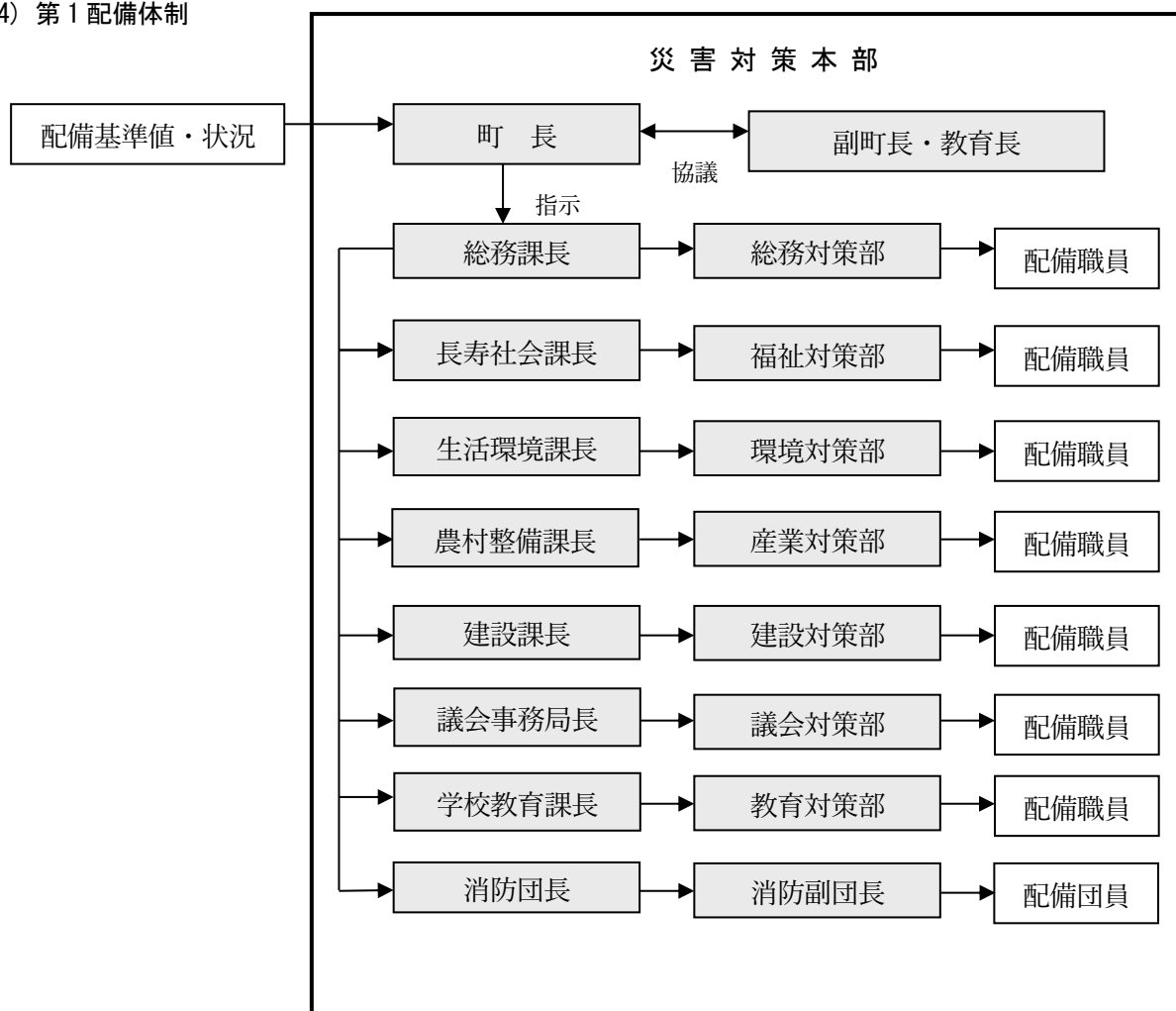
職員の参集方法

職員の参集は、直属長が予め定めた配備職員

(3) 災害対策連絡室における各部課の業務

部門	課	主な業務
総務対策部	総務課	災害対策全般、災害情報の収集・伝達・広報、避難者の搬送
建設対策部	建設課	水防対策全般
福祉対策部	長寿社会課	避難行動要支援者の避難誘導
産業対策部	農村整備課 農業振興課長 商工観光課長	水防対策全般
消防団		災害活動全般及び避難周知・誘導等

(4) 第1 配備体制



(5) 第1 配備体制における各部課の業務

部門	課	主な業務
総務対策部	総務課	災害対策全般、災害情報の収集・伝達・広報、避難者の誘導及び搬送
	企画財政課	災害対策用配車計画及び配車
	総合戦略課 税務課	避難者の誘導及び搬送
福祉対策部	長寿社会課	災害時要支援者の避難誘導
	保健福祉課	医療、保険機関との連絡調整
産業対策部	農村整備課	災害対策全般
	農業振興課	
	商工観光課	
建設対策課	建設課	災害対策全般
議会対策部	議会事務局	議会に関すること全般
教育対策部	学校教育課	教育に関すること全般
	新しい学校づくり課	
消防団		災害活動全般及び避難周知・誘導等

(6) 第2配備体制への移行

災害の状況等により、第2配備体制へ移行した場合、職員の配備は全職員をもって災害応急対策を講じる。この場合、職員の参集方法は、直属長又は直属長が指名した者が電話により行う。

(7) 参集職員の確認

警戒体制以降の職員参集にあたっては、職員の参集状況等を迅速に確認するため、所定の「参集記録票」にその旨を記入させるよう行う。

また、一定の時間が経過した場合、「参集記録票」を総務班に提出し、参集状況の報告を行う。

6. 緊急初動班

(1) 定義

緊急初動班は、町に突発的な大型震災や豪雨等が発生し、災害対策本部を設置する必要がある場合、自主的に登庁を行い、その体制づくりや応急災害措置を緊急に実施する。

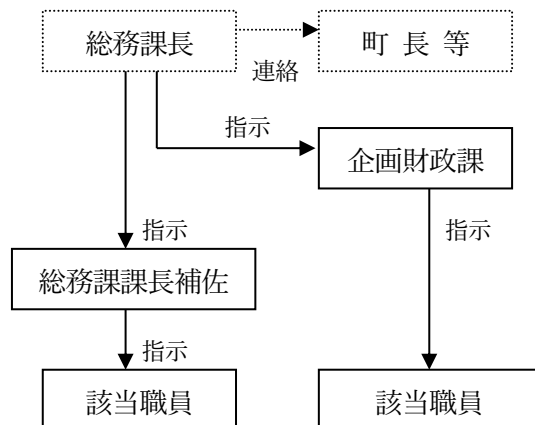
(2) 緊急初動班の要員

緊急初動班	
班 長	総務課長、企画財政課長
班 員	総務課全職員、企画財政課全職員

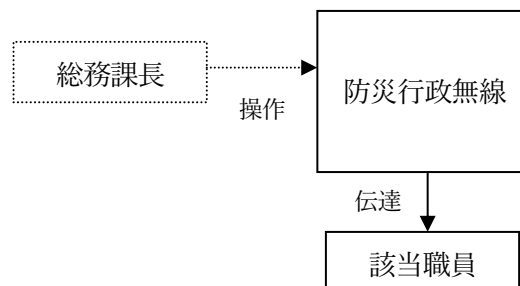
(3) 参集の伝達方法

- ① 災害の状況等を勘案して自主登庁を原則とする。
- ② 総務課長が必要と認めた場合は以下の方法により参集を行う。

(ア) 電話が利用できる場合



(イ) 電話が利用できない場合



(4) 災害対策本部への移行

災害対策における人的な要員の確保が図れ、災害対策本部を設置した場合、緊急初動班の要員は、自動的に災害対策本部における担当業務に従事することとする。

なお、指揮についても、災害対策本部長(町長)の指揮下へ自動移行する。

7. 災害応急対策用車両等の配車計画

(1) 広報車に利用する車両(スピーカー付車両)

管理 No	車種	車両番号	管理課
9	エフ・リー	佐賀 480 か 6306	企画財政課
21	ム・フ	佐賀 581 く 3933	〃
28	ム・フ	佐賀 581 く 3934	〃

(2) 避難者搬送用に利用する車両

管理 No	車両番号	定員	管理課
25	佐賀 300 め 4645	8	企画財政課
33	佐賀 300 め 5763	10	〃
37	佐賀 300 む 3021	5	〃

(3) 応急活動等に利用する車両

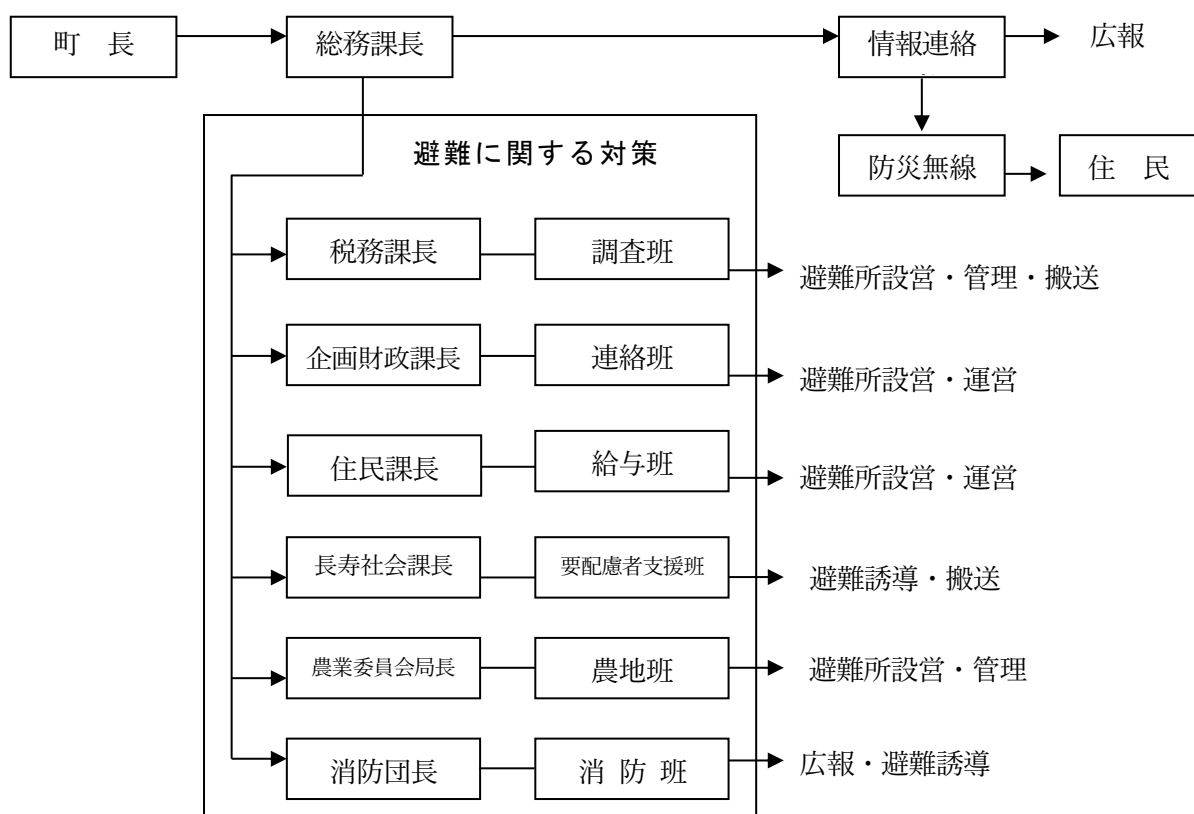
管理 No	車種	車両番号	無線機の有無	管理部課
緊急車両	デリカ	佐賀 800 さ 8906	無	総務課
20	フォレスター	佐賀 300 め 1746	無	企画財政課
35	ハイラックス	佐賀 33 な 1114	無	〃
37	フォレスター	佐賀 300 む 3021	無	〃

避難活動等実施要綱

1. 避難の種類及び基準

種 別	基 準	行動の目安
高齢者等避難 (レベル3)	人的被害の発生が高まった状態	避難行動要支援者の 避難開始
避難指示 (レベル4)	人的被害の発生が非常に高いと判断された状態	全員避難の開始
緊急安全確保 (レベル5)	災害が発生し、人の生命又は身体に危険が及ぶ おそれが非常に高いと判断された状態	屋内での待避等の 安全確保措置

2. 避難情報の伝達系統



3. 避難誘導責任者

(1) 定義

避難誘導責任者は、避難行動要支援者等の避難誘導を迅速且つ安全に行うため、避難誘導を行う場合の、避難誘導要員の配備及び誘導方法等を管理する。

4. 避難誘導員

(1) 定義

避難誘導員は、避難誘導責任者からその命を受け、避難行動要支援者等の避難活動に支障をきたす住民に対しての避難誘導を行う。

5. 避難場所責任者

(1) 定義

避難場所責任者は、住民の避難において、避難者名簿の作成、避難環境の整備、食糧及び生活必需品等の管理を行い、避難場所の安定化に努める。

また、避難場所管理者は、各避難場所に対しての設営及び駐在責任者等の要員を配備しその管理を行う。

6. 駐在責任者

(1) 定義

駐在責任者は、避難場所管理者よりその命を受け、避難場所における避難者の管理及び避難生活の安定を図るための活動を行う。

7. 避難場所と活動に関する責任者

● 白石地域

避難場所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難場所管理者	駐在責任者
◎白石町総合センター	長寿社会課長		長寿社会課長	
◎白石町健康センター	長寿社会課長		長寿社会課長	
白石社会体育館	税務課長		住民課長	
白石中学校	税務課長		住民課長	
白石小学校	税務課長		住民課長	
六角小学校	税務課長		税務課長	
須古小学校	税務課長		税務課長	
北明小学校	税務課長		税務課長	
三近堂コミュニティセンター	税務課長		税務課長	
白石高校（普通科キャンパス）	税務課長		住民課長	
佐賀農業高校	税務課長		住民課長	

● 福富地域

避難場所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難場所管理者	駐在責任者
◎福富ゆうあい館	長寿社会課長		長寿社会課長	
旧福富中学校	税務課長		農業委員会局長	
福富小学校	税務課長		農業委員会局長	
福富社会体育館	税務課長		農業委員会局長	
道の駅しろいし	税務課長		商工観光課	

● 有明地域

避難場所	避難誘導責任者	避難誘導員	避難場所管理者	駐在責任者
◎有明公民館	長寿社会課長		長寿社会課長	
◎有明カハークふれあい郷	税務課長		企画財政課長	
旧有明中学校	税務課長		企画財政課長	
有明東小学校	税務課長		企画財政課長	
有明西小学校	税務課長		企画財政課長	
有明南小学校	税務課長		企画財政課長	

◎ 自主避難場所

*上記以外の避難場所の他、地区公民館を避難場所にする場合がある。

8. 避難搬送用車両の計画

車両 No	車両番号	定員	管理部課
25	佐賀 300 め 4645	8	企画財政課
33	佐賀 300 め 5763	10	〃
37	佐賀 300 む 3021	5	〃

防災上配慮を要する者の利用する施設(要配慮者関連施設)

町内の要配慮者利用施設のうち、ハザードマップにおける想定浸水深が50cm以上の場所に立地する施設、若しくは土砂災害警戒区域内の施設

種 別	地域	施 設 名 称	住 所	電話番号
公立中学校	白石	白石中学校	大字遠江143-1	0952-84-2411
病院	白石	藤井整形外科	大字遠江187-13	09582-84-5880
診療所	白石	有明医院	大字築切851	0952-84-2842
診療所	白石	重村医院	大字廿治1510	0952-84-2656
認知症共同	白石	グループホームうたがきの里	大字築切264-1	0952-84-6661
通所介護	白石	デイサービスセンターうたがきの里	大字築切264-2	0952-84-5530
通所介護	白石	デイサービス 白石の杜	大字東郷1307-3	0952-77-9122
有料老人ホーム	白石	有料老人ホーム 白石の杜	大字東郷1307-3	0952-77-9122
短期生活、介護老人福祉施設	白石	特別養護老人ホーム歌垣之園	大字大渡600-1	0952-84-4000
有料老人ホーム、通所介護	白石	住宅型有料老人ホームそいよかね白石	大字福田1268-1	0952-37-5617
地域密着通所介護	白石	デイサービスセンター きらきら	大字福田1471-5	0952-65-3800
診療所	福富	カワ医院	大字福富3213-1	0952-87-2233
地域密着通所介護、 地域共生ステーション	福富	有限会社片渕健やかウラブ	大字福富3393	0952-87-3922
幼保連	有明	ありあけ幼稚園	大字牛屋335	0954-65-3015
就労継続支援(B型)	有明	かがやきの丘「カボ」有明店	大字深浦1711-2	0954-65-9089
	合計	15施設		

白石町防災行政無線施設

1 親局(白石町役場本庁内設置)

① 60MHz帯無線送受信装置

同報周波数 : 61.490MHz / 5.0w

呼出名称 : ぼうさいしろいし

2 再送信子局(福吉公民館)(新明一農区公民館)

親局向け送受信周波数 : 61.490MHz / 0.5w

子局向け送受信周波数 : 65.435MHz / 2.0w

3 子局一覧表

NO	子局名	設置場所	SPK 種別			増設 AMP	AB 出力	備 考
			30R	30S	50S			
00	役場(親局)	白石町役場本庁		4				屋上設置局
01	古賀	白石町交流館		1	1	○	0.1w	電話機は屋内 D 外接箱
02	白石	白石小学校		3	1	○	0.1w	電話機は屋内へ延長
03	福吉	福吉公民館		4				再送信子局
04	福田北	福田北公民館		2	1			
05	福田南	福田南公民館		1	3	○		簡易子局
06	揚田	揚田公民館			4	○		簡易子局
07	六角	六角小学校			4	○	0.1w	電話機は屋内へ延長
08	西郷	六角西部	4					簡易子局
09	今泉	今泉公民館		4				
10	吉村	吉村公民館		4				簡易子局
11	須古	須古小学校		4			0.1w	電話機は屋内へ延長
12	馬田	馬田消防格納庫		3	1	○		
13	下箕具	大町橋右岸堤防		4				簡易子局
14	鳥巢	鳥巢運動公園	1	1	1			
15	馬洗	歌垣登り口公園		1	1			
16	船野	船野公民館	2		1			簡易子局
17	川津	川津公民館	1	1	1			
18	北明	北明小学校		3	1	○	0.1w	電話機は D 外接箱
19	白石社会体育館	白石社会体育館		4			0.1w	電話機は屋内へ延長
20	横手	横手上公民館		3	1	○		
21	新拓	新拓消防格納庫		1	3	○		
22	弥築	弥築公民館		2	1			
23	新観音	新観音公民館			4	○		
24	ゆうあい館	福富ゆうあい館			3	○	0.5w	電話機は屋内へ延長
25	福富下区	下区中央住宅		3			2.0w	電話機は D 外接箱
26	福富中区	大弘寺		2	2	○		簡易子局
27	福富北区	福富北区公民館		2	2	○		簡易子局、
28	住ノ江	住ノ江公民館		2	2	○	2.0w	電話機は屋内へ延長
29	六府方	六府方公民館		4				

NO	子局名	設置場所	SPK 種別			増幅 AMP	AB 出力	備 考
			30R	30S	50S			
30	東六府方	東六府方多目的集会所		2	2	○		
31	大福	大福町有地		1	3	○		
32	福富南区	福富南区公民館		4				簡易子局
33	八平	八平多目的集会所			4	○	1.0w	電話機は屋内へ延長
34	有明東	有明東小学校		2	1		0.1w	電話機は屋内へ延長
35	牛屋	西光寺		4				
36	新明 1	新明 4 農区 B 公民館		2	1			簡易子局
37	新明 2	有明 2A 公民館		1	3	○		
38	新明 3	新明一農区公民館		1	1		親 0.5W 子 2.0w	再送信子局 電話機延長
39	有明西	有明西小学校	1	2			0.01w	電話機は屋内へ延長
40	廻里津	ふたば保育園	1	2	1	○		簡易子局
41	高町	高町公民館		2	2	○		
42	上田野上	上田野上公民館	1	1	2	○		
43	有明南	有明南小学校		3			0.01w	電話機は屋内へ延長
44	坂田	坂田公民館	1	3				簡易子局
45	白岩	白岩公民館		2				
46	深浦西	深浦西公民館	2	1				簡易子局、再送信受信地区
47	百貫	竜王漁協組合		1	1			再送信受信地区
48	大谷	大谷公民館	1	2				簡易子局、再送信受信地区
49	牛間田	牛間田公民館		1	1		2.0w	電話機は屋内へ延長、再送信受信地区
50	竜王	樋口搦			2			
		合計	15	100	62	21	15 局	簡易子局 14 局、再送信受信地区 5 局

各種様式

様式第1号(災害情報)

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
(注意) 災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。 1. 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因、状況、消防機関等の出動等）を記載すると共に、死者、行方不明者、重傷者、軽傷者等人的被害を受けた個人毎にそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況、防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難、避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。			

様式第2号(被害状況報告)

被害状況報告(速報・確定)

月 日 時 分現在

区分		市 町 村 名		報 告 者 名		摘 要	
1	人的被害	死	者	人			
2		行	方 不 明	者	人		
3		重	傷	者	人		
4		軽	傷	者	人		
5	住家被害	全	壊	棟			
6				世帯			
7				人			
8			棟の被害額(千円)				
9		半	壊	棟			
10				世帯			
11				人			
12			棟の被害額(千円)				
13		床上浸水		棟			
14				世帯			
15				人			
16			棟の被害額(千円)				
17		床下浸水		棟			
18				世帯			
19				人			
20			棟の被害額(千円)				
21		一部損壊		棟			
22				世帯			
23				人			
24			棟の被害額(千円)				
25		非住家	公 共 建 物	棟			
26			棟の被害額(千円)				
27			その他	棟			
28			棟の被害額(千円)				
29	罹 災 世 帯 数		世帯				
30	罹 災 者 数		人				
31	災 害 対 策 本 部 設 置			月 日 時 分			
32	災 害 対 策 本 部 解 散			月 日 時 分			
33	災 害 救 助 法 適 用			月 日 時 分			
34	消 防 職 員 出 動 延 人 員		人				
35	消 防 団 員 出 動 延 人 員		人				
36	棟 の 被 害 額 の 計		千円				

様式第3号(住民避難等報告)

住 民 避 難 等 報 告 書						
市町村名		報告責任者		報告時間	日 時 分	
避難指示(以下「指示等」という。)の状況						
地 区 名	指示等の原因	指示等日時	対象世帯数	対象人員	避難場所	解 除 日 時
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
警 戒 区 域 設 定 の 状 況						
地 区 名	設定の原因	設 定 日 時	対象世帯数	対象人員	避難場所	解 除 日 時
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
自 主 避 難 の 状 況						
地 区 名	避難の原因	避 難 日 時	対象世帯数	対象人員	避難場所	帰 宅 日 時
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分
		日 時 分	世帯	人		日 時 分

※解除日時、帰宅日時は、最終結果報告の中で記載する。

様式第 4 号(設備、物件事前予告)

白総第 号

年 月 日

様

白石町長 印

設備、物件の事前予告について

様が管理している下記の設備、物件は、災害が発生した場合、被害が拡大するおそれがあるので、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 59 条により 年 月 日までに措置されますよう予警告します。

記

1. 設備、物件名

2. 設備、物件数量

3. 措置内容

4. その他

様式第 5 号(報道機関等災害状況発表内容)

報 道 機 関 等 災 害 状 況 発 表 内 容

年 月 日 時 分現在

1. 気象情報

2. 災害情報

3. 被害状況

4. 本町の防災体制

5. 停電状況

6. 断水状況

7. 交通機関の運行状況

8. 避難状況

9. 災害復旧状況

様式第 6 号(義援物資・義援金受付受領書及び控え)

義援物資受付受領書及び控え

(番号:) 物 品 受 付 控 年 月 日 品 目 数 量 住 所 氏 名 災害の種類	(番号:) 物 品 受 付 受 領 書 年 月 日 品 目 数 量 上記は()災害の救助物資 として正に受領致しました。 白石町長 印

義援金受付受領書及び控え

(番号:) 義 援 金 受 付 控 年 月 日 一 金 住 所 氏 名 災害の種類	(番号:) 義 援 金 受 付 受 領 書 年 月 日 一 金 上記は()災害の義援金 として正に受領致しました。 白石町長 印

様式第 7 号-1 (義援物資受付整理簿)

義 援 物 資 受 付 整 理 簿

災害の種類() 年 月 日

年 月 日	氏 名	住 所	品 名	数 量	備 考

受付者課名及び氏名：

様式第 7 号-2(義援金受付整理簿)

義 援 金 受 付 整 理 簿

災害の種類() 年 月 日

年 月 日	氏 名	住 所	金 額	備 考

受付者課名及び氏名：

様式第 8 号(公用交付令書)

公 布 第 号

公 用 公 布 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書(年 月 日
第 号)にかかる処分を次のとおり公布したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定
によりこれを交付する。

年 月 日

処 分 権 者 氏 名



公布した内容

様式第 9 号 (公用変更令書)

変 更 第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書(年 月 日
第 号)にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定
によりこれを交付する。

年 月 日

処 分 権 者 氏 名



変更した処分の内容

様式第 10 号 (公用取消令書)

取 消 第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 71 条 の規定に基づく公用令書(年 月 日
第 号)にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこ
れを交付する。

年 月 日

処 分 権 者 氏 名



様式第 11 号(自衛隊派遣要請依頼書)

白総第 号

年 月 日

佐賀県知事 様

白石町長 閣

自衛隊の災害派遣要請依頼について

自衛隊法第 83 条の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

1. 派遣を要望する理由
2. 災害の状況
3. 派遣を必要とする期間
4. 派遣を希望する区域及び活動内容
5. その他参考となるべき事項
6. 連絡先
 - (1) 連絡場所
 - (2) 連絡責任者

様式第 12 号(自衛隊派遣撤収要請依頼書)

白総第 号

年 月 日

佐賀県知事 様

白石町長 閣

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたので、下記のとおり自衛隊の撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請依頼時期

2. 派遣要請依頼時期

3. 撤収作業場所

4. 撤収作業内容

5. その他参考となるべき事項

様式第 13 号 (罹災世帯名簿)

罹 災 世 帯 名 簿

白石町 No. _____

災 害 の 種 別				
災害発生日時				
り 災 状 況				
り災世帯住所				
世 帯 構 成 員				
No	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考欄には、人的被害の有無を記入すること。

様式第 14 号 (罹災証明書)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主名	

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	佐賀県杵島郡白石町大字
住家※の被害 の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用しているものをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

白石町長 田 島 健 一 ㊞

様式第 15 号(職員参集記録票及び報告書)

職員参集記録票及び報告書

課名：_____

災害対策部名：_____ 班名：_____

報告日時： 年 月 日 時 分現在

氏 名	参集時間	自宅等の状況	備 考
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		
	月 日 時 分		

報告責任者：_____

様式第 16 号 (避難者カード)

ひなんしゃ
避難者カード

※応急期以降、又は必要に応じて家族ごとに

ひなんしや

避難者カード

※応急期以降、又は必要に応じて家族ごとに

きにゆうび ひなんび 記入日(避難日)						ねん がつ にち 年 月 日 (避難日: 月 日)						きにゆうしゃしめい 記入者氏名		うけつけばんごう 受付番号									
じたく ひが い 自宅の被害						☐ ぜんかい ☐ はんかい ☐ いちぶはそん ☐ ゆかうえしんすい ☐ ゆかしたしんすい ☐ その他() ☐ 被害なし																	
じゅうしょ 住所						たいざい きぼう 滞在を希望する場所						ひが い ☐ 避難所 ☐ 車中泊(避難所敷地内) ☐ テント(避難所敷地内) ☐ その他()											
こうく じちかいめい (校・自治会名)						()																	
でんわばんごう 電話番号						けいたいでんわ 携帯電話						じかようしや 自家用車		いろ 色									
メールアドレス(任意)						(ひなんしよ しきちない 避難所敷地内 ちゆうしや ばあい 駐車の場合)						しやしゆ 車種											
た その他の連絡先						〒 -						カパー											
しんせき (親戚など)												ペット		しゆるい 種類		☐ どうはん きぼう 同伴(を希望する)							
														とうすう 頭数		☐ じたく 自宅 ☐ ゆくえふめい 行方不明							
ひなんしよ りよう 避難所を利用する人										びこう 備考(注1)													
(ひなんしよがい ぼしよ たいざい ひと きにゆう 避難所以外の場所に滞在用人も記入)										びょうき ふくやく 病気・服薬		ようかいご 要介護		しょうがい 障害			にんさんぶ 妊産婦		7ルバー		いりよう 医療・ ききしようなど 機器使用等		
しめい 氏名										せいねんがつび 生年月日		ねんれい 年齢		せいべつ 性別									
ふりがな																							
(とっきじこう とく はいりょ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう 特記事項)特に配慮が必要なもの(内服薬や粉ミルクなど必要なもの)や ひなんしようえい きようりよく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください。										かかりが医 りようかいご 利用介護サービス		しせつめい 施設名					いしめいなど 医師名等						
										たいざいばしよ 滞在場所				ひなんしよ じたく た ☐ 避難所 ☐ 自宅 ☐ その他()									

一
家族
①

					(重要) 安否確認の問合せへの対応		回答を希望する・同意しない					
退所日					転出先							
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)					備考 (注1)							
氏名					病気・服薬 ・けが	ようかいご 要介護	障害 身体 療育 精神			にんさんぶ 妊産婦	アパー	いりょう 医療・ ききしょうなど 機器使用等
家族 ②	ふりがな											
	とっきじこう とく はいりょ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう (特記事項) 特に配慮が必要な事項(内服薬や粉ミルクなど必要なもの)や ひなんしょうんえい きょうりょく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください				かかりつけ 利用介護サービス	しせつめい 施設名 れんらくさき 連絡先				いしめいなど 医師名等		
					たいざいばしょ 滞在場所	ひなんしょ じたく その他() ☐ 避難所 ☐ 自宅 ☐ その他()						
					(重要) 安否確認の問合せへの対応			回答を希望する・同意しない				
避難所を利用する人 (避難所以外の場所に滞在する人も記入)					備考 (注1)							
氏名					病気・服薬 ・けが	ようかいご 要介護	障害 身体 療育 精神			にんさんぶ 妊産婦	アパー	いりょう 医療・ ききしょうなど 機器使用等
家族 ③	ふりがな											
	とっきじこう とく はいりょ ひつよう じこう ないふくやく こな ひつよう (特記事項) 特に配慮が必要な事項(内服薬や粉ミルクなど必要なもの)や ひなんしょうんえい きょうりょく ぎのう とくぎなど 避難所運営に協力できる技能・特技等があれば記入してください				かかりつけ 利用介護サービス	しせつめい 施設名 れんらくさき 連絡先				いしめいなど 医師名等		
					たいざいばしょ 滞在場所	ひなんしょ じたく その他() ☐ 避難所 ☐ 自宅 ☐ その他()						
					(重要) 安否確認の問合せへの対応			回答を希望する・同意しない				

様式第 17 号(避難者名簿)

避難者受付簿

受付 番号	避難所名					台帳No.	備考
	地区名	代表者氏名	避難 人数	駐車 の有無	避難所の滞在理由など	避難日時 退所日時	
				有 無	☐ 自主避難 ☐ 避難指示等による避難 自宅の被害 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 被害なし		
				有 無	☐ 自主避難 ☐ 避難指示等による避難 自宅の被害 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 被害なし		
				有 無	☐ 自主避難 ☐ 避難指示等による避難 自宅の被害 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 被害なし		
				有 無	☐ 自主避難 ☐ 避難指示等による避難 自宅の被害 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 被害なし		
				有 無	☐ 自主避難 ☐ 避難指示等による避難 自宅の被害 ☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部破損 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 被害なし		